

平成 18 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における  
環境社会配慮強化調査業務

---

# ベトナムにおける 企業の環境対策と社会的責任

*CSR in Asia*

---

平成 19 年（2007 年）3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

はじめに

当財団は、環境省の委託を受け、平成 8 年度から平成 11 年度及び平成 13 年度から平成 15 年度に開発途上国地域に進出している日系企業の環境対策の支援を目的として、年度毎に順次、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、シンガポール及び中国の 7 ヶ国を対象とした調査を実施し、その成果を国別の環境対策ガイドブックとして取りまとめた。

近年の企業活動のグローバル化に伴い、開発途上地域、特にアジア地域において活動を展開する日系企業にとっては、これまでの調査で対象としてきた公害対策等従来型の環境問題への対応はもちろんのこと、サプライチェーン管理や市民社会との対話、人権や雇用問題への対応といった幅広い領域を有する企業の社会的責任(CSR)を念頭においた環境配慮の強化が、急速に求められるようになってきている。しかしながら、異なる社会的特性を持ち情報も比較的限られているアジア地域の各国において、日本企業が幅広い CSR の要求事項を達成していくことは、実施面で困難が伴うのが実情である。

このような動向を踏まえ、本調査事業は、前年度に引き続き (1) 特にベトナムにおいて企業が対応を求められる環境対策をはじめとした CSR への対応に係る先進事例等の収集を行い、日系企業等関係者への情報提供を行うとともに、企業の取組を促進するための行政施策の今後の方向性を検討すること、(2) 開発途上国において実施される開発プロジェクトに資金面から深く関わる金融機関等の環境配慮に関する情報収集・整理を通じて、我が国の民間海外事業における環境配慮の強化に資することを目的として実施された。

実施に当たっては、文献調査を行い、さらにベトナムにおいて現地ヒアリング調査を実施した。

調査の結果、グローバル企業の開発途上地域における CSR 戦略、実践の具体例が多数収集されるとともに、ベトナムにおける環境対策や CSR の促進に向けた力強い動きが明らかになった。本報告書はこれらの動向の概要及び具体例をなるべく多く紹介し、企業及び行政への提言をまとめた。

一方、国際金融の分野においては、国際金融公社 (IFC) が、最近その環境社会配慮政策 (セーフガードポリシー) の見直しを行い、民間金融機関なども環境社会配慮方針の策定・実施に取り組んできている。これらの一連の動きなどについて情報収集、整理を行った。

最後に、貴重なお時間をさいてヒアリングに対応してくださったベトナムの多くの企業関係者、行政関係者、NGO・研究機関関係者、学識経験者の方々、取材に応じて下さった IFC 及び民間銀行のご担当の方々に厚く御礼申し上げます。特に、日本貿易振興機構及び同ハノイ、ホーチミン事務所、アジア経済研究所の関係各位には、訪問先企業の推薦やアレンジ、調査に対するアドバイス等多大なご協力を頂いた。この場をお借りして心から御礼申し上げますとともに、本報告書が開発途上地域における民間企業の海外事業活動の環境社会配慮強化に活用して頂けることを願っている。

平成 19 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム  
理事長 岡崎 洋

平成 18 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務報告書  
ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任 (CSR in Asia)

目 次

1. ベトナム経済の概要と日系企業の進出状況 .....	1
2. ベトナムにおける環境問題の現状 .....	2
(1) 概要 .....	2
(2) 水環境 .....	3
1) 概況 .....	3
2) 汚染源 .....	4
3) 沿岸域・海洋の状況 .....	4
4) 戦略・法令・基準 .....	4
(囲み) 水環境に関連する主要な法令や基準一覧 .....	5
5) 解決に向けた最近の取組 .....	6
(囲み) 「排水による環境汚染に対する課金」(政令 No. 67/2003/ND-CP) .....	7
(3) 大気環境 .....	8
1) 概要 .....	8
2) 交通由来の大気汚染 .....	10
3) 産業由来の大気汚染 .....	10
4) 大気汚染防止のための環境法令及び基準 .....	11
(囲み) 大気汚染防止のための環境法令及び基準一覧 .....	11
5) 最近の対策 .....	12
(4) 廃棄物 .....	12
1) 概況 .....	12
2) 戦略・法令・政策 .....	14
(囲み) 廃棄物関連の主な法令及び基準一覧 .....	15
(5) 自然生態系 .....	15
1) 概況 .....	15
2) 森林 .....	16
3) 沿岸・海洋 .....	17
4) 法令・政策 .....	17
(囲み) 自然生態系及び自然資源管理に関する主たる戦略、計画、法令一覧 .....	18
(囲み) 森林保護開発法 (2004 年) ~森林の村落コミュニティへの割り当て .....	19
3. ベトナムにおける環境行政と政策 .....	20
(1) 環境行政の概要 .....	20
1) 自然資源環境省 (MONRE) 及び自然資源環境局 (DONRE) の発足 .....	20
(2) 環境保護国家戦略とベトナム・アジェンダ 21 .....	22
1) 環境保護国家戦略 (2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン) .....	22
2) ベトナムの持続可能な発展のための戦略 (ベトナム・アジェンダ 21、2004 年 8 月) .....	24
(3) 戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約の導入 .....	24
1) 戦略的環境評価の導入 .....	25

2) 環境影響評価 (EIA) 制度～法改正で明確に .....	26
3) 環境保護公約の導入 .....	29
(4) 環境保護法及び施行細則 .....	32
1) 環境保護法 .....	32
囲み 新環境保護法の構成 .....	33
2) 環境保護法の実施細則及び指針に関する政令 (Decree No. 80/2006/ ND-CP of August 9, 2006, Detailing and Guiding the Implementation of a number of Articles of the Law on Environmental Protection) .....	34
3) 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発プロジェクトの作成、評価、承認、実施の各段階における環境保護政令 (Decree No. 140/2006/ND-CP of November 22, 2006) .....	34
<b>4. ベトナムにおける CSR イニシアティブと日系企業 .....</b>	<b>35</b>
(1) 注目を集め始めた CSR .....	35
(2) 企業の取組の傾向 .....	36
1) 労働環境 .....	36
2) 社会的弱者への支援 .....	37
3) 原材料調達における環境社会配慮 .....	37
4) 交通問題への対応 .....	37
5) 環境管理 .....	38
6) 環境対策についても内外無差別の方向へ .....	39
囲み VBLLI((Vietnam Business Links Initiative) ～ベトナムに CSR の考え方を広げる企業発イニシアティブ .....	40
<b>5. 事例編 .....</b>	<b>42</b>
事例 1 ホンダ・ベトナム：ベトナム初の廃気物のセメント原料化 .....	42
事例 2 日本ベトナム石油：随伴ガスの改修でベトナム初の CDM 事業 .....	45
事例 3 ソニー・ベトナム：環境保護を通じて良い企業市民へ .....	47
事例 4 パシフィック社：農家とのきめの細かいコミュニケーションで地域に根ざした経営 ..	50
事例 5 バイエル・ベトナム： 農薬の安全な使用のために各地でトレーニング .....	52
事例 6 ハノイ織物衣類：元国営企業が独自に取り組む環境改善 .....	55
<b>添付資料</b>	
添付資料 1 環境保護法 .....	57
添付資料 2 環境保護法施行細則及び指針 .....	101
添付資料 3 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の評価、承認、実施の各段階における環境保護のための政令 .....	117
添付資料 4 環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する政令 .....	125
添付資料 5 大気環境基準、大気排出基準、産業排水基準 .....	145

## 図表リスト

図 1	日本の対越直接投資の推移 .....	2
図 2	ベトナム主要河川における BOD 値 .....	3
図 3	ベトナム主要河川における BOD 値 .....	3
図 4	ベトナムにおける総浮遊粒子状物質濃度 .....	9
図 5	ベトナムにおける車両台数の伸び .....	10
図 6	ベトナムの自然林の構成の変化 .....	17
図 7	自然資源環境省組織図 .....	21
表 1	汚染物質ごとの課金率 .....	8
表 2	ホーチミン市における大気汚染物質の発生源 .....	9
表 3	ハノイにおける大気汚染物質濃度 .....	9
表 4	ベトナムにおける廃棄物管理 .....	13
表 5	環境保護国家戦略における廃棄物管理に関する目標 .....	14
表 6	自然資源環境省 (MONRE) 以外の環境関連省庁 .....	21
表 7	環境保護国家戦略における方向性・目標 .....	22
表 8	ベトナム・アジェンダ 21 における優先分野 .....	24
表 9	SEA の審査委員会構成及び設置責任機関 .....	26
表 10	EIA の対象事業 (抜粋) .....	27
表 11	環境影響評価の審査委員会構成及び承認機関 .....	29
表 12	ベトナムにおける戦略的環境評価 (SEA)、環境影響評価 (EIA)、環境保護公約の概要 .....	30

## ■調査概要

本調査は以下のような手法で実施した。

### (1) 企業のベトナムにおける環境対策やCSR対応状況の文献等調査（平成18年11月～12月）

各種文献、企業が作成・公表している環境報告書等から、ベトナムでの企業活動において行っている環境対策・CSRに関連する取り組みの概略に関する情報を収集し、開発途上地域において事業活動を展開し環境対策・CSRに関連して顕著な取り組みを行っている日本企業及び欧米資本の企業を抽出した。

### (2) ベトナム調査（平成19年2月、3月）

(1)で抽出した企業のうち、ベトナムにおいて事業活動を展開している企業の事業所または海外関連会社、行政・企業、関連諸機関、NGO/NPOに対し、環境対策・CSRに関連するヒアリングを行い、地域レベルでの取り組みの実状、現地の環境規制動向や社会状況など取り組みに影響を及ぼしている要因、取り組みの継続・発展に向けた課題、行政に期待したい役割・施策の方向性に関する意見を聴取した。

### (3) 収集事例の整理、環境関連法令の翻訳・分析（平成19年3月）

(2)で収集した事例の整理、環境関連法令の翻訳及び分析を行った。

## ■調査期間

平成18年11月～平成19年3月

## ■調査チーム

中寺 良栄	(財)地球・人間環境フォーラム企画調査部長	全体総括
満田 夏花	同上 主任研究員	ベトナム全般、環境法令、事例
足立 直樹	同上 客員研究員	企業事例調査、執筆
井上 果子	同上 客員研究員	企業事例調査コーディネート
新江 利彦	同上 客員研究員	ベトナム環境法令・翻訳
京極 絵里	同上 研究員	ベトナム環境法令・翻訳

## 1. ベトナム経済の概要と日系企業の進出状況

近年 WTO の加盟実現や APEC 開催などに象徴されるように、ベトナムの政治・経済両面における国際化はめざましい。経済成長も好調であり、2006 年の経済成長率は 8.2% に達するなど伸び盛りである。日本はこの数年、ベトナムにとって投資上位 5 カ国（金額ベース）に位置し、かつ 1988～2005 年の投資実行ベース累積額においては 1 位を占める。ベトナムにとって日本は最大の援助国であり、第 2 位の輸出先であるなど両国の関係は強い。今後も日越関係は、モノ、カネ、人すべての側面において一層の拡大傾向が続くと考えられる。

2006 年 11 月、ベトナムの WTO 加盟が WTO 一般理事会において承認され、2007 年 1 月、正式加盟を果たした。加盟申請を行ったのが 1995 年のことであるので、実に 10 年以上かけての念願の達成であった。また、2006 年 11 月には、APEC 首脳会議を議長国としてホストするなど、同年は国際社会に対してベトナムがその存在力をアピールした年となった。

1986 年にドイモイ（刷新）政策を採択したベトナムは、その効果もあり 90 年代には経済成長率が上向きはじめ、外国からの直接投資がさかんに行われるようになった。94 年にはアメリカの対越経済制裁が解除されたことがこれに拍車をかけた。1992 年には日本の ODA が再開され、2006 年度の拠出表明額は 1,039 億円（円借款、無償資金協力、技術協力合計）で、2003 年以降、一貫して増加している。また、日本はベトナムにとってアメリカに次ぐ第 2 位の輸出相手国であり、水産物、縫製品、木工、原油などを輸出している。また、第 4 位の輸入相手国であり、機械設備、電子部品、鉄鋼等を輸入している。

一方、日系企業にとっては、進出先としてのベトナムの魅力は近年高まりつつあり、90 年代半ばのベトナム投資ブーム以来の、「第二次ベトナム投資ブーム」ともいえるべき投資熱が生じている<sup>1</sup>。中国に集中しすぎた投資のリスク分散をねらった「チャイナ・プラス・ワン」としてベトナムに注目が集まったという背景もあるが、ベトナム自体の潜在力が改めて見直されたことも大きい。すなわち、高い経済成長、安定した政治情勢と良好な対日感情、成長しつつある国内市場、安価で良質な労働力、工業団地や港湾などの経済インフラの整備、「共通投資法」「統一企業法」の採択（2005 年 11 月）や「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」（2003 年 4 月）の実施など投資環境が整備されてきたことなどである。

日本の対越直接投資は、2002 年以降増加傾向にあり、2002 年約 1 億ドルであったものが、2006 年の速報値では 9.4 億ドルと飛躍的な増加を示している。投資先は、ホーチミン市及びその周辺のビンズオン省、ドンナイ省が中心であったのが、2001 年から北部（ハノイ、ハイフォン）への投資も増えてきており、近年は港湾の整備や東西回廊の建設などで中部（ダナン）も注目されはじめてきている。2005 年の対越外国直接投資（新規認可ベース）は 922 件、42 億 6,800 万ドルであり、国別では、①韓国（227 件）、②台湾（164 件）、③日本（107 件）、業種別割合としては、①重工業（40.7%）、②軽工業（16.9%）、③運輸・通信（16.0%）である<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 日本貿易振興機構「在アジア日系製造業の経営実態－ASEAN・インド編－」によれば、事業展開としてベトナムはインドに次いで、「経営規模拡大」を行うとした企業が多く、または第三国からの生産拠点の移転先としてはタイと並んでベトナムと回答した企業が多い。

<sup>2</sup> ジェトロ・ハノイセンター資料「ベトナム投資概況」（2007 年 2 月）

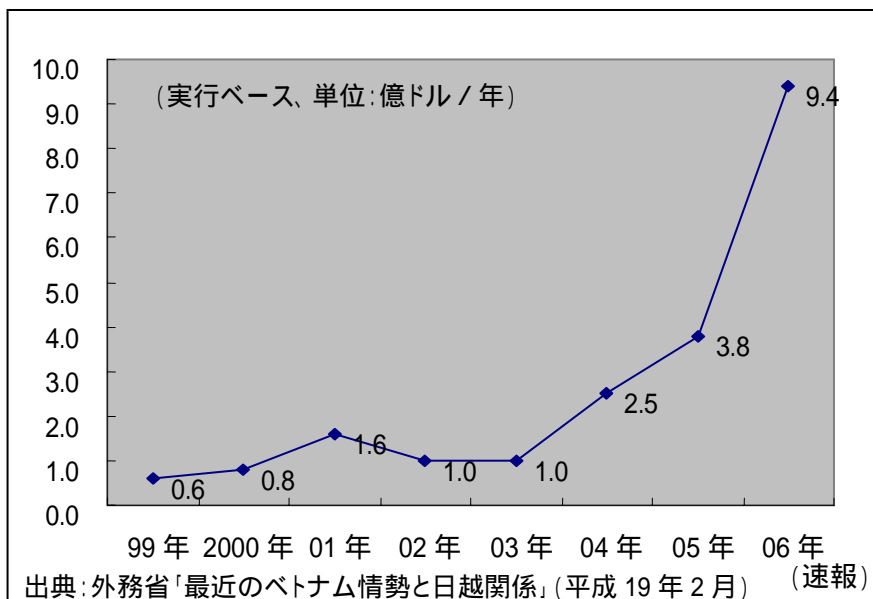


図 1 日本の対越直接投資の推移

## 2. ベトナムにおける環境問題の現状

### (1) 概要

前節において記述したように、急速な経済成長、人口増加及び大規模な開発事業などにより、ベトナムの環境汚染や自然資源の劣化は深刻である。とりわけ生活排水や産業排水による水質の汚濁、産業施設や車両・バイクの増加などに伴う大気汚染の深刻化、不適切な廃棄物処理、有害廃棄物投棄による汚染、農村部・山地における森林の減少、沿岸部におけるマングローブ林などの沿岸生態系の破壊などは問題が指摘されつつも歯止めがかかっていないのが実状である。

ベトナムのめざましい経済成長の生み出した歪みとも言えるこれらの環境問題に、ベトナム政府も危機感を募らせている。ベトナム・アジェンダ 21 や国家環境保護戦略の立案、環境保護法改正をはじめとする一連の環境関連法改正などの法制度の整備を行い、経済の国際化の中、環境と経済を両立させるための方針を相次いで打ち出した。環境保護法及び関連法の改正においては、国の上位計画策定・承認段階における戦略的環境影響評価 (SEA) を盛り込むとともに、環境影響評価 (EIA) 手続きをより明確化し、さらに自然資源の保全・利用や廃棄物処理に当たっての基本的な政策を打ち出すとともに、セクター別の産業活動における環境保護を規定したことが特徴である。特に産業公害への対処については力を入れており、深刻な環境汚染を引き起こしていると思われる企業のリスト化及びその汚染削減に対する厳しい処置 (「深刻な環境汚染を引き起こす事業所に対する徹底的な対処計画」 p.7)、環境法違反に対する罰則 (p.127)、排水に対する課金制度導入 (p.7) などを打ち出している。

また、これらの公害対策のみならず、森林、水資源、漁業などに関連する基本法の中に、自然保護や生態系の管理およびその適正な利用を含んだ自然資源の統合的な管理を盛り込んでいる点も注目される。



## (2) 水環境

### 1) 概況

今回の調査中、ベトナムにおける最も深刻な環境問題の分野について、ヒアリングを行った環境専門家や企業の担当者に質問をしたところ、「水質汚濁」及び「廃棄物」の問題が深刻だという回答が多かった。実際、ホーチミンなどの都市域中心部の運河においては、一時は運河沿いの家々や、家内工業、繊維・皮革・金属といった工場からの排水が流入し、堆積した土砂やヘドロ、ゴミなどにより淀んだ真っ黒な水から悪臭を放つような状況も見られた。

一般に、ベトナムの水質汚濁問題は、都市部への人口集中による生活排水や、未処理の産業排水、河川や運河、湖沼に投棄される廃棄物などが複合的に絡んで発生している。

河川上流部の水質はまだ良好であるものの、下流部の汚染は、都市部及び工業地帯において深刻である。河川汚濁度の指標の一つである BOD 値は、ハノイ、ハイフォン、フエ、ホーチミンにおいていずれも環境基準をはるかに上回る値を示している（図2）。また、ハノイでは 25~45 mg/l<sup>3</sup>、場所によっては 110-180 mg/l<sup>4</sup>、ホーチミンでは 20~150mg/l<sup>5</sup>という非常に高い値を示す報告も見られる。また、アンモニア性窒素（NH<sub>4</sub>-N）は、データの変動が大きいものの、環境基準を 10 倍以上も上回る観測値もハイフォンやホーチミンなどで頻発しており（図3）、汚染の深刻さを示している。一方、都市部において上水道の整備が進みつつあるものの、安全な水へのアクセスについても十分ではなく、都市部では世帯の 78%に水道が整備されているが、農村部では安全な飲み水への容易なアクセスが確保されている世帯は 44%に過ぎない。

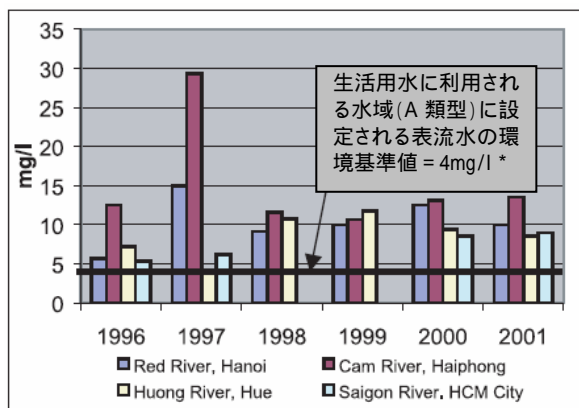


図2 ベトナム主要河川における BOD 値

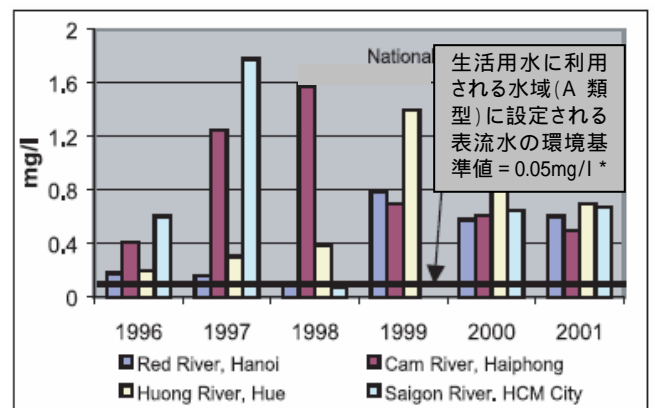


図3 ベトナム主要河川における NH<sub>4</sub> 値

出典：The World Bank, Danish International Development Assistance, Ministry of Natural Resources and Environment, “Vietnam Environment Monitor 2003”

\* TCVN5942-1995

<sup>3</sup> 「ベトナム社会主義共和国水環境技術能力向上プロジェクト終了時評価報告書」（平成 18 年 6 月）独立行政法人 国際協力機構 ベトナム事務所

<sup>4</sup> The World Bank, Danish International Development Assistance, Ministry of Natural Resources and Environment, “Vietnam Environment Monitor 2003”, p.23

<sup>5</sup> 「ベトナム社会主義共和国水環境技術能力向上プロジェクト終了時評価報告書」（平成 18 年 6 月）独立行政法人 国際協力機構 ベトナム事務所

## 2) 汚染源

汚染源としては各世帯からの生活排水と産業排水である。約 70 の工業団地、1,000 以上の病院が、1 日あたり、数百万 m<sup>3</sup> の未処理の排水を出していると見られている<sup>6</sup>。

また洪水時には排水路から水があふれ出して衛生上の問題を引き起こすこともある。

水質汚濁が進む理由の一つは処理施設の欠如や不足といった排水処理施設の未整備にある。世界銀行等が公表した「Environment Monitor 2002」によれば、南部の工業地帯の工業団地及び輸出加工区からは、1 日当たり 93 トンの汚染物質を含んだ 13 万 7,000 トンの排水が、ドンナイ川、チーバイ川、サイゴン川に排出されている一方で、ホーチミン市の 12 の工業団地及び輸出加工区のうちの 2 カ所、ドンナイの 17 の工業団地及び輸出加工区のうちの 3 カ所、ビンズオンの 13 の工業団地及び輸出加工区のうちの 2 カ所においてしか排水処理施設を設置しておらず、バリア・ブントウ省にいたっては排水処理施設を有している工業団地は皆無であった<sup>7</sup>。

このように、とりわけ南部においては工業団地からの産業排水垂れ流しによる河川の汚濁が深刻であり、2006 年 6 月はじめには、自然資源環境省 (MONRE) が汚染企業に対して改善命令を出したほか、有害物質を排出する部門への投資を制限するようにドンナイ省、バリア・ブントウ省に提案したことが報じられた<sup>8</sup>。

## 3) 沿岸域・海洋の状況

沿岸部の急速な都市化・工業化、港湾開発及び海運の発達、沿岸域における観光振興、油流出事故などにより、沿岸域の水質は悪化している。特に南部のサイゴン・ドンナイ川水系、メコン流域、ついで北部の紅河・Thai Binh 河水系において大量の窒素やリン、また重金属など多量の汚染物質が河川を通じて海域に流入している。国家環境庁 (NEA、VEPA (ベトナム環境保護局) の前身) の報告によれば、油、農薬、大腸菌による汚染が広範囲にわたって見られる。油濃度は 0.003~2.5mg/l とばらつきがあるが、いくつかの観測所において基準値を超えている<sup>9</sup>。

また、油流出事故による汚染も深刻であり、1996 年から 2002 年にかけて、石油掘削から漏れだした油の量は年間 77 万 2,000 トンとされている<sup>10</sup>。さらに同時期において、35 の大きな石油流出事故が発生し、これらの事故により、9 万 2,000 トンの油が沿岸及び海洋に流れ出したと見積もられている<sup>11</sup>。なお、今回の調査中の 2007 年 2 月にも、ベトナム中部において原因不明の油流出事故が発生し、クアンナム省の有名な観光地であるホイアン沿いの海岸が一面油で汚染されたことが大きく報道された。

## 4) 戦略・法令・基準

このように水環境を巡る深刻な状況に関して、ベトナム政府は、①水資源の管理、②水へのアクセス

<sup>6</sup> The World Bank, Danish International Development Assistance, Ministry of Natural Resources and Environment, “Vietnam Environment Monitor 2003”, p.22

<sup>7</sup> The World Bank, Danish International Development Assistance, Ministry of Natural Resources and Environment, “Vietnam Environment Monitor 2003”, p.22

<sup>8</sup> The Daily NNA ベトナム版 2006 年 6 月 28 日付『汚染処理施設設置を義務づけ』

<sup>9</sup> The World Bank, National Environment Agency, “Vietnam Environment Monitor 2002”, p.22 及び Water Environment Partnership in Asia (WEPA) <http://www.wepa-db.net/policies/state/vietnam/waterquality.htm>

<sup>10</sup> The World Bank, Danish International Development Assistance, Ministry of Natural Resources and Environment, “Vietnam Environment Monitor 2003”, p.25

<sup>11</sup> The World Bank, Danish International Development Assistance, Ministry of Natural Resources and Environment, “Vietnam Environment Monitor 2003”, p.25

の向上、③汚染の防止——の3つの側面から法制度を整備しつつある。

まず、水資源の管理については、全国規模で総合的な水資源の保全、開発、利用を行うため、1998年に従来の水資源法が改正され、1999年から施行されている。同法においては、第2章「水資源の保全」(第10条～19条)において、水資源保全の責任、水資源の悪化と枯渇に対する予防・対策、水質保全などを規定し、さらに、開発・管理単位として、河川流域をベースに水資源の開発・保全・利用を総合的に行うこと(第5条)、水資源の利用に許認可制度を導入したこと(第18、25条)、国家水資源評議会を設立すること(第63条)、河川流域の水資源開発計画を管理するために、農業農村開発省(MARD)の下に流域組織を設立することなどを規定している。

2003年に策定された環境保護国家戦略においては、水へのアクセスの向上、汚染の防止に関する目標を下記のように具体的に打ち出している。

- ・ (2020年に向けた優先目標として) 都市人口の100%及び農村人口の95%が清潔な上水にアクセスできること。
- ・ (2010年に向けた全般的目標として) 公害の増大を制限し、環境の劣化を回復させ、産業地域及び人口密集地域における環境劣化に対処し、河川・運河・池・湖の汚染を回復させること
- ・ (2010年に向けた特定の目標として) 都市及び産業地域における排水路の回復及び機能強化を完了させること。都市部の少なくとも40%において、基準に沿った分流式の排水処理施設及び下水処理施設を設置すること

2005年改正の環境保護法では、従来の環境保護法に比して、大幅に水環境に関する規定が強化された。特筆すべきポイントは下記の通りである。

- ・ 独立した章(第VII章)を新しく設け、「海、河川、その他水源の環境保護」についての基本的な考え方が示されたこと。
- ・ 海上における環境汚染の検査や処理(第57条)、海上における環境事故の防止と対処(第58条)など、「3) 沿岸・海洋の状況」(p.4)に記述したような状況に対応した海洋汚染防止を規定していること。
- ・ 河川の環境保護に関し、流域単位における河川水の管理、河川流域における生産・経営・サービス区等の新規開発や環境影響評価について定めていること(第60条)、また、河川への排出源の公開や環境法令違反のケースの処分など省レベルの人民委員会の責任を規定していること(第61条)
- ・ 水利、水力発電目的のダムの環境保護(第64条)、「地下水の環境保護」(第65条)などを規定していること

水環境に関連する主要な法令や基準は下記の通りである。

#### 水環境に関連する主要な法令や基準一覧

(基本法)

- ・ 環境保護法(2005年改正)(特に、第7章「海、河川、その他水源の環境保護」、第8章「廃棄物管理」第4節「排水管理」)
- ・ 水資源法(1998年改正)

(水資源管理関連)

- ・ 水資源の探査、採取、利用及び水源への排水に関する許可発行に関する政令 No.149(2004年) Decree No. 149/2004/ND - CP of July 27, 2004 on the issuance of permits for water resource exploration, exploitation and use, or for discharge of wastewater into water source

- 水資源の探査、採取、利用及び水源への排水に関する許可に当たっての使用量及び費用の収集、送金、管理、利用及び水準に関する決定 No.59 (2006 年)  
DECISION No. 59/2006/QD-BTC of October 25, 2006, providing the regime of collection, remittance, management and use, and levels, of the evaluation charge and the fee for granting permits for exploration, exploitation and use of water resources, discharge of wastewater into water sources and drilling for ground water.
- 水資源の探査、採取、利用及び水源への排水に関する許可発行に関する政令 No.149 の実施に関する通達 No.02 (2005 年)  
Circular No. 02/2005/TT - BTNMT of June 24, 2005, guiding the implementation of the government's Decree No. 149/2004/ND - CP of July 27, 2004, on the issuance of permits for water resource exploration, exploitation and use, or for discharge of wastewater into water sources  
(排水への環境保護料金関連)
- 排水への環境保護料金に関する政令 No.67 (2003 年)  
Decree No. 67/2003/ND-CP OF June 13, 2003 on Environmental Protection Charges for Waste Water
- 排水に関する環境保護料金に関する政令 No.67 実施ガイドラインに関する省庁間通達  
Inter-Ministerial Circular on providing guidelines for the Implementation the Decree No. 67 /2003/ND-CP of June 13, 2003 on environmental protection charges for wastewater
- 政令 No.67 による排水に関する環境保護料金の徴収の実施のための排水分析評価のためのガイド  
ド  
Guiding on assessing, sampling of wastewater for analysis in order to implement environmental preservation fee collection on wastewater in accordance with the Decree No. 67/2003ND-CP dated June 13th 2003  
(環境基準・排出基準)
- 産業排水基準 (TCVN 5945:2005 Industrial waste water. Discharge standards) (巻末添付資料 5 p.158 参照)
- 生活用水取水河川へ排出される産業排水基準 (TCVN 6980-2001)
- 生活用水取水湖沼へ排出される産業排水基準 (TCVN 6981-2001)
- 水浴・レクリエーションに利用される河川へ排出される産業排水基準 (TCVN 6982-2001)
- 水浴・レクリエーションに利用される湖沼へ排出される産業排水基準 (TCVN 6983-2001)
- 水生生物の保護に利用される河川へ排出される産業排水基準 (TCVN 6984-2001)
- 水生生物の保護に利用される湖沼へ排出される産業排水基準 (TCVN 6985-2001)
- 水生生物の保護に利用される沿岸域へ排出される産業排水基準 (TCVN 6986-2001)  
(企業の環境管理)
- 環境管理システム：使用のためのガイダンス及び要求 (TCVN ISO 14001:2005)
- 環境管理システム：原則、システム、サポート技術に関する一般ガイドライン (TCVN ISO 14004:2005)
- 環境ラベル及び宣言：タイプ I の環境ラベル 原則と手続き (TCVN ISO 14024:2005)

## 5) 解決に向けた最近の取組

近年では、ハノイ、ホーチミンの大都市圏において、多くの国際機関の支援により、排水処理施設、下水処理施設などが整備されつつある。

ベトナム政府は 1999 年、「2020 年までの都市排水・下水道開発指針」を採択し、ハノイやホーチミン市等の主要都市における排水システムの整備率を 80%以上に上げることとともに、都市洪水制御、汚

水の衛生的処理を進めること、さらには全国の都市排水システムの整備を行う上で必要な資金調達のメカニズムを開発することを目標に掲げている<sup>12</sup>。

また、国際協力銀行、ADB、世界銀行をはじめとした多くのドナーが、ホーチミン、ハノイをはじめとした都市域及び工業団地における排水網の整備や下水処理施設整備などの事業を支援しており、これらの地域における排水処理に係るインフラは徐々に整備されはじめている。

12の工業団地・輸出加工区を抱えるホーチミン市においては、産業排水の垂れ流しが深刻化していたが、2006年6月、ホーチミン市輸出加工区・工業団地管理委員会（HEPZA）は、工業団地すべてに排水処理設備の設置を義務づけ、排水処理設備を設置していない工業団地への企業の投資を今後認めない方針を打ち出している<sup>13</sup>。

こうしたインフラ整備に加え、個別企業の排水処理についてベトナム政府は相次いで厳しい対策を打ち出している。2003年4月、ベトナム政府は「**深刻な環境汚染を引き起こす事業所に対する徹底的な対処計画**」（Decision No. 64/2003/QD- TTg of April 22, 2003, Approving The Plan for Thoroughly Handling Establishments Which Cause Serious Environmental Pollution）を発表し、事業所による環境汚染を防止するための取組みを強化し、国内における環境汚染を引き起こす事業所を段階的に抑制・制限する方針を打ち出した<sup>14</sup>。これにより、2007年までに短期目標（ステージⅠ）として、リストアップされた4,000の汚染企業のうち、最も深刻な439の企業<sup>15</sup>は、①移転、②閉鎖、③クリーン技術を採用し、排水処理を行う——の3つのいずれかの選択を迫られることとなった<sup>16</sup>。

また、2003年6月に採択された「排水による環境汚染に対する課金」（下記囲み参照）においては、産業排水（水力発電放流水等を除く）、生活排水（水道未整備事業を除く）に対して課金を行い、自然資源環境局（DONRE）、水道公社、国家予算を通じてベトナム環境保護基金及び地方予算に配分するという政策を打ち出した。現在、同法令に従って啓発教育やモニタリング・センターなどの整備が行われているが、まだ十分に執行できておらず、所定の効果は上がっていない模様である<sup>17</sup>。

**「排水による環境汚染に対する課金」（2003年6月13日）政令 No. 67/2003/ND-CP**

排水による環境汚染を食い止め、きれいな水を経済的に使い、環境保護及び環境汚染解決のための「環境保護基金」の資金源を作り出すことを目的とし、環境保護法（1993年12月27日）、水資源法（93年5月20日）等に従い、財務省提案により策定された。

全3章（第Ⅰ章 一般規定、第Ⅱ章 排水に対する課金の額とその徴収・管理・利用体制、第Ⅲ章 実施規定）、18条から成る。

各章の概要は以下の通り：

**第Ⅰ章：一般規定**

課金の対象は産業排水及び生活排水である。ただし、水力発電施設から排出される水や発電施設で循環

<sup>12</sup> 国際協力銀行「ベトナム社会主義共和国 第2期ハノイ水環境改善事業（Ⅰ）事前評価表」（2006年3月）

<sup>13</sup> The Daily NNA ベトナム版 2006年6月28日付『汚染処理施設設置を義務づけ』

<sup>14</sup> Decision No. 64/2003/QD- TTg of April 22, 2003, Approving The Plan for Thoroughly Handling Establishments Which Cause Serious Environmental Pollution

<sup>15</sup> 284の製造・ビジネス事業所、52のゴミ集積場、84の病院など

<sup>16</sup> 2007年3月 MONRE ヒアリング。

<sup>17</sup> 社団法人海外環境協力センター主催『ベトナムの環境政策と最新援助動向』西宮康二氏講演資料より（2007年1月）。

される水、塩の生産により排出された海水、浄水供給システムのない辺境地域の家庭からの生活排水、などは課税対象から除外されている。

**第 II 章：排水に関する課金の額とその徴収・管理・利用体制**

生活排水について、課金額の計算方法が記載されており、「浄水 1m<sup>3</sup> あたりの販売価格に対する割合で計算される」とされている。また産業排水については、排水中の汚染物質について、以下のような課金率の表が添付されている。

表 1 汚染物質ごとの課金率

汚染物質	課金率 (VND/kg) 排水中の汚染物質 1kg 当たりの金額 (ベトナムドン)	
	最小	最大
BOD	100	300
COD	100	300
SS	200	400
水銀	10,000,000	20,000,000
鉛	300,000	500,000
砒素	600,000	1,000,000
カドミウム	600,000	1,000,000

(法令 No. 67/2003/ND-CP)

なお、課金率を規定するのは生活排水については各省の人民委員会、産業排水については財務省（自然資源環境省と連携し）とされている。

また、課徴金の一部は徴収に係る費用や産業排水の分析に必要なアセスメント、サンプリングなどの費用に利用される。さらに、国家予算及び地方予算にも同等に配分され、国家予算への配分については「ベトナム環境保護基金」の運営資金に、地方予算については新たな融資プロジェクトや地域の排水システムの修繕・管理等に当てられる。

課徴金の管理及び利用については財務省が詳細に指示するよう求められている。

**第 III 章・実施規定**

本法令に関する主要な責任機関は財務省であり、自然資源環境省と連携して実施を指示するよう求められている。本法令は 2004 年 1 月 1 日発効。

**(3) 大気環境**

**1) 概要**

ベトナムを訪れる者にとってハノイ、ホーチミンの道に溢れるモーターバイクの波の迫力は圧倒的であり、この国の人口増加、購買力の増加と都市化を実感する瞬間である。一方、バイクの急増による交通事故の増加や排気ガス、ほこりなどの大気汚染は全国的な問題となっている。

ベトナムの大気汚染は、都市部を中心として急増するオートバイや自動車の排気ガスによるもの、産業活動などによるものが挙げられ、とりわけ浮遊粒子状物質が問題となっている。

産業活動からは、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の排出寄与度が大きく、交通部門は、一酸化炭素 (CO)、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、炭化水素 (HC) の排出寄与度が大きい (表 2)。北部の石炭火力発電所や石炭を燃料とした産業は、SO<sub>2</sub> の発生のみならず、粉塵等の発生にも寄与している<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> The World Bank, National Environment Agency, “Vietnam Environment Monitor 2002”, ADB, “Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”, December 2006

表2 ホーチミン市における大気汚染物質の発生源（2000年、%）

汚染物質	産業部門	交通部門	家庭部門	その他	計
SO <sub>2</sub>	92	5	3	-	100
NO <sub>x</sub>	38	61	1	-	100
CO	15	84	1	-	100
CO <sub>2</sub>	77	12	10	-	100
炭化水素	5	94	-	1	100

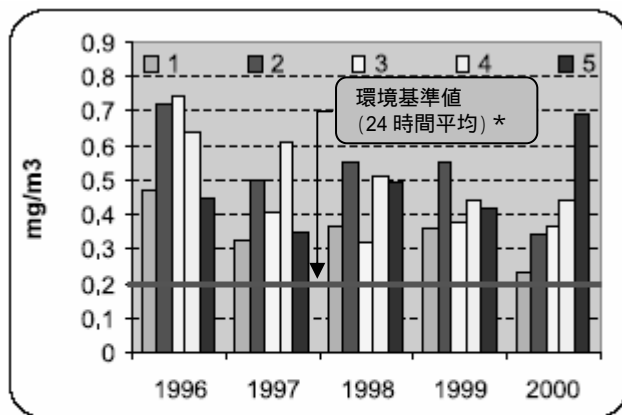
- : 重要ではないまたは発生がゼロ

出典：ADB, December 2006, *Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management, Viet Nam*

汚染物質としては、とりわけ総浮遊粒子状物質（TSP）は、基準値の1～5倍を示すことが多く、問題となっている<sup>19</sup>。人体に最も影響を及ぼすPM<sub>10</sub>（粒径10μ以下の粒子状物質）のモニタリングは最近ではまったばかりであるが、ハノイ、ホーチミンにおいてWHOの基準値（20μg/m<sup>3</sup>）を大きく上回っている。

SO<sub>2</sub>の濃度は居住地域においてはほぼベトナム環境基準（0.3mg/m<sup>3</sup>、24時間平均値）が達成されているものの、ハノイやホーチミンにおいてはWHOガイドラインの基準値（20μg/m<sup>3</sup>）を上回る値が観測されている<sup>20</sup>。産業地域においては時にベトナム環境基準を上回ることもある<sup>21</sup>。

NO<sub>2</sub>の値は概ねベトナム環境基準を満たしているが、ハノイ等大都市の沿道においては、WHOガイドラインの基準値（20μg/m<sup>3</sup>）よりも高い数値を示している<sup>22</sup>。



- 1- Industrial site (IS) Thuong Dinh, Hanoi;
- 2- Surrounding of the Cement factory, Haiphong;
- 3- Surrounding of the Steel factory, Danang
- 4- IS Bien Hoa I, Dongnai
- 5- IS Tan Binh, Ho Chi Minh City

出典：The World Bank, National Environment Agency, *“Vietnam Environment Monitor 2002”*

\*TCVN5937-1995

図4 ベトナムにおける総浮遊粒子状物質濃度

表3 ハノイにおける大気汚染物質濃度（μg/m<sup>3</sup>）

Pollutant	Year	1999	2000	2001	2002	2003
CO	Mean	2,456	2,209	2,122	2,468	3,520
	Max	14,410	11,060	8,737	12,391	8,750
NO <sub>2</sub>	Mean	6	9	16	29	33
	Max	23	117	160	173	90
SO <sub>2</sub>	Mean	6	8	22	38	38
	Max	82	150	261	208	142
PM <sub>10</sub>	Mean	155	126	122	90	112
	Max	970	1,000	997	777	589
O <sub>3</sub>	Mean	14	16	21	22	19
	Max	57	75	86	48	42

CEETIA = Center for Environmental Engineering of Towns and Industrial Areas; CO = Carbon monoxide; NO<sub>2</sub> = Nitrogen dioxide; SO<sub>2</sub> = Sulfur dioxide; PM<sub>10</sub> = particulates with a diameter of not more than 10 microns; O<sub>3</sub> = Ozone  
Source: Khaliquzzaman, 2005.

出典：ADB, *“Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”*, December 2006

<sup>19</sup> ADB, *“Strategy and Program Assessment; Vie: Country Environmental Analysis”*, 2005

<sup>20</sup> ADB, *“Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”*, December 2006

<sup>21</sup> The World Bank, National Environment Agency, *“Vietnam Environment Monitor 2002”*

<sup>22</sup> ADB, *“Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”*, December 2006



## 2) 交通由来の大気汚染

ベトナムにおける 2005 年の車両台数は 1,700 万台であり、1990 年と比して 5.6 倍になっている。モーターバイクは同時期 5.8 倍、自動車は 3.56 倍となっている<sup>23</sup>。

ベトナムの交通は、モーターバイクの割合が高いことが特徴であり、登録車両の 89%を占める<sup>24</sup>。都市域においては二人に一人が、農村域においては約 6 人に 1 人がモーターバイクを保有している<sup>25</sup>。

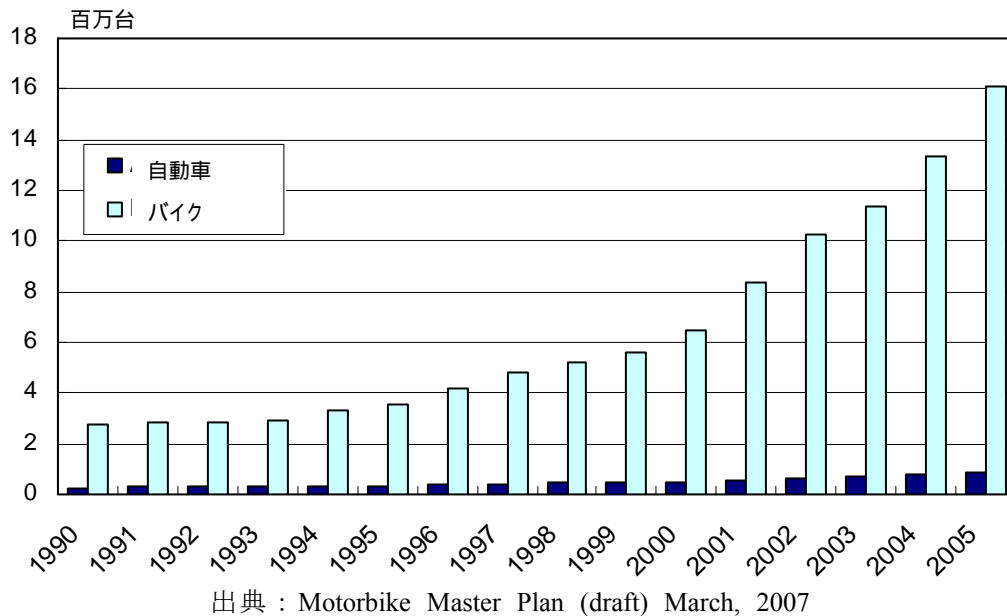


図5 ベトナムにおける車両台数の伸び

ホーチミンはベトナムで最も車両台数が多く、2002年10月現在で約220万台のモーターバイク、18万台の自動車が公式に登録されている。公共交通機関（バス）は同市の交通需要のわずか3%を満たすのみとなっている。

ハノイの交通量はホーチミンに次いで多く、2003年で約120万台のモーターバイクが登録されている<sup>26</sup>。ハノイ自然資源環境局の最近の発表によれば、同市内を通行しているバイクの70%以上が排気ガス基準を満たしておらず、大気汚染を悪化させている<sup>27</sup>。これらの多くは旧式のバイクで走行距離が1万5,000km以上にも及び、定期点検も行われていないとのことである。

なお、ベトナムでは2001年7月に無鉛ガソリンへの切り替えが実施され、有鉛ガソリンの使用は禁止されている。

## 3) 産業由来の大気汚染

火力発電所はベトナムのエネルギー需要の4割をカバーしており、特に北部地域においては石炭火力発電所が40%を占める。燃料となる石炭は、主として Quang Ninh (硫黄分 0.5%、灰分 10-15%)、Thai Nguyen (硫黄分 3-3.5%、灰分 30-40%) から産出される。石油は輸入されているが、硫黄分が高いものも多い。これらを燃料とする火力発電所、またセメント、精錬所などのプラントは、二酸化硫黄、

<sup>23</sup> Motorbike Master Plan (draft) March, 2007 (VDF/MOI)

<sup>24</sup> ADB, “Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”, December 2006

<sup>25</sup> Motorbike Master Plan (draft) March, 2007 (VDF/MOI)

<sup>26</sup> ADB, “Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”, December 2006

<sup>27</sup> 2007年3月23日付ベトジョー・ベトナムニュース『ハノイ：バイクの排気ガスで大気汚染が悪化』。ベトナム国営通信配信記事) <http://viet-jo.com/news/social/070318125532.html>



一酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質などの大気汚染物質の発生源となっている<sup>28</sup>。

#### 4) 大気汚染防止のための環境法令及び基準

新環境保護法（2005年改正）においては、第8章廃棄物管理、第5節「ばいじん、汚染大気、騒音、振動、光線、放射能の管理及び検査」において大気汚染に関する基本的な方針が規定されている。また、1993年の環境保護法に基づき、一連の大気汚染に係る環境基準・排出基準が設定されたが、その後、これらの基準の一部は改正されている。今回調査で把握できた範囲で改定状況を下記に記す。大気環境基準の改正内容は、現在まで基準値が設けられていなかったPM10などの汚染物質を追加するとともに、年間値を設けていることがポイントである。

#### 大気汚染防止のための主要な環境法令及び基準一覧

##### （基本法）

- 環境保護法（2005年改正）（特に第8章、第5節）

##### （政令、決定、規則）

- 車両排出基準の適用のためのロードマップ設定に関する決定 No.249（2005年）  
Decision No. 249/2005/QĐ - TTg of October 10, 2005, setting the roadmap for application of emission standards to road motor vehicles

##### （環境基準・排出基準）

- 大気環境基準（TCVN 5937:2005）（巻末添付資料5参照）
- 大気中有害物質の最大許容濃度（TCVN 5938-2005）（巻末添付資料5参照）
- 無機物質及び煤塵等の産業排出基準（TCVN 5939-2005）（巻末添付資料5参照）
- 有機物質の産業排出基準（TCVN 5940-2005）（巻末添付資料5参照）
- 火力発電所排ガス基準（TCVN7440:2005）（巻末添付資料5参照）
- 車輛排気ガスの最大許容濃度（TCVN 6438-2001）
- 工業地帯において排出される無機物質の産業排出基準（TCVN 6991-2001）
- 都市域において排出される無機物質の産業排出基準（TCVN 6992-2001）
- 村落及び山岳地域において排出される無機物質の産業排出基準（TCVN 6993-2001）
- 工業地帯において排出される有機物質の産業排出基準（TCVN 6994-2001）
- 都市域において排出される有機物質の産業排出基準（TCVN 6995-2001）
- 村落及び山岳地域において排出される有機物質の産業排出基準（TCVN 6996-2001）

##### （焼却炉からの排ガスに関する基準）

- 固形廃棄物焼却に関する健康配慮：排ガス中の重金属（Part1：一般要求）（TCVN 7557-1:2005）
  - 固形廃棄物焼却に関する健康配慮：排ガス中の重金属（Part2：水銀濃度の測定）（TCVN 7557-2:2005）
  - 固形廃棄物焼却に関する健康配慮：排ガス中の重金属（Part3：カドミウム及び鉛濃度の測定）（TCVN 7557-3:2005）
  - 固形廃棄物焼却：排ガス中の有機物質濃度測定（TCVN 7558:2005）
  - 固形廃棄物焼却からの最大許容濃度基準（TCVN 6560:2005）
  - 固形廃棄物焼却からのダイオキシン類濃度測定（TCVN 7556-1～3:2005）
- （企業の環境管理） p.6 参照

<sup>28</sup> The World Bank, National Environment Agency, “Vietnam Environment Monitor 2002”

## 5) 最近の対策

自然資源環境省 (MONRE) は、大気、水、土壌に関する全国的なモニタリング・システムを構築するため、CEETIA (Center for Environmental Engineering of Towns and Industrial Areas) 及び INEST (Institute for Environmental Science and Technology) などの 22 の機関のネットワーク化を行っている。さらにベトナム政府は、2001 年 7 月から無鉛ガソリンの採用を段階的に開始し、発電所及び企業に対してクリーナー・プロダクションや環境対策の徹底を奨励するとともに、p.7 において記述した通り汚染企業をリストアップし、最も汚染が深刻な企業については、2007 年までに対策を徹底するか、郊外に移転するか、閉鎖するかの選択を迫っている (「深刻な環境汚染を引き起こす事業所に対する徹底的な対処計画」)。

地方政府の中では、ホーチミン市はリアルタイムの大気モニタリングとその結果を用いた市民意識啓発に力を入れており、もっとも先進的なモニタリング・システムを有している。ホーチミン市環境保護庁 (HEPA: Ho Chi Minh City Environmental Protection Agency) は、アメリカの連邦政府によるガイドラインをもとにした大気質インデックス (AQI : Air Quality Index) を用い、大気質に応じた 5 つのカテゴリーを「良好」「普通」「少し悪い」「悪い」「有害である」の 5 段階に分けて表し、沿道及びバックグラウンドの 2 種類について公表している<sup>29</sup>。また、ノルウェイ大気研究所 (NILU) の協力を得て、各区、各沿道の大気汚染物質の排出インベントリー作成や、大気汚染物質拡散モデルづくりを行い、大気汚染予測や行政計画への反映をめざしている。

ハノイ市はスイス政府の支援を得て「大気浄化プロジェクト」を行っているが、その一環として、2006 年、モーターバイクの排ガスによる大気汚染について利用者に理解してもらうため、市内 3 カ所で排ガス検査を無料で行った<sup>30</sup>。

## (4) 廃棄物<sup>31</sup>

### 1) 概況

ベトナムにおいては、毎年 1,500 万トンの廃棄物が発生しており、そのうちの 80% (1,280 万トン/年) は、家庭、レストラン、マーケット、一般事業所から排出される一般廃棄物 (municipal solid waste) である。産業廃棄物は年間 260 万トン/年であり、廃棄物発生量の 17% を占める。ホーチミン及びその周辺の省が最も多く排出しており、産業廃棄物の約 5 割を占めており、3 割が北部の紅河デルタの工業地域から排出されている。

一方、有害廃棄物の発生量は年間 16 万トンであり、うち、13 万トンが産業 (軽工業、化学、金属、食品加工など) からのもので、2 万 1,000 トンが病院からの医療系有害廃棄物である。それに加え、農業部門から 8,600 トンの農薬や農薬の付着したコンテナなどの有害廃棄物が発生している。同部門においては、これらの有害廃棄物が 3 万 7,000 トン備蓄されているとみられ、緊急な処理が必要である。

2010 年までに、ベトナムの都市居住者は 1,000 万人増加すると予測されており、消費の増加や産業化の進展などと相俟って、一般廃棄物の発生量は 60%、産業廃棄物の発生量は 50% 増加し、有害廃棄物の発生量は 3 倍になるとされている。

<sup>29</sup> ADB, “Country Synthesis Report on Urban Air Quality Management”, December 2006

<sup>30</sup> <http://viet-jo.com/news/social/061128054450.html>

<sup>31</sup> 本項は主として The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, CIDA, “Vietnam Environment Monitor 2004”、小島道一・吉田綾 (2006)、「ベトナムにおける産業廃棄物・リサイクル政策」『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』第 5 章、日本貿易振興機構アジア経済研究所 (経済産業省委託)、2006 年、pp.95-107、地球・人間環境フォーラム「日系企業の海外活動に当たっての環境対策 (ベトナム編)」2002 年 3 月 (平成 13 年度環境省委託事業) を参照している。

表4 ベトナムにおける廃棄物管理

一般廃棄物の発生量 (トン/年)	
・国	12,800,000
・都市域	6,400,000
・農村域	6,400,000
有害な産業廃棄物の発生量 (トン/年)	128,400
無害な産業廃棄物の発生量 (トン/年)	2,510,000
医療系有害廃棄物の発生量 (トン/年)	21,000
農業部門からの有害廃棄物 (トン/年)	8,600
農薬等の貯留量 (トン)	37,000
一般廃棄物発生量 (一人一日あたり kg)	
・国	0.4
・都市域	0.7
・農村域	0.3
廃棄物収集率 (発生量に対する%)	
・都市域	71%
・農村域	<20%
・都市域の貧困層	10 - 20%
一般廃棄物処理施設の数	
・集積場および十分に管理されていない埋立て処分場	74
・衛生埋立て処分場	17
医療系有害廃棄物の処理能力 (総量に対する%)	50%

出典：The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, CIDA, “Vietnam Environment Monitor 2004”

ベトナムでは、一般に、廃棄物処理は安全に行われているとは言い難く、収集システムは未整備の地域も多い上、一般廃棄物にしばしば医療廃棄物などの有害廃棄物が混入するケースも多く見られる。また、収集システムが未整備な地域においては、各世帯や事業所がごみを周辺の河川や湖に投棄している場合もある。通常産業廃棄物は、ガラスや金属、プラスチック、段ボール、材木などの有価物についてはリサイクル業者が回収し、再資源化や再利用が行われている。しかし、有害産業廃棄物については、現在ベトナム国内の最終処分施設が存在せず、廃棄物の収集業者に有害産業廃棄物の処理を委託すれば、生活廃棄物等と一緒に埋め立て処分場に運ばれてそのまま投棄されてしまうことも頻発している。このため増大する有害産業廃棄物による環境汚染の発生が懸念されている。

多くの廃棄物処理場は、Open Dump<sup>32</sup>もしくはControl Dump<sup>33</sup>であり、61の省または中央直轄市のうちの12のみが、衛生設備を備えた廃棄物処理場を有することとどまる。財政的な理由から廃棄物処理場の建設の多くはODAによる援助で行われている。

浸出水の浸透防止や処理設備を持たない処分場が多いため、周辺の環境が汚染されることもある。例えば、ホーチミン市のDong Thanh埋め立て処分場においては、浸出水による周辺環境の汚染により、近隣の400世帯に農業収入の喪失や健康被害などの影響をもたらした。本処分場は10年以上前に建設されたものであるが、地上22mまでゴミを積み上げ覆土しており、メタンガスの発生からの発火の危険性も指摘された。このような問題から本処分場は閉鎖が決定された。浸出水処理の問題は多くの研究グループが調査を行ったものの、有効な対策はとられなかった<sup>34</sup>。

<sup>32</sup> 廃棄物を単に地面に投棄する処分方法、もしくはそのような処分形態の最終処分場。特段の管理は行わない。

<sup>33</sup> 環境管理は行わないものの、最低限の管理、例えば廃棄物を並べて固めて、被覆をするなどを行っている最終処分場。

<sup>34</sup> Duong Thi Bich Thuy, 「ベトナム地方都市における廃棄物処理に関する研究－国際協力銀行とブリッジエー

他方、一般廃棄物を扱う URENCO (Public Urban Environmental Company) の能力が向上しつつあること、ごみ収集サービスを受ける人口割合が増加しつつあること (都市部において 2000 年に 65%であったのが、2003 年には 71%に増加)、医療系有害廃棄物の焼却施設が増加していることなど、廃棄物処理分野における投資による基盤整備も進みつつある。

今後は、関連組織の更なる能力向上、住民・事業所等の意識向上、有害廃棄物の処理技術・施設の整備、有害廃棄物の処理を担う専門企業の認定や管理などのシステム整備などが課題となる。

## 2) 戦略・法令・政策

前述の環境保護国家戦略<sup>35</sup> (p.22 参照) では、2010 年及び 2020 年をターゲット年とし、廃棄物管理に関する具体的な数値目標を打ち出している。

一方で、有害廃棄物に関しては、1999 年に工場から発生する有害廃棄物の管理規則 (Decision No.155/1999/QD-TTg) が交付されている。内容は有害廃棄物の定義、関係省庁の責務、排出者の責務、運搬・処理・最終処分業者の認定制度、マニフェストによる移動、緊急時の対処などを含み管理規則として整ったものである。この規則の別紙に有害廃棄物の詳細な分類、それぞれの廃棄物の種類ごとの処理基準、処理・処分方法が規定されている<sup>36</sup>。

表 5 環境保護国家戦略における廃棄物管理に関する目標

	現在 <sup>1)</sup>	2010 年 <sup>2)</sup>	2020 年 <sup>2)</sup>
収集率	65%	90%	—
発生源における分別	不明	一般世帯：30% 事業所：70%	—
処理率	産業廃棄物：不明 有害・医療系廃棄物：50%以下	有害廃棄物：60% 医療系廃棄物：100%	—
再利用・リサイクル率	20%	—	収集された廃棄物の 30%
廃棄物処理施設の整備	処理施設を有する企業：10-20%	都市部の 40%、工業団地及び輸出加工区の 70%において、環境基準に適合した中央廃棄物処理施設が設置されること	100%の都市部、工業団地、輸出加工区において、環境基準に適合した中央廃棄物処理施設が設置されること

出典：1) The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, CIDA, “Vietnam Environment Monitor 2004”

2)環境保護国家戦略 (2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン) (2003 年 12 月策定) (Decision 256/2003/QD-TTg)

注) 環境保護国家戦略では、廃棄物に固形廃棄物のみならず排ガス・排水も含めているため、ここでいう「中央廃棄物処理施設」はこれらの処理施設も含まれると考えられる。

2006 年 7 月から施行された改定環境保護法においては、廃棄物管理に関する規定が強化され、独立した章 (『第 VIII 章廃棄物管理』) を設けている (ただし、ここでいう「廃棄物」には、固形廃棄物のみならず、大気や水への排気や排水も含まれていることに注意が必要である)。

シアジャパンの提案型案件形成調査を中心として」(2003 年 7 月) 及び The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, CIDA, “Vietnam Environment Monitor 2004”

<sup>35</sup> 環境保護国家戦略 (2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン) (2003 年 12 月策定) (Decision 256/2003/QD-TTg)

<sup>36</sup> 詳細は地球・人間環境フォーラム「日系企業の海外活動に当たっての環境対策 (ベトナム編)」(環境省委託事業、2002 年 3 月) pp.34-35 及び図 1-6-1 を参照。 <http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/viet/j/contents.html>

同法においては、廃棄物削減、再使用、リサイクルも含んだ廃棄物管理に当たっての基本的な義務及び責任について規定している。特に、有害廃棄物について、同章第2節において、有害廃棄物管理業務、有害廃棄物の分類・収集・一時保管、処理、処理施設、処分計画などについて規定している。また、2006年8月に策定された環境保護法施行細則及び指針においては、セクション4において、環境保護法を補足する規定（国家機関の責任など）を設けている。

廃棄物関連の主な法令及び基準は下記の通りである。

#### 廃棄物関連の主な法令及び基準一覧

##### （基本法）

- ・ 環境保護法（2005年改定）第VIII章「廃棄物管理」（p.82参照）

##### （政令、規則、決定等）

- ・ 環境保護法施行細則及び指針（Decree No.80/2006/ND-CP of August 9, 2006）（第4節「廃棄物の管理」など）（p.111参照）
- ・ 有害廃棄物管理規則（Decision No. 155/1999/QD-TTg）（1999年）<sup>37</sup>
- ・ 都市中心域および工業団地における固形廃棄物の管理の促進に関する命令（Directive No. 23/2005/CT - TTg of June 21, 2005, on enhancing the management of solid waste in urban centers and industrial parks）
- ・ 医療廃棄物管理規則（Decision No. 2575/1999/QD-BYHT of August 27, 1999 promulgating the regulation on medical waste management）

##### （基準）

- 固形廃棄物焼却に関する健康配慮：排ガス中の重金属（Part1：一般要求、Part2：水銀濃度の測定、Part3：カドミウム及び鉛濃度の測定）（TCVN 7557-1～3:2005）
- 固形廃棄物焼却：排ガス中の有機物質濃度測定（TCVN 7558-1～3:2005）
- 固形廃棄物焼却からの最大許容濃度基準（TCVN 6560:2005）
- 固形廃棄物焼却からのダイオキシン類濃度測定（TCVN 7556-1～3:2005）

（企業の環境管理） p.6 参照

## （5） 自然生態系

### 1） 概況

ベトナムは世界で最も豊かな生物多様性に富む国である。ベトナム北部から中部にかけては亜熱帯の照葉樹林が広く分布し、北部から中部の低地帯には落葉・半落葉の熱帯林が分布する。紅河デルタ、サイゴン河の河口域、南部のメコンデルター帯にはマングローブ林が分布し、内陸部には熱帯湿地林が広がる。さらに、ベトナムにおいては、マングローブ、ラグーン、藻場、珊瑚礁など、多様なタイプの湿地が発達しており、39のタイプの湿地が存在する<sup>38</sup>。これらの生態系が、多様な野生生物の生息域を形成し、地球上のほ乳類及び鳥類の10%が生息すると言われ、また多くの固有種が生息する。南北に長い複雑な海岸線に支えられた海洋環境も多様性に富み、20の海洋生態系タイプが存在し、1万1,000種が生息するとされている<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> 「日系企業の海外活動に当たっての環境対策（ベトナム編）」（環境省委託事業、2002年3月）参考資料3（p.107）に全文の和訳を掲載している。<http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/viet/j/contents.html>

<sup>38</sup> The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, Embassy of Sweden, “Vietnam Environment Monitor 2005 – Biodiversity-”

<sup>39</sup> The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, Embassy of Sweden, “Vietnam Environment

「500 万 ha 植林計画」などにより大規模な植林事業が促進された結果、近年、森林率自体は回復傾向にある。また、環境保護国家戦略<sup>40</sup>の中でも 2010 年までに森林率を 43%にまで増加させるという目標がたてられている。しかし、ベトナムの森林の 3 分の 2 は劣化した二次林であり、植林地も早生樹種による単一造林が多いなど、生息域の質としては良好ではない。自然林の減少や劣化、土壌浸食・劣化が全国的に生じており、広範囲で砂漠化が生じるおそれも指摘されている<sup>41</sup>。

経済の急成長、自然資源の過剰な採取、汚染、人口増加に伴う都市化、全土で進む大規模な建設事業により、ベトナムにおいて生物の生息地の消失・分断化は急速に進展している。特に豊かな生物多様性を有していた低地林は、ほとんど消失してしまっている<sup>42</sup>。さらに沿岸域や陸域の湖や河川などにおいても自然生態系が失われつつある。

生物多様性への脅威としては、以下の諸点が挙げられる<sup>43</sup>。

- ・ 大規模インフラストラクチャーの建設や農地開発、都市化などによる生息域の消失
- ・ 野生生物の商業利用
- ・ 破壊的な漁業・養殖
- ・ 違法伐採
- ・ 外来種の移入
- ・ 森林火災

## 2) 森林

ベトナムの森林は国土の 37%を占め、そのうちの 18%が植林、70%が劣化した二次林である。もともとは国土のほとんどが豊かな森林に覆われていたが、1943 年頃までに森林率は 43%程度にまで減少した<sup>44</sup>。ベトナム戦争により森林はさらに減少し、1990 年頃の森林率はベトナム政府によれば、28.2%と見積もられている。1993 年頃から国家プロジェクトとして植林が進められることになり、公式統計では 2004 年の森林率は 37.4%にまで回復した<sup>45</sup>。

しかし、森林の質自体は良好な状態にはない。自然林の分断や劣化が進んでいる。ベトナムの自然林の 3 分の 2 は貧困・劣化した状態にあると評価されており、閉鎖林はわずかに 4.3%である。

---

Monitor 2005– Biodiversity-”

<sup>40</sup> 環境保護国家戦略（2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン）（2003 年 12 月策定）（Decision 256/2003/QD-TTg）

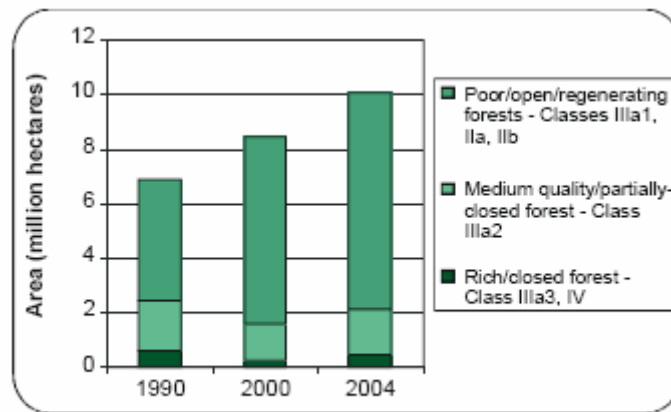
<sup>41</sup> 2006 年 9 月 19 日づけベトジョー・ベトナムニュース「900 万ヘクタールが砂漠化の危機」（9 月 14 日 VnExporess 記事）。

<sup>42</sup> The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, Embassy of Sweden, “Vietnam Environment Monitor 2005 – Biodiversity-”

<sup>43</sup> 2007 年 2 月、3 月、MONRE 及び ITB（熱帯生物研究所）へのヒアリングによる。

<sup>44</sup> Nguyen Hoang Nghia(2001) “Conservation of Forest Genetic Resources in Vietnam with Reference to Endangered Tree Specie” (FAO: Proceedings of the Southeast Asian Moving Workshop on Conservation, Management and Utilization of Forest Genetic Resources, March 2001)

<sup>45</sup> Nguyen Hoang Nghia(2001) “Conservation of Forest Genetic Resources in Vietnam with Reference to Endangered Tree Specie” (FAO: Proceedings of the Southeast Asian Moving Workshop on Conservation, Management and Utilization of Forest Genetic Resources, March 2001)



Source: FIPI/ MARD, 2005

The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, Embassy of Sweden, "Vietnam Environment Monitor 2005 – Biodiversity."

図6 ベトナムの自然林の構成の変化

### 3) 沿岸・海洋

1940年代以来、沿岸域におけるマングローブ生態系は著しく減少している。主要な原因は、戦争による被害と最近ではエビの養殖場の急激な拡大である<sup>46</sup>。1991年から2001年にかけて、ベトナムにおける沿岸域の養殖場面積はほぼ倍増している。一方で、マングローブ林破壊に対する反省から、マングローブ林の伐採を伴う新規養殖場の開発が禁止されるとともに、「林・水産結合型」（養殖池内部の伐採を禁ずるとともに、粗放型、半集約型養殖池に植林する）と呼ばれる養殖形態が政府主導で導入が始まっている<sup>47</sup>。また、マングローブ林の植林なども取り組まれており、マングローブの減少傾向は安定化の方向に向かっているものと考えられている。

他方、珊瑚礁、藻場に代表される沿岸域生態系は、劣化傾向にある<sup>48</sup>。また、漁業資源は、これらの水域生態系の劣化や消失、乱獲などを背景に減少傾向にあり<sup>49</sup>、漁業従事者の増加などにより漁獲量は増えているものの、単位漁獲努力量当たり漁獲量は減少している<sup>50</sup>。

### 4) 法令・政策

ベトナムにおいては、1960年代に自然保護地域や生物種の保全に関する規則が制定され、さらに1986年に保護地域に関する決定が行われた（Decision No. 194/CT dated 9 August 1986）<sup>51</sup>。

<sup>46</sup> The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, Embassy of Sweden, "Vietnam Environment Monitor 2005 – Biodiversity."

<sup>47</sup> 室屋有宏「ベトナム水産業の発展メカニズム—養殖エビを中心とする輸出指向型水産業の成立過程」（農林金融 2006・8）、多屋勝雄（2003）『アジアのエビ養殖と貿易』（成山堂書店）

<sup>48</sup> The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, Embassy of Sweden, "Vietnam Environment Monitor 2005 – Biodiversity."

<sup>49</sup> FAO(2005), "Fishery Country Profile- Vietnam". また、例えば、2005年5月19日付IPS「Overfishing Threatens Vietnam's Marine Life」は、国際的なニョクマム市場の好調を背景にカタクチイワシの乱獲が横行し価格の高騰を招いているが、水産資源は危機的な状況にあることを報じている。

<http://ipsnews.net/interna.asp?idnews=28743>

<sup>50</sup> FAO(2005), "Fishery Country Profile- Vietnam"

<sup>51</sup> Birdlife International "Source Book of Existing and Proposed Protected Area in Vietnam –Second Edition"



その後、生物多様性条約（1994 年 11 月批准）、ワシントン条約（1994 年 1 月批准）、ラムサール条約（1989 年批准）、世界遺産条約（1987 年批准）、国連砂漠化対処条約（1998 年批准）など相次いで関連する国際条約を批准し、国内的には、環境保護法策定及び改定（1993 年、2005 年）、森林保護開発法（2004 年）などを経て、自然生態系・生物多様性保全は徐々に法体系の中に組み込まれてきた。保護地域システムも Birdlife International が MARD 及び森林調査計画研究所（FIPI：Forest Inventory and Planning Institute）に協力して行った保護地域設定に関する一連の調査研究を背景に整備されつつある。一方で、自然資源管理に関する規定が、水資源法、森林保護開発法、漁業法などの関連する基本法に盛り込まれていったほか、改定環境保護法に「自然資源の保全と合理的な利用」（第 IV 章）という独立した一章が設けられた。

自然生態系・生物多様性保全及び自然資源管理に関する主たる戦略、計画、法令等は以下の通りである。

#### 自然生態系・生物多様性保全及び自然資源管理に関する主たる戦略、計画、法令一覧

（戦略、計画）

- ・ 環境保護国家戦略（2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン）（2003 年 12 月）
- ・ 生物多様性行動計画（1995）（Decision 845-TTg of the Prime Minister. dated 12 December 1995）：現在、改定が進められている
- ・ 保護地域システムの管理戦略（2003）

（基本法）

- ・ 環境保護法（2005 年改正）（特に、第 IV 章「自然資源の保全と合理的利用」など）
- ・ 水資源法（1998 年改正）
- ・ 森林保護開発法（2004 年改定）
- ・ 漁業法（2003 年）
- ・ 生物多様性法（2007 年策定予定）

（政令、規則、決定など）

#### 生物種関連

- ・ 絶滅の危機に瀕している希少動植物の輸出入、再輸出、海上輸送からの導入、飼育、養殖、人工繁殖に関する管理に関する政令 No.82（2006 年）  
Decree No. 82/2006/ND-CP of August 10, 2006, on Management of Export, Import, Re-Export, Introduction from the Sea Transit, Breeding, Rearing and Artificial Propagation of Endangered Species of Precious and Rare Wild Fauna And Flora

#### 水産物資源管理関連

- ・ 海域における水産資源の採取の管理に関する政令 No.123（2006 年）  
Decree No. 123/2006/ND-CP of October 27,2006, on management of aquatic resource exploitation by vietnamese organizations and individuals in sea areas

#### 森林資源管理関連

- ・ 森林の保護及び開発に関する法律の施行のための政令 No.23（2006 年）  
Decree No. 23/2006/ND-CP of March 3, 2006, on the implementation of the law on forest protection and development



- ・ 森林管理規則（2006年）  
Decision No. 186/2006/QD-TTG of August 14, 2006, Promulgating the Regulation on Forest Management
- ・ 森林生産物の監査及び規制に関する規則（2005年）  
Decision No. 59/2005/QD-BNN OF OCTOBER 10, 2005, Promulgating the Regulation on Inspection and Control of Forest Products
- ・ 木材及びその他の森林生産物の採取に関する規則（2005年）  
Decision No. 40/2005/QD - BNN of July 7, 2005, promulgating the Regulation on exploitation of timber and other forest products
- ・ 違法な森林の破壊、火入れ、伐採を防止するための緊急措置に関する指令（2006年）  
Directive No. 08/2006/CT-TTg of March 8, 2006, intensifying urgent measures to preclude the illegal destruction, burning and exploitation of forests
- ・ 森林性の絶滅危惧種、貴重種、希少種の管理に関する政令（2006年）  
Decree No. 32/2006/ND-CP of March 30, 2006, on management of endangered, precious and rare forest plants and animals
- ・ 中部高原における少数民族の世帯、コミュニティ、村落への森林の割り当て及び森林保護契約に関する決定（2005年）  
Decision No. 304/2005/QD-TTg of November 23, 2005, on the pilot allotment of forests and contractual assignment of forests for protection to ethnic minority households and communities in hamlets and villages in the central highlands provinces

森林保護開発法（2004年）～森林の村落コミュニティへの割り当て

森林保護開発法は森林の保護、開発、利用に関する包括的な森林管理について規定したものである（8章 88条）。同法では、森林の分類を、保護林（水源林、海岸保護林、環境保護林）、特別用途林（国立公園、自然保護地域、景観保護地域）、生産林（木材及び非木材森林生産物を生産：天然生産林、植林生産林、苗木林）に区分し（第4条）、森林の所有や割り当て（第5条）、国の権利・管理内容（第6条、第7条）を規定するほか、森林の保護や開発原則や国の戦略を規定している。

また、同法第2章では、森林の保護、開発の企画及び計画、森林の割り当て、貸与、回復、森林の利用目的の変更、森林の村落コミュニティへの割り当て及び彼らの権利・義務、森林利用権の登録、植林・生産林の所有権について規定している。特に興味深いのが森林の村落コミュニティへの割り当てを定めた規定であり、同一の習慣や伝統を有し、かつ森林を管理する能力を有する村落コミュニティが、申請により、(a)管理や利用を効率的に行う森林、(b)水源または共通するコミュニティの利益のために、他の組織等へ割り当てることなく保護したい森林、(c)村落に近接しており、他の組織等へ割り当てることなく保護したい森林——を割り当てられ（第29条）、森林利用権、森林生産物の収穫、森林への労働や資本の投下から得られる便益の享受等の権利を有するとともに、森林を管理する義務を負うというものである。このように森林割り当てを申請する村落コミュニティは森林保護・開発規則などを策定し、県（District）等の人民委員会に提出しなければならない（第30条2.）。

（満田夏花）

### 3. ベトナムにおける環境行政と政策

前節において概観したように、ベトナムにおいては急速な経済成長や社会構造の変化に伴う環境課題が山積しており、社会全体としての環境管理体制を構築するために、政府による強いイニシアティブが必要とされている。従来は、環境保護法などの基本法は存在していたものの、その実施法令が整備されていなかったり、または法令間の整合性がなかったりするような法制度自体の不備、または実施の不徹底なども見られ、経済成長や開発を環境保全に優先させるような風潮があったことは事実である。しかし、近年、ベトナム政府は組織改革や法制度・基準などに積極的に取り組み、特に 2005 年に採択した新環境保護法は、戦略的環境評価や総合的な資源管理の考え方を取り込むなど、国際的にも極めて先進的な内容となっている。これが中央政府だけの空回りとならずに、着実に実施されていくかどうか、地方の省の行政能力の向上や、具体的な実施規則の整備、民間企業への周知や適切な指導などが鍵を握ると考えられる。

#### (1) 環境行政の概要

##### 1) 自然資源環境省(MONRE)及び自然資源環境局(DONRE)の発足

ベトナムでは、1992 年、科学技術環境省 (Ministry of Science, Technology and Environment; MOSTE) が発足し、1993 年に国家レベルの環境政策に責任を持つ国家環境庁 (National Environment Agency; NEA) が MOSTE の中に設置された。また、各省に科学技術環境局 (DOSTE) が設置され、地方レベルの環境行政の責任機関となった。

2002 年、環境公害問題への対処を強化することを目的に、MOSTE を母体として自然資源環境省 (MONRE: Ministry of Natural Resource and Environment) が発足した。MONRE は MOSTE の環境関連部局、土地管理部 (General Department of Land Administration; GDLA)、気象水文部 (General Department of Meteorology and Hydrology; GDMH)、農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development; MARD) の一部の水資源管理局、工業省 (MOI) の一部局である地質鉱物資源局 (DGMV) 等を統合し、多岐にわたる環境行政の一元化をめざしたものである。同省は、一般的な環境面の責任に加えて、鉱物資源の探査・開発に対する許可証の発行等、天然資源分野を監督、検査し、天然資源における科学技術の研究開発にも責任を有することとなった<sup>52</sup>。

自然資源環境省 (MONRE) の組織図を図 7 に示す。

<sup>52</sup> DECREE NO. 91/2002/ND-CP of November 11, 2002 Prescribing the Functions, Tasks, Powers and Organizational Structure of The Ministry of Natural Resources and Environment、地球・人間環境フォーラム「環境問題に関する OECD 加盟国等の貿易保険制度調査報告書」(平成 19 年 2 月)、JICA (2006)「ベトナム国国家エネルギーマスタープラン調査予備調査・事前調査報告書」

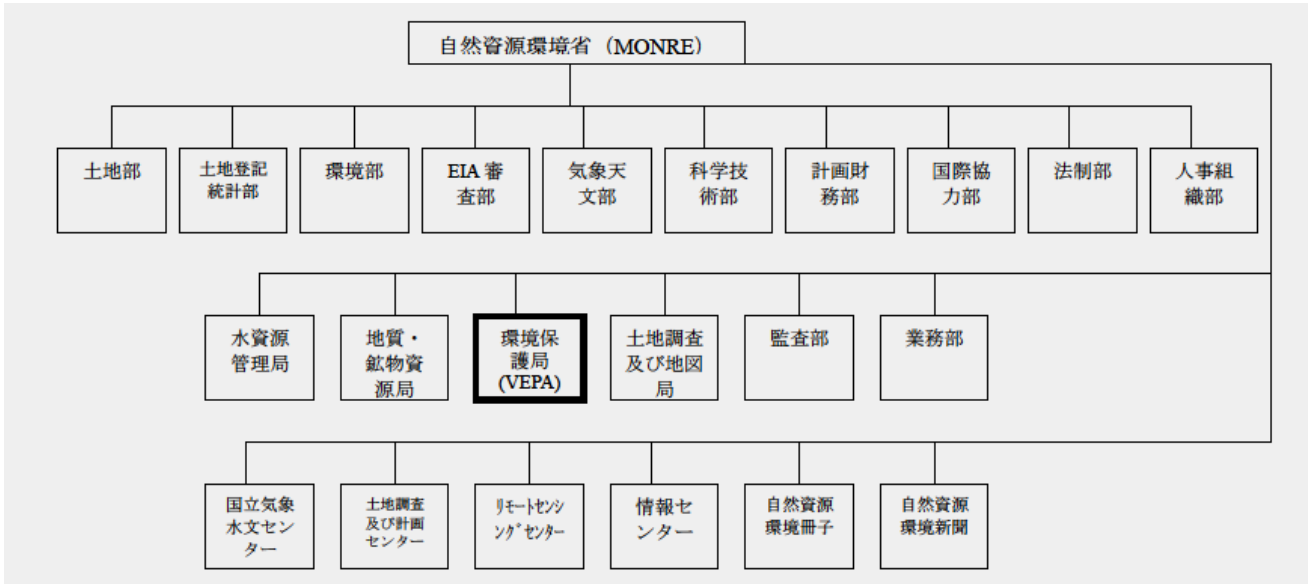


図 7 自然資源環境省組織図<sup>53</sup>

国家レベルの環境政策立案を担当しているのが MONRE の中に設置されているベトナム環境保護庁（Vietnam Environment Protection Agency : VEPA、旧 NEA）である。VEPA は政策立案、環境保護法の遵守状況の検査、環境影響評価（Environmental Impact Assessment : EIA）に関する審査、環境汚染の防止、環境事故・事件に関する問題の処理、環境保全地方機関に対する指導などを行っている。

同様の組織改革が省レベルにおいても行われ、省及び中央直轄市の環境行政は、科学技術環境局（DOSTE）を改組し、自然資源環境局（Department of Natural Resources and Environment : DONRE）が担当することとなった。

DONRE は、工場に対する環境ライセンスの発行、河川や大気などのモニタリングを実施するとともに、工場から排出される排水、排ガス、廃棄物を実際に規制し、立入り検査等によって違反が判明した場合には摘発する役目を負っている。

自然資源環境省（MONRE）以外の環境行政に係る省庁及びその役割を下記に記す。

表 6 自然資源環境省（MONRE）以外の環境関連省庁<sup>54</sup>

環境関連省庁	役割
農業農村開発省 Ministry of Agriculture and Rural Development; MARD	農業農村開発省（MARD）は、農業・森林管理及び農村開発に対する国家管理の機能を有する政府機関である。自然資源環境省（MONRE）の設立に際して、農業農村開発省に属していた水資源管理局は同省に移行したが、灌漑用ダムや貯水池といった農業生産に係わる水資源の管理と利用については、従来どおり同省の洪水及び堤防管理部 及び水資源・水力事業管理部 が管轄している。 森林保護問題は、農業農村開発省の森林保護局と森林開発局の管轄であり、特別用途林の保護区域の規制及び管理、及び動植物相の貴重・絶滅危惧種の保護を担当している。しかし、ラムサール条約や生物多様性条約のような自然保護分野での国際条約に関する調整等は MARD ではなく、自然資源環境省（MONRE）が管轄することとなっている。

<sup>53</sup> VEPA 資料

<sup>54</sup> JICA（2006）「ベトナム国国家エネルギーマスタープラン予備調査・事前調査報告書」及び、地球・人間環境フォーラム「環境問題に関する OECD 加盟国等の貿易保険制度調査報告書」（平成 19 年 2 月）からの引用。

水産省 Ministry of Fishery; MOFI	海域と内陸双方の漁業活動を管轄する。捕獲可能量の把握等、漁業資源の調査・研究を行う他、海洋保護区の設定と管理を担当する。
建設省; Ministry of Construction; MOC	水道設備及び衛生設備に係わる行政を担当する。特定のプロジェクトに関する企画立案、実施及び運転に関しては地方自治体や公社の担当となる。
工業省 Ministry of Industry; MOI	<p>全国規模の工業発展計画を策定する。企業の環境対策という意味では、国有企業の産業公害対策を中心に大きな役割を担う。</p> <p>同省の技術・製品品質管理局 (Technology and Production Quality Management Department) と検査・工業安全総局 (Industrial Safety Engineering Supervision and Inspection Directorate) は、国有企業を管理する立場から産業公害対策に関する研究や既存工場へのクリーンプロダクション導入のための生産設備改善の支援などを行う。また工業省は、地方において DONRE による工場への立入り検査に協力し、工業団地の設置にあたっての環境影響評価にも関係しており、工業省の産業公害対応能力の強化が求められている。そのほか、産業公害問題関連の組織としては、排水基準や排ガス基準であるベトナム基準 (Vietnam Standards : TCVN) の原案作成や基準の出版を担うベトナム規格センター (Vietnam Standards Centre : VSC) が科学技術省 (MOST) の基準品質局 (Directorate for Standards and Quality) の下部機関として設けられている。各種の環境関連基準の作成や改訂は、同センター内に作られる技術委員会が原案を作成する。</p> <p>一方、工業省の地方組織である州政府の工業局 (Department of Industry; DOI) は、環境保全、公害防止の観点から、個別工場の登録と排出等に係る監督を行う。工業局は、工場での生産活動が環境に及ぼす影響等について調査し、その結果を工業省に報告するとともに問題解決の対策を講じる。</p>
保健省 Ministry of Health; MOH	医療サービスの普及状況を監督し、環境衛生向上のための意識促進に関する行政を担当する。
科学技術省 Ministry of Science and Technology; MOST	旧 MOSTE の科学技術部門が独立した省である。自然科学に加えて、社会科学領域も含んだ国内の科学技術行政と研究を監督・指導する。

## ( 2 ) 環境保護国家戦略とベトナム・アジェンダ 21

### 1) 環境保護国家戦略(2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン)(2003 年 12 月策定)(Decision 256/2003/QD-TTg)

本戦略は、現在の環境の状況を評価し、解決すべき優先課題を明らかにし、それをもとに 2010 年までの環境保護に関する国家戦略及び 2020 年に向けたビジョン打ち出したものである。この中で、環境保護国家戦略は、国家社会経済開発戦略の切り離せない一部であり、環境保護への投資は持続可能な開発への投資を意味すること、社会のすべての構成員により多様なレベルにおいて取り組まれるべきであることなどを原則として打ち出し、下記のような方向性・目標を記述している。

表 7 環境保護国家戦略における方向性・目標

2020 年に向けた基本的な方向性	すべての国民が、国家の基準を満たす良質の空気、国土、水などの環境、景観、その他の環境の構成要素を享受できるように、公害の加速に歯止めをかけ、劣化した地域を回復させ、環境の質を改善し、持続可能な開発を確実なものとする
2020 年に向けた優先目標	- 生産・経営事業者の 80% が環境基準適合認証 (Certificate for Meeting Environmental Standards) または ISO14001 認証を取得すること

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 100%の都市部、工業団地、輸出加工区において、環境基準に適合した中央廃棄物処理施設が設置されること</li> <li>- リサイクル産業を発達させ、収集廃棄物の30%をリサイクルすること</li> <li>- 都市人口の100%及び農村人口の95%が清潔な上水にアクセスできること</li> <li>- 森林被覆を自然地域の48%にまで増加させること</li> <li>- 輸出製品及び日用品の100%、及び国内の消費財の50%にISO14021の基準に沿った環境ラベルが付与されること</li> </ul>
2010年に向けた全般的目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 公害の増大を制限し、環境の劣化を回復させ、産業地域及び人口密集地域における環境劣化に対処し、河川・運河・池・湖の汚染を回復させること</li> <li>- 自然災害、特に気候変動の負の影響を防止しコントロールする能力を向上させ、効果的に対処し救援し、自然災害に起因した環境事故を回復させること</li> <li>- 自然資源を合理的に採取・使用し、生態系バランスを高水準に維持し、自然及び生物多様性資源を保全すること</li> <li>- 国際経済への統合プロセスにおける環境要求を実施し、先を見越して対応すること、グローバリゼーションに起因する環境上の負の影響をコントロールすること</li> </ul>
2010年に向けた特定の目標（抜粋）	<p>(公害の増大の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新規建設のすべての生産施設が、クリーン技術を採用するか、環境基準を満たす公害防止装置及び廃棄物処理施設を設置すること</li> <li>- 生産・経営事業体の50%が環境基準適合認証（Certificate for Meeting Environmental Standards）またはISO14001認証取得を取得すること</li> <li>- 都市部の40%、工業団地及び輸出加工区の70%において、環境基準に適合した中央廃棄物処理施設が設置されること、家庭・産業・サービスからの固形廃棄物の90%が収集され、収集された有害廃棄物の60%及び医療廃棄物の100%が処理されること</li> <li>- 首相決定 64/2003/QD-TTg dated 22 April 2003 に従い、環境を著しく汚染している産業の問題を解決すること</li> </ul> <p>(環境の質の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 都市及び産業地域における排水路の回復及び機能強化を完了させること。都市部の少なくとも40%において、基準に沿った分流式の排水処理施設及び下水処理施設を設置すること</li> <li>- 枯れ葉剤、ダイオキシン汚染の重点地区で基本的に問題が解決されること</li> </ul> <p>(生態系バランスの維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 閉山した鉱山の50%を回復させ、破壊された生態系の40%を回復させること</li> <li>- 森林被覆を自然地域の43%にまで増加させ、劣化した水源林の50%を回復させ、森林の質を向上させ、広範囲の植林を奨励すること</li> <li>- 保護区の面積を1.5倍にし、特に海洋及び湿地保護区を増大させること</li> </ul> <p>(国際経済統合のための環境要求、グローバリゼーションの負の影響の最小化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- すべての輸出型企業が環境管理システムを採用すること</li> <li>- 輸入される品種、種、遺伝資源が100%検閲されること</li> <li>- 遺伝子組み換え生物が100%コントロールされること</li> </ul>

2) ベトナムの持続可能な発展のための戦略(ベトナム・アジェンダ 21、2004 年 8 月)

2004 年 8 月、経済、社会、環境の調和を図り、持続可能な発展をめざし、「ベトナムの持続可能な発展のための戦略」が策定された。

この中では、経済、社会、環境を統合し、バランスのとれた持続可能な発展を行っていくために、このそれぞれについて以下のように優先分野を定めている。

表 8 ベトナム・アジェンダ 21 における優先分野

経済	社会	環境
① 急速で持続可能な経済成長率の維持	① 飢餓撲滅、貧困削減、社会進歩と平等の促進	① 国土の劣化の防止、効果的で持続的な土地資源の使用
② 生産・消費パターンを環境配慮型のものと変換すること	② 人口増加率の削減、雇用の創出	② 水環境の保全及び持続可能な水資源の利用
③ クリーン産業プロセスを実施すること	③ 都市化及び都市への人口流入のプロセスを、都市部の持続可能な開発、人口や労働力の適正な配置を目指したものとする	③ 鉱物資源の適正な開発、節約、持続可能な利用
④ 環境に特別の影響をもたらす産業の持続可能な発展(エネルギー、鉱物採取、交通、貿易、観光)	④ 教育の質の向上	④ 海洋、沿岸、島嶼部の環境の保護、海洋資源の促進
⑤ 農業・農村における持続可能な開発	⑤ ヘルスケア・サービスの開発、労働条件、生活環境、衛生の改善	⑤ 森林の保護と開発
⑥ 地方における持続可能な開発		⑥ 工業地域、都市部における大気汚染削減
		⑦ 固形廃棄物、有害廃棄物の管理
		⑧ 生物多様性の保全
		⑨ 気候変動の緩和、その負の影響の低減、自然災害の防止と管理

(3) 戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約の導入

2005 年の環境保護法の全面的な改定の中で、戦略的環境評価(SEA)を導入したことは注目される。SEA は個別の事業を対象とする従来の環境影響評価(EIA)を政策やプログラム、計画、また個別事業の上位計画である地域計画などにおける環境影響を評価する手法であり、日本においても戦略的環境アセスメント・ガイドラインが策定される見込みである。ベトナムの環境保護法に規定されている戦略的環境評価は、環境保護法という基本法に明記されていること、対象がすべての戦略や計画に及び、包括的であることなど先進的である。

他方で、ベトナムの個別事業における従来の環境影響評価制度は、以下のような課題を有していた。

- 1) 環境影響評価の対象事業が曖昧であったこと。
- 2) 住民参加、情報公開に関する規定がなかったこと
- 3) 環境影響評価に関する手続きが、環境保護法(1993)及び環境保護法実施のための政令(Decree No. 175, 1994)、投資事業のための環境影響評価の審査等についての通達(Circular No.490 1998)などにおいて相違があり、明確でなかったこと。
- 4) 旧環境保護法(1993)において「環境影響評価報告書の審査結果は、管轄当局によるプロジェクトの承認、あるいは事業実施認可の要件の一つとなる」(第 18 条)とされていたのにも関わらず、着工後に環境影響評価の作成・承認が行われるケースも多かったこと。

- 5) 環境影響評価の質が悪く、審査体制も整備されていなかったこと。
- 6) 環境影響評価の、意思決定や事業計画への反映がなされていなかったこと。

このうち、1) について、新環境保護法の施行細則において対象事業及びその規模が示されたこと、3) については同法施行細則に盛り込まれたこと、など対応がなされ、法制度の改善が行われた。しかし、住民参加や情報公開、事業計画への反映などについては依然として課題を残す。特に 2) については、審査委員会に住民組織の代表を入れる余地があること、「承認機関は、承認の前に事業実施者、関連する住民共同体、組織、個人による苦情、提案を検討しなければならない」（第 22 条 2.）などとされているが、公聴会の開催や環境影響評価文書の公開などについては依然として規定がないことに注意が必要である。現在の環境影響評価の実施状況を見る限り、環境影響評価は一種の書類仕事であり、輸入概念であるとの感が否めないのが実状である。

このような課題は残しつつも、WTO に加盟し、経済のグローバル化への大きなステップを踏み出したベトナムは、後述のように環境保護国家戦略やベトナム・アジェンダ 21 などを相次いで打ち出し、環境の分野においてもグローバル・スタンダードを意識し、政策強化を目指している。環境保護法改正はこれらの基本方針を法制化したものであり、ベトナムの持続可能な発展において極めて大きな意味を持つことは確かであり、今後の法整備や実施体制の構築、施行状況が注目される。

環境保護法の改正、及び関連する法令改正に伴う戦略的環境影響評価、環境影響評価、環境保護公約について下記に概要を記す。

## 1) 戦略的環境評価の導入

### ①対象

以下のような戦略・計画策定に当たり戦略的環境評価（SEA）の策定が必要とされるようになった（環境保護法第 14 条）。

- ① 国家レベルの経済社会開発戦略、プランニング、計画<sup>55</sup>
- ② 全国規模における産業分野、領域の開発戦略、プランニング、計画
- ③ 省、中央直轄市（以下、省レベルと呼ぶ）の経済社会開発戦略、プランニング、計画
- ④ 土地利用計画、森林保護と開発、2 省や 2 地域以上をまたがるその他自然資源の開発と使用
- ⑤ 重点経済地域開発計画
- ⑥ 複数の地方省をまたがる河川流域の総合計画

### ②SEA の実施時期、位置づけ

SEA はこれらの計画等の重要な一部分であり、計画等の立案と同時に作成されなければならない（同第 15 条 2.）とされている。

### ③SEA 報告書に盛り込むべき内容

SEA 報告書に盛り込むべき内容としては以下のように規定されている（第 16 条）。

1. 環境に関連する事業目標、規模、特徴の概要。
2. 事業に関連する自然的、社会経済的、環境的条件の総括的記述。
3. 事業実施時に発生する可能性のある、環境に対する悪影響の予測。

<sup>55</sup> 英訳においては“strategy”, “planning”, “plan”と標記されており、上位戦略から、上位計画／マスタープラン、個別計画にわたる階層の違う計画を指すものと考えられる。

4. 評価する数値・資料データ・方法の提供元の注記。
5. 事業実施過程における環境問題解決の総体的方向性、措置の提示。

#### ④審査委員会

SEA 審査のためには委員会が設置され、この審査結果は計画等の承認の重要な根拠となる（第 17 条 6.）と規定されている。

SEA の審査委員会の構成及び設置責任は、下表のように規定されている（同第 17 条 2、3、7）。

表 9 SEA の審査委員会構成及び設置責任機関

計画・戦略の種別	審査委員会の構成	設置責任機関
国家規模を有するか、複数の地方省にまたがる規模の計画・戦略の場合	事業承認機関代表、事業に関連する中央省・省同等庁・政府直属機関・地方省レベルの人民委員会の代表、事業の内容や性質に適合した経験、専門レベルを持つ専門家、審査委員会設立権を持つ機関により決定されたその他の組織代表、個人	国会、政府、首相が承認する戦略・計画：MONRE 中央省庁などが承認権限を有する事業：中央省庁など
地方各省、中央直轄市の計画・戦略の場合	地方省レベルの人民委員会の代表、環境保護に関する専門機関と関連の省レベルの局・支局、事業の内容や性質に適合した経験、専門レベルを持つ専門家、審査委員会設立権を持つ機関により決定されたその他組織の代表、個人	地方各省レベルの人民委員会

#### ④協議・公開

開発戦略、計画の作成検討時には、関係を有する中央省、部局、地方、科学者、専門家の意見を収集しなければならないとされ、特に、都市と地方の開発企画の作成検討時には、公表して、計画対象地域における居住者と人民委員会からコメントを募集しなければならないとされている（政令 No.140/2006/ND-CP 第 6 条 1.e）。また、組織、個人は、環境保護に関する要求書や請願書を事業審査委員会を組織する機関と承認機関へ送付する権利を持ち、事業審査委員会と承認機関は、結論と決定を出す前に要求と請願を検討しなければならない（環境保護法第 17 条 5.）と規定されている。

### 2) 環境影響評価(EIA)制度～法改正で明確に

#### ①EIA 対象事業

旧環境保護法においては、環境影響評価対象事業が必ずしも明確ではなく、1998 年に策定された「投資プロジェクトのための環境影響評価報告書の審査等についての通達」（Circular No. 490/1998/TT-BKHCNMT）において EIA 報告書の提出・承認が必要とされている事業リストが示されているに過ぎなかった。今回の法改正によって、法レベルでは初めて、環境影響評価報告書が必要な事業が明確に示された（第 18 条 1）。

- a) 重要な国家プロジェクト
- b) 自然保護区、国立公園、歴史 - 文化遺跡区、自然遺産、登録済みの名勝地の土地を一部使用する、あるいは悪影響を与えるプロジェクト。
- c) 水源や流域、沿岸部、生態系保護地区に悪影響を与える危険性のあるプロジェクト。
- d) 経済区、工業団地、ハイテク団地、輸出加工区、家内工業村のインフラ建設プロジェクト。



- e) 都市区、集中型住宅区の新設プロジェクト。
- f) 大規模な地下水や自然資源を開拓、使用するプロジェクト。
- g) 環境に対して悪影響を与える危険性の大きいその他プロジェクト。

具体的には、2006年8月策定された「環境保護法の実施細則及び指針に関する政令」(Decree No. 80/2006/ND-CP)の付表Iにおいて詳細に示された(全102種類の事業をp.113に掲載)。下表は主要事業の抜粋である。従来は、「投資事業のための環境影響報告書の審査についての通達」(Circular No. 490/1998/TT-BKHCHNMT)により、EIAの提出・承認が必要な事業リストが定められているだけであった(下表、右列)が、これにより、EIA手続き対象とされる事業対象が明確化したといえる。

表10 EIAの対象事業(抜粋)

No.	事業種類	規模	従来の規定(注1)
2	自然保護区域や国立公園、歴史的文化的記念地域、自然遺産、有名な景勝地の一部または全体を利用する事業	すべて	規定なし
3	河川流域、沿岸地域、保護された生態系システムを有する地域における水資源に直接的及び深刻に影響を与える恐れのある事業	すべて	規定なし
12	高速道路、I、II、III級道路の建設、修理、改善に関する事業	すべて	I、II、III級の道路のうち全長が50km超のもの
13	IV級道路の建設に関する事業	全長50km以上	規定なし
25	石油・ガスパイプラインに関する事業	すべて	すべて
30	火力発電プラントに関する事業	50MW以上	200MW以上
31	水力発電プラントに関する事業	貯水容量100万m <sup>3</sup> 以上	貯水容量1億m <sup>3</sup> 以上
32	高電圧送電線の建設に関する事業	全長50km以上	規定なし
41	ゴム加工プラントに関する事業	年間想定生産量1,000トン以上	規定なし
80	大規模水産養殖に関する事業	地表水地域50ha以上	面積200ha以上
85	植林及び森林開発に関する事業	広さ1,000ha以上	材木採取林:すべて
86	キャッサバ及びサトウキビの集中栽培区域の建設に関する事業	広さ100ha以上	規定なし
94	通常の固形廃棄物の再加工・処理施設事業	すべて	処理能力10万m <sup>3</sup> /日以上
95	産業用廃棄物処理施設建設事業	すべて	処理能力10万m <sup>3</sup> /日超
102	天然林地域の一部利用を含むプロジェクトに関するプロジェクト	広さ50ha以上	規定なし

出典:「環境保護法の実施細則及び指針に関する政令」(Decree 80/2006/ND-CP)付表Iおよび「投資プロジェクトのための環境影響評価報告書の審査等についての通達」(Circular No. 490/1998/TT-BKHCHNMT)

注1) 本表の「従来の規定」は「投資プロジェクトのための環境影響評価報告書の審査等についての通達」(Circular No. 490/1998/TT-BKHCHNMT)における規定であり、この規定はEIA報告書の提出・承認が必要な事業リストを指定したものである。ただし、上位法である環境保護法(1993)や環境保護法実施のための政令の規定(Decree No.175/CP)においては、これ以外の小規模な事業についてもEIAの実施が必要であると規定されていることに留意が必要である。

## ②EIA 実施時期及び承認の位置づけ～EIA 承認後に投資・建設・開発許可

従来 EIA 実施の時期は必ずしも明確ではなかったが、新環境保護法においては、事業実施可能性調査 (F/S) 報告書と同時に EIA 報告書も作成しなければならないこと (第 19 条 2.) が規定された。また、旧環境保護法 (1993) においても「環境影響報告書の審査結果は、管轄当局によるプロジェクトの承認、あるいは事業実施許可の要件の一つとなる」(旧環境保護法第 18 条) と規定されていたものの、この適用については曖昧なまま残され、大型事業の建設が EIA の承認以前に開始された例もあった。

新環境保護法においては、EIA の実施が義務づけられている事業について、「環境影響評価報告が承認された後にのみ投資・建設・開発許可が承認、発給される」(第 22 条 4.) とより明確に規定された。

## ③EIA 報告書に盛り込むべき内容

EIA 報告書に盛り込むべき項目としては下記が挙げられている (第 20 条)。

1. 事業の詳細な説明
2. 事業実施地・隣接地の環境の状態と環境の影響の受けやすさ (sensitivity) と環境容量の評価
3. 環境影響、影響を受ける環境構成要素と社会経済要素の評価、事故などのリスク
4. 緩和措置や、環境事故の防止、対処措置。
5. 事業の建設・運用過程における環境保護措置の公約。
6. 環境管理・監査計画。
7. 環境保護の予算。
8. 事業実施地のコミュニケーションや住民共同体代表の意見、反対意見。
9. 評価の数値、データ等の出典

## ④審査・承認権限：MONRE から他省及び地方の省へ

従来、大規模な事業に関する環境影響評価は (例：大・中規模の鉱業、すべての石油関連事業、すべての空港、3 万 kW 以上の火力発電所など)、国家レベルの MONRE (自然資源環境省) が承認権限をもち、それ以外のは省レベルの DONRE (自然資源環境局) が有していた<sup>56</sup>。

新環境保護法により、MONRE、その他の省 (Ministry) 及び地方の省 (Province) は以下の事業について、環境影響評価の審査のための委員会を設立し、その報告を受け検討し、承認することとなった。

- ・ MONRE : 国会、政府、首相の決定したプロジェクト、複数分野や複数の地方省以上をまたがる事業
- ・ その他の中央省 (Ministry) 及び省レベルの庁など : 複数分野や複数の地方省にまたがる事業を除き、自らが決定・承認権限を有する事業
- ・ 地方の省 (Province) : 自らの省内に位置する事業及び自らが決定・承認権限を有する事業

これにより、MONRE が EIA の審査・承認権限を有する事業が複数分野・複数省以上の事業に限定され、その他の事業が各事業省 (例えば工業省、建設省など) や、地方の各省に移行した形となった。

<sup>56</sup> 環境保護法実施のための政令 (Decree No.175/CP)

表 11 環境影響評価の審査委員会構成及び承認機関

事業の種別	審査委員会の構成	設置責任機関
①国会、政府、首相の決定したまたは承認する事業と複数の産業分野や地方省にまたがる事業	事業承認機関および事業承認機関の環境保護に関する専門機関、事業実施地の省レベルの環境保護に関する専門機関の代表、事業の内容・性質に適合する経験や専門レベルを持つ専門家の各代表、審査委員会の設立裁量権を持つ機関が決定したその他組織の代表や個人	自然資源環境省 (MONRE)
②中央省庁などが承認権限を有する事業で①以外のも	省レベルの人民委員会、省レベルの環境保護に関する専門機関と関連する省レベルの専門的な局、支局の各代表、事業の内容・性質に適合する経験や専門レベルを持つ専門家、審査委員会の設立裁量権を持つ機関が決定したその他組織の代表や個人	承認権限を有する中央省庁
③地方省レベルの人民委員会が承認権限を有する事業		地方省の人民委員会

### 3) 環境保護公約の導入

家内工業として行われる製造業、個人商店・サービス施設、及び、戦略的環境評価、環境影響評価の対象事業以外の事業については、生産・経営・サービス活動を行う際に、環境保護公約書が必要とされる（第 24 条、第 26 条）。環境保護公約書は県（District）<sup>57</sup>レベルの人民委員会に登録され、必要な場合は社（Commune）レベルの人民委員会にこれを委任する（第 26 条 1.）。

環境保護公約の内容は、①実施場所、②生産・経営・サービスの業種や規模、使用する原料や燃料、③発生する各種廃棄物（固形廃棄物、排水、排ガス）、④廃棄物の削減措置や処理の実施と、環境保護に関する法規定の厳格な遵守の公約——である。

<sup>57</sup> ベトナムの地方行政単位を、ここでは、「省」(Province)、「県」(District)、「社」(Commune) と標記する。

表 12 ベトナムにおける戦略的環境評価 (SEA)、環境影響評価 (EIA)、環境保護公約の概要

	戦略的環境評価 (SEA)	環境影響評価 (EIA)	環境保護公約
A. 対象	1. 国家レベルの経済社会開発戦略、プランニング、計画、 2. 全国規模における分野、領域の開発戦略、プランニング、計画。 3. 省、中央直轄市 (以下、省レベルと呼ぶ) の経済社会開発戦略、プランニング、計画。 4. 土地利用計画、森林保護と開発、2 省や 2 地域以上をまたがるその他自然資源の開発と使用。 5. 重点経済地域開発計画。 6. 複数の地方省以上をまたがる河川流域の総合計画。 <b>【環保法 第 14 条】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な国家事業。</li> <li>・ 自然保護区、国立公園、歴史 - 文化遺跡区、自然遺産、登録済みの名勝地の土地を一部使用する、あるいは悪影響を与える事業。</li> <li>・ 水源や流域、沿岸部、生態系保護地区に悪影響を与える危険性のある事業。</li> <li>・ 経済区、工業団地、ハイテク団地、輸出加工区、家内工業村のインフラ建設事業。</li> <li>・ 都市区、集中型住宅区の新たな建設プロジェクト。</li> <li>・ 大規模な地下水や自然資源を開拓、使用する事業。</li> <li>・ 環境に対して悪影響を与える危険性の大きいその他事業。</li> </ul> <b>【環保法 第 18 条 1】</b> <b>【具体的な事業リストは Decree No. 80/2006/ND-CP の付表 1】</b>	家庭規模の生産・経営・サービス施設と SEA や EIA が必要とされる以外の事業 <b>【環保法 第 24 条】</b>
B. タイミング	開発戦略、プランニング、計画等の策定過程と同時 <b>【環保法 第 15 条 2】</b> <b>【Decree No.140/ 2006/ND-CP 第 6 条 1.c】</b>	事業実現可能性調査報告書と同時。 <b>【環保法 第 19 条 2.】</b> 環境影響評価報告書の承認後にのみ投資・建設・開発許可が承認、発給される <b>【環保法 第 22 条 4.】</b>	生産・経営・サービス活動の開始前に登録 <b>【環保法 第 26 条 3.】</b>
C. 内容	1. 環境に関連する事業目標、規模、特徴の概要。 2. 事業に関連する自然的、社会経済的、環境的条件の総括的記述。 3. 事業実施時に発生する可能性のある、環境に対する悪影響の予測。 4. 評価する数値・資料データ・方法の提供元の注記。 5. 事業実施過程における環境問題解決の総体的方向性、措置の提示。 <b>【環保法 第 16 条】</b>	1. 事業の詳細な説明 2. 環境の状態環境の影響の受けやすさ (sensitivity) と環境容量の評価 3. 環境影響、影響を受ける環境構成要素と社会経済要素の評価、事故などのリスク 4. 緩和措置や、環境事故の防止、対処措置。 5. 事業の建設・運用過程における環境保護措置の公約。 6. 環境管理・監査計画。 7. 環境保護の予算。 8. 事業実施地のコミュニケーションや住民共同体代表の意見、反対意見。 9. 評価の数値、データ等の出典。 <b>【環保法 第 20 条】</b>	1. 実施場所。 2. 生産・経営・サービスの業種や規模、使用する原料や燃料。 3. 発生する各種廃棄物。 4. 廃棄物の削減措置や処理の実施と、環境保護に関する法規定の厳格な遵守の公約。 <b>【環保法 第 25 条】</b>
D. 審査及び承認	下記から構成される審査委員会によって審査される。 <u>国家規模を有するか、複数の地方省にまたがる規模の事業</u> : 承認機関、関連する中央省・省同等庁・政府直属機関・地方省レベルの人民委員会、専門家など <u>地方各省、中央直轄市の事業</u> : 地方省レベルの人民委員会、省レベルの局、専門家など <u>戦略環境報告書の審査結果は、当該計画承認のための根拠の一つ</u> <b>【環保法 第 17 条】</b>	審査委員会あるいは審査サービス組織を通じて審査される。審査・承認機関は下記の三通りに分けられる。 ① 国会、政府、首相の決定したまたは承認する事業と複数の産業分野や地方省にまたがる事業 ② 中央省庁などが承認権限を有する事業で①以外のもの ③ 地方省レベルの人民委員会が承認権限を有する事業 ①、②: 事業承認機関、事業実施地の地方省の環境専門機関、専門家など ③: 地方省人民委員会、省レベルの環境専門機関、専門家など <b>【環保法 第 21 条 1.~3.】</b>	(審査・承認については記載なし。) 県レベルの人民委員会は、環境保護公約書の登録を行う。必要な場合には社レベルの人民委員会に委任する。  受諾期限は、適正な公約書の受領日から就業日 5 日以内 <b>【環保法 第 26 条 1.、2.】</b>

	戦略的環境評価 (SEA)	環境影響評価 (EIA)	環境保護公約
E.承認機関／審査委員会設置責任機関	<p>・国会、政府、首相が承認権限を有する事業→<b>自然資源環境省</b></p> <p>・中央省庁などが承認権限を有する事業→<b>各中央省庁など</b></p> <p>・地方省レベルの人民委員会が承認権限を有する事業→<b>各地方省人民委員会</b></p> <p><b>【環保法 第17条7】</b></p>	<p>審査及び承認に記した3つの分類ごとの承認機関・審査委員会設置責任機関は</p> <p>①→<b>自然資源環境省</b></p> <p>②→<b>中央省庁など</b></p> <p>③→<b>各地方省人民委員会</b></p> <p><b>【環保法 第21条7】</b></p> <p>これらの機関は審査後、環境影響評価報告の検討と承認を行わなければならない。</p> <p>審査委員会の結論による要求を満たすため修正された環境影響評価報告書の受領日から就業日15日以内に、環境影響評価報告書承認を検討、決定しなければならない。<b>【環保法 第22条1、3】</b></p>	
F.審査期限	<p>①首相、政府、または国会の決定および承認権限に属する事業、および部門または省をまたがる事業：書類の受領日から45日目まで。</p> <p>②それ以外：書類の受領日から30就業日目まで。</p> <p><b>【Decree 80/2006/ND-CP 第12条】</b></p>		
G.追加の環境影響評価		<p>以下の場合には追加のEIAが作成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の場所、規模、設計能力、または技術に変更がある場合</li> <li>・事業が環境影響評価報告書の承認日から24ヵ月以内に実施されない場合</li> </ul> <p><b>【Decree 80/2006/ND-CP 第13条】</b></p>	
H.組織・住民共同体・個人等の権利	<p>組織、個人は、環境保護に関する要求書や請願書を事業審査委員会を組織する機関と承認機関へ送付する権利を持つ</p> <p>また、事業審査委員会と承認機関は、結論と決定を出す前に要求と請願を検討しなければならない。</p> <p><b>【環保法 第17条5】</b></p>	<p>組織、住民共同体、個人は、要求書、請願書を審査設置機関へ送付する権利を持つ。また審査設置機関は、結論と決定を出す前に要求と請願を検討する責任を持つ。</p> <p><b>【環保法 第21条6】</b></p>	
I.公表・協議など	<p>開発戦略、計画の作成検討時には、関係を有する省、部局、地区、科学者、専門家の意見を収集しなければならない。特に、都市と地方の開発企画の作成検討時には、公表して、計画対象地域における居住者と人民委員会からコメントを募集しなければならない。</p> <p><b>【Decree No.140/ 2006/ND-CP 第6条1.e】</b></p>	<p>環境保護措置について、事業実施場所に公開掲示する</p> <p><b>【環保法 第23条1b.】</b></p>	

注) 【 】は対象条文を指す。

**【環保法】**：環境保護法

**【Decree No. 80/2006/ND-CP】**：環境保護法の実施に関する細則および指針

**【Decree No.140/ 2006/ND-CP】**：開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成、評価、承認、実施の各段階における環境保護のための政令

## (4) 環境保護法及び施行細則

### 1) 環境保護法

ベトナムの環境法体系の基礎をなす環境保護法は 1993 年に策定され、1994 年に施行された。同法は、環境問題を包括的にとらえた初めての法律であり、環境劣化・汚染の防止と対策やその責任、環境影響評価、環境保護の国家管理、違反行為の対処などを規定したものであった（全 55 条）。2005 年に環境保護法は全面的に改正された。主たる改正内容は以下の通りである。

- ・ 各規定が明確化され、強化されたこと。それに伴い、条文が増えたこと（全 136 条）。
- ・ 戦略的環境評価（SEA）が導入されたこと。
- ・ （事業ごとの）環境影響評価の内容が明確化されたこと。
- ・ 「環境保護公約」制度を導入したこと（環境影響評価対象外の小規模事業）
- ・ 「廃棄物管理」（固形廃棄物、排水、排ガス）に関する独立した章を設けたこと
- ・ 「自然資源の保全と合理的利用」に関する独立した章を設けたこと
- ・ 「海、河川、その他水源の環境保護」に関する独立した章を設けたこと
- ・ 産業立地・業種ごとの環境保護を規定したこと

このうち、戦略的環境評価の導入、環境影響評価制度の明確化、環境保護公約制度導入については、前項に記した。ここではその他の改定ポイントについて記す。

#### 自然資源管理

環境保護法第 4 章として独立した章を設け、自然資源管理に関する基本的な考え方を規定している。まず、「自然資源は、その利用計画を策定し、採取許容量、環境税、環境保護費、環境再生デポジット、環境損害への補償、その他の環境保護措置を決定する根拠とするため、蓄積、再生可能性、経済価値の点に関して、目録化され、評価されなければならない」（第 28 条 1.）とし、資源評価、許容量等の設定、保全資金など自然資源管理の考え方を明確に打ち出している。また、保護地域に関しては「国家的、国際的に重要な生物学的価値のある区域や生態系は、海洋保全区域、国立公園、自然保護区、生物圏保護区、生物種生息区域保全区域の形式で、保護のための目録作成、評価、計画がなされなければならない」（第 29 条 1.）とし、同条 2 項以降に保全地域設定のための基準を定めている。

特徴的なのは、生物多様性に関する規定であり、生物多様性の保護は、地方住民の権利と一般に認められた利益を保障しなければならないとして、地方住民の権利・利益重視を規定している。また、クリーンエネルギー、再生エネルギー、環境にやさしい製品の開発の奨励（第 33 条）、環境にやさしい消費習慣の確立（第 34 条）なども打ち出している。

#### 廃棄物に関する規定

第 8 章に「廃棄物管理」（固形廃棄物、排水、排ガス）として独立した章を設け、廃棄物管理に関する基本的な考え方を示している。ここには、まず、廃棄物の削減、リサイクル及びリユースを行う責任の所在を「廃棄物を発生させる活動を行う組織及び個人」（第 66 条 1.）におき、各レベルの人民委員会の責任を「生活固形廃棄物処理場、集中的生活排水処理システム、ゴミ処分場の建設に関する企画、配置の立案」等と規定している。

また、「有害廃棄物の管理」（第 2 節）、「一般固形廃棄物管理」（第 3 節）、「排水管理」（第 4 節）、「ばいじん、汚染大気、騒音、振動、光線、放射能の管理及び検査」（第 5 節）についてそれぞれ規定している。

### 産業立地及び業種ごとの環境保護に関する規定

下記のように産業立地及び業種ごとに環境保護規定を設けている。

- ・ 集中的な経済区、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、工業地区、観光区、遊園地・娯楽施設（第 36 条）
- ・ 生産・経営・サービス施設（第 37 条）
- ・ 家内工業村（第 38 条）
- ・ 病院、その他医療施設（第 39 条）
- ・ 建設活動（第 40 条）
- ・ 交通運輸活動（第 41 条）
- ・ 輸入・商品通関、廃品の輸入（第 42 条、43 条）
- ・ 鉱産物活動（第 44 条）
- ・ 観光（第 45 条）
- ・ 農業（第 46 条）
- ・ 水産養殖（第 47 条）
- ・ 埋葬（第 48 条）

### 新環境保護法の構成

同法は 15 章 136 条からなり、同国の環境分野における基本的枠組みを示している。各章の具体的な規定は以下のとおり。

#### 第 1 章：一般規定

法の適用範囲、用語の定義、環境保護に係る原則、及び環境保護に向けての国家方針等を規定。

#### 第 2 章：環境基準

各種環境基準の設定原則、内容、要求事項等について規定。

#### 第 3 章：SEA、EIA 及び環境保護公約（Environmental Protection Commitment）。

戦略的環境アセスメント（SEA）や環境影響評価（EIA）等が求められる対象、それぞれの内容、及び審査・承認手続き等について規定。

#### 第 4 章：自然資源の保護、及び合理的な活用。

自然資源のインベントリー作成、生物多様性の保護等について規定。

#### 第 5 章：生産活動、事業活動、サービス活動における環境保護

各活動における環境保護に係る責任、役割について規定。個別具体的な活動における環境保護を規定。

#### 第 6 章：都市部及び居住地域における環境保護

各地域における環境保護に係る要求事項や各機関等の責任について規定。

#### 第 7 章：海域、河川及びその他の水資源環境の保全

海域、河川及びその他の水資源環境保全の原則、方法及び各機関の責任・役割について規定。

#### 第 8 章：廃棄物管理

廃棄物管理の責任主体、廃棄物リサイクル、有害廃棄物の管理方法、排水処理方法等について規定。

#### 第 9 章：環境面での事故防止・対策、環境汚染対策、環境の回復

各環境問題に対する防止策、緩和策、再生策を規定。

#### 第 10 章：環境モニタリング及び情報

環境モニタリングシステムや環境モニタリング計画について規定。環境に係る統計やデータ等の

収集及び公表について規定。

第 11 章：環境保護のための資源

環境保護についての広報活動、環境教育や環境保護に係る人材育成、環境保護分野における国家予算、及び環境税・環境基金等について規定。

第 12 章：環境保護の分野における国際協力

環境保護の分野における国際協力の拡大等について規定。

第 13 章：環境保護に係る国家管理機関を初めとする各機関の責任

第 14 章：査察、不遵守の取り扱い、環境に係る不平等の解決策、環境被害に対する補償

第 15 条：法の施行に関する実施条項

※全文の仮訳を、添付資料 1 (p.59 以降) に掲載した。

- 2) 環境保護法の実施細則及び指針に関する政令 (Decree No. 80/2006/ ND-CP of August 9, 2006, Detailing and Guiding the Implementation of a number of Articles of the Law on Environmental Protection) 環境保護法の改定に伴い、その実施細則として「環境保護法の実施細則及び指針に関する政令」が 2006 年 8 月に策定された。

これは、環境基準、戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約、製造業、商業、サービス業における環境保護、有害廃棄物管理、ならびに環境に関連する情報およびデータの開示について細則および指針を定めるものである。環境基準・排出基準の原則や策定手順を示すとともに、環境影響評価が必要とされる事業 (付表 I) 及び自然資源環境省の審査及び承認を得る必要のある部門をまたがる、及び省をまたがる事業 (付表 II) を具体的に示している。

また、戦略的影響評価報告書・環境影響評価報告書の審査委員会について定めるほか、環境影響評価の作成について携わるコンサルタントの条件についても、専門知識を有する人員、環境測定機器を有していることなどの規定を設けている (第 8 条)。さらに、事業スコープに変更があった場合や承認されてから 24 ヶ月以内に実行されない場合は、追加の環境影響評価を実施することが規定されている (第 13 条)。

※全文の仮訳を添付資料として、添付資料 2 (p.103 以降) に掲載した。

- 3) 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発プロジェクトの作成、評価、承認、実施の各段階における環境保護政令 (Decree No. 140/2006/ND-CP of November 22, 2006)

2006 年 11 月に策定された本政令は、戦略的影響評価を法制化したものであり、開発のきわめて初期の段階から、戦略、企画、計画、プログラム、プロジェクトの作成、評価、承認、実施過程全体において、環境保護を重視し、検討し、評価し、それにより、ベトナムの経済面、社会面、環境面で持続可能な開発を確実に実現すること (第 4 条) を一般原則に掲げている。国家及び地方政府による社会経済開発戦略・計画、セクター別開発戦略、重点経済地域計画などが対象となる (第 1 条)。開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発プロジェクトの作成段階において環境影響評価と環境影響予測が実施されることを求め、また、科学者、専門家等の関係者の意見を収集すること、特に、都市と地方の開発企画の作成する場合は、公表し、住民や地方人民委員会から意見を求めなければならないとしている (第 6 条 1.)。

(全文の仮訳を添付資料として、p.119 以降に掲載した。)

(満田夏花)



## 4. ベトナムにおける CSR イニシアティブと日系企業

### (1) 注目を集め始めた CSR

ベトナムにおいては、CSR という言葉は使われはじめてから日が浅く、それほど一般的に普及している用語ではない。しかし、公害対策や労働環境の向上などの分野で産業界の自主的な取組みを促進するためのキーワードとして、注目を集め始めており、相互に連携したいくつかの CSR のイニシアティブが進行しつつある。現在のところ、CSR の重点分野として取り上げられるのは労働環境の改善が多く、また教育や文化などの分野での一般的な社会貢献活動などがよく紹介されており、クリーナー・プロダクション<sup>58</sup>なども取り組まれている。今後、前節で概観したような自然資源劣化や中小レベルの企業活動などによる公害などの実態も踏まえ、自然環境保全、サプライ・チェーン・マネジメントなども、CSR の対象として取り組まれていくことが期待される。

産業界全体の取り組みとしては、ベトナム商工会議所 (VCCI: Vietnam Chamber of Commerce and Industry) は、後述のベトナム・ビジネス・リンクスの活動を始めとして、産業界における一連の持続可能性、特に CSR に重点を置いた活動を行っている。

ベトナム・ビジネス・リンクス (VBLI: Vietnam Business Links) は主として靴産業における労働環境の改善、特に労働における健康及び安全に重点をおきつつ、環境も含めた CSR の幅広い要請に応えることを目指して 1999 年 12 月にハノイで発足した。このプログラムは、現在、30 にも及ぶ国際組織やベトナム国内の機関が参加している。ベトナム商工会議所 (VCCI) により運営され、国際ビジネス・リーダー・フォーラム (IBLF: International Business Leaders Forum) が諮問組織となっている。イギリス国際開発省 (DFID: Department for International Development) 及びアディダス、ピューマ、アシックスなどスポーツ用品産業の 6 つの企業が資金提供を行っている。また、推進委員会のメンバーには、健康省 (Ministry of Health)、工業省 (Ministry of Industry)、労働傷病兵社会省 (MOLISA) のような中央省庁のほか、繊維、靴、スポーツ用品などの産業団体、ベトナム・クリーナー・プロダクション・センター (VNCPC: Vietnam Cleaner Production Center)、ベトナム規格センター、ActionAid Vietnam、Environmental Resources Management などの社会系 NGO や環境系のコンサルタントが参加している。

また、VCCI と ActionAid Vietnam がイニシアティブをとり、皮革・靴協会 (Leather and Footwear Association ; LEFASO) や地方の靴関連企業のための開発統合センター (Centre for Development and Integration (CDI) for local footwear enterprises) などと協力して、2005 年から靴や皮革関連産業における CSR 評価を目的としたパイロット事業を開始した。これをもとに、MOLISA などの中央政府なども関与して、CSR 賞を開設、CSR パフォーマンスに優れている企業の表彰を行った。第 1 回の CSR 賞は、靴・繊維分野の企業を対象に実施され、応募 50 企業のうち、台湾系の靴メーカーである Shyang Hung Cheng Industrial Co. Ltd. が第 1 位として選ばれた。2007 年には、海産物や漁業産業に対象を広げる。

ベトナム・クリーナー・プロダクション・センター (VCPC) は、1998 年 4 月に、教育訓練省及び国連工業開発機構 (UNIDO) の協定により発足した。スイス政府の資金支援のもと、UNIDO (国連工

<sup>58</sup>クリーナー・プロダクションとは、1992年の地球サミットにて採択されたアジェンダ21で提唱された概念。従来の公害対策は、汚染の排出口における防止処理が主体で、これはエンド・オブ・パイプ技術と呼ばれる。これに対して、原料の採取から製品の作成や廃棄及び再利用に至るすべての工程で環境の負荷を軽減する考えにもとづき、個々の対策技術やシステム管理手法を包含した対応策をクリーナー・プロダクションという。現在、その技術情報の整備と普及が国際的な課題となっている (EIC ネットより)。

業開発機関)、UNEP (国連環境計画)、ハノイ大学内に設けられた環境科学技術研究所が連携して実施機関となっている。

VCPC は、環境負荷低減型の技術を含めた効率的な環境配慮型生産を促進するためのベトナムにおけるフォーカル・ポイントであり、その役割・活動は下記の通りである。

- ・ クリーナー・プロダクションに関連する人材の育成
- ・ 産業におけるクリーナー・プロダクションの評価及びベトナムの国情に合わせた国際的なクリーナー・プロダクションのアプローチの適応
- ・ クリーナー・プロダクション促進のための政策決定者に対する支援
- ・ クリーナー・プロダクションの促進及び意識啓発
- ・ クリーナー・プロダクションを教科課程に組み込むための大学支援
- ・ 予防的な環境保護の目的支援のための国内・国際的な組織との協力
- ・ UNEP/UNIDO が形成する国際的なクリーナー・プロダクション・センターの各国ネットワークのベトナムにおける拠点

## (2) 企業の取組の傾向

今回の調査においては、ハノイ、ホーチミン、ダナンなどにおいて 21 社の企業の聴き取りを行った。内訳は、日系企業 16 社、ベトナム企業 3 社、ドイツ系企業 1 社、台湾系企業 1 社であり、業種別内訳は製造 14 社 (エレクトロニクス関連 6、自動車関連 2、食品 3、衣料・靴・スポーツ 2 など)、サービス 4 社、流通 1 社、鉱業・エネルギー 2 社である。以下、これらの企業の CSR に関する取り組みについて概観する。なお、今回の調査は特に環境面に比重を置いたものであるが、併せてベトナムの CSR において重要な課題とされる労働環境や社会的弱者支援などの社会的側面についても紹介する。

### 1) 労働環境

ベトナムにおいては、インドネシアやフィリピンなどの他の東南アジア諸国と比しても、CSR という言葉が使われ初めてから日が浅く、前述の VCCI 等のイニシアティブにより徐々に広がっているのが現状である。訪問企業のほとんどは、「CSR」という名称の独立したプログラムを有しているわけではないが、それぞれ自社の企業活動に関連した環境・社会配慮活動を行っている。

とりわけ、全般的に良質な労働力が逼迫傾向にあり、また労働の流動性が高くなっていることを背景に、多くの企業で、従業員に対する教育の充実、労働環境の整備・向上などの労働の分野に関して力を入れている取組が行われている (日星電気、ミンチャン社、Shyang Hung Cheng Industrial Co. Ltd. など)。

例えば、日星電気においては、希望する従業員に対して Private College を設置し、将来の管理者向けとして、基礎学力、外国語やビジネス管理などに関する講座を開講しており、昇進の機会に結びつけているほか、従業員用のドミトリー (2 棟、1,300 人居住可能) を設置している。これは、地方からの女子労働者が多いことから、親元を安心させること及びまた従業員の福利厚生の上昇をねらったもの。外国企業がこのような女子寮を建設した例は珍しく、ベトナム国内でも大きく報道された。

台湾系の企業である Shyang Hung Cheng Industrial Co. Ltd. は、アディダスの請負企業であり、主に欧州向けの靴の製造を行っている。非常に厳しい面もあるベトナムの労働基準を完全に遵守している上、アディダスの「サプライチェーン行動規範 (Supply Chain Code of Conduct)」(一般原則、労働

基準、健康・安全、環境要求から構成)<sup>59</sup>を厳格に運用している。同社はこのことが評価され、2007年1月、前述の VCCI のイニシアティブによる CSR 賞を受賞した。雇用者に対しアディダスの基準や同社の適用手法に関する情報開示を徹底するとともに、環境教育などにも力を入れている。

## 2) 社会的弱者への支援

ベトナムでは、ドイモイ政策に伴う各種政策により、貧困率は1993年の58%から2004年には24%と劇的に減少した。一方で、都市と農村との格差拡大や、それに伴う農村から都市への人口流入、急速な都市化に伴う都市域におけるインフォーマルな貧困層の出現など、新たな社会問題が生じている。さらに、戦争の後遺症は未だ深く、枯れ葉剤被災者やその子供・孫なども含め、500万人の障害者<sup>60</sup>が存在し、その雇用確保が課題となっている。

五つ星の高級ホテルである**ホテル日航ハノイ**は、戦争被害者、孤児、貧困家庭、少数民族出身の子供たちの職業訓練を行っている。ホアスア職業訓練学校と提携し、カリキュラムの一環としての研修生の受け入れ、また卒業生の雇用を積極的に行っている。一通りの職業訓練を受けた卒業生は、貧困家庭出身等のハンディは背負っているものの一般的な能力は高く、さらに仕事に対する意欲もあるため、ホテル側としてはこの提携において十分なメリットを感じているとのことであった。ホテル日航ハノイでは、宿泊客に対してホアスア職業訓練学校や、後述のカフェスマイルの宣伝を行い、また孤児院や枯れ葉剤被災者に対するチャリティなども行っている。

日本の NPO が経営しているレストラン、**カフェスマイル** (ハノイ) は、ホアスア職業訓練学校において基本研修を受けた生徒を受け入れ、カフェスマイルにおける接客、料理、経営などについて6ヶ月のオン・ザ・ジョブ・トレーニングの場を提供している。その後、ホテルやレストランへの就職支援を行っている。

同様の取り組みとして、日本人オーナーが経営する**ベトナム料理店「Huong Lai」**(ホーチミン)では、ストリート・チルドレンだった若者を雇用するとともに、彼らの就労支援を行っている。同店の日本人オーナーによれば、社会的な弱者である孤児や貧困家庭の若者たちが貧困を抜け出す手段を見つけるためには、こういった民間による支援組織の意義はあるが、何らかの事情により ID カード<sup>61</sup>が取得出来なかった若者たちは、実質上その後の就職の道が閉ざされているため、制度的な改善も必要となって来ている。

また、**味の素**は本社 CSR プログラムの一環として、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと協力し、北部山岳地帯における少数民族の子供をターゲットとした栄養改善プログラムを実施している。

## 3) 原材料調達における環境社会配慮

原材料調達における環境社会配慮の事例として、今回の調査で該当するのは、漬け物の生産を行っているパシフィック社、及び練り物等の魚介類の最終加工品を生産する DANIFOODS である。

**パシフィック社**は、明文化した方針を有しているわけではないが、フェアトレードの理念を実践している点に興味深い。同社は、キュウリやショウガの生産を農民に委託しているが、農民とのコミュニケーションを密に行い、栽培の仕方から農薬の適切な使い方まで指導を行っている。さらに、作付けを行った全量の買い取りを保証するほか、適正な買い取り価格を設定している (詳細は p.50)。

DANIFOODS は、操業開始 (1994 年) 当初から、製品の原料となる魚については、地元の産業と競合しないことを念頭に、あえて地元では経済的な有用性がないとされていたアマダイ、イトヨリ、ヒレコダイ、イソなどを扱うこととした。これらはダナンの近海で豊富にとれるが、当時はあまり需要

<sup>59</sup> [http://www.adidas-group.com/en/sustainability/suppliers\\_and\\_workers/code\\_of\\_conduct/default.asp](http://www.adidas-group.com/en/sustainability/suppliers_and_workers/code_of_conduct/default.asp)

<sup>60</sup> 寺本 実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐって』調査研究報告書 アジア経済研究所 2006 年

<sup>61</sup> ベトナム国民としての身分を証明するカード。

がないために値段も安く利用もされてこなかった。同社が原料として使い続けることにより、一定の需要を生み出し、地域産業の発展にも寄与したという。

#### 4) 交通問題への対応

ハノイ、ホーチミンなどの大都市を中心に急増するモーターバイクは、もはや市民の足として欠かすことができない存在である。バイクの数は、ベトナム全土での普及状態は 1,200 万台～1,300 万台であり、2001 年における登録車両数は 1991 年と比して 5.5 倍となっている。特にホーチミン、ハノイの大都市においては、大気汚染物質の主要な発生源になっているほか、交通事故も多発している<sup>62</sup>。モーターバイクのトップ・ブランドとして、**ホンダ・ベトナム**は、ベトナムで最もよく知られた日系企業の一つであろう。ホンダは急増する交通事故に対処するために、基本的な交通ルールをわかりやすく市民に伝えるため、テレビ局に協力して 2003 年から「I Love Vietnam」と題したテレビ番組の製作・放映を行っている。番組は毎日 4 回、5 分間放映され、危険事例の紹介やクイズを織り込んだものになっている。さらにホンダの工場の敷地内に安全運転センターを設置し、2003 年からは教習所も開設した。さらに大気汚染への対処として、アイドリング・ストップやキャブレターの調整、ガソリンの品質などについての啓発番組を作成することも検討している（詳細は p.42）。

なお、交通安全キャンペーンについては、トヨタやヤマハなど他の日系企業も取り組んでいる。

#### 5) 環境管理

訪問した企業のほとんどは、エレクトロニクス、食品、衣料関連等の製造業であり、これらは概ね排水対策を中心とした環境対策について堅実な取組を行っていた。ベトナムの排水基準・大気排出基準等は国際的にも厳しい水準にある項目もあるため、企業にとって環境法令を常に遵守し続けることは容易なことではない。また、排水・廃棄物処理に関するインフラが十分整備されていないこと、必要とされる処理設備の維持・管理体制の構築が難しいこと、取引先である地元企業の環境管理体制が必ずしも高くないことなどの課題もある。訪問企業は、排水処理・焼却施設等の設置、設備等の運営・管理上の工夫、重金属等の段階的不使用、水のクローズド・システムまたはリサイクル・システムの構築、廃棄物または副生成物の再資源化、自社の環境管理能力の構築などによる対応を行っている。

**富士通ベトナム**では、有機化合物排水、銅含有排水、酸化剤含有排水、フッ酸含有排水などの排水が 1 日当たり合わせて 6,000m<sup>3</sup>発生しているが、有機系の排水、その他の分解しにくい 8 種類の排水をそれぞれ別の工程での処理を行っている。この中で銅含有排水は銅化合物として沈殿・分離させ、加圧して、日本向けに輸出している。さらに、ISO14001 認証取得やグリーン購入政策の導入に従い、3 ヶ月ごとにすべての部署において内部環境監査を行っている。内部監査は 100 人のスタッフが従事しており、環境教育効果も高い。同社は RoHS 指令対応製品生産を 100%行える体制をとっており、禁止物質が含まれていないということが証明できるサプライヤー（シンガポール、日本、アメリカなど）から部品を購入している。

**ホンダ・ベトナム**はゼロ・エミッションの完全達成を目指しており、2001 年には段ボール、プラスチック、金属などのリサイクル、2002 年にはガソリン、油類のリサイクルを開始。2003 年から焼却灰のセメント原料利用を検討、灰に鉛が残らないように鉛を使わない塗料に切り替え、2005 年 12 月には、焼却灰をセメント会社に受け入れてもらうことを実現した。これにより埋め立て処分に回す廃棄

<sup>62</sup> ベトナムの交通事故での死亡者は 1995 年で年間 5,500 人以上といわれていたのが、2002 年には 1 万人を大きく越えた。2006 年の上半期で、交通事故数 7616 件、死亡者数は 6465 人、負傷者数は 5929 人である。バイク事故の多くは死亡にまで至らないため、届け出がされておらず、実際の事故はこの数を遙かに上回ると言われている。

物ゼロを達成した（詳細は p.42）。さらに、同社は重金属の不使用を段階的に進めており、鉛をはじめに、カドミウム、水銀、クロムの不使用を相次いで決定した。なお、同社のサプライヤーは、大部分はベトナム企業であり、同社は二次サプライヤーまでこれらの重金属が含まれていないことの宣言を求めている。

**味の素ベトナム**は、工場からの廃棄物ゼロをほぼ達成している。特に、アミノ酸の生産の際には、廃菌体を主成分とする発酵濃縮液が大量に発生するが、これは窒素とミネラルを豊富に含有しているために肥料としての価値が高い。これから液肥を生産し、農家に販売するだけでなく、液肥をいつ、どのように施肥するかという指導も行っており、今後は農政への協力も視野に、農業支援の可能性を検討していくという。肥料は約 60%がゴム栽培用肥料として、そのほかにサトウキビやパイナップル、コーヒー、ナッツ類栽培用肥料としても販売されている。

#### 6) 環境対策についても内外無差別の方向へ

ベトナムにおいて、企業の環境管理の監督や監査を実施するのは、各省（Province）の自然資源環境局（DONRE）である。DONRE は省内の工場・事業所から定期的に環境モニタリング報告を受け取るほか、特に排水や廃棄物量の多いと見られる工場・事業所に対して抜き打ち検査を実施しており、基準値を超える汚染物質が検出された場合は罰金を徴収する。DONRE は従来から、産業全体をコントロールする牽引手段として、日系企業など外資系企業に対する監査を頻繁に行う傾向にあり、ベトナム企業に対しての監査は甘いという評価もあった。しかし、p.7 に紹介したように、ベトナム政府は汚染企業に対して、内外無差別に、罰金や操業差し止め、郊外への移転も含めた厳しい措置を法制化している。排水に対する課金を義務づける法令も出された。ベトナムは、WTO 加盟をきっかけに、環境保全措置に関しても国際的な基準を適用し、国内企業にも外資系企業と同様に厳しい管理体制の構築を迫り、産業公害の削減に向け大きく舵をきったものと考えられる。

（満田夏花）

## VBLI((Vietnam Business Links Initiative)

### ～ベトナムに CSR の考え方を広げる企業発イニシアティブ～

ベトナム商工会議所 (VCCI: Vietnam Chamber of Commercial and Industry) は 1963 年に創設されたベトナムのビジネス界と雇用者を代表する集まりである。ベトナム国内に 6 つの支所があり、海外の商工会議所とのネットワークを持つ。VCCI の副会長で VBLI(Vietnam Business Links Initiative) のプログラム・ディレクターである Nguyen Quang Vinh 氏に話を聞いた。

#### VBLI はどのような経緯で作られたのか？

——VBLI は 1999 年に、計画投資省、科学技術省、資源環境省、労働省によって製靴業界の労働安全衛生を改善することを目的に作られた。「持続可能な発展」は難しい課題だが、必ず成し遂げなければならない課題である。その中でビジネスの役割や貢献を考えるために作られたということだ。

#### 持続可能な発展には、ベトナム政府も積極的ということか？

——政府の中に持続可能な発展についての評議会があり、副首相が議長になり、45 人の委員から構成されている。2004 年には経済企画庁に持続可能な開発の事務局が作られ、ベトナム・アジェンダ 21 として知られる戦略的な方向づけが行われた。VCCI はビジネスの役割についてまとめることを担当しているが、まだ具体的な目標は設定できていない。ベトナムには 50 万社の企業があるが、これらをいかにして、持続可能な方向に向かわせるかが課題だ。

#### 具体的にはどのような課題があると考えているのか？

——一番重要なことは、経済成長と社会成長、環境保護を同時に、お互いに調和させながら実現することだと思う。社会が成長する中では、貧困削減、雇用創造が大きなテーマであり、環境保護については、廃棄物処理、汚水、森林減少、化学物質の取り扱い、水処理などが課題になっている。現状では住宅地まで産業廃棄物で汚染されている。

こうした経済と環境の衝突を解決するためには、持続可能な発展についてのコミュニケーション戦略が重要であり、テレビやラジオを使った PR をしたり、研究を進めたりしている。

#### CSR の推進ということでは、どのようなことに取り組んでいるのか？

——持続可能な発展が「人間の顔をした発展」であるように願って、まずは繊維産業の労働安全衛生問題に取り組んでいる。ベトナムの主要輸出品は、原油、繊維・靴、水産物、農産物である。このうち繊維・靴が金額で 20～25%を、水産物が 30%を占めている。中心産業である製靴や繊維産業では、60%が中小企業である。そのため、1500 社にニュースレターなどを送り、啓発活動に努めている。

#### 普及啓発以外の活動は？

——海外の機関との CSR の実態を共同で調べたり、マネージャー向けの CSR トレーニングコースを開催したりしている。このトレーニングには製靴会社の 60%以上に加えて、GTZ や UNIDO など、30 の戦略的パートナーも参加している。

GTZ とは 5 つの CSR のラウンドテーブルも開催した。ビジネスのチャレンジ、政府や省庁の役割、適切なコストでどう中小企業を巻き込むか、CSR の進展をどう監査するかなど、実践的なテーマである。ハノイに 30～40 社が集まり、マルチステークホルダーが参加したが、残念ながらこれらの活動に日本企業からの参加はない。CSR 以外の分野では、経団連や個別企業などの協力もあるのだが…。

#### CSR はベトナム企業にかなり根付いてきたと言えるのか？

——1999年には誰も CSR を知らなかった。その後、キャパシティビルディングやトレーニング活動を既に7年続けており、現在では繊維・製靴会社の60%はCSRとは何かを知っている。しかし、CSRに関する知識はまだ不足しているし、サステナビリティレポートを出している企業もない。今後、政府をもっと巻き込む必要がある。

最近新しく始めた活動はあるか？

——2004年からCSRの表彰制度を始めた。最初は製靴業界、2005年はそれに繊維業界を追加し、今年（2007年）は水産物加工業も対象に拡大する予定である。経済、社会、環境の3つの基準で持続可能であるかどうかを、アドバイザリーボードが評価する。プレスリリースをするので多くの企業から応募があり、50社の中から選んだ。

それ以外の活動としては、ある大学ではCSRをカリキュラムに組み込んだし、2006年に100人以上の参加者のある会議がホーチミンで開催された。今年の秋にはもっと大規模な会議（AFCSR）が開催される予定だ。

（まとめ：足立直樹）

## 5 . 事例編

### 事例 1 ホンダ・ベトナム：ベトナム初の廃気物のセメント原料化

#### 1) 取り組み企業の概要

Honda Vietnam Company (以下ホンダ・ベトナム)  
事業内容：自動二輪車、四輪自動車の製造  
従業員数：3,000 人 (2006 年 7 月現在)  
創業年：1996 年  
立地場所：ベトナム南部ビンフック省

#### 2) CSR の理念、戦略、概要

ホンダ・ベトナム<sup>63</sup>はベトナムでの操業当初から、会社の発展は地域社会の利益とともにあるべきであると考えており、ベトナム国民の幸せと安全のためにベストを尽くし、良き企業市民であることを目指している。

#### 3) 取り組みの背景

ベトナムではオートバイが一般市民の主要な移動手段として急速に普及しつつある。2005 年 4 月には日越イニシアティブの交渉により生産枠が撤廃され、また同年 12 月には一人一台に限った登録規制も撤廃され、自由な市場へと移行した。しかし、普及率はまだ国民 5~6 人に一台であり、3.5 人に一台の隣国タイに比べれば低い段階である。タイ並に普及するまで、さらに需要拡大は続くと思われる。

そのような状況の中で環境汚染や交通事故は大きな社会問題となっており、こうした問題を克服するための啓発活動等にも力を入れている。

また、生産時における環境対策としては、「グリーン工場を作る」(ホンダ本社が掲げる全世界テーマ) ことと「省資源と大気汚染の防止」(ホンダ・ベトナム独自の目標) を二大目標に掲げ、操業当初より徹底した環境管理を行っている。日本と異なり、社外の支援体制が十分に整っているとはいえず、苦労は多いというが、工場内での環境管理を進化させることにより、ベトナムの厳しい環境基準にも対応している。

#### 4) 取り組みの内容

##### ベトナム初の廃棄物のセメント原料化

ホンダ・ベトナムではゼロエミッションの完全達成を目指しており、その重要な一步として 2005 年に埋め立てゼロを実現した。

以前は有害廃棄物は敷地内に設置した焼却炉で焼却して減容し、敷地内の屋根付き保管施設 (ash yard) で保管していた。これは、焼却灰に重金属などが含まれている怖れがあるが、それを適切に処理できる最終処分場がベトナム国内に見当たらなかったためである。この焼却灰をセメント原料として受け入れてもらおうと 2003 年 12 月にセメント会社へ打診したが、塗料に鉛が含有されていたため、引き受けてもらえなかった。そこで塗料を、鉛を含まないものに切り替えるところから始める必要があった。

2005 年 12 月に塗料を鉛を含有しないものに切り替え、そのことにより焼却灰と排水の沈殿物を、セ

<sup>63</sup> 同社は、資本金 63 百万米ドルのうち 30%は工業省の国営会社 VEAM(Vietnam Engineering and Agricultural Machinery Co.)の、70%はホンダ側 (42%ホンダ本社、28%アジアホンダ) の出資である。



メント原料としてセメント会社が受け入れてくれるようになった。工場から運び出された焼却灰は、ホーチミンの施設で再度燃焼させてから、セメント原料として使われている。ベトナムでは初めてのことである。

現在は一日に4トンの有害廃棄物を焼却し、月に4トンの焼却灰をセメント工場に送っている。2004年は年間40万台の生産で毎日4トンを焼却していたが、現在は80万台生産でも焼却量は同じ4トである。廃棄物の発生量そのものを削減し、さらに埋め立てゼロにすることができた。現在ではほぼゼロエミッションも実現できており、最終確認ができ次第、「ゼロエミッション達成」を宣言する予定である。

### 焼却炉を熱源に転換

これまでいくつかの廃棄物、例えば塗装ハンガーのスラッジなどについては、その処理を外部に委託していた。しかし、必ずしも信用できる処理がなされてないことが発覚したため、こうしたものも再度自社処理に戻すことにした。また、二輪車の塗装の排水はクロズド・システムで処理しているが、これを蒸発乾固する際にはLPGを燃料に使っていた。工場で使うLPGの半分がこのプロセスで使われており、CO<sub>2</sub>の大きな発生源となっていた。

こうした状況を改善するために、焼却炉を低公害型の燃料装置として使うことを考え、現在その準備を進めている。また同時に、ダイオキシン対策が不完全であり、フィルターで除去しきれないものが黒煙となって排出されていた焼却炉も改善することにした。しかし、ベトナムにはダイオキシンに関する規制がなかったために、対応した焼却炉も販売されていなかった。そのため、2004年12月にダイオキシン対策が完全にできる日本製焼却炉を導入し、これに切り替えた(翌年1月から運転開始)。古い焼却炉は、ダイオキシンに対応するように改造した上で、現在拡張工事中である第二工場で使用する予定である。

さらに、新しく導入した焼却炉の排熱を利用して塗料カスを処理する新しい炉が、2007年に新たに稼働する計画である。このことにより焼却炉を焼却のための施設というより、熱源として活用する計画である。



改修後の焼却炉(水蒸気のみ発生)

### 交通安全教育のためのテレビ番組の提供

街中を走るオートバイの数はますます増加するが(p.10参照)、運転マナーはけっして良いとは言えないのがベトナムの現状である。交通事故による死者は年間1万3,000~4,000人と多く、怪我人は統計が取られていないが、かなりの数に上るものと考えられる。今後、自動車が増えれば、さらに交通事故の発生数や、重大な事故になる割合が高まることが懸念されている。

このような状況を改善するために、ホンダ・ベトナムでは工場に隣接する場所に二輪安全運転センターを1998年に設置した。また、2003年からは教習所兼試験場も併設しており、安全運転に加えてヘルメットの着用などを推進している。ベトナムではヘルメットの着用率が非常に低いために、テ

レビコマーシャルを流したり、販売店の支援や展示会でのキャンペーンなどでも安全講習キャラバン「ホンダ・ファンフェア」を開催し、年間 30 ヶ所ぐらいでヘルメット着用をすすめるキャンペーンを行っている。

さらに 2003 年からは“I love Vietnam safety program” キャンペーンを開始し、2004 年からは国営テレビ VTV で毎日 4 回、5 分ずつ放映するテレビ番組を単独スポンサーとして提供している。参加型クイズ番組で、累計 500 万人が参加している。内容は安全に関わるとても基本的な事項の紹介だが、視聴者から役に立ったという声が多く、またテーマソングもよく知られるようになってきている。なお、今後は交通安全面に加えて、環境面についての内容も入れるよう、番組を少し変更する予定であるという。具体的には、アイドリング・ストップや空ぶかしをしない、キャブレター調整など整備をきちんとすることでの環境配慮などについて啓発するという。

### 【一ロコメント】

ホンダ・ベトナムは、おそらくベトナムでもっとも有名な日本企業である。それはもちろん、街中いたるところで見かけるホンダ製のオートバイのためであるが、最近では“I love Vietnam”のスポンサー企業としての著名度も上昇していると言う。経済面だけでなく、地元社会に対して何ができるかという観点で考え、末長く行動を続けていくことは、責任ある企業として重要なことである。日本企業は製品の性能や品質だけでなく、CSR 活動においても高く評価されていることは心強く感じた。

環境面での取り組みは、工場内での環境管理が中心である。スラッジ内のベンゼンについての規制があったり、排水基準が日本国内で設定されているものより厳しい項目もあるなど、環境基準を遵守するのはけっして易しくない。それに加えて、信頼できる外部の処理業者がほとんどないために、費用がかさんでも自社処理をするしかない。このように非常に困難な環境の中で、ベトナムで初めて廃棄物をセメント原料にするシステムを稼働させたり、焼却炉を熱源として徹底的に活用するなど、他社の規範となる先進的で優れた活動をしていると言える。

(足立直樹)

## 事例 2 日本ベトナム石油：随伴ガスの改修でベトナム初の CDM 事業

### 1) 取り組み企業の概要

日本ベトナム石油 事業内容：石油の探鉱・開発・生産 従業員数：167 人（2007 年 5 月現在） 創業年：1992 年 立地場所：ベトナム南部ブンタウ省
--------------------------------------------------------------------------------------------

### 2) CSR の理念、戦略、概要

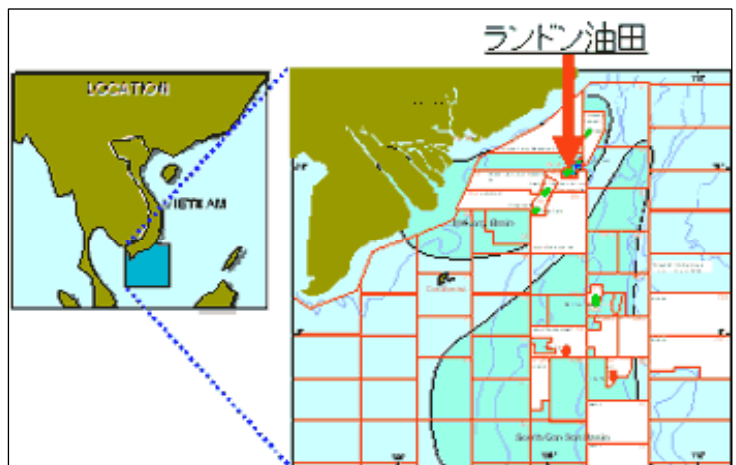
日本ベトナム石油<sup>64</sup>は原油生産に伴う随伴ガスの回収と有効利用による CO<sub>2</sub> 削減を主とした環境保全への取り組み以外に、地域社会への貢献を推進している。特に学校の建設など、教育関係の活動に力を入れている。対象とする地域の選定にあたっては、国営石油会社であり事実上の現地パートナーであるペトロベトナム社のアドバイスに従っている。

### 3) 取り組みの背景

ランドン油田は、ベトナム南部沖合、ホーチミン市に隣接するブンタウ市の東方約 130 キロに位置する海上油田である。1992 年に鉱区（15-2 鉱区）を取得、日本ベトナム石油がオペレーターとなり、コノコフィリップス社やPVEP社（Petrovietnam Exploration and Production Corporation）<sup>65</sup>と共同で1998年8月から原油の生産を行っている。既に2005年6月には累計原油生産量が1億バレルに達しており、現在は日産約4万バレルとなっている。

### 原油採掘に伴う随伴ガスの回収と有効利用（CDM化）

原油生産に伴ってメタンを主成分とする随伴ガスが発生する。当初はこれを洋上で燃焼処理（フレア）していたが、エネルギー有効利用の目的で2001年9月から回収し、海底パイプラインで40km先のバクホー油田（これも洋上）へ送り、そこから陸までは既存の海底パイプライン（100km）で輸送を開始した。輸送した随伴ガスは精製され、近隣のフーミー火力発電所とバリア火力発電所で燃料として有効活用されている。従来これらの発電所では燃料として重油を利用してきたが、油田からの随伴ガスに燃料を切り替えた。このように、洋上での随伴ガスの燃焼処理を止め、随伴ガスを有効利用することにより、温室効果ガスの総排出量を年間約68万トン削減することに成功した。



<sup>64</sup> 資本構成は、新日本石油開発（株）53.13%、新日本石油資源投資（株）43.94%、三菱商事（株）2.93%である。

<sup>65</sup> 国営 Petrovietnam 社の子会社。

#### 4) 取り組みの内容

随伴ガスの回収自体は、技術的には目新しいことではなく、いくつかの油田では既に実施されている。しかし経済的にはほとんどメリットがないために、通常はその場で燃焼させるか、そのまま大気に放出されている。しかし、そのまま放出したり、燃焼させることは、安全上も、環境配慮という観点からも問題は多い。そこでまずは少しでも経済性を高めるため、回収したガスを販売し、さらに経済的なメリットを大きくするために CDM プロジェクト化した。



これまで油田の随伴ガスを回収することによる CDM プロジェクトは存在しなかったため、プロジェクトの方法論から考えなければいけなかった。しかし、2006 年 2 月にはこの方法論が CDM 理事会からも承認され、世界初の原油生産に伴う随伴ガスの回収・有効利用に関するプロジェクトとなった。また、これまでの CO<sub>2</sub> 排出量の削減プログラムは最大でも 30 万トンであったため、68 万トンの CO<sub>2</sub> 削減は規模的にも世界最大である。2001～2011 年までの 10 年間の CDM プロジェクトで、合計約 680 万トンの CO<sub>2</sub> が削減できる見込みとなっている。

当初ベトナム側、特に地方政府は CDM にあまり理解がなかったと言うが、現在はパートナーであるペトロベトナム社が本プログラムをベトナムの他の地域にも広げたいと積極的に考えている。CDM のための方法論も確立されたので、今後世界的に CDM として随伴ガスの回収が広まることも期待される。なお、本プロジェクトは、NEDO「平成 14 年度共同実施等推進基礎調査（第 2 次）」による支援を受けて、事業可能性検討を実施している。

#### 地域の教育への貢献

その他の地域社会への貢献としては、教育設備、特に学校の建設を支援している。これは、ベトナムでは学校の数がまだ不十分で、施設も整っていないと言え難いためである。毎年約 10 万ドル強の予算を組み、今後 5 年間続けて貢献する予定である。2007 年は 13 万ドル出して 3 階建て 12 教室の中学校を作る。

支援の実施地域は、学校の施設が不足している中部、北部を中心としている。具体的な場所は、パートナー企業であるペトロベトナム社に依頼し、推薦してもらっている。

これ以外に操業地域の支援として、毎年 2.6 万ドルの予算で、さまざまな社会活動に寄付を行っている。2006 年は珍しく台風が南部を直撃し大きな被害が生じたため、その救援活動のために 1.4 万ドルの特別予算を急遽編成し支援を行なった。

#### 【一口コメント】

これまで燃焼していた随伴ガスを回収することは、地球温暖化を防止する観点からはもちろん、大気汚染の著しいベトナムに対する環境配慮のメッセージとしての役割も大きい。事実、当初プロジェクトに対してあまり理解が高いたとは言えなかったベトナム側も、実際にプロジェクトが実現すると、今度はそれを別の油田にも応用したいと積極的な態度に変わったという。このプロジェクトが実現したのは、CDM という新しいスキームによってプロジェクトの経済性が高まった効果が大い。このような新しい制度作りが、今後の環境あるいは社会分野での国際貢献を促進する上で重要なのであろう。

(足立直樹)

## 事例3 ソニー・ベトナム：環境保護を通じて良き企業市民へ

## 1) 取り組み企業の概要

<p>Sony Vietnam (以下ソニー・ベトナム)</p> <p>事業内容：電気機器の製造・販売</p> <p>従業員数：500人</p> <p>創業年：1994年11月</p> <p>立地場所：ホーチミン市</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2) CSR の理念、戦略、概要

ソニー・ベトナム<sup>66</sup>は自社の製造工程をグリーン化すると同時に、従業員や地域住民の環境保護の意識を啓発し、ベトナム社会の良き企業市民になることを目指している。

2000年 SONY Green Discovery Award を創設。以後、毎年実施

2000年2月 ISO14001(2000)を取得

2003年4月 鉛フリーハンダを導入

2005年 国内サプライヤー29社すべてのグリーンパートナー化<sup>67</sup>を完了

## 3) 取り組みの背景

ベトナムでは水や大気汚染が非常に深刻であるが、そのことを自分自身の責任として捉える個人も企業も少ない。ソニーはグローバルな方針として環境問題に取り組んでおり、またソニー・ベトナムの経営層も環境保護について責任感があることから、創業当初よりベトナムの環境保護に尽力してきた。

例えば個人の行動を見ると、ゴミをポイと捨ててしまう人も多いが、これは教育で改善できると考えた。そして、従業員の知識レベルを上げることが企業にできる貢献と考え、従業員、その家族、工場周辺の地域へと、環境保護への意識向上プログラムを拡大してきた。

## 4) 取り組みの内容

製造プロセスのグリーン化とグリーン調達

ソニー・ベトナムで生産されている製品はすべてベトナム市場向けである。海外へ輸出するのは一部の部品のみであり、RoHS 指令などへの対応は必ずしも必要ではない。しかし、ソニーは独自のグリーン調達基準である「SONY SS-00259」を持つので、これの2版に適合するローカルサプライヤー29社を選定している。これには日系企業もいくつか含まれている。また、こうしたローカルサプライヤー以外に、海外のサプライヤーから部品を輸入している場合もある。

ベトナム国内で RoHS 指令に適合するサプライヤーは存在するが、見つけるのは非常に難しい。2002年8月にグリーンパートナーの候補向けに、セミナーを開催した。さらに、2003年4月には自社の

<sup>66</sup> 資本構成はソニー(70%)、Viettronics Tan Binh(工業省 Vietnam Electronics Informatics Corporations 傘下)(30%)。

<sup>67</sup> ソニーでは、環境保全に配慮した製品作りに協力するサプライヤーを「グリーンパートナー」と呼んでいる。2001年7月に「ソニーグリーンパートナー基準」を定め、「グリーンパートナー」としての環境マネジメント体制作りと活動をサプライヤーに依頼した。その後、2002年3月には、ソニーの技術標準として「部品・材料における環境管理物質管理規定」を定め、使用禁止や削減を図る環境管理物質とその用途を明確にし、同年7月からこれを施行した。その後さらに、「グリーンパートナー環境品質認定制度」を導入し、ソニーがサプライヤーの環境マネジメントを現場で確認し、ソニーが定めた基準を満たしていれば、「グリーンパートナー」として認定している。

製造プロセスに鉛フリーハンダの設備を導入し、すべての製品の鉛フリーハンダ化を完了させた。その後、サプライヤーに対しての情報提供や技術サポートを行い、2005 年に原材料を納入する 29 社全部がグリーンパートナーとなった。これは、ベトナムの電子産業の企業としては初めての快挙である。

なお、グリーンパートナーの定期的な監査はまだ行っておらず、また環境面以外の、社会面などの要求も未実施である。

### **従業員や地域住民などの環境保護意識の向上**

2000 年 SONY Green Discovery Award (後述) を創設する。

2001 年 「電気、紙、水の節約は、天然資源の節約」キャンペーンを実施。ファミリーデーにダム・セン公園で植林も実施。

2002 年 従業員の子弟向けに「環境の勉強をして、絵を画こう」キャンペーン、従業員向けに「バッテリー回収」キャンペーンを開催。

2003 年 「職場の環境クリーン化」競争を実施し、これが工場のあるビン・タン地域の小学生の環境保護の作文コンテストにつながった。

2005 年 カンゾー (Can Gio) 保護林管理局と 5,000m<sup>2</sup> の植林を行う。

2006 年 2005 年に引き続き、グリーン・サマー・アクティビティ (※) として、ベトナム南部のトラ・ビン・コンタムにおいて従業員が植林を行なった。

※グリーン・サマー・アクティビティは、もとは National Students Union のイニシアティブであるが、毎年ソニーとして支援する大学を一つ選んで、従業員による社会貢献活動として参加している。かつてはソニー・ベトナム独自の環境保護のための社会貢献プログラムもあったが、人手が必要なので大学と一緒に行うことにした。寄付をする企業は他にもあるが、社員ボランティアが参加しているのはソニーだけである。通常 30~40 人のスタッフが参加している。旅費は支援されるが無給である。会社は、プログラムへの資金援助もしている。

### **SONY Green Discovery Award**

環境分野で有意義な研究をした学生に対する表彰制度で、2000 年以来、毎年実施している。ベトナム中の大学からの応募があり、環境保護についての研究課題を持つ大学生にとってはもっとも名誉ある賞となっている。

目的は、若者の環境に対する意識の向上、ベトナムの大学教育の支援、ソニーのイメージの向上である。毎年 4~6 月にインターネットで公募を行い、10 月までの活動を評価し、11 月に最終審査、12 月に口頭試験と授賞式を行うというスケジュールになっている。賞金は、総額で 4,000 ドル前後となっている。2007 年からは少しやり方を変更し、前年までの活動の改良、改善も対象とすることになった。

### **政府からの表彰: グリーン企業など**

こうした一連の活動が認められ、ソニー・ベトナムは 2007 年 2 月、ホーチミン市の自然資源環境局 (DONRE) によって第一回の「グリーン企業」に選ばれ、表彰された。ベトナムの政府機関が、環境保護に積極的な企業を表彰する制度としては初めてのものである。ソニーとユニリーバ (の 2 社) が 1 位で、全部で 11 社が表彰された。電子業界からはソニー 1 社のみだった。ソニーは同時に、「環境保護についての住民の意識向上に最も貢献した企業」として特別賞も受賞している。



**【一口コメント】**

ベトナムで操業する日系企業の多くは、日本を含む海外から部品を調達し、組み立て加工だけベトナムで行い、製品を海外の市場に輸出していることが多い。もちろんベトナム国内で部品が調達できれば、コストや納期の点で望ましいことは言うまでもないが、現地のサプライヤーが未熟であるために、なかなかそう出来ないのが現状である。そのような状況の中にあって、ソニー・ベトナムが29社のサプライヤーの全てを認定グリーンパートナーに育てたことは重要な一歩と言えるだろう。どのような管理が求められているのかを根気よく教え、また技術的指導を重ねるといふ地道な努力の成果である。自社の競争力を高めるためにはもちろん、地元の産業や雇用を育てるといふCSR的な観点からも、サプライヤーのローカリゼーションとマネジメントが今後のベトナム進出企業の大きな課題になるであろう。

また、ソニー・ベトナムの場合には、製品の主要な市場がベトナム国内であるという点も多くの日系企業とは異なっている。地域社会への貢献においても、地道な活動を継続しているが、市場でのブランド価値を高めることにつながっているのではないだろうか。

ソニー・ベトナムの取り組みは環境に特化したものであり、内容も日本での環境に比べれば突出したものではない。しかし、社内外で地道な環境配慮行動を継続していくことの重要性と価値を、もう一度気が付かせてくれたように思う。

(足立直樹)

## 事例 4 パシフィック社：農家とのきめの細かいコミュニケーションで地域に根ざした経営

### 1) 取り組み企業の概要

Pacific Co., Ltd. (以下パシフィック社) 事業内容：塩蔵野菜（漬け物）の製造・輸出 従業員数：約 450 人 創業年：1993 年 立地場所：ベトナム北部ホアビン省
---------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2) CSR の理念、戦略、概要

パシフィック社は、主として日本向けの漬け物（キュウリ、ショウガ、葉唐辛子など）の製造を行っている。漬け物の原料として、キュウリやショウガの栽培を農家に依頼し、それを買っている。

パシフィック社は、明文化した方針を有しているわけではないが、生産者重視の視点から、フェアトレードの理念を実践している。操業当初から農家とのコミュニケーションを重視しており、栽培から農薬の適切な使用方法まで指導を行っている。個人経営の企業である同社においては、自ら長靴をはき、鍬を持って、畑に出かけていくという社長の経営姿勢が、企業の特徴につながっている。

### 3) 取り組みの背景

ベトナムでは危険農薬の不使用を徹底し、農作業中の農薬による中毒や事故・環境汚染を防ぐことが課題となっている。近年は特に、ホーチミンやハノイで売られている野菜から基準値を超える残留農薬が検出されたり、日本向けの野菜に残留農薬が検出されたりしており、農薬の適正利用を生産現場でも徹底することが求められている。

他方、ベトナムにおいては、大幅に貧困削減が進んではいるものの、都市部と農村部との経済格差は拡大傾向にある。急速な産業化による経済構造の変化やダム開発等のインフラ事業による農地の収用などもあり、農村部においても米以外に、現金収入に結びつく多様な農作物、また農業以外の雇用が求められるようになってきている。

### 4) 取り組みの内容

#### 農家とのコミュニケーション

前述の通り、パシフィック社は、キュウリやショウガの生産を農民に委託しているが、農民とのコミュニケーションを密に行い、栽培の仕方から農薬の適切な使い方まで指導を行っている。

品種は漬け物に向く日本産の品種であり、種も農薬も日本のものを使用している。商社的な仲介者を通した大規模な買い付け手法ではなく、畑に出向いて生産者と一緒に農作業をしていくうちに、「面白いな、この日本人は。つきあってやろうか」というような関係ができてきたという。

収穫高は、キュウリについては豊作のときは 1 ヘクタール当たり 50 トン、少ないときで 25 トンと開きがあるが、作付けを行った全量の買い取りを保証している。さらに、適正な買い取り価格を心がけ、年々買い取り価格を上げているため、キュウリ等の買い取り価格はここ 10 年で倍増している。同社の生産物の日本の取引先への売却価格は、中国産の安い漬け物が競争相手であることもあり、ここ 10 年ほとんど変わっていない。このため、この買い取り価格の上昇は採算ラインぎりぎりの措置である。なお、キュウリはハノイからハイフォンにかけてのデルタ地帯の 10 数か村、90 家族により栽培されており、面積は 100ha 程度であり、米の栽培期に間に植えている。ショウガは、山岳地域で栽培できるため、ホアビンの山間部の農家に栽培を依頼し、収穫物を買っている。



農薬管理については、最初は自ら指導していたが、その後、農業専門家に報酬を支払って農家を訪問してもらい、農薬の希釈、量、方法、管理、時期などに関して細かい指導を行うようにしている。農薬は個々の農家が管理するのではなく、村の農業組合が管理するような体制をとっている。

また、不作の時は援助金を出したり、天災のときはコミュニティに寄付を行ったりしている。



パシフィック社作業風景

### 【一ロコメント】

パシフィック社社長の平塚嘉宏氏は、13年前、ベトナムに来て「周りの善意に支えられながら裸一貫でビジネスを始めた」という。農家や労働者配慮は同社社長のベトナム社会に対する「恩返し」の気持ちや社長の無意識のうちの価値観が色濃く反映されていると思われる。本稿においては取り上げなかったが、同社長の従業員への配慮も非常に温かであり、操業当初からの従業員も多い。従業員の3割が山岳少数民族であるが、従業員の中で差別やコミュニケーションギャップなどを感じることはないとのこと。和気あいあいとした職場である。

なお、パシフィック社の裏手には、1980年代に建設されたベトナム最大規模のホアビンダムがある。同社の従業員の家族や、ショウガを買い取っている農家は、ダム建設による農地や家屋の水没で昔通りの農業を行えなくなった一家が多い。また、同社で働く若い女性たちは、このような農家の家計を支えている娘たちも多い。ベトナムの急速な経済成長やそれを支えるインフラ整備の中で変化せざるを得ない農村の人々の暮らしを、小さな日系企業が小規模とはいえ産業と雇用を提供しているという意味で興味深い事例であった。

一方で、同社の企業姿勢が、ベトナムの農村社会やそのニーズに合致しており、さらに食品のおいしさや安全性のみならず、生産現場からの環境社会配慮やフェアトレードなどの概念にもつながっていることも間違いない。しかし、価格面では中国産の安い漬け物に勝つことは難しい。

タイにおいて同様の農民重視のビジネス・モデルを構築し、商品の付加価値を高め、環境社会意識の高い欧米・日本の小売りを顧客ターゲットにしているスウィフト社<sup>68</sup>と比較すれば、同社の企業姿勢はあくまで「自然体」であることが興味深い。環境社会配慮や生産者配慮をより意識的に打ち出して、マーケティングに活かす余地が残されているかもしれないと感じた。

(満田夏花)

<sup>68</sup>地球・人間環境フォーラム(2005年3月)「平成16年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務」(環境省請負事業)事例27(p.103)参照 ([http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/csr\\_asia/](http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/csr_asia/))。

## 事例 5 バイエル・ベトナム：農薬の安全な使用のために各地でトレーニング

### 1) 取り組み企業の概要

Bayer Vietnam Ltd. (以下バイエル・ベトナム) 事業内容：農薬・ヘルスケア製品の製造・販売 従業員数：300 人 創業年：2002 年 立地場所：ベトナム南部ドンナイ省ビエンホア
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2) CSR の理念、戦略、概要

バイエルグループ（グループ本社：ドイツ）は、世界 150 カ国で 10 万 6,000 人の社員が働くグローバル企業であり、近年、アベンティスクロップサイエンス社の買収で、農薬分野で世界トップ企業となった。ヘルスケア、農薬関連、素材化学の 3 事業を中核とする。ASEAN 諸国ではシンガポール及びタイを事業の統括拠点としている。

バイエル・ベトナムは、2002 年、ベトナムにおけるバイエル事業及びアベンティス社のベトナム部門を合併して発足した。クロップサイエンス部門と特に動物をターゲットとしたヘルスケア部門を柱とし、その他、マテリアル科学、環境科学、バイオサイエンスの部門を有している。ドンナイ省ビエンホア及びビンズオン省に工場を有する。農薬のベトナム国内シェアとしては約 23%で第 2 位である<sup>69</sup>。

バイエルグループは、2000 年から独自のアセスメントシステム「バイエルの健康、安全および環境に関するマネジメントシステム（HSE-MS）」を導入している。世界中のバイエルの施設は、この基準を満たしているかが厳格に審査され、問題点を改善することで環境・安全に留まらず、より良い総合マネジメントシステムの完成を図っている。「レスポンシブル・ケア」に対するコミットメントは、バイエルが企業文化の重要な一部として根付かせてきた根本的な義務であり、バイエルの環境を重視した事業活動への取り組みは、100 年以上前にドイツ・バイエル社が初めて排水を監視する委員会を設立した時から始まっている。日本のバイエルの経営陣は、2001 年、「環境保全や安全基準の観点から経営戦略を策定すること」や「製品のライフサイクル全般において安全と健康を確保すること」といった内容が含まれたコミットメント宣言を採択した<sup>70</sup>。

バイエル・ベトナムはこうしたグループ全体の政策やガイドラインをベトナム国内にも適用しつつ、農薬安全トレーニングなどの統合的作物管理を軸とする外向けのレスポンシブル・ケア活動、安全・環境管理を軸とする内部向けのレスポンシブル・ケア活動を実施している。

### 3) 取り組みの背景

2000 年から 2001 年にかけて、ハノイ、ホーチミンの青果物のサンプルから、高濃度の残留農薬が検出された（中国産キャベツ、豆、メロン、茶葉など）。検出された農薬は主として有機リン殺虫剤、ピレスロイドであった。最近では、2006 年、ホーチミン市内の野菜取り扱い業者が販売する青果物 790 サンプルのうち 26 サンプルから安全基準値を超える残留農薬が検出されている<sup>71</sup>。また、日本向けの乾燥パセリに基準値を超える残留農薬（クロルピリポス）が検出され、日本の厚生労働省はベトナムからの野菜の検査を強化するという措置をとった<sup>72</sup>。

<sup>69</sup> 2007 年 3 月バイエル・ベトナムへの聴き取り。

<sup>70</sup> バイエル社ホームページ

<sup>71</sup> 2006 年 12 月 26 日付ベトジョー・ベトナムニュース「ホーチミン：青果物から基準値を超える残留農薬検出」

<sup>72</sup> 2006 年 6 月 5 日付ベトジョー・ベトナムニュース「ベトナム産輸入乾燥パセリから基準値を超える残留農

ベトナム国内で登録されている農薬数は有効成分数で 490 種類であり、そのうち 17 種類が使用禁止となっている（商品数では 1,403 種類、うち禁止登録が 29 種類）<sup>73</sup>。農薬安全管理は、農業農村開発省植物保護局（MARD-PPD、以下 PPD）が所管している。1992 年からは FAO などの支援のもとに統合的病害虫管理（IPM）に取り組み、テレビやラジオを通じて農薬の適正使用などのキャンペーンを行っていたが、近年は特に適正農業規範（GAP）<sup>74</sup>などを導入し農薬問題への対応を強化してきていた。しかし、資金や能力の不足から、政府機関のみで行う、農民への情報普及には限界があった。

#### 4) 取り組みの内容

##### 農薬の安全トレーニングを各地で実施

バイエル・ベトナムでは、上記のような状況を踏まえ、ベトナムにおける自社のレスポンシブル・ケア活動の主要な柱の一つとして、農民への農薬教育などを通じて、「統合的穀物管理（ICM）」導入を行っている。バイエル・ベトナムは、各省の農業局と連携し、メコン流域デルタにおける 12 省のそれぞれに「キー・ファーマーズ・クラブ」を設立した。同クラブを拠点として、デモンストレーション用の圃場の設置やトレーニング、フィールド会合やセミナーの開催などを行っている。トレーニングの内容は、①肥料の乱用の防止、②病害の区別の仕方、③製品の特徴、防止すべき病害の範囲、④対象、タイミング、散布量、散布率、散布手法——など広範囲に及ぶもの。

##### 農薬の安全な使用に関するトレーニング （提供：Bayer Vietnam）



特に、農薬の安全使用に関するトレーニングを各省の植物保護局（Sub-PPD）、ラムドン短期大学、カントー大学などで実施し、農薬の基本的な知識や表示の読み方などに関する講義や実演、事例別の注意点の解説などを行い、農薬を防護する手袋やマスクなどの配布を行った。これらのトレーニングには、農民にとどまらず PPD のスタッフや販売員も参加し、さらに安全に関するパンフレットも広く配布された。農薬安全使用トレーニングは年間、2,500 人も農民が参加している。会合は 60 名もの販売スタッフにより運営され、6 人の技術スタッフが参加している。

また、農薬のラベルの色を赤、黄、緑に分けることにより、リスクの程度をわかりやすく表示したり、誤用・事故を避けるために容器やキャップそのものの色を変えたりするような改善を行った。さらに、農薬に関する事故への対応として、化学薬品データシートをすべての製品について整備し、主要な病院に送付している。

薬」

<sup>73</sup> 独立行政法人 農畜産業振興機構 調査情報部「野菜の生産・流通実態調査の概要 野菜の生産・流通実態調査の概要（ベトナム）」（2005 年）

<sup>74</sup> 農産物の食品安全性や品質の確保、環境負荷低減を目的に、栽培から出荷まで、農業現場での手法の基準を策定しその遵守を求める動きが世界に広がっている。この基準は適正農業規範（GAP: Good Agricultural Practice）と呼ばれる。GAP は、1970 年代から国連食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）などによって、とくに農薬使用に関連して提唱されてきた。特に 1997 年に欧州小売業協会（EUREP）が提唱した EurepGAP（ユーレップギャップ）及びその基準に基づく認証の普及は、EU 域内のみならず EU 市場向けの農産品を扱う関係者に大きな影響を与えた。FAO 農業委員会は、2003 年、「適正農業規範の枠組み開発（Development of a Framework for Good Agricultural Practices）」を発表している（出典：独立行政法人農業環境技術研究所「農業と環境」No.72（2006.4）より）。

## Thiodan (エンドスルファン) の使用停止

エンドスルファンは多くの病虫害防除に効果を発揮する農薬とされているが、WHO の農薬分類においてはカテゴリーII<sup>75</sup>とされているなど有害性も高い。ベトナムにおいては、バイエルにより「Thiodan 35EC」の商標として登録され、販売されていた。Thiodan は、綿、大豆、コーヒー、観賞植物のみに使用することが想定されていたのだが、ベトナム各地において養殖池や水田において使用される事例が相次ぎ、表流水の広範囲での汚染が危惧された<sup>76</sup>。エンドスルファンは、ベトナムにおいてバイエル以外の多くの企業によって販売されていたため、バイエルのみの適正利用キャンペーンでは限界があったという事情もあり、バイエルは、2002 年、Thiodan 35EC をベトナムにおいては販売しないことを決定した<sup>77</sup>。その 4 年後の 2006 年、エンドスルファンはベトナムにおいて販売禁止となった。

## 環境管理

バイエル・ベトナムは、内部向けのレスポンシブル・ケアに関する取り組みとして、ISO14001 及び ISO9001 を取得し、それに基づく環境安全管理を行っている。安全への取り組みとしては、特に職場での危険の特定及びリスク管理の取り組み、配送における安全、それぞれの製品や職種ごとの防護器材表の整備などを行っている。

環境に関連しては、すべての製品における使用化学物質のロスの量を 0.75% 以内に抑えること、パッケージのロスを 1～2.5% 以内にとどめること、(処理前の) 排水に混入する農薬の濃度を 0.1mg/L にとどめること、水の使用量を一人当たり 6.3m<sup>3</sup> 以下とすること、モニタリング体制を構築すること、従業員教育を徹底することなどの目標を掲げている。

## 【一口コメント】

日本においては農薬の問題は、輸入野菜の残留農薬等、消費者の健康や安全との関連性で取り上げられることが多い。生産地においては、危険農薬の不使用や、農作業中の農薬による中毒や事故・環境汚染を防ぐことも喫緊の課題である。ベトナムは農産物の輸出競争力を高めていくことをねらい、農薬の規制やチェック体制の強化が認識され、他の環境問題と同様規制が強化されつつある。行政による規制強化やキャンペーンと連動した形で、バイエル・ベトナムが大がかりに農業従事者へのトレーニングやデモンストレーションを行っていることは、自らの製品の使用が中毒や事故や環境汚染を引き起こさないための責任を果たし、また費用を負担するということであり、意義深い。また、行政の販売規制に先立ってエンドスルファンの販売中止を決定したことは、農薬の分野での予防原則を求める国際的な声に応えたものと言えよう。

(満田夏花)

<sup>75</sup> 575 種類の農薬について、ラットの経口致死量に基づき、その毒性の割合を以下の 4 つのカテゴリーに分類したもの（気体状の農薬については含まれない）。2 年に一度改定される。

- ・カテゴリーIa (extremely hazardous)
- ・カテゴリーIb (highly hazardous)
- ・カテゴリーII (moderately hazardous)
- ・カテゴリーIII (slightly hazardous)

詳細は、The WHO Recommended Classification of Pesticides by Hazard and Guidelines to Classification 2004, World Health Organization, 2005. ([http://www.who.int/ipcs/publications/pesticides\\_hazard\\_rev\\_3.pdf](http://www.who.int/ipcs/publications/pesticides_hazard_rev_3.pdf)) 参照。

<sup>76</sup> 2007 年 3 月、バイエル・ベトナムへの聴き取り。なお、発展途上国において危険な農薬に関する規制が、国際的な製薬会社の圧力で、なかなか進まないことへの批判もあり、予防原則に基づき農薬暴露によるリスクを回避すべきであるという主張も多い。エンドスルファンに関してもこのような批判があった（永美大志他「アジアにおける農薬中毒（障害）防止研究について」（日農医誌 53 巻 2 号、2004 年 7 月、p.126）。

<sup>77</sup> 2007 年 3 月、バイエル・ベトナムへの聴き取り。

## 事例6 ハノイ織物衣類：元国営企業が独自に取り組む環境改善

## 1) 取り組み企業の概要

<p>Hanoi Textile &amp; Garment Co. (以下、HTG 社)</p> <p>事業内容：紡績、織物、タオル、ニット、デニム、衣類の生産</p> <p>従業員数：6,000 人</p> <p>創業年：1984 年</p> <p>立地場所：ハノイ</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2) 事業の概要

ハノイ織物衣類(HTG)社は、1984 年に国営企業として設立された。紡績にとどまらず、織物、ニット、各種衣類まで生産する総合繊維衣類メーカーである。最近、民営化して株式会社となり、2007 年末には上場予定である。

紡績製品の 50%、織物衣類の 80%は輸出されており、おもな輸出先はヨーロッパ、アメリカ、アジアである。主なバイヤーは、米国の Sears, Express, GAP, JC Penny, A&F、欧州では Belika、日本では 伊藤忠、丸紅などである。その他、ベトナム市場では自社ブランドの Hanosimex として販売している。ベトナム国内に 11 の工場を持ち、8 工場がハノイに、2 工場は北部に、1 工場は中部にある。これらのうち 2 工場は紡績、6 工場が縫製、さらにタオル工場、デニム工場、ニット工場がそれぞれ 1 つずつある。

現在、従業員は 6,000 人いるが、全員正社員である。80%が女性で、全員 20 歳以上となっている。ISO9001 は 1998 年に取得した。また、同じ年にベトナム消費者協会 (Association of Vietnam Consumers) から“Hang Viet Nam 2006” (ベトナム優良企業、ベトナム高品質企業)に選ばれた。現在は、自主的に SA8000<sup>78</sup>の取得を目指している。

## 3) 取り組みの背景

競争力を上げるため、品質管理プログラムを 1996 年に自主的に開始した。顧客企業からの直接的な要求はないし、監査もないという。いくつかの企業<sup>79</sup>からは検査員が来ることはあるが、チェックするのは品質のみで、環境や労働についての調査はない。

VNCPC (ベトナム・ナショナル・クリーナー・プロダクション・センター、p.35 参照) のクリーナー・プロダクション・プログラムにも 2002 年から参加している。これも自主的なもので、主な目的は、1) SA8000 を取得するために、労働環境を改善する、2) 政府の環境基準に適合する、3) 会社のイメージを良くする、である。

## 4) 取り組みの内容

適切な汚水処理と排水・排気の削減

繊維産業にとってもっとも大きな環境負荷は、染色時に発生する汚水である。HTG 社も、かつては大気や水の質について政府から規制を守るように要請を受け、また一部の項目について警告を受けたこともあるが、現在は環境基準を満たしている。

同社では技術投資部 (Technical & Investment Dept.) が、環境管理と新しい技術や機械の導入を担当

<sup>78</sup> 米国の NGO である SAI (Social Accountability International、当時 CEPAA : Council Economic Priorities Accreditation Agency) が策定した労働環境を改善するための国際規格。デファクト・スタンダードとして、広く世界中で使用されている。

<sup>79</sup> 例えば、香港企業でアメリカで販売している Mast Industry、ドイツの Capilano など



している。現在の主な管理目標は、汚水と排気ガスからの汚染物質の削減である。

繊維 1 キロあたり、染料による汚水が 0.3m<sup>3</sup> 発生する。染織する生地は月 150 トンなので、汚水の発生量もかなりのものになる。そのため、少ない水で染色できる装置を導入し、また、使用した水を工場内でリサイクルしている（ただし、完全なクローズド・システムではない）。

汚水は、米国製のエアレーション装置と化学プロセスによって処理し、処理水は工場内の他のプロセスでも使えるレベルになっている。最終的には河川に放流する。もちろん環境基準は満たしており、ときどき政府によるサンプル検査がある。社内でも、毎月サンプルを検査機関に送ってチェックしている。すべての染織工場が同じ設備を使用している。（現在は染色過程は、新しい工業団地 Fung Yen Industrial Zone の新工場に移動している。）

発電機はないが、外国製の蒸気ボイラーが排気ガスの発生源となっている。染色の過程で蒸気が必要になるため使用しており、重油を焚いている。ボイラー自体は環境基準を満たしているが、さらに改善したいがという意向を持ち、今後の課題であるという。

### VNCPC (ベトナム・ナショナル・クリーナー・プロダクション・センター) のプロジェクトへの参加

VNCPC のクリーナー・プロダクション・プログラムに 2002 年以来毎年参加している。その結果、労働環境が改善され、省エネや節水を通じてコストが削減でき、また顧客満足度が上がるという具体的な成果を得ている。

また、VNCPC は毎年会議を開くので、他社と経験を共有することができることも大きなメリットとなっている。こうした会議では、全国の企業の代表者がハノイに集まり、1~3 日にわたって開催される。それ以外にも VNCPC が主催するトレーニングプログラムあり、外国人専門家の指導がある。自社の経験や技術だけでは改善できないことも、VNCPC のプログラムに参加することでできるようになっており、非常に役に立っているという。例えば、浄水施設もクリーナー・プロダクション・プログラムのアドバイスにしたがって、2006 年に導入したものである。その結果、HTG 社のベトナム国内での企業イメージも確実に向上しているという。

### 【一口コメント】

もともとは企業間競争をあまり意識する必要がなかった国営企業から出発したものの、競争力の向上を目指して環境負荷の低減や労働環境の改善を自主的に行っているという回答は新鮮であった。というのも、ベトナムでヒアリングした多くの関係者からは、ベトナム企業はいまだ環境基準を満たすことができないところも多いと聞いていたからだ。しかし、HTG 社は環境基準に適合するだけでなく、それより高度な目標を達成し、企業イメージを向上させてようとしている。ベトナムが本格的な自由主義経済に移行しつつあることを実感した。

今抱えている問題は何かという質問には、クリーナー・プロダクションを継続するための投資をどう確保するかだという答えが返ってきた。環境に対する投資をすれば、製品の値段も上がってしまう。ベトナム国内では他のメーカーと価格面での競争する自信はあるが、中国の企業との競争は厳しいとのことであった。しかし、ベトナム国内で HTG 社やそのブランド Hanosimex のイメージは確実に向上しており、価格で競争できなくても、イメージで勝つ自信はあるとの心強い言葉も聞かれた。

日本はこうしたベトナムの地場企業に対して、環境などの技術で支援することはもちろんだが、輸入国として環境面、社会面での取り組みを積極的に評価する体制も整える必要があるのではないかと感じた。

(足立直樹)

# 添付資料 1 環境保護法

---

52/2005/QH11

ベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 8 回会議

(2005 年 10 月 18 日から 11 月 29 日まで)

環境保護法<sup>1, 2</sup>

第 10 期国会第 10 回会議の 2001 年 12 月 25 日付決議 No. 51/2001/QH10 に従い改正、追加された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づく。

本法は環境保護に関し規定する。

第 I 章  
一般規定

**第 1 条：調整範囲**

本法は環境保護活動、環境保護のための政策、措置、資源、環境保護における組織、家庭、個人の権利と義務について規定する。

**第 2 条：適用対象**

本法は、国内の国家機関、組織、家庭、ベトナム社会主義共和国の領土で活動する在外ベトナム人、外国の組織、個人に対して適用する。

ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約で本法の規定と違う規定のある場合、その国際条約を適用しなければならない。

**第 3 条：用語の説明**

本法で、以下の用語は次のように解釈されなければならない。

1. 環境とは、人間を取りまき、人間と生物の生活、生産、存在、発展に影響を及ぼす自然要素と人工物を含む。
2. 環境構成要素とは、土壌、水、大気、音、光、生物、生態系、その他の物理的形態などの環境を形作る物質的要素である。
3. 環境保護活動とは、環境を健全で、清浄で美しく保ち、環境に対する悪影響を防止、抑制し、環境事故に対処し、汚染と劣化を克服し、環境の回復と改善を行い、また自然資源を採取し合理的に節約して使用し、生物多様性を保護する活動である。

<sup>1</sup> 新江利彦（東京大学大学院新領域創成科学研究科（環境学研究系国際協力学専攻）客員共同研究員、地球・人間環境フォーラム客員研究員）および京極絵里（地球・人間環境フォーラム研究員）による翻訳。翻訳は基本的には越語に準拠するが、英語訳も参照した。以降の脚注は新江利彦による。

<sup>2</sup> ベトナム社会主義共和国 2005 年環境保護法の越語原文は、『公報』（Công báo / Official Gazette）2006 年 2 月第 11 号・第 12 号合併号の他、ベトナム国家政治出版社刊『環境保護法』（2006 年 11 月）で読むことができる。また、国家政治出版社刊『環境保護関連新法集』（2005 年 12 月）、同『環境保護法問答集』（2007 年 2 月）、労働社会出版社刊『環境保護法考察』（2006 年 8 月）、同『環境保護法実施指導規則集』（2007 年 1 月）があり、条文の異同や解釈に関して参考となる。なお、国家政治出版社刊『環境保護法』のみ、「環境保護法公布に関する国家主席令」を掲載する。2005 年環境保護法の採択日は 2005 年 11 月 8 日であるが、公布日は 2005 年 12 月 12 日である。（発効日は 2006 年 7 月 1 日である）

本稿はベトナム語原文の日本語としての意味を正確に表すための翻訳を行ったもの（越文和訳上の翻訳）であり、日本国における現行環境諸法令において定義され使用される用語を厳密に使用することにより法律条文としての正確さを期すために翻訳を行ったもの（法律条文上の翻訳）ではない。翻訳の正確を期すため、語彙のうち特に正誤の判定が難しいものについては越語原語及びその英語定訳語を付す。



4. 持続可能な開発 (phát triển / development) とは、経済成長と、社会的進歩の保障、及び環境保護とをしっかりと調和させるとの前提のもと、現在の世代の需要に応えつつ将来の世代の要求にも応えていくことが可能な開発である。
5. 環境基準とは、環境の管理と保護のための根拠として、権限を持つ国家機関が規定した、周辺環境の質、排出物内の汚染物質含有量に関する数値の許容限度である。
6. 環境汚染とは、環境基準に適合せず、人間と生物に悪影響を与えるような、環境構成要素の変化である。
7. 環境劣化とは、人間や生物に悪影響を与えるような、環境構成要素の質、数量の劣化である。
8. 環境事故とは、重大な環境汚染、劣化あるいは変動を引起すような、人間の活動過程において発生した災害あるいは危機、あるいは自然の異常な変化である。
9. 汚染物質とは、環境中への出現時に環境を汚染する物質、物理的要素である。
10. 廃棄物とは、生産・経営・サービス、日常生活、その他の活動から排出された固体、気体、液体物質である。
11. 有害廃棄物とは、毒性、放射性、可燃性、爆発性、磨耗性、感染性、中毒性、その他の危険性のある物質を含む廃棄物である。
12. 廃棄物管理とは、廃棄物の分類、収集、運搬、減量、再利用、再生利用、処理、廃棄、処分活動である。
13. スクラップとは、生産、消費過程から出て、生産原料として使用するため回収された製品である。
14. 環境の負荷容量とは、環境が汚染物質を受け入れ吸収することのできる許容限度である。
15. 生態系とは、一定の自然地理領域において相互に作用しながら共存、発展する生物群の体系である。
16. 生物多様性とは、遺伝子、生物種、生態系が豊富なことである。
17. 環境監視 (Environmental Monitoring) とは、環境の状態、質の変化と環境に対する悪影響を評価するための情報の提供を目的とした、環境や環境への作用要素に関する体系的調査過程である。
18. 環境情報には、環境構成要素、自然資源の埋蔵量 (trữ lượng / reserves) ・生態価値・経済価値、環境影響、廃棄物、環境の汚染や劣化の程度に関する、数値と資料及びその他の環境問題に関する情報が含まれる。
19. 戦略的環境評価とは、持続可能な開発の保障のために、承認前に、開発に関する戦略 (chiến lược / strategies) 、設計 (quy hoạch / plannings) 、計画 (kế hoạch / plans) の草案 (dự án, draft) が環境に及ぼす影響を分析、予測することである。
20. 環境影響評価とは、特定の (cụ thể, specific) 投資事業の実施時に環境保護措置を講じるために、その事業が環境に及ぼす影響を分析、予測することである。
21. 温室効果ガスとは、地球と周囲の空間との間の熱交換に影響を及ぼし、地球表面の大気温度を上げるガスのことである。
22. 温室効果ガス排出限度量とは、関連の国際条約の規定に基づく、各国の温室効果ガスの大気圏への排出許容量である。

#### 第4条：環境保護原則

1. 環境保護は国の持続可能な開発のため、経済発展及び社会的進歩の保障と調和しなければならない。また国の環境保護は、地域および世界の環境の保護と連動しなければならない。
2. 環境保護は全社会的事業であり、国家機関、組織、家庭、個人の権利であり責任である。
3. 環境保護活動は継続的に、予防を主とし環境の汚染、劣化の克服や環境の質の改善と連動させて行われなければならない。
4. 環境保護は段階ごとにおける国の社会経済開発レベルや、自然的、文化的、歴史的な法則、特徴に適合しなければならない。

5. 環境の汚染、劣化を引起す組織、家庭、個人は、それを克服し損害を賠償する責任があり、法律の規定に基づいてその他の責任を負わなければならない。

**第5条：環境保護に関する国の政策**

1. 全ての組織、住民共同体<sup>3</sup>、家庭、個人が環境保護活動に参加するための、奨励と条件作りを行う。
2. 環境保護活動を自覚し、規範を作るため、行政的、経済的措置、その他の措置の適用を合わせた宣伝、教育、運動を推進していく。
3. 自然資源を合理的・経済的に使用し、クリーンエネルギーや再生可能エネルギーを開発し、廃棄物の再生利用、再利用、削減を推進する。
4. 緊急の環境問題の解決を優先し、重大な環境汚染を引起す施設の対処に集中し、環境が汚され劣化した地域において環境を修復すると共に、都市部と住宅地の環境保護を重視する。
5. 環境保護への投資は開発への投資であり、環境保護への投資財源を多様化し、毎年の国家予算における環境事業への個別財源を設ける。
6. 環境保護活動や環境に優しい製品への土地、税に関する優遇や財政的支援を行い、開発のために、環境構成要素の保護と効果的な使用とを調和させる。
7. 環境保護に関する人材育成を強化し、研究を奨励し、科学技術の成果を環境保護に適用、移転し、環境技術産業分野を形成、発展させる。
8. 国際協力の効果を拡大、向上させ、環境保護に関する国際公約（cam kết quốc tế/international commitment）を完全に実施し、環境保護に関する国際協力の実施に参加する組織や個人を奨励する。
9. 環境保護基盤施設を整備し、合法的かつ近代的な方向性で、環境保護に対する国の能力の強化と向上を図る。

**第6条：奨励される環境保護活動**

1. 全ての人に環境保護、環境衛生の維持、自然景観や生物多様性の保護に参加するよう宣伝、教育、動員する。
2. 自然資源を保護し、合理的・経済的に使用する。
3. 廃棄物を削減、収集、再生利用、再利用する。
4. クリーンエネルギー、再生可能エネルギーを開発、使用し、オゾン層を破壊し温暖化を引起すガスを削減する
5. 環境基準を満たす施設、環境にやさしい製品の登録を行う。
6. 廃棄物の処理及び再生利用技術、環境にやさしい技術の科学研究、移転、適用を行う。
7. 環境保護設備・道具を生産する施設の建設、環境にやさしい製品の生産・経営、環境保護サービスの提供に投資する。
8. 在来遺伝子を保存・整備し、経済的価値があり環境に有益な遺伝子をかけ合わせて国内へ導入する。

<sup>3</sup> 第5条がいう住民共同体（〔共同民居〕コンドンザンクー cộng đồng dân cư, 英訳は〔population communities〕であったり〔local people〕であったりして一定しない）の定義については、一般的な解釈としては、住民共同体とは日本語の「集落」に相当する共同体を指し、間接民主制に基づく地方自治行政（民選首長と民選議会を有する）の枠外にある最末端の住民自治組織である。日本の「大字」や「字」（入会地の管理と利用を担う財産区）、ベトナムの〔村〕（トン thôn, 100~200世帯規模）や〔自管組〕（トートウークアン tổ tự quản, 30~50世帯規模）などがこれに相当する。

9. 環境にやさしい村・集落<sup>4</sup>、機関、生産・経営・サービス施設を建設する。
10. 住民共同体における自主的な諸活動<sup>5</sup>と環境衛生維持サービス活動を発展させる環境衛生を維持する生活様式や習慣をつくり、環境へ害を与える悪習を廃絶する。
11. 環境保護活動へ知識、労力、財政面で貢献する。

#### 第7条：厳禁とされる行為

1. 森林及びその他の自然資源の破壊、違法採取。
2. 生物資源を壊滅させる手段・道具・方法による採取、捕獲、法規定に基づく時期・数量に違反する採取、捕獲。
3. 裁量権をもつ国家機関が規定する禁止名簿に属する、希少な野生動植物の採取、取り引き、消費、使用。
4. 環境保護に関する規定の場所、技術手順に違反する、毒物、放射性物質、廃棄物、その他危険物質の埋設。
5. 環境基準を満たす処理がなされていない廃棄物、毒物、放射性物質、その他危険物質の土壌や水源への排出。
6. 有毒な物質及び臭気を含む煙、煤塵、ガスの大気への放出や、環境基準の許容量を超える、放射線、放射能、イオン化物の発散。
7. 許容基準を超える騒音、振動の惹起。
8. 環境基準を満たさない機械、設備、手段の輸入。
9. あらゆる形式による廃棄物の輸入、通関。
10. 検疫を受けていない動植物、許可リスト外の微生物の輸入、通関。
11. 人間、生物、生態系に有害な製品の生産、取り引きや、基準許容量を超える毒物要素を含む建設原料、建設資材の生産、取り引き。
12. 自然遺産や自然保存区への侵入。
13. 環境保護活動のための施設、設備、手段の侵害。
14. 裁量権をもつ国家機関が、人間の健康と生活に対し環境面で特に危険なレベルにあるため立ち入り禁止地域に指定した地域での違法活動、生活。
15. 環境破壊行為の隠蔽、環境保護活動の阻害、環境に対し悪影響を与える情報の歪曲。
16. 法規定に基づく、環境保護に関するその他の厳禁とされる行為。

## 第II章 環境基準

### 第8条：環境基準の作成と適用原則

1. 環境基準の作成と適用は、以下の原則を遵守しなければならない。
  - a) 環境保護目標に対応し、環境の汚染、劣化、事故を防ぐこと。

<sup>4</sup> 地方住民共同体（村・集落）の呼称は民族ごと、地域ごとに異なる。

	漢字	ローマ字	英訳
キン族および少数民族の行政村	社	Xã	commune
キン族の自然集落	廊	Làng	village
キン族の行政集落	村、邑	thôn, ấp	hamlet
少数民族の自然集落、行政集落	(タイ系)	Ban	
	(チャム系)	buon, plei, phum	
	(クメール系)	phum, srok	

<sup>5</sup> 越語では「自主的な管理および実行の諸形態」（〔各形式自管・組織〕 các hình thức tự quản, tổ chức）、英訳では「自主的な諸活動」（self-management activities）である。ここでは英訳の表現を日本語訳として採用する。

- b) 適時に公布し、実施可能性があり、国の社会経済開発水準と技術水準に適合し、また国際経済統合の要件に対応すること。
  - c) 地域的・産業分野的な特徴や、生産・経営・サービスの類型・技術に適合すること。
2. 組織、個人は、国が強制適用として公布した環境基準を遵守しなければならない。

**第9条：国家環境基準の内容**

- 1. 基準等級。
- 2. 環境に関する数値と限度値。
- 3. 基準適用対象。
- 4. 基準適用の手順と手引き方法。
- 5. 基準適用時の付随条件。
- 6. 測定、標本採取、分析の方法。

**第10条：国家環境基準体系**

- 1. 国家環境基準体系には、周辺環境の質に関する基準と廃棄物に関する基準が含まれる。
- 2. 周辺環境の質に関する基準には以下のものが含まれる。
  - a) 農業、林業、水産業生産の目的及びその他の目的に使用する土地に対する環境基準群。
  - b) 飲用、生活用、工業用、水産養殖用、農業灌漑への水供給の目的及びその他の目的に使用する地上水、地下水に対する環境基準群。
  - c) 水産養殖、娯楽、レクリエーション及びその他の目的に使用する沿岸海水に対する環境基準群。
  - d) 都市部、農村の住宅地における大気に対する環境基準群。
  - e) 住宅地、公共用地における音、光、放射線に関する基準群<sup>6</sup>。
- 3. 排出に関する基準は以下のものが含まれる。
  - a) 工業、サービス業の排水、畜産業・水産養殖業の排水、日常生活及びその他の活動の排水に関する基準群。
  - b) 工業の排気ガス、日常生活、産業廃棄物、医療廃棄物を焼却、分解するために使用する設備やその他廃棄物処理から出る排気ガスに関する基準群。
  - c) 自動車、機械、専用設備の排気ガスに関する基準群。
  - d) 有害廃棄物に関する基準群。
  - e) 自動車、生産・経営・サービス施設、建設活動の騒音、振動に関する基準群<sup>7</sup>。

**第11条：周辺の環境の質に関する基準の要件**

- 1. 周辺環境の質に関する基準は、以下のように環境構成要素の使用目的に適応した環境値の許容限度値を規定しなければならない。
  - a) 人間と生物の通常的生活と発展を保障する環境パラメーターの最小値。
  - b) 人間と生物の通常的生活と発展に悪影響を与えない、有害環境パラメーターの許容最大値。
- 2. 環境の質に関する基準において規定された環境パラメーターは、その数値を確定するための基準的な測定、標本採取、分析に関する方法を具体的に手引きしなければならない。

**第12条：排出に関する基準の要件**

- 1. 排出に関する基準は、人間と生物へ害を与えないことを保障する、排出の汚染数値の最大値を具体的に規定しなければならない。
- 2. 排出の汚染数値は、毒性、発生排出物の量、排出物を受け入れる環境の負荷容量に基づき確定されなければならない。
- 3. 排出に関する基準に規定される環境パラメーターは、その数値を確定するため基準的な測定、標本採取、分析の方法を具体的に手引きしなければならない。

<sup>6</sup> 越語原文では細目 d

<sup>7</sup> 越語原文では細目 d

### 第13条：国家環境基準の施行と適用公布

1. 政府は、基準化に関する法規定に適合する国家環境基準の作成、施行、承認の裁量権、順序、手続き、作成について規定しなければならない。
2. 自然資源環境省は、環境の負荷容量に適合する国家環境基準の適用に対し、適用過程、地域<sup>8</sup>、産業分野ごとの係数を公布、規定しなければならない。
3. 国家環境基準の調整は5年に1度行われなければならない。必要な場合には、不適當な基準の調整や新たな基準の補足は、それより早く実施されてもよい。
4. 国家環境基準は、組織や個人に周知させ遵守させるため、幅広く公布されなければならない。

## 第三章

### 戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約

#### 第1節

#### 戦略的環境評価

### 第14条：戦略的環境評価報告書を成しなければならない対象

1. 国家レベルの社会経済開発に関する戦略、設計、計画。
2. 全国規模の産業分野、専門領域<sup>9</sup>の開発に関する戦略、設計、計画。
3. 地方各省<sup>10</sup>、中央直轄市（以下、省レベルと呼ぶ）の社会経済開発に関する戦略、設計、計画。
4. 土地利用計画、森林の保護と整備、複数の省及び地域にまたがるその他の自然資源の採取と使用。
5. 重点経済地域開発基本計画。
6. 複数の省にまたがる河川流域の総合基本計画。

### 第15条：戦略的環境評価報告書の作成

1. 事業策定任務を受ける機関は本法の第14条に規定され<sup>11</sup>、戦略的環境評価報告書を作成する責任を持つ。
2. 戦略的環境評価報告書は当該事業の重要な一部であり、案件形成過程と同時に作成されなければならない。

### 第16条：戦略的環境評価報告書の内容

1. 環境に関連する事業目標、規模、特徴の概要。
2. 事業に関連する自然的、社会経済的、環境的条件の総括的記述。
3. 事業実施時に発生する可能性のある、環境に対する悪影響の予測。
4. 評価する数値・資料データ・方法の提供元の注記。
5. 事業実施過程における環境問題解決の総体的方向性、措置の提示。

### 第17条：戦略的環境評価報告書の審査

1. 戦略的環境評価報告書は本条第7項の規定に基づいて組織される委員会によって審査されなければならない。

<sup>8</sup> 越語原文では [khu vực, vùng] の2語を並列しているが、ここでは「地域」と訳す。

<sup>9</sup> 英訳の分野・領土 (branches, domains) はわかりにくい。分野とは正確には産業分野 (sector) を指し、リンクは専門領域 (area) を指すと解釈する。産業分野と専門領域は多くの場合において重複する概念であるが、例えば郵便や鉄道などは産業分野に属し、国防や警察などは専門領域に属すると考える。

<sup>10</sup> 越語の中央省庁 (部, bộ, ministry) は日本語で省と訳される一方、越語の地方各省 (省, tỉnh, province) もまた日本語ではそのまま省と訳される慣例があり、ただ「省」とだけ書いたのでは混乱を起す懸念がある。そこでここでは「中央省庁」「地方各省」と表記して両者を区別する。

<sup>11</sup> 第14条は機関名を明記していないが、条文から、①政府（内閣）、②中央省庁およびその傘下・外郭の国営企業、③省および中央直轄市の自治体・局・支局、④複数の省にまたがる河川管理機関、⑤国立公園などが「事業立案任務を受ける機関」であると推測される。

2. 国家規模を有するか、複数の地方省にまたがる規模の事業に対する審査委員会の構成員は、事業承認機関代表、事業に関連する中央省・省同等庁・政府直属機関・地方省レベルの人民委員会の代表、事業の内容や性質に適合した経験、専門レベルを持つ専門家、審査委員会設立権を持つ機関により決定されたその他の組織代表、個人が含まれなければならない。
3. 地方各省、中央直轄市の事業に対する審査委員会の構成員は、地方省レベルの人民委員会の代表、環境保護に関する専門機関と関連の省レベルの局・支局、事業の内容や性質に適合した経験、専門レベルを持つ専門家、審査委員会設立権を持つ機関により決定されたその他組織の代表、個人が含まれなければならない。
4. 本条第 2 項および第 3 項で規定される審査委員会は、環境と事業内容に関連する専門領域に関して専門性を持つ構成員の数が 50%以上いなければならない。戦略的環境評価報告書作成に直接参加する者は、審査委員会に参加することはできない。
5. 組織、個人は、環境保護に関する要求書や請願書を事業審査委員会を組織する機関と承認機関へ送付する権利を持つ。また、事業審査委員会と承認機関は、結論と決定を出す前に要求と請願を検討しなければならない。
6. 戦略環境報告書の審査結果は、事業承認のための根拠の一つとならなければならない。
7. 戦略環境評価報告書の審査委員会の組織に関する責任は、以下の通り規定される。
  - a) 自然資源環境省は、国会、政府、首相が承認する事業に対し、戦略的環境評価報告書のための審査委員会を組織しなければならない。
  - b) 中央省庁、省同等庁、政府<sup>12</sup>（内閣）所属機関は、自らの承認裁量権に属する事業に対する戦略的環境評価報告書の審査委員会を組織しなければならない。
  - c) 地方省レベルの人民委員会は、自らと省レベルの人民評議会の決定裁量権に属する事業に対する戦略的環境評価報告書審査委員会を組織しなければならない。

## 第 2 節 環境影響評価

### 第 18 条：環境影響評価報告書を作成しなければならない対象

1. 以下の事業実施者は、環境影響評価報告書を作成しなければならない。
  - a) 国の重点事業<sup>13</sup>
  - b) 登録済みの自然保全区域、国立公園、歴史・文化遺跡区、自然遺産、名勝地<sup>14</sup>の土地を一部使用する、あるいは悪影響を与える事業。
  - c) 河川の流域水源<sup>15</sup>、沿岸部、生態系保護地区に悪影響を与える危険性のある事業。
  - d) 経済区<sup>16</sup>、工業団地、ハイテク団地、輸出加工区、家内工業村集中区<sup>17</sup>の基盤整備事業。

<sup>12</sup> 越語のチンフー（[政府] chính phủ, government）は、日本語の内閣に相当する中央執行政府を意味する。政府所属機関（[各機関属政府] các cơ quan thuộc chính phủ, government attached agencies）は政府（=内閣）直属の機関に限定され、一般の国家機関は含まれない。

<sup>13</sup> 越語のズアン（[予案] dự án）とズアン・コンチン（[予案工程] dự án công trình）はいずれも事業（project）と訳される。両者の違いは後者が建設を伴う事業であることを明示している点だけである。

<sup>14</sup> 第 18 条第 1 項細目 b が規定する環境影響評価対象は、登録された（đã xếp hạng / which have been ranked）地域でなければならない。越語の [xếp hạng] はその英訳 [be ranked] が示すように格付けを意味する。即ち、最低の格付けではあっても、いったん格付けされた地域は全て評価対象になると解釈される。ただし、列挙された数種類の範疇のうち、名勝地という範疇の登録制度が不明であり、確認を要する。名勝地を示す越語の [名藍勝景] (danh lam thắng cảnh) は正確には「有名な伽藍および景勝地」を意味する。

<sup>15</sup> 河川の流域水源は必ずしも上流水源地に限定されず、取水可能な「流域水源」(nguồn nước lưu vực / watershed) を広く指すものと思われる。

<sup>16</sup> 経済区（[区経済] khu kinh tế, economic zones）とは商工業開発のために特別に整備され、進出業者を特別に優遇する政策を施行する団地、即ち商工団地を指す。ベトナム・ラオス国境のベトナム側には、クアンチ省フオンホア県のラオバオ国境経済区（Khu Kinh tế Cửa khẩu Lao Bảo）など、進出業者が物品販売や原料輸入などにおいて優遇税制を享受する商工団地がある。

- e) 都市及び集中住宅地を新規に建設する事業<sup>18</sup>。
  - f) 地下水や自然資源を大規模に採取、使用する事業。
  - g) 環境に対して悪影響を与える危険性の大きいその他事業。
2. 政府は、環境影響評価報告書を作成しなければならない事業の一覧を規定する。

#### 第19条：環境影響評価報告書の作成

1. 本法第18条に規定される事業実施者は、環境影響評価報告書を作成し承認裁量権を持つ国の機関へ提出する責任を持たなければならない。
2. 環境影響評価報告書は、事業の実現可能性調査報告書と同時に作成しなければならない。
3. 事業実施者は自ら、あるいはコンサルタンシーサービス組織に委託して環境影響評価報告書を作成し、その中に挙げた数値や結果について責任を負う。
4. 事業の規模、内容、着手・実施・完工時期<sup>19</sup>について変更がある場合、事業実施者は承認機関に対して説明責任があり、必要な場合は補足の環境影響評価報告書を作成しなければならない。
5. 環境影響評価報告書作成を委託されたコンサルタンシーサービス組織は、必要とする専門職員、物理的・技術的基盤に関するすべての条件を満たしていなければならない。

#### 第20条：環境影響評価報告書の内容

1. 事業建設の構成要素、地域、期間及び作業量、また事業全体と構成要素ごとの作業技術を列挙し、詳細に説明する。
2. 事業実施地と隣接地域の環境の状態と、環境の影響の受けやすさ（sensitivity）と環境容量を概括的に評価する。
3. 事業実施時に発生する可能性のある環境への影響や、事業の影響を受ける環境構成要素と社会経済要素を詳細に評価する。また事業が引起す環境事故に関する危機を予測する。
4. 環境に対する悪影響を緩和する具体的な措置や、環境事故の防止、対処措置。
5. 事業の建設・運用過程において環境保護措置をとるよう公約すること。
6. 事業の着手・実施過程における環境問題に関わる工事名称と管理・監査計画
7. 事業の総経費予算における環境保護工事項目の建設経費予算。
8. 事業実施地の社<sup>20</sup>、坊<sup>21</sup>、市鎮の人民委員会（以下、コミュニンレベル）の人民委員会と呼ぶ）や住民共同体代表の意見、事業設置場所、あるいは環境保護措置に対する反対意見を、環境影響評価報告書に記載しなければならない。
9. 評価の数値、データ、方法の提供元の注記。

#### 第21条：環境影響評価報告書の審査

1. 環境影響評価報告書の審査は、審査委員会あるいは審査サービス組織を通じて実施されなければならない。  
自然資源環境省は、審査サービス組織の環境影響評価報告書審査活動について条件を規定し、手引きを行わなければならない。
2. 本条第7項 a と b で規定される事業に対する審査委員会の構成員には、事業承認機関および事業承認機関の環境保護に関する専門機関、事業実施地の省レベルの環境保護に関する専門機関の代表、事業の内容・性質に適合する経験や専門レベルを持つ専門家の各代表、審査委員会の設立裁量権を持つ機関が決定したその他組織の代表や個人が含まれなければならない。

<sup>17</sup> 家内工業村集中区（cụm làng nghề, craft village areas）とは織物村、焼物村など、家内工業が集中的に発展している地方農村を指す。ハノイ市タインチ県のバッチャン焼物村（làng gốm Bát Tràng）などがある。

<sup>18</sup> 越語原文では細目 d

<sup>19</sup> 着手・実施・完工時期（[時間展開, 実現, 完成] thời gian triển khai, thực hiện, hoàn thành）は、英訳は [commencement time, execution duration and completion time] となっており、上記越語を着手・実現・完工の予定期間と約定期日に関する言及と解釈する。ここでは英訳の解釈を採用する。

<sup>20</sup> commune、農村コミュニンとも訳すが、ここでは「社」とした。

<sup>21</sup> ward、都市コミュニンとも訳すが、ここでは「坊」とした。

3. 本条第 7 項 c で規定される事業に対する審査委員会の構成員には、省レベルの人民委員会、省レベルの環境保護に関する専門機関と関連する省レベルの専門的な局、支局の各代表、事業の内容・性質に適合する経験や専門レベルを持つ専門家、審査委員会の設立裁量権を持つ機関が決定したその他組織の代表や個人が含まれる。必要な場合、省レベルの人民委員会は自然資源環境省、関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関の代表の審査委員会への参加を招請することができる。
4. 本条第 2 項と第 3 項で規定される審査委員会は、環境と事業内容に関連する専門領域に関して専門性を持つ構成員の数が 50%以上いなければならない。環境影響評価報告書作成に直接参加する者は、審査委員会に参加することはできない。
5. 審査サービス組織は、事業承認機関の決定により審査に参加することができ、自らの意見や審査結果に責任を負わなければならない。
6. 組織、住民共同体、個人は、環境保護に関する要求書、請願書を本条の第 7 項で規定される審査を組織する機関へ送付する権利を持つ。また審査を組織する機関は、結論と決定を出す前に要求と請願を検討する責任を持つ。
7. 事業に対する環境影響評価報告書審査に関する責任は、以下の通り規定される。
  - a) 自然資源環境省は、国会、政府、首相の決定したまたは承認する事業と複数の産業分野や地方省にまたがる事業に対する環境影響評価報告書審査について、委員会を組織するか、あるいは審査サービス組織を選抜しなければならない
  - b) 中央省庁、省同等機関、政府所属機関は複数の産業分野や省にまたがる事業を除く自らの決定や承認権に属す事業に関する環境影響評価報告書の審査について、審査委員会を組織するか、あるいは審査サービス組織を選抜しなければならない。
  - c) 省レベルの人民委員会は審査委員会を組織する、あるいは審査サービス組織を選抜して、自らと省レベルの人民評議会の決定、承認権に属す地方管理の事業に対する環境影響評価報告書をする。省レベルの人民委員会は、地元で実施され、自らの決定または承認権および同レベルの人民評議会の裁量権に属する事業に関する環境影響評価報告書の審査について、委員会を組織するか、あるいは審査サービス組織を選抜しなければならない

#### **第 22 条：環境影響評価報告書の承認**

1. 環境影響評価報告書の審査委員会設立機関は、審査の後に環境影響評価報告書の検討と承認を行わなければならない。
2. 環境影響評価報告書の承認機関は、承認の前に事業実施者、関連する住民共同体、組織、個人による苦情、提案を検討しなければならない。
3. 本条第 1 項で規定される審査サービス組織、機関の長は、審査委員会の結論による要求を満たすため修正された環境影響評価報告書の受領日から就業日 15 日以内に、環境影響評価報告書承認を検討、決定しなければならない。承認しなかった場合は、文書にて明らかに理由を挙げ事業実施者に知らせなければならない。
4. 本法第 18 条で規定される事業は、環境影響評価報告書の承認後にのみ投資・建設・開発許可が承認、発給される。

#### **第 23 条：環境影響評価報告書の実施責任と実施および内容の監督責任**

1. 事業実施者は以下の責任を持たなければならない。
  - a) 事業実施場所の人民委員会に、環境影響評価報告書の承認決定内容について報告する。
  - b) 住民共同体に知らせ、検査、監督させるため、廃棄物の種類、廃棄物の処理技術・基準値、環境保護措置について、事業実施場所に公開掲示する。
  - c) 環境影響評価報告書に挙げた環境保護内容と、環境影響評価報告書承認決定の要件を正しく、十分実施する。
  - d) 報告内容と環境影響評価報告承認決定の内容の実施を検査、確認するため、環境影響評価報告の承認機関に報告する。



- e) 裁量権を持つ機関が本項 a、b および c で規定される要件を十分実施したことを検査、確認した後にのみ、事業施設を使用することができる。
2. 環境影響評価報告書の承認機関は以下の責任を持たなければならない。
- a) 自らの環境影響評価報告書の承認決定内容について、事業実施地の省レベルの人民委員会に報告する。省レベルの人民委員会は、自ら、あるいは中央省庁、省同等機関、政府所属機関が承認した環境影響評価報告書の承認決定内容を、事業実施地の県、郡<sup>22</sup>、市社、省直轄市<sup>23</sup>の人民委員会（以下、県レベルの人民委員会と呼ぶ）、社レベルの人民委員会に報告しなければならない。
- b) 承認された環境影響評価報告書の内容実施を指示、検査する。

### 第3節 環境保護公約

#### 第24条：環境保護公約書に必要な対象

家庭規模の生産・経営・サービス施設と本法第14条および第18条の規定以外の対象は、環境保護公約書が必要である。

#### 第25条：環境保護誓約書の内容

1. 実施場所。
2. 生産・経営・サービスの業種や規模、使用する原料や燃料。
3. 発生する各種廃棄物。
4. 廃棄物の削減措置や処理の実施と、環境保護に関する法規定の厳格な遵守の公約。

#### 第26条：環境保護公約書の登録

1. 県レベルの人民委員会は、環境保護公約書の登録を行わなければならない。必要な場合には社レベルの人民委員会に本作業を委任することができる。
2. 環境保護公約書の受諾期限は、適正な公約書の受領日から就業日5日以内でなければならない。
3. 本法第24条で規定される対象は、環境保護公約書の登録後にのみ生産・経営・サービス活動を行うことができる。

#### 第27条：環境保護公約の実施責任と実施監督責任

1. 環境保護公約をした組織、個人は、環境保護公約書に記載された内容を正しく、十分に実施しなければならない。
2. 県レベルと社レベルの人民委員会は、環境保護公約書に記された内容の実施について指導、検査、監督しなければならない。

<sup>22</sup> ベトナムでは都市化の進行程度により地方行政単位の名称が異なる。

	県レベル	社レベル	村レベル
中央直轄市の都市部	郡 district	坊 Ward	組 block
省の都市部	市社/市 town/city	坊 Ward	区域 block
	県 district	市鎮 Township	区舗 block
中央直轄市および省の農村部	県 district	市鎮/社 township/commune	*村または邑 hamlet/domain

\*村レベルの名称は統一的ではなく、地方差が大きい。組・区域・区舗の区別や村と邑の区別は地方性による。特に「邑」は南部だけに見られる名称である。

<sup>23</sup> 省直轄市とは、財政等に関して省の管理下にある市を指す。同じように市制を敷いていても、中央直轄市と省直轄市では自治制度が異なる。なお、慣習的に、[市社] (thị xã / town, 日本の「町」に相当) も市と訳されることがある。

## 第IV章

### 自然資源の保全と合理的利用

#### 第28条：自然資源の利用に関する調査、評価、計画作成 (planning)

1. 自然資源は使用計画作成と、採取許可限度、環境税額、環境保護費、環境再生のための預託金、環境に関する損害賠償、その他環境保護に関する措置の確定の根拠とするため、貯蔵量、再生能力、経済価値についての調査、評価されなければならない。
2. 自然資源の利用計画は、保全計画と連動しなければならない。
3. 自然資源の調査、評価、使用に関する計画作成に関する責任は、自然資源に関する法規定に従い実施されなければならない。

#### 第29条：自然保存

1. 国家的、国際的に重要な生物学的価値のある地域や生態系は、海洋保存区、国立公園、自然保存区、生物圏保護区、生物景観保存区（以下、自然保存区と呼ぶ）の形式で、保護のための調査、評価、計画作成がなされなければならない。
2. 自然保存区の計画作成は以下に基づかななくてはならない。
  - a) 世界、国家、地方の自然遺産価値。
  - b) 原生、特別利用、保護的価値<sup>24</sup>。
  - c) 地域の生態的調和、均衡の役割。
  - d) 自然地理的な地域の代表性、あるいは独自性。
  - e) 絶滅に脅かされる特有で希少な多くの動植物の恒常的あるいは季節的な生息、繁殖、成長の場所であること。
  - f) 国家、地方に対する生物圏、生物景観、自然景観、人文生態的価値。
  - g) 法規定に従うその他の保存価値。
3. 自然保存区の設置は、裁量権を持つ国の機関が承認した計画を遵守しなければならない。
4. 自然保存区は、独自の規則と管理班を持つ。
5. 自然保存計画の作成、自然保存区設立と管理の責任は、法規定に従い実施される。

#### 第30条：生物多様性の保護

1. 生物多様性の保護は、地方住民共同体と関連対象の合法的権利と利益を保障することを基礎として実施されなければならない。
2. 国は在来の希少な遺伝子の保護、発展のため遺伝子銀行を設立し、高価値の遺伝子の国内導入を奨励する。
3. 絶滅の危機にある希少な動植物種は、以下の規定に従い保護されなければならない。
  - a) 希少性や絶滅危険度に従い管理するための名簿作成、グループ分けする。
  - b) 保護計画を作成し、捕獲、採取、取り引き、使用防止の措置をとる。
  - c) 種ごとに適当な特別制度に従い育成・保護計画を実施し、野生動物救護センターを整備する。
4. 資源環境省が主体となり、関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会と協力し、生物多様性に関する法規定に従い生物多様性の保護を行う。

#### 第31条：自然景観の保護と開発

1. 人間と自然の調和を創出するため、集落、住宅地、工業団地、遊園地、観光区、その他自然景観の類型に対し、国は生態モデルの開発を奨励する。

---

<sup>24</sup> 原生、特別利用、保護とは、保護林の3分類（原生林、特別利用林、保護林）を指す。ただし、一般的な森林管理上の分類としては、特別利用林（農業農村開発省森林警察局傘下の国立公園・自然保存区事務所が管理する）、保護林（地方各省林業開発支局傘下の保護林管理班が管理する）、生産林（地方各省林業開発支局傘下の林業公社が管理する）である。

2. 設計、建設、生産・経営・サービス、生活を行う組織、個人は、自然景観の保全と形成に関する要件を保障しなければならない。
3. 中央省庁、省同等機関、政府所属機関、各レベルの人民委員会は、自らの任務と裁量権の範囲において、本法の規定と関連の法律のその他規定に従い、自然景観の管理、保護、開発を計画、実施する責任を持つ。

**第32条：自然資源の目録化、探査、採取、使用における環境保護**

1. 自然資源の目録化、探査、採取、使用は、裁量権をもつ国家機関に承認された計画を遵守しなければならない。
2. 自然資源の採取、使用許可書は、環境保護に関するすべての条件を規定しなければならない。
3. 自然資源の採取、使用は、裁量権を持つ国家機関により発給された採取、使用許可書に規定される環境保護内容に正しく従わなければならない。
4. 組織、個人は、自然資源の目録化、探査、採取、使用の過程における環境保護に関する要件を実施する責任を持つ。探査、採取活動が終了した際は、本法とその他関連の法律の規定に従い環境回復を行わなければならない。

**第33条：クリーンエネルギー、再生可能エネルギー、環境にやさしい製品の開発**

1. クリーンエネルギー、再生可能エネルギーとは、風、太陽光、地熱、水、バイオマス、その他の再生可能資源から採取されたエネルギーである。
2. クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの開発や使用、環境にやさしい製品の生産に投資を行う組織、個人は、国により税優遇、資金援助や生産施設建設のための土地を供与されなければならない。
3. 政府は以下の目標達成を目指し、クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの開発戦略を策定、実施しなければならない。
  - a) クリーンエネルギー、再生可能エネルギーを開発、使用する技術の研究、応用に関する国家的能力を強化する。
  - b) クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの開発、使用に関する国際協力を拡大、各資源を動員する。
  - c) 国家のエネルギー総生産量におけるクリーンエネルギー、再生可能エネルギーの比重を次第に高め、エネルギー安全保障目標を実現する。また自然資源を節約し、温室効果ガスの排出を最小化する。
  - d) クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの開発プログラムを気が撲滅、貧困削減計画や農村・山岳・沿海・離島の開発開発プログラムに統合する。
4. 国は、汚染が少なく自然における分解の容易な製品、商品の生産、消費や、クリーンエネルギー生産のための廃棄物使用、クリーンエネルギーや再生可能エネルギーを使用する機械、設備、交通手段の生産、輸入、使用を奨励する。

**第34条：環境にやさしい消費習慣の確立**

1. 国は、廃棄物再生品、有機製品、分解しやすい包装製品、環境認証製品、環境にやさしいその他製品を消費するよう組織、個人を奨励する。
2. 文化情報省、通信・報道機関は自然資源環境省と協力し、消費者が環境にやさしい製品・商品を消費するため、環境にやさしい製品や商品に関する宣伝、紹介、普及をする責任を持つ。

**第V章**

**生産・経営・サービス活動における環境保護**

**第35条：生産・経営・サービス活動における組織、個人の環境保護責任**

1. 環境保護に関する法規定を遵守すること。
2. 承認された環境影響評価報告書、登録された環境保護公約に挙げられる環境保護措置を実施し、環境基準を遵守すること。

3. 自らの活動による環境に対する悪影響を防止、抑制すること。
4. 自らの活動によって引き起こされる環境汚染を改善すること。
5. 自らの生産・経営・サービス施設の従業員に対し、環境保護を宣伝、教育し、意識向上を図ること。
6. 環境保護に関する法規定に従い、環境保護に関する報告制度を実施すること。
7. 環境保護の検査、監督制度を執行すること。
8. 環境税、環境保護費を納めること。

**第36条：集中的生産・経営・サービス区に対する環境保護**

1. 集中的な経済区、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、工業地区、観光区、遊園地・娯楽施設（本法では集中的生産・経営・サービス区と呼ぶ）は、以下の環境保護に関する要件を満たさなければならない。
  - a) 承認された総体開発計画の遵守。
  - b) 各機能区、活動類型の設計、配置は、環境保護と結びつかなければならない。
  - c) 承認された環境影響評価報告の内容を十分にかつ正しく実施する。
  - d) 通常固形廃棄物や有害廃棄物を収集する設備、道具を適切に配備し、集中的生産・経営・サービス区内の各施設から出て分類された廃棄物の受容要求を満たさなければならない。
  - e) 環境基準を満たし継続的に運転する排水を収集・処理する集中的な下水設備、排気ガス処理システムを持つこと。
  - f) 景観や環境に関する要件を満たし、住民と労働者の健康を保護すること。
  - g) 環境監視システムを持つこと。
  - h) 環境保護任務を十分実施可能な専門部署を持つこと。
2. 環境に対し害を引起す危険性のある工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、工業地区は、住宅地、自然保存区から環境面での安全な距離を置いて配置されなければならない。
3. 集中的生産・経営・サービス区内での生産・経営・サービス事業の展開は、本条第 1 節の規定要件をすべて満たし、裁量権のある国家機関により検査、確認を受けた後にのみ実施することができる。
4. 集中的生産・経営・サービス区内の環境保護に関する専門部署は、以下のような任務を持つ。
  - a) 集中的生産・経営・サービス区内の各施設や投資事業に対し、環境保護に関する要件の実施検査、監督を行うこと。
  - b) 通常固形廃棄物、有害廃棄物の収集システム、集中排水収集、処理システム、排気ガス処理システムの管理を行うこと。
  - c) 環境の状態を監視、評価し環境報告書をまとめ作成し、省レベルの環境保護に関する専門機関に定期的に報告すること。
  - d) 集中的生産・経営・サービス区内に配置された各事業間での環境に関連する争議解決のため、管理班に助言を行うこと。
5. 省レベルの人民委員会は、自らの所轄における集中的生産・経営・サービス区での環境保護実施の指導、組織のため、関連中央省庁、省同等機関、政府所属機関と協力する責任を持つ。

**第37条：生産・経営・サービス施設に対する環境保護**

1. 生産・経営・サービス施設は、以下の環境保護に関する要件を満たさなければならない。
  - a) 環境基準を満たす排水の収集・処理システムを持つこと。
  - b) 排水が集中排水処理システムに送られた場合、集中排水処理システム管理組織の規定を遵守しなければならない。
  - c) 固形廃棄物の収集、保管の十分な手段と設備を持ち、排出元で固形廃棄物の分類をしなければならない。
  - d) 環境中に排出する前、基準に達するよう煤塵やガスの最小化、処理措置をとり、環境への排気ガス、気体、有害ガスの漏れや発散を起こさせないようにし、周辺環境や労働者に対し悪影響を引起す騒音、発光、発熱を抑制する。

- e) 特に化学物質、放射性物質、可燃・爆発性物質を使用する生産施設については、環境事故の防止と対処能力のある機能や設備を用意すること。
- 2. 以下の場合に属す生産施設あるいは倉庫は、住宅地内での設置はできない、または住宅地から環境的に安全な距離がなければならない。
  - a) 発火、爆発しやすい物質がある。
  - b) 放射性あるいは強い放射線の物質がある。
  - c) 人間、家畜、家禽に対し有害な物質がある。
  - d) 人間の健康に悪影響のある匂いを発する。
  - e) 水源に重大な汚染を引起す。
  - f) 許容基準を越す騒音、煤塵、排気ガスを発する。

### 第38条：家内工業村における環境保護

1. 家内工業村の設計、建設、改修、開発は、環境保護と結びつかなければならない。国は、環境保護基盤システムを共有する家内工業村工業区、家内工業村集中区の開発を奨励する。
2. 省レベルの人民委員会は所轄の家内工業村の汚染度統計、評価について指導、収集 collect し、以下の措置による家内工業村の環境汚染状況の改善計画を作成する責任を持つ。
  - a) 集中的排水収集・処理システムの改修、改善、あるいは新たな建設を行う。
  - b) 集中処理用の廃棄物収集要件を満たし排出源における分類に適合する、通常固形廃棄物、有害廃棄物の集積区を建設し設備を配置する。
  - c) 環境に重大な汚染を引起す生産施設を住宅地から移転させるため、家内工業村工業区、家内工業村集中区の設計を行う。
  - d) 汚染の少ない新しい技術に関する情報を市民に知らせ適用するため、宣伝、普及を行う。
3. 家内工業村工業区、家内工業村集中区における生産施設は、環境保護に関する以下の要件を実施しなければならない。
  - a) 排水は収集し集中排水処理システムへ送らなければならない。集中排水処理システムがない場合、排出前に環境基準を満たす排水処理措置をとらなければならない。
  - b) 固形廃棄物は、廃棄物管理に関する規定に従い排出源で分類し固形廃棄物集積区へ移さなければならない。有害な要素のある固形排出物の場合、有害廃棄物管理に関する規定に従い分類、収集、保管、処理されなければならない。
  - c) 法規定に従い、環境保護に関する基盤建設費を供出し環境保護費を十分納めなければならない。

### 第39条：病院、その他医療施設における環境保護

1. 病院とその他医療施設は、以下の環境保護要件を実施しなければならない。
  - a) 医療排水の収集、処理システムを持つ、あるいはその措置を継続的にとり、環境基準を満たす。
  - b) 排出源における医療品、医療廃棄物の分類のための専用設備を配置する。
  - c) 環境衛生と環境基準を保障するよう、医療品、医療廃棄物、使用期限の切れた薬品の処理、焼却措置をとる。
  - d) 医療廃棄物の引起す環境事故を防止しそれに対処する計画を行い、設備を置く。
  - e) 患者の固形廃棄物、生活排水は、集中処理・焼却施設に送られる前に伝染の危険性のある病原を、初期処理をし排除しなければならない。
2. 伝染病治療を行う病院、その他医療施設は、住宅地や水源と隔離する措置をとらなければならない。  
伝染病の治療を行う新設の病院、その他医療施設は、住宅地内に設置されてはならない。
3. 放射性物質を使用する照射施設、医療設備や道具は、本法第 89 条および核・放射線安全に関する法律に規定される核・放射線安全要件を満たさなければならない。
4. 医療廃棄物に関連する活動に従事する病院やその他医療施設の労働者は、医療廃棄物からの疫病感染に対する安全と防護を保障する着衣、設備を用意されなければならない。

5. 保健省は関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会と協力し、病院やその他医療施設の排出源に関する統計、汚染度評価について指導、実施し、汚染の改善策を提示、病院とその他医療施設に対する環境保護に関する法律実施を手引き、検査しなければならない。

#### 第40条：建設活動における環境保護

1. 建設計画は、環境保護に関する基準と要件を遵守しなければならない。
2. 建設工事の施工は、以下の環境保護要件を保障しなければならない。
  - a) 住宅地での建設工事については、許可基準を越す煤塵、騒音、振動、光を発生させないよう措置をとらなければならない。
  - b) 建設資材の運搬は、漏れや落下、環境汚染を引起さない技術的要件を満たす手段で実施しなければならない。
  - c) 排水、固形廃棄物、その他各種廃棄物は、環境基準を満たすよう収集、処理しなければならない。
3. 各レベルの人民委員会、公共秩序管理機関<sup>25</sup>は、環境保護に関する規定に違反する工事实施者、運搬手段所有者に対し、処分を適用することができる。

#### 第41条：交通運輸活動における環境保護

1. 交通計画は、環境保護に関する基準と要件を遵守しなければならない。
2. 国内で生産、あるいは輸入された自動車、自動二輪、その他原動機付交通手段は、排気ガスと騒音に関する基準を満たさなければならず、車検機関の検査、確定を受けた後はじめて使用することができる。

交通運輸省（Ministry of Transport）は自然資源環境省と協力し、自動車、自動二輪、その他原動機付車両に対する環境基準検査と承認について手引きしなければならない。
3. 自動車は、交通運輸省による環境基準達成証明書があってはじめて運行することができる。
4. 原料、物資、廃棄物を運搬する手段は、運行する際に落下や環境汚染を引起さないよう、覆いをしなければならない。
5. 環境事故を引起す危険性のある商品や物資の運搬は、以下の要件を満たさなければならない。
  - a) 専用設備、手段を使用し、環境中への漏れや発散をさせない。
  - b) 裁量権を持つ国家管理機関の運搬許可書を持つ。
  - c) 運搬の際、許可書に規定される経路と時間に正しく従わなければならない。
6. 国は環境事故を引起す危険性のある商品を運搬する手段の所有者に対し、環境に関する損害賠償責任保険への加入を奨励する。

#### 第42条：商品の輸入、通関における環境保護

1. 輸入する機械、設備、手段、原料、燃料、化学物質、商品は、環境基準を満たさなければならない。
2. 以下の機械、設備、手段、原料、燃料、化学物質、商品は、輸入を禁止する。
  - a) 環境基準を満たさない機械、設備、手段。
  - b) ばらし、分解する中古機械、設備、交通運輸手段。
  - c) 輸入禁止名簿に属す原料、燃料、物資、化学物質、商品。
  - d) 病気を誘発する放射線、微生物、その他毒物に感染した機械、設備、手段で、洗浄されていない、あるいは浄化する可能性のないもの。
  - e) 使用期限の切れた、あるいは食品安全衛生の質に関する基準を満たしていない食品、医薬品、保護動植物薬品。
3. 本条第 2 項で規定される対象に属す機械、設備、手段、原料、燃料、化学物質、商品を輸入する際、荷主は再輸出、あるいは廃棄物管理に関する法規定に従い分解、廃棄しなければならない。環境に重大な影響を与えた場合は、違反の性質と程度により行政処分、あるいは刑事責任

<sup>25</sup>越語は公共秩序管理単位（đơn vị quản lý trật tự công cộng）。

を追及されなければならない。また損害を与えた場合には、法規定に従い賠償しなければならない。

4. 環境の汚染、劣化、事故を引起す可能性のある商品、設備、手段のベトナム領土への通関は、環境に関する国家管理機関の許可と環境検査を受けなければならない。
5. 商業省は自然資源環境省、財務省、関連省・省同等機関、政府所属機関と協力し、商品の輸入、通関における環境保護に関する要件の実施を手引きしなければならない。

#### **第43条：廃品の輸入における環境保護**

1. 廃品の輸入は、以下の環境保護に関する要件を満たさなければならない。
  - a) 分類、浄化されたものは、ベトナムの法律、あるいはベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の規定に従う輸入禁止物資、物品、商品と混ぜない。
  - b) 包装、運搬の過程で廃棄物、危険雑物を混入せず、落下した安全雑物を取り除く。
  - c) 輸入許可される廃品名簿への記載は、自然資源環境省が規定する。
2. 廃品を直接使用し生産や再生原料とする組織、個人は、以下の条件をすべて満たしてはじめて廃品の輸入が許可される。
  - a) 環境保護に関する条件を満たす、再生物集積のための個別の倉庫、敷地を持つ。
  - b) 輸入再生物に付随の雑物を処理する十分な能力がある。
  - c) 環境基準を満たす再生物の再生利用、再利用技術や設備を持つ。
3. 再生物を輸入する組織、個人は以下の責任を持つ。
  - a) 環境保護に関する法規定、その他関連法の規定を実施する。
  - b) 開封、ばらしを行う少なくとも5日前に、再生物の種類、量、重量、輸入国境口、運搬経路、再生物を集積する倉庫や敷地、生産を行う場所について、輸入再生物の生産施設、あるいは倉庫や敷地のある地の省レベルの環境保護に関する国家管理機関に、文書にて通知しなければならない。
  - c) 輸入再生物に付随の雑物は処理し、それらを与えたり売ったりしてはならない。
4. 省レベルの人民委員会は以下の責任を持つ。
  - a) 輸入再生物に関連する法律違反を監督、発見、阻止し、適時に処理する。
  - b) 毎年、自らの地方における再生物の輸入、使用状況、輸入再生物に関連の環境問題について、自然資源環境省に報告する。
5. 再生物輸入は、条件付の経営形態である。商業省は自然資源環境省と協力し、再生物輸入を行う組織、個人の基準、経営条件を規定しなければならない。

#### **第44条：鉱産物活動における環境保護**

1. 組織、個人は鉱産物を探査、開発、加工する際、以下の環境事故の防止、対処の措置をとり、環境保護と回復の要件を実施しなければならない。
  - a) 環境基準を満たす排水の収集、処理。
  - b) 通常固形廃棄物の管理に関する規定に従い固形廃棄物を収集、処理し、廃棄物に危険要素が含まれる場合、有害廃棄物管理に関する規定に従い管理を行う。
  - c) 有毒な煤塵や排気ガスの周辺環境への発散を阻止、抑制する措置をとる。
  - d) 鉱産物の探査、開発、加工活動が終了した後、環境の回復を行う。
2. 鉱産物は専用の設備で保管、運搬し、環境中への発散を防ぐ覆いをしなければならない。
3. 鉱産物の探査、目録化、開発、加工における機械、設備、有毒化学物質の使用は、環境保護を担当する国の管理機関の技術証明書を持ち、検査と監督を受けなければならない。
4. 放射性、有毒の元素を含む石油・ガス、その他鉱産物の調査、探査、開発、運搬、加工は、化学物質、核、放射線の安全規定や環境保護に関するその他規定を遵守しなければならない。
5. 工業省は関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会と協力し、鉱産物の開発、加工施設の排出源に関する統計の収集、環境汚染発生度評価について指導しなければならない。またこれら施設の環境保護に関する法律実施を監督しなければならない。

#### **第45条：観光活動における環境保護**

1. 観光区、観光地を管理、運営する組織、個人は、以下の環境保護措置を実施しなければならない。
  - a) 観光区、観光地に環境保護に関する規定を掲示し、実施の案内をする。
  - b) 衛生施設、廃棄物収集設備を十分、また合理的に設置、配置する。
  - c) 環境衛生を行う人員を配置する。
2. 観光客は以下の規定を実施する責任を持つ。
  - a) 観光区、観光地の環境保護に関する規定や指示を遵守する。
  - b) 正しい規定場所の廃棄物収集設備へ廃棄物を捨てる。
  - c) 観光地の衛生を保つ。
  - d) 観光区、観光地の景観、自然保存区、自然遺産、各種生物を侵害してはならない。
3. 中央の観光に関する国の管理機関は関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会と協力し、本法と関連のその他法律の規定に従い、観光活動における環境保護の実施について指導、手引き、監督しなければならない。

#### **第46条：農業生産における環境保護**

1. 肥料、植物保護薬品、動物医療薬品の生産、輸入、取引を行う組織、個人は、環境保護に関する法律とその他関連の法律の規定を正しく実施しなければならない。
2. 使用期限の切れた、あるいは許可名簿外の植物保護薬品、動物医療薬品の取引、使用をしてはならない。
3. 使用期限の切れた肥料、植物保護薬品、動物医療薬品、使用後の肥料、植物保護薬品、動物医療薬品の包装は、廃棄物管理に関する規定に従い処理しなければならない。
4. 集中飼育区は、以下の環境保護要件を満たさなければならない。
  - a) 住宅地に対する環境衛生を保障する。
  - b) 環境基準を満たす排水収集、処理システムを持つ。
  - c) 飼育による固形廃棄物は廃棄物管理に関する規定に従い管理し、環境中への流出を避けなければならない。
  - d) 飼育舎や飼育場は定期的に浄化し、疫病の防止、対処に備えなければならない。
  - e) 疫病により死亡した飼育動物の死骸は、有害廃棄物管理と病気予防衛生に関する規定に従い管理しなければならない。
5. 農業農村開発省は自然資源環境省、省レベルの人民委員会と協力し、農業生産における環境保護に関する法律実施を指導、手引き、監督しなければならない。

#### **第47条：水産養殖における環境保護**

1. 水産養殖で使用される動物医療薬品、化学物質の生産、輸入、取引を行う組織、個人は、環境保護に関する法律とその他関連の法律の規定を正しく実施しなければならない。
2. 使用期限の切れた、あるいは水産養殖における許可名簿外の動物医療薬品、化学物質を使用してはならない。
3. 使用期限の切れた水産養殖用の動物医療薬品、化学品、使用後の動物医療薬品や化学品の包装、水産養殖池浄化の際の沈殿した泥や飼料は、廃棄物管理に関する規定に従い収集、処理しなければならない。
4. 集中水産養殖区は、以下のように整備計画に適合し環境保護要件を満たさなければならない。
  - a) 廃棄物は、廃棄物に関する環境基準を満たすよう収集、処理しなければならない。
  - b) 水産養殖活動を停止した後、環境回復を行わなければならない。
  - c) 環境衛生、水産資源疫病防止の条件を満たさなければならない、有毒のあるいは有毒物質が累積する化学物質を使用してはならない。

#### **第48条：埋葬活動における環境保護**

1. 埋葬地は以下の要件を満たさなければならない。
  - a) 環境衛生、住宅地の景観に関する条件を満たす位置、距離があること。
  - b) 生活や生産用水の汚染を引起さないこと。



2. 死体や遺骨の一時安置、移転、埋葬は、環境衛生に関する要件を満たさなければならない。
3. 危険な疫病により死亡した死者の埋葬は、保健省の規定に従い実施されなければならない。
4. 国は、住民共同体や市民が規定に従う墓地や霊園への埋葬実施、衛生的な火葬、環境汚染を引き起す埋葬の悪習廃止を行うことを奨励する。
5. 埋葬サービス活動を行う組織、個人は、環境保護に関する法律と防疫衛生に関する法律の規定を遵守しなければならない。
6. 保健省は関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会と協力し、本条で規定される埋葬活動における環境保護実施を指導、手引きする。

**第49条：環境汚染を引き起す生産・経営・サービス施設の処分**

1. 環境汚染を引き起す生産・経営・サービス活動を行う組織、個人に対する処分形式は、以下のよう  
に規定される。
  - a) 罰金と環境基準を満たす廃棄物最小化、処理措置の実施強制。
  - b) 必要な環境保護措置の実施が終わるまでの一時活動停止。
  - c) 行政違反の処理に関する法規定に従う、その他形式による処分。
  - d) 環境汚染を引き起したために人間の生命や健康、組織や個人の合法的財産や利益に損害をも  
たらした場合、本法の第 XIV 章第 2 節の規定に従い損害賠償をしなければならない、ある  
いは刑事責任を追及される。
2. 重大な環境汚染を引き起した生産・経営・サービス施設は、本条第 1 項の規定に従い処分される  
だけでなく、以下の措置のうち一つにより処分される。
  - a) 本法の第 93 条にある規定に従い、汚染の改善、環境回復の措置を強制する。
  - b) 住宅地から離れ環境の負荷容量に適合する位置へ施設移転を強制する。
  - c) 活動禁止する。
3. 環境汚染、重大な環境汚染を引き起した施設に対する処分決定の責任と裁量権は、以下のよう  
に規定される。
  - a) 省レベルの環境保護に関する専門機関は、地方において汚染や重大な汚染を引き起した施設を  
発見、毎年名簿を作成し、同レベルの人民委員会、資源環境省、関連の省庁、省レベルの機  
関、政府所属機関に報告する責任を持つ。
  - b) 省レベルの人民委員会は、裁量権と首相の割当により、地方において環境汚染を引き起した  
施設に対する処分を決定しなければならない。
  - c) 大臣、省同等機関の長、政府所属機関の長は関連の省レベルの人民委員会と協力し、管理  
権に属す環境汚染を引き起した施設に対する名簿決定、処分実施指導を行わなければならない。  
い。
  - d) 自然資源環境省は関連の中央省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会と  
協力し、重大な環境汚染を引き起した施設の名簿決定を行い、自らの裁量権、あるいは中央  
省庁、省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会の処理能力を越える規模の重大  
な環境汚染を引き起した施設に対する処分について、首相に提示しなければならない。
4. 大臣、省同等機関の長、政府所属機関の長、各レベルの人民委員会委員長は自らの任務、裁量  
権範囲において、本条第 1 項および第 2 項の規定に従い、環境汚染を引き起した施設に対する処  
分を行う責任を持つ。
5. 環境汚染、重大な環境汚染を引き起した施設に対する処分決定は、環境汚染を引き起した施設のある  
地の省、県、社レベルの人民委員会へ報告し、検査、監督のため市民に公開しなければならない。  
ない。
6. 自然資源環境省は環境汚染を引き起した施設の処分の検査、監督について、具体的に手引きしな  
なければならない。
7. 国は重大な環境汚染を引き起す施設の処理任務実施のため、環境汚染処理技術を開発する組織、個人  
を奨励し、国家予算、保有土地からの補助、融資やその他財源の優遇を行う。

## 第VI章

### 都市、住宅地の環境保護

#### 第50条：都市、住宅地の環境保護計画

1. 都市、住宅地の環境保護計画は、都市・住宅地計画の一構成要素でなければならない。
2. 都市、住宅地の環境保護計画の内容には、環境保護基盤建設のための土地に関する計画と以下の環境保護基盤システムが含まれる。
  - a) 集中排水収集・処理システム、雨水の排水システム、固形廃棄物の収集、集積、処理、リサイクルのシステム。
  - b) 日常生活、生産のための給水システム。
  - c) 公園、遊園地・娯楽施設、公共衛生施設のシステム。
  - d) 緑地と水場のシステム。
  - e) 埋葬地域
3. 都市・住宅地への、環境汚染、環境事故に関する危険性のある生産、経営施設の新規建設を禁止する。
4. 省と県レベルの人民委員会は、都市、住宅地計画に対する建設に関する法規定に従い、環境保護計画を作成、承認する責任を持たなければならない。

#### 第51条：都市、集中住宅地に対する環境保護に関する要件

1. 都市は以下の環境保護に関する要件を満たさなければならない。
  - a) 裁量権を持つ国家機関が承認した、都市と集中住宅地の計画に適合する環境保護基盤を持つこと。
  - b) 廃棄物の量と種類に適合した生活固形廃棄物の収集、集積設備、手段を持ち、住宅地内の各家庭で分類された廃棄物を受け入れる十分な能力があること。
  - c) 都市景観、環境衛生に関する要求を満たすこと<sup>26</sup>。
2. 集中住宅地は、以下の環境保護に関する要件を満たさなければならない。
  - a) 住宅地の環境保護計画に適合する、雨水や排水の排水システムを持つこと。
  - b) 環境衛生を保障する、生活ゴミの分類場所を持つこと。
3. 集中住宅地、集合住宅の新規建設投資主は、本条第 1 項に規定される環境保護に関する要件を十分に実施してはじめて引渡し・使用ができる。

#### 第52条：公共の場の環境保護

1. 組織、住民共同体、家庭、個人は、環境保護に関する各規定を実施し公共の場における衛生を保つ責任を持つ。またゴミは公共のゴミ箱、あるいはゴミを集積する規定の場に正しく捨て、ペットにより公共の場の衛生を乱してはならない。
2. 公園、遊園地・娯楽施設、観光区、市場、駅、バスターミナル、船着場、港、渡し場、その他公共の地域を管理する組織、個人、住民共同体は、以下の責任を持つ。
  - a) 公共の場における衛生保持に関する規定を掲示する。
  - b) 公共衛生施設、環境衛生保持の要件を満たす廃棄物収集手段や設備を十分に配置する。
  - c) 管理範囲における廃棄物収集、環境衛生の人員を十分に持つ。
3. 環境保護に関する法律、公共の場における環境衛生保持規定の違反については、以下の措置により処分されなかなければならない。
  - a) 罰金。
  - b) 公共の場における一定期間の環境衛生労働の強制。
  - c) 環境汚染の要因となる手段の一時押収。

<sup>26</sup> 英語版では欠落。

4. 各レベルの人民委員会、公安、公共秩序管理組織は自らの任務、裁量権の範囲において、環境保護に関する法律とその他関連する法律の規定に従い公共の場における環境保護に関する違反行為を処分する責任を持つ。

**第53条：家庭 (households) に対する環境保護に関する要件**

1. 各家庭は以下の環境保護に関する規定を実施する責任を持つ。
  - a) 生活廃棄物を地域の環境衛生保持組織により規定された場所へ正しく収集、移動し、排水は下水設備へ流すこと。
  - b) 周辺住民の健康や生活に影響を及ぼす、環境基準を超過した排気ガスの発散や、騒音、その他作用を起こさないこと。
  - c) 法規定に従い、各種環境保護費を十分にかつ期限内に納めること。
  - d) 街区、村内道路、集落路地、公共の場の環境衛生活動や、住民共同体の環境衛生に関する自主管理活動に参加すること。
  - e) 人の生活地域から安全な距離を置いた場所に衛生的なトイレや、家畜や家禽の飼育場を配置すること。
  - f) 環境保護に関する郷約(village code)や公約における、環境保護に関する規定を実施すること。
2. 環境保護に関する規定を厳格に実施することは、文化世帯<sup>27</sup>の指標の一つである。

**第54条：環境保護に関する自主管理組織**

1. 国は以下の任務の実施を目指し、住民共同体が自らの生活地域の環境保護に関する自主管理組織を設立することを奨励する。
  - a) 家庭や個人の衛生保持と環境保護に関する規定実施を検査、督促する。
  - b) ゴミや廃棄物の収集、処理を行う。
  - c) 村道、街路、路地<sup>28</sup>、公共の場の衛生を保持する。
  - d) 環境保護に関する郷約を作成、実施し、非衛生的で環境に害のある悪習を市民が廃止するよう教育、宣伝する。
  - e) 地域の生産・経営・サービス施設の環境保護に関する法律実施の監督に参加する。
2. 環境保護に関する自主管理組織は、自主的、共同体責任の原則のもと設立、活動し、法規定を遵守しなければならない。
3. 社レベルの人民委員会は、環境保護自主管理組織が効果的に活動できるよう活動に関し規定し、条件作りを行わなければならない。

## 第Ⅷ章

### 海、河川、その他水源の環境保護

#### 第1節

##### 海洋の環境保護

**第55条：海洋環境保護原則**

1. 環境保護は、海洋環境に対する悪影響削減と海洋の経済効果向上を目指す海洋経済開発マスタープランの一構成要素である。
2. 陸地と海上の活動からの廃棄物防止と抑制を行い、率先して海洋環境事故対処と結合させる。

<sup>27</sup> 文化世帯とは産児制限や環境保護などに関する政府の政策を遵守した世帯に与えられる称号である。文化世帯の審査と承認は文化情報省および地方各省文化情報局が行う。総世帯数に占める文化世帯の比率が高まると、当該自治体は文化情報省から村レベル（文化村、文化街区）、社レベル（文化社、文化坊）で称号を与えられ、複数の優遇政策を享受する。

<sup>28</sup> 通り、村道、路地は英訳の [streets, village roads, alleys] を採用したものである。ベトナムでは多くの集落は集住型であるため、都市においても農村においても大抵の住宅地には通り、村道、路地がある。都市において村道に相当するのは郷路 (huong lộ / inter-commune road) である。

3. 海洋環境保護は、自然資源の保護と使用の機能地域区分を基礎としなければならない。
4. 海洋環境保護は、持続可能な開発のために海洋資源・環境の総合管理と結合しなければならない。

**第56条：海洋資源の保全と合理的使用**

1. 海洋資源は、海洋環境管理と保護のため、埋蔵量、再生能力、経済価値に関する調査と評価をしなければならない。
2. 水産養殖及び海洋資源採取活動、海洋資源の採取・使用に関連するその他の活動は、承認された自然資源使用計画に従い実施しなければならない。
3. 海洋自然保存区、汽水域森林、海洋自然遺産における活動は、管理班の規定した規則、環境保護に関する法律と関連のその他法律の規定を遵守しなければならない
4. 海洋資源採取において、乱獲の性質を持つ方法、手段、道具の使用を厳禁とする。

**第57条：海洋環境汚染の制御、処理**

1. 陸地、沿海・海上・島嶼に位置する生産・経営・サービス施設、都市、住宅地からの廃棄物は、調査、統計、評価を行い、海洋環境に対する悪影響を防止、抑制する措置をとらなければならない。
2. 海上での生産・経営・サービス、建設、交通、運輸、採取活動から出る廃棄物やその他汚染物質は、環境基準を満たすよう制御、処理しなければならない。
3. 海洋資源探査、採取活動において使用された油、気体、掘削溶液、化学物質、その他有害な物質は、使用后、専用設備の中に収集・保管し、有害廃棄物管理に関する規定に従い処理しなければならない。
4. ベトナム社会主義共和国の海域におけるいかなる形式の廃棄物投棄も厳禁する。

**第58条：海洋環境事故の防止と対処**

1. 海上での鉱産物の採取活動を行う組織、個人と、ガソリン、石油、化学物質、放射性物質、その他有害物質の運搬手段の持主は、環境事故を防止、対処するための計画、人材、設備を持たなければならない。
2. 国家災害救助隊、海上警察隊は、海洋での環境事故に効果的に対処する教育、訓練を受け、手段や設備を装備しなければならない。
3. 環境事故を引起す危険性のある海上での商品運搬手段、保管倉庫の持主は、本条第 2 項で規定される人員やその他の組織や個人への通報形式をとり、環境事故の防止法案がなければならない。
4. 中央省庁、省同等機関、政府所属機関、沿海の省レベルの人民委員会は、自らの職務、任務、裁量権において、海洋の自然変動や環境事故に関して適時に発見、警報、通報し、影響への対処や改善を行う責任を持つ。

**第2節**

**河水の環境保護**

**第59条：河水の環境保護原則**

1. 河水の環境保護は、河川流域における水資源の採取、使用、管理計画の基本内容の一つでなければならない。
2. 河川流域の各地方はともに河川域における水の環境保護に責任を負い、河川流域の水資源がもたらす利益の採取に主体的に協力し、地域住民の利益を保障しなければならない。

**第60条：河川流域における水の環境汚染制御、処理**

1. 河川流域への排出源は、川への排出前に調査、計量、評価され、制御と処理の措置がとられなければならない。

2. 川での生産・経営・サービス、建設、交通運輸活動、河原の鉱産物採取活動から出る排水と、川で暮らす家庭の生活排水は、川への排出前に制御・処理し環境保護に関する要件を満たさなければならない。
3. 河川流域における生産・経営・サービス区、都市、集中住宅地の新規開発は、川のその流れや水文、環境容量、自浄力の各要素、流域全体での生産・経営・サービス、都市開発の現状を考慮し、流域全体の利益に照らして検討しなければならない。
4. 流域における生産・経営・サービス区、都市、集中住宅地、大規模生産・経営・サービス施設の新規開発事業に対する環境影響評価報告の審査は、流域の省クラスの人民委員会の意見参加がなければならない。

#### **第61条：河川流域における水の環境保護に対する、省レベルの人民委員会の責任**

1. 河川流域の省レベルの人民委員会は以下の責任を持つ。
  - a) 河川への排水の排出源に関する情報を公開する。
  - b) 河川への排水の排出源を制御し、環境基準違反の事例を処分する。
  - c) 環境への害を引起した対象の確定において関連機関と協力し、被害対象が流域内の他の地方に属す場合は環境に関する損害賠償を定める。
2. 河川の水源の省レベルの人民委員会は、河水汚染の発生源の調査・特定、処理措置の適用において下流の省レベルの人民委員会と協力する責任を持つ。  
環境に関する損害が出た場合、損害の起った地の省レベルの人民委員会は、損害について調査、評価し損害を引起した対象に対して賠償を請求するため、関連機関と協力する責任を持つ。
3. 排水の排出源のある地の省レベルの人民委員会は、地域で環境汚染を引起した対象に対し、法規定に従い改善、損害賠償義務を実施するよう、強制措置を適用する責任を持つ。

#### **第62条：河川流域の水の環境保護組織**

1. 複数の地方各省、中央直轄市を流れる河川流域の環境保護活動の調整は、政府首相の規定に従い実施されなければならない。
2. 河川流域における省レベルの人民委員会は、河川流域の水の環境保護措置を実施する責任を持つ。
3. 自然資源環境省は、河川流域の水の環境保護に関する政府首相の規定実施を指導、手引きしなければならない。

### **第3節**

#### **その他水源の環境保護**

#### **第63条：湖、池、運河、水路、掘割の水源の環境保護**

1. 湖、池、運河、水路、掘割の水源は、貯水量と水質について調査、評価をし、保護・規制しなければならない。
2. 都市、住宅地における湖、池、運河、水路、掘割は改修、保護計画をたてなければならない。組織、個人は計画された湖、池、運河、水路、掘割の水面あるいは水面に接する沿岸部を占有したり、新たな施設や家屋を建設してはならない。また都市や住宅地における湖、池の埋め立てを最大限に抑制しなければならない。水路、運河の水流せき止め事業や、湖、池、運河、水路、掘割の埋立て事業の実施者は、法規定に従い環境影響評価報告書を作成しなければならない。
3. 土、石、砂利、環境基準を満たすよう処理されていない固形廃棄物、排水、その他各種廃棄物の湖、池、運河、水路、掘割への投棄は厳禁とする。
4. 省レベルの人民委員会は、湖、池、運河、水路、掘割の貯水量と水質の調査、評価を行い、水流システムの保護、調和を図る計画を作成する責任を持つ。また、環境汚染、水流の滞り、湿地の生態系劣化、都市の美観喪失を引起す湖、池、運河、水路、掘割での住宅群や施設の、改修または移転計画を作成、実施する。

#### **第64条：水利、水力発電目的のダムの環境保護**

1. 水利、水力発電目的のダムの建設、管理、操業は、環境保護と結合しなければならない。
2. ダムの土地占有や、未処理の固形廃棄物、土、石、排水のダムへの投棄を厳禁する。
3. 水利、水力発電目的のダムの水環境は、水源調和と環境保護のための水質や水流システムの変動を予測するため、定期的に観測を行わなければならない。
4. 水利、水力発電目的のダムの管理機関は、本法およびその他関連の法律の規定を実施する責任を持つ。

#### **第 65 条：地下水の環境保護**

1. 地下水の調査、採取における環境保護は、以下のように規定される。
  - a) 一昼夜で 1 万立方メートル以上の地下水を利用する事業は、環境影響評価報告書を作成しなければならない。
  - b) 地下水の調査、採取においては、裁量権をもつ国家機関の許可した一覧に含まれる化学物質のみ使用できる。
  - c) 各種化学物質、有害物質、廃棄物、未検査の微生物、人と生物に有害なその他物質の、地下水源への持込を厳禁する。
  - d) 地下水の調査、採取のための井戸掘削による地下水源の汚染に関して予防措置をとらなければならない。地下水利用組織は調査、採取地域の環境回復を行う責任を持つ。また、すでに使用していない調査、採取用の穴は、地下水の汚染を回避するため、技術手順通りに埋め直さなければならない。
2. 鉱産物採取事業、有害化学物質および/または放射性物質を使用するその他事業では、化学物質、有害物質、廃棄物、放射性物質、感染生物が地下水源に漏れたり発散しないよう措置を講じなければならない。
3. 化学物質の倉庫、処理施設や有害廃棄物の埋立地域は、技術的安全性と有害化学物質の地下水源への浸透の防止を保障するよう建設しなければならない。
4. 自然資源環境省は地下水の埋蔵量と水質の定期的な調査、評価、観測の実施を指導する責任を持つ。

### **第四章 廃棄物管理**

#### **第 1 節 廃棄物管理に関する一般規定**

#### **第 66 条：廃棄物管理責任**

1. 廃棄物を発生させる活動に従事する組織及び個人は、廃棄物の削減、リサイクル及びリユースを図り、これを廃棄又は除去して最小限にまで制限する責任を負う。
2. 廃棄物については発生源、数量、性質を確定し、廃棄物の種類毎に適切な処理方法及び手順を定めなければならない。
3. 廃棄物管理に関する生産・経営・サービスを行う組織及び個人は、環境基準を満たした旨の認可証を受領しなければならない。
4. 廃棄物管理は、本法及び関連法規に従って実施しなければならない。

#### **第 67 条：使用期限切れ・廃棄された製品の回収、処理**

1. 生産・経営・サービス施設の所有者は、以下のような使用期限切れ・廃棄された製品の回復の責任を負う。
  - a) 生産・経営・サービスに使用された放射線源
  - b) 乾電池、蓄電池
  - c) 民生用、工業用の電子・電気設備
  - d) 自然分解しない潤滑油、油脂、梱包材

- e) 工業・農業・水産業用の薬品、化学物質、医薬品
  - f) 交通手段
  - g) タイヤ、チューブ
  - h) 政府首相が決定するその他の製品
2. 政府首相は、本条第1項に定める製品に関し、その再生、処理を規定しなければならない。

**第68条：廃棄物のリサイクル**

1. 廃棄物は、その発生源においてリサイクル、処理、焼却、埋め立て処分の区分に適合する種類ごとに分別しなければならない。
2. 第67条に定める廃棄物及び製品のリサイクルに従事する組織又は個人は、本法及び関連法規による優遇策を受けることができる。
3. 廃棄物のリサイクル施設の建設に投資する組織及び個人は、税金、資金援助、建設用地に関し、国の優遇策を受けることができる。

**第69条：廃棄物管理における各レベルの人民委員会の責任**

1. 生活固形廃棄物収集地の企画、配置の立案、集中的生活排水処理システム、ゴミ埋め立て処分場の建設。
2. 廃棄物管理サービスを行う公共施設への投資、建設、運営。
3. 組織及び個人による使用前の廃棄物管理事業の検査、監督。
4. 法規に基づく廃棄物管理活動への優遇策、支援策の採択、実施。

**第2節**

**有害廃棄物の管理**

**第70条：有害廃棄物管理活動の申請書作成、登記、許可及びコード番号**

1. 有害廃棄物を発生させる活動に従事する組織、個人、又は有害廃棄物の管理受託者は、省レベルの環境保護専門機関に対し、申請書を作成し、登記しなければならない。
2. 有害廃棄物の管理能力を十分満たす組織及び個人は、有害廃棄物管理活動の認可証とコード番号を受けなければならない。
3. 自然資源環境省は、廃棄物管理能力に関する条件を規定し、申請書作成、登記、認可及びコード番号につき指導しなければならない。

**第71条：有害廃棄物の分類、収集及び一時保管**

1. 有害廃棄物を発生させる活動に従事する組織及び個人は、有害廃棄物の分別、収集を組織化するか、又は契約により有害廃棄物の収集管理受託者に委託しなければならない。
2. 有害廃棄物は、環境へ漏出、流出又は放出しないよう専用設備内に一時保管しなければならない。
3. 組織及び個人は、有害廃棄物による事故を予防・制御するための対策、施設を保有しなければならない。また、有害廃棄物と通常廃棄物を混ぜて保管してはならない。

**第72条：有害廃棄物の輸送**

1. 有害廃棄物は、適切な専用設備、手段により、交通指導当局が定める経路と時間帯により輸送しなければならない。
2. 有害廃棄物輸送認可証を有する組織及び個人に限り、有害廃棄物を輸送することができる。
3. 有害廃棄物の輸送手段は、有害廃棄物の漏出、流出、環境事故を予防し、解決する設備を保有しなければならない。
4. 有害廃棄物の輸送に従事する組織及び個人は、輸送及び積み降ろし中の漏出、流出、環境事故に対し、責任を負う。

**第73条：有害廃棄物の処理**

1. 有害廃棄物は、その種類毎に化学的、理学的又は生物学的特性に適合する方法、技術、設備により処理し、環境基準を保障しなければならない。国内にそのような処理技術、設備を持たな

い場合は、法律の規定及び環境保護を担当する国の管理当局の指導に従い、処理されるまで保管しなければならない。

2. 管理当局により認可証と活動コード番号を受けた組織及び個人に限り、有害廃棄物を処理することができる。
3. 有害廃棄物処理施設の建設に投資する組織及び個人は、環境影響評価報告書を作成し、環境保護の要件に応えなければならない。
4. 廃棄物を発生させる活動を行う当事者と廃棄物処理受託者との間における有害廃棄物処理責任の移譲 transfer は、契約によるものとし、省レベルの環境保護専門機関の確認を受けなければならない。
5. 有害廃棄物処理責任の移譲契約は、有害廃棄物の発生源、成分、種類、処理技術、処理後の埋め立て処分方法を明記しなければならない。

#### **第74条：有害廃棄物処理施設**

1. 有害廃棄物処理施設は、以下のとおり、環境保護の要件を満たさなければならない。
  - a) 有害廃棄物の収集、処理、埋め立て処分に関し、承認済みの計画と一致していること。
  - b) 処理が必要な有害廃棄物一覧表に登録されていること。
  - c) 有害廃棄物処理技術が登録、評価されていること。
  - d) 居住区、自然保存区、水源、地下水に対し、環境上の安全間隔を有すること。
  - e) 防火及び環境事故を防止・対応する計画と設備を有すること。
  - f) 環境基準達成要件に従った有害廃棄物処理技術による設計、建設であること。
  - g) 操業前に、環境保護を担当する国の管理機関による検査と確認を受けていること。
  - h) 有害廃棄物は、処理前後にその種類に応じた専用設備に一時保管しなければならない。
  - i) 労働法の規定に従い、有害廃棄物処理の施設で従事する労働者に対し、健康と生命の安全を保障すること。
2. 建設省は、自然資源環境省と協力し、技術基準を規定し、有害廃棄物処理施設の検査、確認を主管しなければならない。

#### **第75条：有害廃棄物の埋め立て処分**

1. 有害廃棄物の埋め立て処分場は、環境保護に関する以下の要件を満たさなければならない。
  - a) 有害廃棄物埋め立て処分場に適用される技術的明細事項に従った計画、設計より厳密に配置すること。居住区、自然保存区、生活用地下水の水源の環境に関し、安全な間隔を有すること。埋め立て処分場と離れた場所に境界柵と警告表示板を設けること。
  - b) 防火及び環境事故を防止・対応する計画、設備を有すること。
  - c) あらゆる環境衛生条件を保障し、周辺環境に有毒ガスを放出しないこと。
  - d) 操業前に、環境保護を担当する国の管理機関による有害廃棄物検査及び有害廃棄物の受け入れおよび埋め立て処分に関する技術的要件を満たす旨の確認を受けていること。
2. 建設省は、自然資源環境省と協力し、技術基準を規定し、有害廃棄物埋め立て処分場の検査、確認を主管しなければならない。

#### **第76条：有害廃棄物の収集、処理、埋め立て処分に関する計画**

1. 建設省は、自然資源環境省及び省レベルの人民委員会と協力し、有害廃棄物の収集、処理、ゴミ埋め立て処分に関する国の基本計画の策定を主管し、政府首相に提出して、その承認を受けなければならない。
2. 有害廃棄物の収集、処理、埋め立て処分に関する国の基本計画の内容は以下を含む。
  - a) 有害廃棄物の発生源、種類、分量の調査、評価、予測。
  - b) 有害廃棄物の処理設備及び埋め立て処分場の立地場所。
  - c) 有害廃棄物の収集方法、輸送経路、保管場所、保管量、保管する種類、保管方法。有害廃棄物の処理、リサイクル、破砕、埋め立て処分の技術の確定。
  - d) 各種有害廃棄物の適切な監視、徹底的処理を確保する計画の立案及び物的・人的資源の確保。



3. 省レベルの人民委員会は、承認された計画による有害廃棄物埋め立て処分場の配置と建設に責任を負う。

### 第3節 通常固形廃棄物管理

#### 第77条：通常固形廃棄物の分類

1. 通常固形廃棄物は以下の2つに分類される。
  - a) 再生利用可能なもの。
  - b) 処理あるいは埋め立て処分すべきもの。
2. 通常固形廃棄物を発生させる組織及び個人は、廃棄物の管理効果を高めるために、その発生源で分別する責任を負う。

#### 第78条：通常固形廃棄物の収集、輸送

1. 集中的生産・経営・サービス区及び集中型住宅地、公共地を管理する組織及び個人は、規定に厳格に従って、発生源での分別に適合する収集設備を配置しなければならない。
2. 発生源で分別された通常固形廃棄物は、輸送過程で流出したり、悪臭を放出したりしないように適切な専用設備を用いて、種類別に輸送しなければならない。都市区、集中型住宅地での廃棄物輸送は、交通指導当局が定める経路で、行わなければならない。
3. 通常固形廃棄物は、再生再利用の目的で最大限活用しなければならない。その他の有益な目的に再生再利用する価値のある通常固形廃棄物の廃棄は最小限に抑えなければならない。

#### 第79条：通常固形廃棄物のリサイクル・廃棄施設及び埋め立て処分場

1. 通常固形廃棄物のリサイクル・処理施設及び埋め立て処分場は以下の要件を満たさなければならない。
  - a) 承認された計画に適合すること。
  - b) 住宅地、水源、地下水を汚染する恐れのある場所から離れた場所にあること。
  - c) 徹底的、経済的、効果的に処理し、環境汚染を発生させない設計、建設、作業であること。
  - d) 通常固形廃棄物から発生する排水処理地区を別個に設けること。
  - e) 建設完了後、国の環境保護を担当する管理機関による検査、確認を受けるものとし、その後、廃棄物の受け入れ、リサイクル、処理又は埋め立て処分を行うこと。
2. 省レベルの人民委員会は、通常固形廃棄物のリサイクル・処理施設及び埋め立て処分場の建設と管理に責任を負う。
3. 建設省は、自然資源環境省と協力し、技術基準を規定し、通常固形廃棄物のリサイクル・処理施設及び埋め立て処分場の検査、確認を主管しなければならない。

#### 第80条：通常固形廃棄物の収集、再生、再利用、処理、埋め立て処分に関する計画

1. 通常固形廃棄物の収集、再生、再利用、処理、埋め立て処分に関する計画は下記の内容を含む。
  - a) 通常固形廃棄物の発生源、発生総量の調査、評価、予測。
  - b) 発生源での分別可能性とリサイクルの可能性に関する評価。
  - c) 廃棄物の収集場所、リサイクル・処理施設及び埋め立て処分場の位置及び規模の確定。
  - d) 適切な技術の選択。
  - e) 計画のスケジュール及び物的・人的資源の確保。
2. 省レベルの人民委員会は、承認された計画に従い、地点での用地の配置、通常固形廃棄物の収集・リサイクル・処理施設及び埋め立て処分場の建設および管理について責任を負う。
3. 建設省は、自然資源環境省と協力し、通常固形廃棄物の収集、リサイクル、処理、埋め立て処分に関する国の基本計画策定を主管し、政府首相に提出して、その承認を得なければならない。

#### 第 4 節 排水管理

##### 第 81 条：排水の収集、処理

1. 都市および集中住宅地においては雨水、排水の収集について個別のシステムを保有しなければならない。生活排水は環境へ排出する前に環境基準を満たす処理を行わなければならない。
2. 生産・経営・サービス施設及び生産・経営・サービス区からの排水は、環境基準を満たすよう収集し、処理しなければならない。
3. 排水処理システムから排出された汚泥は、固形廃棄物管理に関する規定に従って管理しなければならない。
4. 有害物質を含む排水及び汚泥は、有害廃棄物管理に関する規定に従って管理しなければならない。

##### 第 82 条：排水処理システム

1. 以下のものは排水処理システムを設けなければならない。
  - a) 集中的生産・経営・サービス区。
  - b) 家内工業村。
  - c) 排水集中処理システムと接続しない生産・経営・サービス施設。
2. 排水処理システムは以下の要件を保障しなければならない。
  - a) 処理すべき排水の種類に応じた技術過程を有すること。
  - b) 発生排水量に応じた十分な排水処理能力。
  - c) 環境基準を満たす排水処理。
  - d) 排水を排水システムへ導く排出口を監督及び監視に便利な位置に設けること。
  - e) 定期的な運営。
3. 排水管理システム所有者は、処理の前後に排水の水質の定期的な監視を実施し、そのデータを保管し、これを排水処理システムの検査及び監督の根拠としなければならない。

#### 第 5 節

#### 煤塵、大気、騒音、振動、光、放射能の管理及び制御

##### 第 83 条：煤塵、汚染大気の管理及び制御

1. 煤塵、汚染大気を発生させる生産・経営・サービス活動に従事する組織及び個人は、煤塵及び汚染大気について環境基準を満たす検査及び処理を行う責任を負う。
2. 環境中に有毒ガスを排出する燃料、原料、設備、手段の使用を制限しなければならない。
3. 煤塵、汚染大気を放出する交通手段、機械、設備、建設工事は、汚染大気を減少させるため、濾過又は保護設備あるいはその他の環境基準を満たす煤塵減量手段を保有しなければならない。
4. 有害物質を含む煤塵、汚染大気は、有害廃棄物管理に関する規定に従って管理しなければならない。

##### 第 84 条：温室効果及びオゾン層破壊をもたらす温室効果ガスの管理

1. 自然資源環境省は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約を実施するため、全国範囲において、温室効果ガスの排出量を測定する責任を負う。
2. 温室効果ガスの排出限度量に関するベトナム・外国間の譲渡、売買は、政府首相の規定に従わなければならない。
3. 国は、生産・経営・サービス施設に対し、温室効果ガスを最小化するよう奨励する。
4. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従い、オゾン層を縮小させる物質の生産、輸入、使用は禁止されなければならない。

##### 第 85 条：騒音、振動、光線、放射能の制限

1. 環境基準を超える騒音、振動、光線、放射能をもたらす組織及び個人は環境基準を満たす制御及び処理を行う責任を負う。
2. 住宅地で認可基準を超える騒音、振動、光線、放射能をもたらす生産・経営・サービス施設は、住民共同体の生活及び健康に及ぼす影響を制限・削減する措置を講じなければならない。
3. 認可基準を超える騒音、振動、光線及び放射能をもたらす交通量の多い道路や建設工事では、環境基準を満たす削減対策を講じなければならない。
4. 爆竹の生産、輸入、輸送、取り引き、使用を禁止する。花火の生産、輸入、輸送、取り引き、使用は政府首相の規定に従わなければならない。

## 第IX章

### 環境事故の防止及び対応、環境汚染の改善、環境の回復

#### 第1節

#### 環境事故の防止及び対応

##### 第86条：環境事故の防止

1. 生産・経営・サービス施設、輸送手段の所有者は、環境事故をもたらす危険がある場合、以下の防止対策を実施しなければならない。
  - a) 環境事故の防止及び対応に関する計画の立案。
  - b) 環境事故に対応する設備、道具、手段の設置。
  - c) 環境事故に備えた要員の養成、訓練、組織化
  - d) 労働安全に関する規定の遵守及び定期検査制度の確立
  - e) 環境事故の徴候を発見した場合の事故原因の除去対策の迅速な実現、又は、当局への提議。
2. 自然災害による環境事故の防止は以下を含まなければならない。
  - a) 環境事故の危険性がある各種自然災害の発生に関する予測、警報能力の向上。
  - b) 全国各地における各種自然災害に関する調査、記録、評価。
  - c) 環境事故が生じるかもしれない場所における損害への防止及び損害軽減のための工事計画。
3. 中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会は自らの任務と裁量権の範囲内で本条第2項規定の活動を実施しなければならない。

##### 第87条：バイオセーフティ

1. 遺伝子組み換え生物及びその商品の生産・経営・サービス活動に従事する組織及び個人は、生物多様性、食品安全衛生、植物種苗及び家畜の仔に関する法律の規定を遵守しなければならない。
2. 認可を受けた組織及び個人に限り、法律による認可名簿に記載の遺伝子組み換え生物及びその商品の研究、試験、生産、取り引き、使用、輸入、輸出、保管及び輸送を行うことができ、生物の安全に関する条件及び法律に規定される手続きすべてを満たさなければならない。
3. 国外から持ち込み、又は国内を通過する動物、植物、微生物は国家管理機関の認可を受け、動物、植物、微生物に関する法律の規定に従って検疫を受けなければならない。

##### 第88条：化学物質の安全

1. 化学物質の生産、取り引き、輸送、保管、使用その他化学物質に関連する活動に従事する組織及び個人は、化学物質の管理、使用に関する法律およびその他の関連する規定に従って化学物質の安全を確保するための条件、手続き、対策を満たす場合にのみ、その活動を実施することができる。
2. 環境を汚染し、悪化させ、生物多様性を劣化させる化学肥料、化学物質、食物及び動植物保護薬品の使用を制限しなければならない。

##### 第89条：原子核及び放射能の安全

1. 原子核及び放射能に関連する活動は以下を含む。

- a) 自然界における放射性物質の調査、採取、精錬。
  - b) 放射性物質の貯蔵、保管、輸送。
  - c) 放射性物質または放射性製品を原料とする生産・経営・サービス
  - d) 電磁放射能をもたらす製品の生産または建設工事。
  - e) 原子技術、放射性物質を含む設備、及び電磁放射能をもたらす設備の使用。
  - f) 放射性物質を含む原料、設備、技術の輸出、輸入。
2. 本条第 1 項に規定の活動を行う組織及び個人は、原子核及び電磁放射能の安全に関する法律の規定を遵守しなければならない。
  3. 原子核及び放射能の安全は以下を目的とする。
    - a) 人及び生物に悪影響を与えないこと。
    - b) 環境汚染をもたらさないこと及び環境構成要素に対し悪影響を与えないこと。
    - c) 環境事故及び環境破壊をもたらさないこと。
  4. 原子核及び電磁放射能の安全基準は国が強制する基準であり、国家機関を通じて公布しなければならない。

#### **第 90 条：環境事故への対応**

1. 環境事故への対応責任は、以下のとおり規定する。
  - a) 環境事故をもたらした組織及び個人は、人命及び財産の安全を保障するために緊急措置を実施し、人命救助と財産保護を組織し、事故発生地での環境保護専門機関あるいは地方当局へ即時に通報する責任を負う。
  - b) 複数の施設又は地方で環境事故が発生した場合、その施設または地方の長は事故に即応するために人的資源と物的資源及び手段を緊急動員する責任を負う。
  - c) 環境事故が複数の施設又は地方にわたって発生した場合、それらの長は共同して対応する責任を負う。
  - d) 施設又は地方の対応能力を超える場合は、環境事故への対応に加わるよう他の施設又は地方を即時に動員するため、上級機関へ緊急報告しなければならない。動員要請を受けた施設又は地方は、自らの可能範囲内で環境事故へ対応しなければならない。
2. 環境事故の対応に使用した人的資源、物的資源及び手段の費用は、法律の規定に従い、補填しなければならない。
3. 特に重大な環境事故への対応は、緊急事態に関する法律の規定に従って実施しなければならない。
4. 環境事故による損害賠償義務は、本法第 XIV 章第 2 節、民法及びその他関連法律の規定に従って実施しなければならない。

#### **第 91 条：環境事故に対応する部隊の育成**

1. 国は、自然災害及び環境事故に関する部隊の育成及び予測、警報設備の設置に対する責任を負う。
2. 生産・経営・サービス施設は、自然災害及び環境事故への予防・対応能力を構築する責任を負う。

### **第 2 節**

#### **環境汚染の改善及び環境の回復**

#### **第 92 条：汚染環境地域確定の根拠**

1. 1 種類又は多種類の汚染物質の含有量が環境基準を超える場合の環境汚染。
2. 1 種類又は多種類の化学物質、重金属の含有量が環境基準の 3 倍を超える時、又はその他の汚染物質の含有量が環境基準の 5 倍を超える場合の重大環境汚染。
3. 1 種類又は多種類の化学物質、重金属の含有量が環境基準の 5 倍を超える場合、又はその他の汚染物質の含有量が環境基準の 10 倍を超える場合の特別重大環境汚染。

**第93条：環境汚染の改善及び環境の回復**

1. 汚染地域の調査及び確定は、以下の内容を含まなければならない。
  - a) 汚染地域の範囲及び限界。
  - b) 汚染の程度。
  - c) 汚染原因及び関係者の責任。  
汚染の改善及び環境の回復のために実施すべき活動。
  - d) 請求の根拠とされた環境被害に対して、汚染、悪化をもたらした当事者は賠償しなければならない。
2. 汚染地域の調査及び確定責任を以下のとおり規定する。
  - a) 省レベルの人民委員会は、地域における汚染地域を調査・確定する。
  - b) 自然資源環境省は、省レベルの人民委員会と協力し、複数の省および/又は中央直轄市にまたがる汚染地域の調査、確定を主導しなければならない。汚染の原因、程度、範囲及び環境被害に関する調査結果は国民に公開しなければならない。
3. 環境汚染をもたらした組織及び個人は、以下の責任を負う。
  - a) 汚染の範囲、境界、程度、原因、改善及び環境回復の方法に関する調査及び確定の過程において本条第2項に規定される国の環境管理機関の要求を実施すること。
  - b) 汚染原因の阻止及び制限対策を直ちに実施し、域内住民の健康と生活に対する影響の拡大を制限すること。
  - c) 本条第2項に規定の国の環境管理機関の要求に従い、汚染の改善及び環境回復の手段を実施すること。
  - d) 本法及びその他関連法令の規定に従い、損害賠償すること。環境汚染をもたらした組織及び個人が多数存在する場合は、本条第2項に規定の国の環境管理機関が、関連当事者を調整し、汚染の改善と環境回復における対象毎に責任を明確にする責任を負う。
4. 環境汚染が自然災害によるか、又は原因が確定できない場合は、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び各レベルの人民委員会は、自らの任務及び裁量権の範囲において、環境汚染を処理し、改善する組織を編成するために物的・人的資源を動員する責任を負う。
5. 複数の省又は中央直轄市にまたがる汚染の改善及び環境回復は、政府首相の指導により実施されなければならない。

**第X章****環境監視及び情報****第94条：環境監視**

1. 環境及び環境影響の状態については、以下の環境監視計画に従わなければならない。
  - a) 国による環境状態監視。
  - b) 産業活動による環境影響の監視。
  - c) 省及び中央直轄市の環境状態の監視。
  - d) 生産・経営・サービス施設、集中的生産・経営・サービス区の活動による環境影響の監視。
2. 環境監視の責任は、以下のとおり規定する。
  - a) 自然資源環境省は、国の環境状態監視業務を組織しなければならない。
  - b) 中央省庁、省同等機関、政府所属機関は、自ら管理する産業活動による環境影響の監視業務を組織しなければならない。
  - c) 省レベルの人民委員会は、地方における環境状態の監視業務を組織しなければならない。
  - d) 生産・経営・サービス施設および集中的生産・経営・サービス区の管理者または運営者は、自らの環境影響を監視する責任を負う。

**第95条：環境監視システム**

1. 環境監視システムは以下を含まなければならない。
  - a) 環境監視活動の標本収集及び調査拠点。

- b) 試験室、標本分析センター及び環境監視データの管理・処理センター。
- 2. 環境監視システムは、環境管理・保護の情報提供のために必要な監視要件を満たすように計画し、同時に構築しなければならない。
- 3. 専門能力及び技術設備を有する組織及び個人は、環境監視活動に参加することができる。

#### **第96条：環境監視システム計画**

- 1. 環境監視システム計画は、以下の内容を含まなければならない。
  - a) 環境保護目的のために収集する必要があるデータ及び監視対象を確定するための調査、研究。
  - b) 環境サンプリング収集拠点の数、配置、規模及び機能の確定。
  - c) 環境監視において使用する設備システムの配置。
  - d) 実施に関する予定と資源の確定。
  - e) 環境監視任務実施能力を有する人的資源の養成。
- 2. 環境監視システムの立案及び承認に関する責任は、以下に規定する。
  - a) 自然資源環境省は、国の環境監視システム基本計画を立案し、政府首相に提出して、その承認を求めなければならない。又、環境監視データの統一的な構築と管理を指導しなければならない。
  - b) 省レベルの環境保護専門機関は、所轄地方の環境監視ネットワーク計画を立案し、人民委員会に提出して、その承認を求めなければならない。
  - c) 集中的な生産・経営・サービス区を管理する組織及び個人は、管理範囲における環境監視ネットワークを構築し、管理しなければならない。

#### **第97条：環境監視計画**

- 1. 環境監視計画は、環境の状態に関する監視計画及び社会経済活動がもたらす環境影響の監視計画を含む。環境監視計画は、統一的、同時に実施しなければならない。
- 2. 環境状態監視計画は、以下の活動を含まなければならない。
  - a) 土壌、水及び大気質の分析及びその変化の予測のための定期的なサンプル収集、。
  - b) 自然資源の数量、成分、状態の変動の追跡。
  - c) 生態系、生物種及び遺伝子の特性、数量、成分及び状態の変動の追跡。
- 3. 環境影響監視計画は、以下の活動を含まなければならない。
  - a) 環境悪化要因の数量及び状態の変動の追跡。
  - b) 固形廃棄物、温室効果ガス、排水の数量、成分及び有害性の変動の追跡。
  - c) 国内の環境に対する外国からの負荷の発見及び評価。
- 4. 自然資源環境省は、環境監視計画立案を指導し、実施組織を編成しなければならない。

#### **第98条：環境指標**

- 1. 環境指標は環境の特徴的要素を反映する基礎的数値であり、環境質の変動の評価・観察、状態報告の作成のために使用される。
- 2. 自然資源環境省は、全国で実施するために国の環境指標を公布しなければならない。

#### **第99条：省レベルの環境に関する状態に関する報告書**

- 1. 省レベルの環境に関する状態に関する報告書は以下の内容を含む。
  - a) 土壌環境の質の状態と変動。
  - b) 水質の状態と変動。
  - c) 大気質の状態と変動。
  - d) 自然資源の数量、状態及び質の状態と変動。
  - e) 生態系の質及び状態の状態と変動。生物及び遺伝子の数量及び成分。
  - f) 都市、住宅地、集中的生産・経営・サービス区及び家内工業村における環境の状態。
  - g) 環境が汚染又は悪化した地域。
  - h) 重大環境問題の主な原因。
  - i) 環境汚染及び悪化の克服及び環境改善の方法。

- j) 地方の環境保護業務の評価。
  - k) 環境保護要求を満たす計画、事業及び対策。
2. 5年に1度、省レベルの人民委員会は、所轄地方の社会経済開発計画の年ごとに、定期的に、同レベルの人民評議会に対し環境状態に関する報告を行い、更に資源環境省に対しても報告する責任を負う。

#### 第100条：産業分野・専門領域における環境影響に関する状況報告

1. 産業分野・専門領域における環境影響に関する状況報告は、以下を含む。
  - a) 環境への悪影響の要因に関する状態、数量、変動。
  - b) 産業分野・専門領域における廃棄物の状態、変動、成分及び有害度。
  - c) 重大環境汚染をもたらす施設のリスト及び処置状況。
  - d) 産業分野・専門領域の環境保護業務に関する評価。
  - e) 環境に対する問題点の予測。
  - f) 環境保護要求を満たす計画、事業及び対策。
2. 5年に1度、中央省庁、省同等機関及び政府所属機関は、5か年計画の年ごとに定期的に、資源環境省に対し所管の産業分野・専門領域の環境影響の状況について報告する。

#### 第101条：国の環境報告

1. 国の環境報告は、以下の内容を含む。
  - a) 各産業分野・専門領域の活動からの環境影響。
  - b) 国内の環境変動及び急迫した環境問題。
  - c) 政策、法律、管理組織及び環境保護措置の実施に関する評価。
  - d) 環境に対する問題の発生に関する予測。
  - e) 環境保護の必要に適合する計画及び措置。
2. 5年に1度、資源環境省は、政府が国会に提出するために、国の社会経済開発計画の年ごとに、定期的に国の環境状態報告を行う責任を負う。また毎年、環境に関する専門的な報告を行う。

#### 第102条：環境に関する資料・情報の統計及び保管

1. 各環境観測計画からの数値は、環境の管理及び保護業務のために統計し、保管しなければならない。
2. 環境に関する数値の統計及び保管は、以下のとおり規定する。
  - a) 自然資源環境省は、国内の環境に関するデータベースを作成するために、中央における統計を担当する国の管理機関と調整しなければならない。
  - b) 中央省庁、省同等機関及び政府所属機関は、所管の産業分野・専門領域の環境に関するデータを収集し、保管しなければならない。
  - c) 各レベルの人民委員会は、所轄地方の環境に関するデータを収集し、保管しなければならない。
  - d) 生産・経営・サービス施設又は集中的生産・経営・サービス区の管理者または運営者は、自らの活動から発生する環境影響、汚染源及び廃棄物に関するデータを収集し、保管する責任を負う。
3. 中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び各レベルの人民委員会は、環境に関するデータを収集、処理、統合、保管するシステムを作成し、環境に関するデータの収集、保管に情報技術を応用する責任を負う。

#### 第103条：環境情報の公開及び提供

1. 集中的生産・経営・サービス区を管理する組織並びに個人、及び環境影響評価報告書を作成しなければならない対象に属する生産・経営・サービス施設の所有者は、自らの管理範囲において、環境保護に関する省レベルの専門機関に対し、環境情報を報告する責任を負う。

2. 生産・経営・サービス施設で本条第 1 項に規定の対象に属さないものは、自らの活動に関連する環境情報を、施設所在地の県レベルの環境保護に関する専門機関又は社レベルの環境保護に関する担当幹部に提供し、環境情報を公開して住民に知らせる責任を負う。
3. 各レベルの環境保護専門機関は、直属上級機関に対し、所轄地方の環境情報を報告し、重要な環境情報については定期的に、又は請求に従って公表する責任を負う。
4. 中央省庁、省同等機関、政府所属機関は、自然資源環境省及び国の中央統計管理機関に対し、自ら管理する産業分野に関連する環境情報を、定期的に提供する責任を負う。

#### 第 104 条：環境に関する情報およびデータの公開

1. 環境に関する以下の情報及び資料は、国家機密に属するものを除き、公開しなければならない。
  - a) 環境影響評価報告書、環境影響評価報告書の承認決定書、及び同決定書における実施計画。
  - b) 登記済みの環境保護公約。
  - c) 人間の健康、環境に有害な汚染源並びに排出物に関するリスト及び情報。
  - d) 重大環境汚染地域、特別重大環境汚染地域、環境事故危険地域。
  - e) 廃棄物の収集、リサイクル、処理に関する計画。
  - f) 省レベルの環境の状態に関する報告書、産業分野・専門領域における環境影響報告書、国の環境報告書。
2. 公開の形式は、情報の受け取りについて、関連する組織および個人便宜を保障しなければならない。
3. 環境情報公開機関は、法律に従い、公開情報の正確性、真実性、客観性に対する責任を負う。

#### 第 105 条：環境保護に関する草の根民主主義の実現

1. 集中的生産・経営・サービス区を管理する組織及び個人、生産・経営・サービス施設の所有者、専門機関及び環境保護の担当職員は、国民及び生産・経営・サービス施設における労働者に対し、環境状況、環境に対する悪影響の防止並びに抑制、環境の汚染並びに劣化の改善措置について、以下の形式で公開する責任を負う。
  - a) 国民及び労働者に周知するための会議の組織化。
  - b) 国民及び労働者に対する文書による通知及び周知。
2. 以下の場合においては、環境問題に関する対話が行われなくてはならない。
  - a) 対話を必要とする当事者の請求による場合。
  - b) 各レベルの環境保護を担当する国の管理機関の請求による場合。
  - c) 関連する組織及び個人の不服申し立て、告訴及び提訴による場合。
3. 環境問題に関する提議、説明及び対話に関する責任は、以下のとおり規定する。
  - a) 対話請求者は、これを受ける者に対し、説明又は対話を必要とする問題を事前に通知しなければならない。
  - b) 請求を受けた者は、受領日から 5 業務日を過ぎない期間中に、回答、説明及び対話の準備をしなければならない。
  - c) 環境保護を担当する国の機関が対話を請求する場合は、関連当事者は当該機関が要求した規定に従い、実施しなければならない。
4. 環境に関する対話は、法律の規定に従い、人民委員会又は環境保護専門機関の指示の基に実施しなければならない。
5. 対話結果は、関連する責任を有する当事者が、環境保護法違反及び環境損害賠償の調査、処理の基礎とするために、意見及び合意事項を記載し議事録に記録しなければならない。



## 第XI章 環境保護のための人材・資金

### 第106条：環境保護に関する宣伝

1. 環境保護法及び環境保護活動における優良人物、優良事業、優良事例は、定期的、広範囲に宣伝・普及しなければならない。
2. 国は、環境保護活動において優れた業績の組織及び個人に対し賞金、褒賞金を授与し、国民の環境保護に対する認識及び意識を向上させるため、各形式の環境保護組織を編成しなければならない。
3. 優良な環境保護活動を称号コンテストの公認、表彰の根拠としなければならない。
4. 自然資源環境省は、各機関と協力し、環境保護の宣伝に責任を負う各部署への情報、宣伝、報道を主管しなければならない。

### 第107条：環境教育及び環境保護のための人材の育成

1. ベトナム国民は、環境保護に関する理解と意識を高めるため、環境に関する全面的な教育を受けなければならない。
2. 環境教育は、各レベルの普通教育<sup>29</sup>の正課科目の一つでなければならない。
3. 国は、環境保護のための人材の育成を優先して行い、環境保護のための人材の育成に加わるあらゆる組織、個人を奨励する。
4. 教育訓練省は、自然資源環境省と協力し、環境教育及び環境保護のための人材の育成事業を主管しなければならない。

### 第108条：環境保護に関する科学技術の開発

1. 国は、環境に関する科学研究に投資し、環境技術の開発、応用、移転を図り、組織及び個人に対し、自発性及び環境保護技術の応用を奨励する。
2. 国は、技術移転の優遇策を講じ、緊急の環境問題の解決を図り、重大な環境汚染をもたらす施設を処理しなければならない。
3. 環境技術を保有する組織及び個人は、廃棄物削減及び処理契約の締結裁量権を移譲される。
4. 科学技術省は、中央省庁、省同等機関、政府所属機関と協力し、環境保護に関する科学技術の開発を主管しなければならない。

### 第109条：環境技術産業の発展及び環境に関する予測・警報能力の構築

1. 国は、環境技術産業に投資し、組織及び個人を奨励し、これを発展させる政策を講じる。
2. 国は、自然災害の予測、警報能力の構築、機械・設備の装備に関する責任を負い、自然災害及び環境事故の被害を防止、制限するための予測、警報活動に加わる組織及び個人を奨励する。

### 第110条：環境保護の財源

1. 環境保護の財源は、以下を含まなければならない。
  - a) 国家予算。
  - b) 自らの生産・経営・サービス活動がもたらす環境への悪影響を防止・制限するための、組織及び個人の資金。
  - c) 環境保護を目的とする、科学研究や技術・工業・サービスの開発活動に向けられる、組織及び個人の資金。
  - d) 法律の規定による、環境被害の賠償金、環境税、環境保護料、環境に関する罰金及びその他の財源。
  - e) 国内外の組織並びに個人の寄付、資金援助。
  - f) 環境保護基金からの低利融資及び資金援助。
  - g) 法律の規定による、銀行、金融機関及びその他の財務組織からの借入金。

<sup>29</sup> 越語の普通教育（giáo dục phổ thông）は日本の義務教育にやや似た概念であるが、小学校から普通中学校（高等学校普通科）までの12年間の教育課程を含む。

2. 国家予算は、各時期の環境保護要件に適合する環境事業用の経常支出項目を持ち、毎年の環境事業に対する予算支出割合が国の予算増加割合より高いことを保障する。

#### 第111条：環境保護に関する国家予算

1. 環境保護のための国家予算は、以下の目的に使用しなければならない。
  - a) 公共の環境保護に関する基盤整備のための投資。
  - b) 環境保護事業のための経常支出。
2. 非営利の環境保護事業は、以下の活動を含む。
  - a) 環境の監視・分析の管理。自然災害の予測と警報・、環境事故の防止・対処のための能力の構築。
  - b) 環境に関する基礎調査。環境状態や環境影響監視計画の実施。
  - c) 廃棄物の調査・統計の調査及び収集。環境の汚染・悪化・事故の状況評価。廃棄物のリサイクルや有害廃棄物の処理に関する能力構築。廃棄物のリサイクル・処理・埋め立て処分活動への支援。
  - d) 重大な環境汚染を引起す施設における処理への支援。
  - e) 公衆衛生施設、ゴミ収集および住宅地及び公共の場における環境衛生のための装備・設備・道具、管理。
  - f) 環境保護を担当する国の管理システム能力の強化と向上、非営利の環境保護に関する事業組織システム<sup>30</sup>の構築と整備。
  - g) 環境保護への科学技術成果の応用や、環境保護に関する戦略、設計、構造、制度、政策、基準、技術規格、環境保護管理規範の、調査・研究・構築・実験。
  - h) 環境保護に関する法律実施の検査・監督への協力。
  - i) 環境に関する情報システム及びデータベースの管理。
  - j) 環境に関する法律の宣伝と普及・教育。環境保護に関する専門的、経営上の知識および技術の育成。
  - k) 環境保護に対する表彰。
  - l) 国の遺伝子銀行及び絶滅危惧動物の保護、育成、繁殖施設の管理。
  - m) 自然保存区の管理。
  - n) その他の非営利の環境保護事業活動。
3. 自然資源環境省は毎年、財務省及び計画投資省と協力し、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び各省・中央直轄市の機関による本条第 2 項に規定する非営利の環境保護事業費を集計し、政府に提出しなければならない。

#### 第112条：環境税

1. 長期にわたり環境及び人の健康に悪影響を及ぼす製品を生産・取り引きする組織、家庭、個人、経営者は環境税を納付しなければならない。
2. 政府は、環境税を負担すべき製品、生産、経営形態の名簿及び税率に関する決定を国会に提出しなければならない。

#### 第113条：環境保護料

1. 環境に廃棄物を排出する、又は環境への悪影響を及ぼす活動に従事する組織及び個人は、環境保護料を納付しなければならない。
2. 環境保護料の額は、以下に基づき規定しなければならない。
  - a) 環境に排出する廃棄物の量及び環境への悪影響の規模。
  - b) 廃棄物の有害度及び環境への加害度。

<sup>30</sup> 越語の「事業」(sự nghiệp) は日本語の事業とは微妙に意味が異なり、通常の行政活動等は異なる公的な現業(非営利)活動を指す。ベトナム国内の世界遺産保護機関は行政機関ではないが、「事業・行政機関」(đơn vị sự nghiệp, hành chính) という国の機関の範疇にいられる。環境保護に関する事業(現業)組織システムとは、中央及び地方各レベルの環境保護に関する現業機関や、住民共同体における草の根レベルの環境保護を担う自主管理組織などの、環境保護に関わる政府及び非政府の各非営利組織を指すと思われる。

- c) 廃棄物を受け入れる環境の負荷容量。
- 3. 環境保護料の額は、社会経済条件と国の各発展段階において必要とされる環境保護の要件に適合するよう調整されなければならない。
- 4. 環境保護料からのすべての収入は、環境保護活動に直接投資されなければならない。
- 5. 財務省は、自然資源環境省と協力し、環境保護料規定の策定及び政府への提出を主管しなければならない。

#### 第114条：自然資源開発活動における環境の改善、回復の保証金

1. 自然資源を開発する組織及び個人は、以下の規定に従って環境改善・回復保証金の支払いを実施しなければならない。
  - a) 開発に先立ち、国内の金融機関又は自然資源を採取する地元の環境保護基金において保証金を支払わなければならない。保証金の元金は、採取の規模、採取後の環境の改善、回復に要する費用による。
  - b) 保証金を支払う組織及び個人は、環境の改善・修復の後に、保証金の発生利息を享受し、保証金の元金を受け取ることができる。
  - c) 環境の改善・回復義務を履行しない、又は適切に履行していない場合は、保証金の全額又は一部を、開発を行った地域の改善・修復のために使用しなければならない。
2. 政府首相は、各自然資源の種類及び本条が規定する実施事項の履行に基づき、環境改善・回復保証金の金額を具体的に規定しなければならない。

#### 第115条：環境保護基金

1. 環境保護基金は、環境保護活動を支援するために、中央及び地方、産業分野、専門領域において設立される財務組織である。国は、その他の企業、組織及び個人が環境保護基金を設立することを奨励する。
2. 国家環境保護基金や、産業分野・専門領域及び地方の環境保護基金の運営資金は、以下の財源により形成されなければならない。
  - a) 国家予算。
  - b) 環境保護料。
  - c) 国に対する環境損害賠償金。
  - d) 環境保護領域における行政違反金。
  - e) 国内外の組織及び個人からの支援金、寄付金及び投資委託金。
3. 環境保護基金設立裁量権は、以下のとおりとする。
  - a) 政府首相は、国、中央省庁、省同等組織、政府所属機関及び国家公社<sup>31</sup>の環境保護基金の運営及び組織を規定しなければならない。
  - b) 省レベルの人民委員会は、地方の環境保護基金の運営及び組織を規定しなければならない。
  - c) 組織及び個人は、自ら運営する環境保護基金を設立し、基金の条例に従って活動しなければならない。

#### 第116条：環境保護サービスの開発

1. 国は、以下の産業分野における環境衛生・保護サービスの実施のため、組織及び個人に対し、入札方式による環境衛生維持サービス会社の設立を奨励する。
  - a) 廃棄物の収集、リサイクル、処理。
  - b) 環境の監視、分析及び環境影響の評価。
  - c) 環境に優しい製造技術及び環境技術の開発、移転。
  - d) 環境に関するコンサルタンシー、トレーニング、及び環境情報の提供。

<sup>31</sup> 国家公社（〔総公司国家] *tổng công ty nhà nước*）はベトナムにおける特殊法人であり、総公司或いは公団とも訳される。同一の分野・領域をもつ複数の公社・現業を統合し、国が出資する。建設を除き、1業界1国家公社であることが多い。ベトナム電力総公司（EVN）、ベトナムコーヒー総公司（ビナカフェ）などが代表的である。2007年現在、現在、国家公社の多くは自主的に改革されて「集団」と呼ばれる半官半民企業体に移行する過程にあり、2005年に起草された本条文はすでに現状と合致していない。

- e) 機械、設備、技術に対する環境面の検査、環境被害に関する調査。
  - f) 環境保護に関するその他のサービス。
2. 自然資源環境省は、中央省庁、省同等組織、政府所属機関及び省レベルの人民委員会と協力して本条第 1 項の規定事項を実施を指導しなければならない。

**第 117 条：環境保護活動に対する優遇及び支援政策**

1. 国は、以下の環境保護活動に対し、土地に関する優遇措置を行い、支援しなければならない。
- a) 集中生活排水の処理システムの建設。
  - b) 通常固形廃棄物、有害廃棄物のリサイクル、処理施設及び廃棄物埋め立て処分場の建設。
  - c) 環境監視拠点の建設。
  - d) 重大な環境汚染をもたらす施設の移転。
  - e) 環境保護に関する公共の利益に役立つ環境技術工業施設の建設及び環境保護工事。
2. 環境保護活動に対する免税、減税及び費用軽減政策は、以下のとおり規定する。
- a) 廃棄物のリサイクル、処理、埋め立て処分に関する活動、及びクリーンエネルギー、再生可能エネルギーの生産は、所得税、付加価値税、環境税の免税あるいは減税措置、又は環境保護料の軽減措置を受けることができる。
  - b) 輸入された機械、設備、手段、道具の内、廃棄物の収集、保管、輸送、リサイクル、処理、及び環境監視、分析、及びクリーンエネルギー、再生可能エネルギーの生産に直接使用するものは、輸入税の免税措置を受けることができる。
  - c) 廃棄物からの再生品、廃棄物の焼却から再生されるエネルギー、環境にやさしい自然原料代替製品は、国の補助を受けることができる。
3. 環境保護に投資する組織及び個人は、環境保護基金から優先的に資金を借り入れることができる。環境保護への投資に、その他の金融機関を利用する場合は、環境保護基金条例に従い、投資後の利息の検討又は投資信用保証の検討を受けることができる。
4. 多額の資金を必要とする国の重点的な環境保護事業・計画は、政府開発援助の利用に関し、優先的に検討される。
5. 政府は、環境保護活動に対する優遇政策を具体的に規定しなければならない。

**第 XII 章**

**環境保護に関する国際協力**

**第 118 条：環境に関する国際条約の履行**

1. 地球環境、地域環境及び国内環境の保護に有益な国際条約は、優先的に検討し、調印又は加盟しなければならない。
2. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約を十分に履行しなければならない。

**第 119 条：国際経済統合及びグローバル化の過程における環境保護**

1. 国は、地域内市場及び国際市場での商品、サービスの競争力向上のため、組織及び個人が率先して環境に関する要件を満たすよう奨励する。
2. 政府は、国際経済統合又は世界化の過程において、国内の環境に対する悪影響を評価、予測し、その予防、制限計画を立案するよう指導しなければならない。
3. 必要な場合、国は、国内の環境保護のため、国際慣例に応じた対策を講じなければならない。

**第 120 条：環境保護に関する国際協力の拡大**

1. 国は、組織及び個人に対し、国内の環境保護活動の能力及効果を向上させ、地域内及び国際的な環境保護に関するベトナムの位置及び役割を強化させるために、外国の組織、個人、在外ベトナム人と協力するよう奨励する。
2. 国は、環境保護分野において、外国の組織、個人、在外ベトナム人が、人材育成、科学研究、技術移転、自然の保存及びその他の活動に投資・支援することを奨励し、そのための条件を整備する。

3. 政府は、環境保護に関する国際協力資源の開発と、その効果的、合理的な使用を指導し、手引きを行わなければならない。
4. ベトナム国家は、自然資源の管理・採取及びそれに関連する環境保護に関する問題を解決するために、近隣及び域内諸国との協力を推進する。

### 第XIII章

#### 環境保護に関する国の管理機関、ベトナム祖国戦線及びその構成組織の責任

##### 第121条：政府、中央省庁、省同等機関、政府所属機関の環境保護に関する国家管理責任

1. 政府は、全国範囲において環境保護に関する国の管理を統一化しなければならない。
2. 自然資源環境省は、環境保護に関する国の管理の実施において政府に対して責任を負い、又以下の責任を有する。
  - a) 法的権限に従い、環境保護に関する法律文書の公布を政府に上程し、或いは公布すること。
  - b) 環境保護に関する国家の政策、戦略、計画の決定を政府に上程すること。
  - c) 複数の産業分野或いは省にまたがる環境問題の解決を主管し、或いはその解決を政府及び政府首相に上程すること。
  - d) 政府の規定に従い、環境基準システムを構築し、公布すること。
  - e) 国家環境監視システムの構築・管理及び環境監視データの統一的管理を指導すること。
  - f) 環境保護に関する政策と解決策を提示するために、全国の環境状態評価を指導し、組織すること。
  - g) 全国規模において、戦略的環境評価報告書・環境影響評価報告書の評価・承認や、環境保護公約の登記活動を統一的に管理する。戦略的環境評価報告書の評価を組織する。裁量権内の環境影響評価報告書の評価・承認を組織する。環境に優しい施設・製品の登記や環境基準合格証明書の発行に関して手引きを行うこと。
  - h) 環境保護に関する法律違反の指導、監督、監査、処理を行い、不服申し立て及び告訴に関する法律や、関連法律の規定に基づき、環境保護に関連する紛争、不服申し立て、告訴、請願を解決すること。
  - i) 政府に対し、環境保護に関する国際組織への参加、国際条約の調印又は加盟を上程し、各国及び国際組織との環境保護に関する国際協力活動を主管すること。
  - j) 各レベルの人民委員会による環境保護に関する法律の実施を指導し、監督する。
  - k) 国内の土地利用計画、水資源に関する国家戦略、複数の省の河川流域にまたがる統合的な計画、鉱物資源の基礎調査、探鉱、採取、加工に関する国家マスタープランにおける環境保護の要件を保障すること。
3. 計画投資省は、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会と協力し、国会、政府、政府首相の決定裁量権に属する、戦略、マスタープラン及び国の社会経済開発計画、重要事業において環境保護要件を保障する責任を負う。
4. 農業農村開発省は、環境保護に関連する法律、及び化学製品、殺虫剤、肥料並びに農業廃棄物の生産、輸入、使用に関連する規定、及び遺伝子組み換えの植物種苗、家畜の仔並びにその製品の管理に関連する規定、及び堤防、水利、森林保存区、農村における生活のための上水に関連する規定の実施を指導し、手引き、監督することを主管し、これらについて自然資源環境省、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会と協力する責任を負う。
5. 工業省は、環境保護に関する法律、及び工業領域に関連する法律の他の規定、その管理裁量権に属する重大環境汚染を引起す工業施設の処理に関連する法律の実施を指導し、手引きし、監督し、環境技術産業の開発を指導することを主管し、これらについて自然資源環境省、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会と協力する責任を負う。

6. 水産省は、環境保護に関連する法律、及び水産物の養殖、採取、加工、遺伝子組み換え水産物、海洋保存区に関連する規定の実施を指導し、手引きし、監督することを主管し、自然資源環境省、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会と協力する責任を負う。
7. 建設省は、環境保護に関連する法律、及び都市、集中的生産・サービス区、家内工業村、集中的農村住宅地における給水、排水、固形廃棄物処理、排水処理基盤整備の各活動に関連する法律の他の規定の実施を指導し、手引きし、監督することを主管し、自然資源環境省、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会との協力する責任を負う。
8. 交通運輸省は、環境保護に関連する法律、及び交通基盤整備活動や交通運輸活動に関連する法律の他の規定の実施を指導し、手引きし、監督することを主管し、自然資源環境省、中央省庁、省同等機関、政府所属機関及び省レベルの人民委員会と協力する責任を負う。
9. 保健省は、医療廃棄物の管理、医療施設における環境保護業務、食品衛生安全及び埋葬を指導し、手引きし、監督する。
10. 国防省及び公安省は、環境事故に対処し改善する人員を動員し、管理裁量権に属する武装部隊において環境保護業務を指導し、手引きし、監督し、検査する責任を負う。
11. その他の中央省庁、省同等機関及び政府所属機関は、本法に具体的に規定される任務を実施し、自らの管理範囲における環境保護に関する法律の実施を指導し、手引きし、監督するために自然資源環境省と協力する責任を負う。

#### 第122条：環境保護に関する国の管理に関する各レベルの人民委員会の責任

1. 省レベルの人民委員会は、以下の規定に従い、環境保護に関する国の管理を所轄地方が実施する責任を負う。
  - a) 権限に従い、環境保護に関する規定、制度、政策、計画を公布すること。
  - b) 環境保護に関する戦略、計画及び任務の実施を指導し組織すること。
  - c) 所轄地方の環境監視システムの構築・管理を指導すること。
  - d) 環境の状態評価を定期的に指導すること。
  - e) 権限に属する環境影響評価報告書の評価、承認を組織すること。
  - f) 環境保護に関する法律を宣伝し教育すること。
  - g) 環境保護に関する法律違反の監督、監査、処理業務を指導する。不服申し立て・告訴に関する法律の規定や関連する法律の他の規定に基づいて環境に関する紛争、不服申し立て、告訴、請願を解決する。省レベルの人民委員会と協力して複数の省にまたがる環境問題を解決すること。
2. 県レベルの人民委員会は、以下の規定に従い、環境保護に関する国の管理を所轄地方が実施する責任を負う。
  - a) 権限に従い、環境保護に関する規定、制度、政策、計画を公布すること。
  - b) 環境保護に関する戦略、計画及び任務の実施を指導し組織すること。
  - c) 環境保護公約の実施の登記及び監督を組織すること。
  - d) 環境保護に関する法律を宣伝し教育すること。
  - e) 環境保護に関する法律違反の監督、検査、処理業務を指導する。不服申し立て・告訴に関する法律の規定や関連する法律の他の規定に基づいて環境に関する紛争、不服申し立て、告訴、請願を解決すること。
  - f) 県レベルの人民委員会と協力して複数の県にまたがる環境問題を解決すること。
  - g) 省レベルの環境保護に関する国の管理機関の委任に基づき、環境保護に関する国の管理任務を実施すること。
  - h) 社レベルの人民委員会の環境保護に関する国の管理業務を指導すること。
3. 社レベル人民委員会は、以下の規定に従い、環境保護に関する国の管理を所轄地方が実施する責任を負う。
  - a) 自らの管理範囲に属する地方、住宅地における環境保護、環境衛生維持任務の実施について、指導し、計画を立案し、組織する。住民協約の中に環境保護規定を盛り込むよう人々

に働きかけること。文化集落<sup>32</sup>、文化世帯の評価において環境保護に関する指標を導入するよう手引きすること。

- b) 家庭及び個人の環境保護に関する法律の実施を監督すること。
- c) 環境保護に関する法律違反を裁量権に基づいて発見並びに処理し、又は環境保護を担当する国の直属上級管理機関へ報告すること。
- d) 調停に関する法律に基づき、所轄地方で発生した環境に関する紛争を調停すること。
- e) 所轄地方の環境衛生維持及び環境保護に関する集落及び自主管理組織の活動を管理すること。

#### 第123条：環境保護に関する専門機関及び担当職員

1. 中央省庁、省同等機関及び政府所属機関は、管理を委託された産業分野・専門領域に属する環境保護任務と適合する環境保護に関する組織或いは専門部局を設置しなければならない。
2. 地方各省、中央直轄市及び省直属の県、郡、市社、市は、所轄地方の環境管理に関して同レベルの人民委員会を支援する環境保護に関する組織或いは専門部局を設置しなければならない。
3. 社レベル人民委員会は、環境保護に関する担当職員を任命しなければならない。
4. 有害廃棄物を排出するか、又は環境事故をもたらす恐れのある国家公社、経済集団、及び工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済区の管理班、生産・経営・サービス施設は、環境保護に関する専門部局を設置するか、担当職員を任命しなければならない。
5. 政府は、本条第1項及び第2項において規定する環境保護に関する専門機関の組織及び活動について規定しなければならない。

#### 第124条：ベトナム祖国戦線と加盟組織の責任

1. ベトナム祖国戦線とその加盟組織は、自らの任務と権限の範囲内において、組織の構成員及び人民に環境保護に参加するよう教育し、動員し、環境保護に関する法律を実施するよう監督する責任を負う<sup>33</sup>。
2. 各レベルの国家管理機関は、ベトナム祖国戦線とその加盟組織が環境保護に参加できるよう条件を整備する責任を負う。

### 第XIV章

#### 環境に関する違反行為の検査・処理、環境に関する不服申し立ての解決、告訴と環境損害賠償

##### 第1節

#### 環境に関する違反行為の検査・処理、環境に関する不服申し立ての解決、告訴

#### 第125条：環境保護検査局

1. 環境保護検査局は、環境保護の専門的検査局である。環境保護検査局は、固有の制服と記章を持ち、任務の実施上必要な設備と手段を供与されなければならない。
2. 環境保護検査局の裁量権及び任務は、監査に関する法律の規定に従って実施しなければならない。
3. 政府は、環境保護検査局の組織及び活動に関し、具体的に規定しなければならない。

#### 第126条：環境保護の監督及び検査の責任

1. 環境保護の検査及び監査実施の責任は、以下のとおり規定する。
  - a) 自然資源環境省大臣、省レベルの人民委員会主席は、検査に関する本法及びその他の規定に従って、環境保護活動を検査し、決定書を監督・公布する責任を有する。

<sup>32</sup> 文化集落の越語原文には、地方住民共同体の各民族ごとの名称が列記されている。

<sup>33</sup> ホーチミン市では市のベトナム祖国戦線委員会が環境に関する調査団を派遣する事例がある。第12郡タインアン坊における製紙工場調査では、調査団は実地調査とは別に、汚染レベルの確定のために排水サンプルを採取して分析を行う（グオイラオドン報 2007/04/26, 第4面）。

- b) 自然資源環境省に属する環境保護検査局は、自然資源環境省、省同等機関、政府所属機関に承認された環境影響評価報告書とともに、生産・経営・サービス施設による環境保護を監督、検査し、又、国防省並びに公安省の環境保護専門検査局と協力して、直属機関<sup>34</sup>による環境保護の監督、検査を行わなければならない。
  - c) 省レベルの環境保護検査局は、省レベルの人民委員会に承認された環境影響評価報告書とともに、事業に関連する、経済組織、非営利の事業単位による環境保護、又は環境保護に関する法律に違反する恐れのある場合は、自然資源環境省の監督、検査権限に属する事業の監督、検査を行わなければならない。
  - d) 県レベルの人民委員会は、行政機関及び非営利の企業単位による環境保護を監督・検査しなければならない。ただし、本項 c に規定の小規模の生産・経営・サービス施設の企業単位を除く。
  - e) 社レベルの人民委員会による家庭及び個人による環境保護を監督・検査しなければならない。必要な場合、各レベルの環境保護検査局、県レベルの人民委員会は、社レベル人民委員会と協力し、環境保護に関する法律の重大違反を犯す可能性のある組織または個人による環境保護を監督・検査する責任を負う。
2. 各レベルの国の管理機関及び関係専門機関は、要請に応じて、環境保護検査局と協力して環境保護の監督及び検査する責任を負う。
  3. 環境保護に関する監督及び検査の回数は、生産、経営、サービス施設に対し、1年2回までとしなければならない。ただし、その施設が環境保護に関する法律に違反したか、又は違反の恐れがあるとして告訴された場合を除く。

#### 第127条：違反処理

1. 環境保護に関する法律の違反者は、違反の性質及び程度に応じて、行政処分又は刑事責任を追求されなければならない。組織又は個人に対し環境汚染、悪化又は事故を起こした場合は、本法及びその他関連法律の規定に従って、環境汚染の改善、回復及び損害賠償をしなければならない。
2. 組織最高責任者、幹部及び公務員は、職務及び裁量権を利用して、組織、公民に問題又は困難を及ぼし、環境保護に関する法律違反者を擁護し、又は重大な環境汚染あるいは環境事故の責任を負わない場合、違反の性質及び程度に応じて、処理され、刑事責任を追及されなければならない。損害をもたらした場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

#### 第128条：環境に関する提訴、告訴及び起訴

1. 組織及び個人は、環境保護に関する法律違反行為、自らの権利又は利益の侵犯に関して、裁量権ある国家機関に対して提訴し、又は裁判所に対して起訴する権利を有する。
2. 公民は、環境保護に関する以下の法律違反行為に対し、裁量権ある機関又は個人に告訴する権利を有する。
  - a) 環境汚染、悪化または事故。
  - b) 国、住民共同体、組織、家庭または個人の権利、利益の侵犯。
3. 提訴、告訴を受領できる国家機関及び個人は、提訴、告訴に関する法律及び本法の規定に従い、提訴状・告訴状を調査し、解決する責任を負う。

#### 第129条：環境に関する紛争

1. 環境に関する紛争の内容は、以下を含む。
  - a) 環境の一部の開発及び使用における、環境保護の権利と責任に関する紛争。
  - b) 環境汚染、悪化及び事故の要因の確定、環境汚染、悪化及び事故の処理責任及び損害賠償に関する紛争。
2. 環境に関する紛争の当事者は、以下を含む。
  - a) 環境の一部を使用した組織及び個人で互いに争う者。

<sup>34</sup> 直属機関の越語は直属単位 (đơn vị trực thuộc)。



- b) 環境の一部を開発あるいは使用した組織又は個人と、環境汚染、悪化あるいは賠償損害を被った環境の改善又は回復に責任を負う組織又は個人
3. 環境に関する紛争の解決は、契約及びその他関連法律の規定外では、民事紛争解決に関する法律の規定に従って実施されなければならない。
4. ベトナム領内における環境に関する紛争で、紛争の一方又は複数の当事者が外国の組織又は個人である場合、ベトナムの法律に従って解決されなければならない。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に他の規定がある場合を除く。

## 第2節

### 環境汚染、悪化による損害賠償

#### 第130条：環境汚染、悪化による損害

環境汚染、悪化による損害は、以下を含む。

1. 環境の機能、有効性の劣化。
2. 環境の機能、有効性の劣化によりもたらされた健康及び人命、組織及び個人の財産、正当な利益に対する損害。

#### 第131条：環境汚染、劣化による損害の確定

1. 環境の機能、有効性の劣化は、以下の基準により分類されなければならない。
  - a) 劣化。
  - b) 重大な劣化。
  - c) 特に重大な劣化。
2. 機能、有効性が劣化した環境の範囲、境界の確定は、以下を含む。
  - a) 重大な劣化又は特に重大な劣化をした地域又は中心地の境界、面積の確定。
  - b) 劣化した中心地周辺の面積、境界の確定。
  - c) 中心地及び中心地周辺からの影響を受けたその他の地域の面積、境界の確定。
3. 劣化環境の内容の確定は、以下を含む。
  - a) 劣化環境の内容、生態系の種類、損害を被った種の数。
  - b) 環境の内容、生態、種毎の損害の程度。
4. 環境損害額の算出は、以下のとおり規定する。
  - a) 環境の機能、有効性の劣化による現在の、及び長期的な損害額の算出。
  - b) 環境の処理、改善、回復費用の算出。
  - c) 損害発生源の減少又は撤去費用の算出。
  - d) 利害関係者の意見聴取。
  - e) 具体的な条件によっては、環境損害額を算定し、損害賠償及びその解決の根拠とするために、本項 a、b、c、d の規定の一つを適用することができる。
5. 環境の機能、有益性の劣化による損害の確定は、独立して、又は加害者及び被害者間を調整して確定されなければならない。当事者の一方又は双方が請求する場合、環境保護に関する専門機関は、損害の算出及び確定を指導し、又は損害確定を証言する責任を負う。
6. 環境汚染又は悪化によりもたらされた健康及び人命、組織及び個人の財産、一般に認められた利益に関する損害の確定は、法律の規定により行われなければならない。
7. 政府は、環境汚染、悪化による損害確定を指導しなければならない。

#### 第132条：環境の機能、有効性の劣化による損害の調査

1. 環境の機能、有効性の劣化による損害の鑑定は、損害を被った組織、個人、又は環境損害賠償機関の請求に応じて行われなければならない。
2. 損害の鑑定の根拠は、損害賠償請求申請書、情報、データ、証拠、及び損害賠償並びに損害発生対象に関連するその他の根拠である。

3. 損害鑑定機関の選定は、損害請求者と損害賠償者の同意を必要とし、同意できない場合は、損害審判機関の選定は、損害賠償解決の責任を委譲された機関により行われなければならない。

**第133条：環境に関する損害賠償の解決**

環境に関する損害賠償の解決は、以下のとおり行われなければならない。

1. 各当事者による示談。
2. 解決のための仲裁の請求。
3. 裁判所への起訴。

**第134条：環境損害賠償責任保険**

1. 国は、保険会社が環境損害賠償責任保険を提供するよう奨励する。
2. 国は、生産・経営・サービス活動に従事する組織及び個人が環境損害賠償責任保険に加入するよう奨励する。
3. 環境に甚大な損害をもたらす恐れのある活動に従事する組織及び個人は、環境損害賠償責任保険に加入しなければならない。

**第XV章  
施行規則**

**第135条：施行の効力**

本法は、2006年7月1日より効力を発する。

本法は、1993年環境保護法に替わるものである。

**第136条：施行の手引き**

政府は、本法の施行に関する細則と手引きを規定しなければならない。

国会主席  
グエン・ヴァン・アン

# **添付資料 2**

## **環境保護法施行細則及び指針**

---

**Decree No.80/2006/ND-CP of August 9, 2006**

**Detailing and guiding the implementation of a number of articles of the law  
on Environment**

**2006年8月9日付政令 No.80/2006/ND-CP**  
**環境保護法の実施に関する細則および指針<sup>1</sup>**

政府は、  
2001年12月25日付政府組織法に準拠して、  
2005年11月29日付環境保護法に準拠して、  
自然資源環境大臣の提案によって、  
以下を政令として布告する。

**第一章**  
**一般規定**

**第1条 規定の範囲**

本政令は環境保護法の実施に関して、環境基準、戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約、製造業、商業、サービス業における環境保護、有害廃棄物管理、ならびに環境に関連する情報およびデータの開示について細則および指針を定めるものである。

**第2条 適用の対象**

本政令は、国家機関、国内の組織、世帯、および個人ならびに海外在住のベトナム人、およびベトナム社会主義共和国の領土内において活動に従事する外国の組織および個人に適用する。

**第二章**  
**特別規定**

**第1節. 環境基準<sup>2</sup>**

**第3条 地域、地理的区分またはセクター別ロードマップに従った国家排出基準適用の原則**

1. 地域、地理的区域、または部門を基準とした係数とは各特定の地域、地理的区域、または部門が環境保護の要求条件に適合するために、それらに強制的に適用される数値を決定するために国家排出基準の各汚染パラメータの許可数値に乗ずる数値を意味する。
2. 国家排出基準適用のロードマップは各期間内の環境保護の要求条件を達成するためにより厳格な方向で設定され、同基準の強制的適用を公表する決定において明示されるものとする。
3. 排出基準係数は次の原則に従って決定されるものとする。
  - a/ 排出基準の地域、および地理的区分を基準とする係数は自然保護区として指定されている地域、影響を受けやすい生態系のある地域、都心、住宅地域、汚染地域についてより厳格なものとする。
  - b/ 排出基準の部門を基準とする係数は各特定の製造部門の環境特性に基づいて決定されるものとする。

**第4条 国家環境基準の策定の責任および強制適用のための公布および公表の権限**

1. 国家環境基準の策定は以下の規定に従って準備されるものとする。

---

<sup>1</sup> 本翻訳は2006年8月9日発行の『公報』（Công báo / Official Gazette）（nos 61-62）に記載された英訳の仮訳である。

<sup>2</sup> 訳注：環境保護法によれば、環境基準は「環境の管理と保護のための根拠として、権限を持つ国家機関が規定した、周辺環境の質、排出物内の汚染物質含有量に関する数値の許容限度」として定義され、いわゆる「環境基準」（周辺環境中の汚染物質等の基準値）のみならず、「排出基準」も含んだ概念となっている。

- a/ 自然資源環境省が策定方法を指導し、公布すべき国家環境基準を識別し、国家環境基準の策定の任務を割り当てる一義的責任を負い、それらの職責において関連省庁および各部門と協力するものとする。
  - b/ 各省、省級の機関および政府の付属機関は国家環境基準の策定を彼らのそれぞれの管理下にある、または彼らに委嘱されている、部門および領分内における国家環境基準の策定を取り纏め、それらを自然資源環境省に送付し評価および公布を求めるものとする。
2. 自然資源環境省は各地域、地理的区分または部門に強制的に適用する国家環境基準を公布し公表するものとする。

#### 第5条 強制的に適用する国家環境基準の策定、評価、公布、および公表の順序および手順

1. 国家環境基準の策定には以下の段階が伴うものとする。
- a/ 関連する国際的基準およびベトナムと同程度の状況にある各国が適用している基準に言及すること。
  - b/ 国家環境基準に関する基本的要求条件を評価し、同基準の強制的適用の影響を予測すること。
  - c/ 規制の範囲、適用の対象、国家環境基準のパラメータならびにかかるパラメータを決定するために使用する測定、標本採取、および分析の標準的方法に組み込まれている各パラメータの制限数値を識別すること。
  - d/ 環境基準を作成すること。
  - e/ 国家環境基準（案）に対する利害関係者の意見を収集し、同基準（案）を完成すること。
  - f/ 自然資源環境省に対して公布に先立ち国家環境基準（案）について専門的審議を要請すること。
2. 国家環境基準（案）に対する専門的審議要請の書類は次のもので構成される。
- a/ 環境基準について専門的審議を要請する公式の書信。
  - b/ 環境基準策定の必要性、目的、およびプロセスに関する理論的説明文書、異論、および環境基準策定機関の意見。
  - c/ 環境基準（案）。
3. 国家環境基準についての専門的審議および公布は以下のように行うものとする。
- a/ 専門的審議の要請の有効な書類を受領後、自然資源環境省は環境基準に関する専門的能力および経験を有する専門家ならびに関連性のある省および省級の機関および政府の付属機関の授権された代表からなる国家環境基準技術委員会を設置するものとする。
  - b/ 専門的審議要請の完全で有効な書類を受領後 30（三十）就業日以内に国家環境基準技術委員会は国家環境基準（案）を審議し、自然資源環境省に審議結果を提出するものとする。同審議結果を受領後 15（十五）就業日以内に自然資源環境省は国家環境基準を公布するかどうかを決定するものとする。もし専門的審議の結果に異議がある場合、すなわち国家環境基準の公布を拒否する場合は、自然資源環境省は技術委員会に国家環境基準（案）の再審査を要請するかまたは同基準の策定機関に国家環境基準（案）のさらなる改善を要請するものとする。
4. 強制的適用のための国家環境基準の公表は以下のように行うものとする。
- a/ 各国家環境基準に依存して、自然資源環境省は本政令の第3条に定められている原則に基づいてその適用のためのロードマップおよび各特定の地域、地理的区分または部門についての係数を決定するものとする。
  - b/ 組織および個人は国家環境基準の強制的適用を公表する決定の日付（発効日）から同国家環境基準を遵守する義務を負うものとする。
5. 国家環境基準技術委員会は専門的諮問機関として要請によって設置され、自然資源環境省を支援して国家環境基準（案）の専門的審議を行い、その任務の達成後解散するものとする。自然資源環境省は国家環境基準技術委員会の運営について詳細に規定するものとする。

## 第 2 節. 戦略的環境評価、環境影響評価、および環境保護公約

### 第 6 条 環境影響評価報告書の作成義務を負っている事業の一覧表ならびに環境影響評価報告書の作成、審査、および監視の各活動に適用される財政制度についての指導

1. 環境影響評価報告書の作成義務を負っている事業の一覧表は本政令の付表 I に一覧表示されている。
2. 財務省は戦略的環境評価報告書、環境影響報告書および書面による環境保護公約の作成、審査ならびにその実施状況の監視の各活動に適用される財政制度についての指導を提示する一義的責任を負い、指導の提示に関して自然資源環境省と協力するものとする。

### 第 7 条 自然資源環境省の審査および承認を得る必要のある部門をまたがる、および省をまたがる事業の環境影響評価報告書

環境影響評価報告書が自然資源環境省の審査および承認を得る必要のある部門をまたがる、および省をまたがる、事業は本政令の付表 II に一覧表示されている。

### 第 8 条 環境影響評価報告書の作成についてコンサルタント業務を提供する組織の就業の条件および範囲

1. 環境影響評価報告書の作成についてコンサルタント業務を提供する組織は以下のすべての条件を満たさなければならない。
  - a/ 事業の領域に適した専門的知識を有する専門的、技術的、および環境的人員を擁していること。
  - b/ 事業の特性および実施場所に適した環境標本およびその他の関連標本の測定および採集に関する規則に則った基準および品質を満たす設備、機器、および装置を備えていること。
  - c/ 環境標本および事業に関連するその他の標本の加工および分析を保証する物質的技術的基盤および実験室を備えていること。適格な実験室を持っていない場合、コンサルタント業務提供組織は契約によって他の適格な実験室を雇用しなければならない。
2. ベトナムで就業すべく登録しているすべての国内および外国の組織で本条第 1 項に明示されているすべての条件を満たす組織は環境影響評価報告書の作成に関してコンサルタント業務を提供することが許可される。但し、安全保障および防衛の領域に入る事業および国家機密に関連する事業は除外される。
3. 各機関および各ユニットは、環境影響評価報告書の作成に関してコンサルタント業務を提供する組織を雇用する前に、本条第 1 項に明示されている条件を確認しなければならない。

### 第 9 条 戦略的環境評価報告書、環境影響評価報告書の審査要請に関する書類、および書面による環境保護公約の登録に関する書類

1. 戦略的環境評価報告書の審査要請に関する書類には以下を含むものとする。
  - a/ 事業実施者の書面による審査要請。
  - b/ 当該戦略的環境評価報告書。
  - c/ 戦略、企画立案、または計画に関する文書（案）。
2. 環境影響評価報告書の審査要請に関する書類には以下を含むものとする。
  - a/ 事業実施者の書面による審査要請。
  - b/ 当該環境影響評価報告書。
  - c/ 事業の実現可能性調査または投資報告書。
3. 書面による環境保護公約の登録に関する書類には以下を含むものとする。
  - a/ 書面による環境保護公約。
  - b/ 事業の実現可能性調査または投資説明報告書<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 訳注：原文では c/

4. 戦略的環境評価報告書の審査要請に関する書類、環境影響評価報告書の審査要請に関する書類、および書面による環境保護公約の登録に関する書類は環境保護法第 17 条、21 条、および 26 条に明示されている管轄権を有する機関宛に提出するものとする。
5. 自然資源環境省は戦略的環境評価報告書の審査要請に関する書類、環境影響評価報告書の審査要請に関する書類、および書面による環境保護公約の登録に関する書類の様式および必要セット数に関して指導を提供するものとする。
6. もし不適当な書類を受け取った場合、書類受領機関は 5 就業日以内に事業実施者にそのことを通知し、追加および完成を求めるものとする。

#### 第10条 戦略的環境評価報告書の審査

1. 環境保護法第 17 条第 7 項に明示されている機関の長は事業の戦略的環境評価報告書の審査委員会を設置する決定を公布するものとする。
2. 戦略的環境評価報告書の審査結果は審査委員会の会議の議事録の形式で発表されるものとし、これには会議の議事録、結論、審査委員会の議長および書記の署名が完全に含まれるものとする。
3. 自然資源環境大臣が首相、政府、および国会に対して事業承認の基礎となる審査委員会の議事録に組み込まれた事業の戦略的環境評価報告書の審査結果について報告するものとする。
4. 各中央省、省レベルの機関、政府の付属機関および省／市の人民委員会の専門的環境保護機関は事業を承認する権限を有する各大臣または機関の長に事業承認の基礎となる審査委員会の議事録に組み込まれた事業の戦略的環境評価報告書の審査結果について報告するものとする。
5. 戦略的環境評価報告書の審査委員会は自然資源環境大臣の公布する実施規則に従って活動するものとする。

#### 第11条 環境影響評価報告書の審査

1. 環境保護法第 21 条第 7 項に明示されている機関の長は事業の環境影響評価報告書の審査委員会を設置する決定を公布するものとする。
2. 環境保護法第 21 条第 7 項に明示されている機関の長は事業の専門的、技術的、および環境的複雑さを基準にして審査の様式を審査委員会によるかまたは審査役務提供組織によるかを決定するものとする。安全保障および防衛の領域の事業および国家機密に関連する事業は安全保障または防衛部門内の役務提供組織のみが選任されるものとする。
3. 審査委員会または審査役務提供組織は実施規則に従って審議および承認の基礎となる環境影響評価報告書の品質の調査および評価に当たり管轄権の有する機関に助言し、支援する職務を担うものとする。
4. 必要性のある場合、審査委員会の正式の会合に先立ち、審査を行う責任を有する機関は以下の形式で予備的審査を行うことができる。
  - a/ 事業を実施する現場および周辺地域の調査。
  - b/ 分析および検証用の標本の採集。
  - c/ 事業予定地の住民共同体の住民の意見の収集。
  - d/ 審査委員会に属さない関連専門家、関連科学技術研究機関、社会的、専門的組織、非政府組織の論評の収集。
  - e/ 審査セミナーの開催。
5. 環境影響評価報告書を審査する審査委員会および審査役務提供組織は自然資源環境大臣の公布する実施規則に従って活動するものとする。

#### 第12条 戦略的環境評価報告書および環境影響評価報告書の審査の期限

1. 首相、政府、または国会の決定および承認権限に属する事業、および部門または省をまたがる事業の審査期限は完全で有効な書類の受領日から起算して 45（四十五）就業日目までとする。
2. 本条第 1 項に明示されているもの以外の事業については、審査期限は完全で有効な書類の受領日から起算して 30（三十）就業日目までとする。
3. 戦略的環境評価報告書および環境影響評価報告書が承認されず、したがって再審査が必要な場合、再審査の期限は本条第 1 項および第 2 項に規定されているとおりとする。

### 第13条 追加の環境影響評価報告書の作成

1. 追加の環境影響評価報告書は以下の場合に作成されるものとする。
  - a/ 事業の場所、規模、設計能力、または技術に変更がある場合。
  - b/ 事業が環境影響評価報告書の承認日から 24 ヶ月以内に実施されない場合。
2. 追加の環境影響評価報告書は以下の明細を対象とするものとする。
  - a/ 事業の内容の変更。
  - b/ 追加の環境影響評価報告書が作成された時点までの自然環境状況および経済的社会的要素の変化。
  - c/ 環境影響の変化および負の影響を最小化する措置。
  - d/ 事業の環境管理プログラムおよび監視プログラムの変化。
  - e/ その他の変化。
3. 完全で有効な書類の受領日から 30（三十）就業日以内に環境影響評価報告書を承認する権限を有する国家機関は追加の環境影響評価報告書を審査し承認するものとする。

### 第14条 環境影響評価報告書が承認された後の事業実施者の責任

1. 事業が実施される現場の県（district）レベルの人民委員会に環境影響評価報告書を承認する決定の内容についての報告書を送付し、同決定の写しを同封すること。
2. 事業の実施現場に、廃棄物<sup>4</sup>のカテゴリおよび数量、廃棄物処理技術および装置、設定基準に対する廃棄物の通常のパラメータによる処理の程度、その他の環境保護措置を明示した、承認済みの環境影響評価報告書の要約を公に掲示すること。
3. 環境処理施設の設計、建設、および設置。
  - a/ 承認済みの環境影響評価報告書に含まれている環境処理施設の基本計画に基づいてこれらの施設を現在の投資および建設規則に従って設計、建設、設置すること。
  - b/ 事業の環境処理施設の詳細設計が承認された後、環境影響評価報告書を承認した国家機関に対し、監視および監督用として、環境処理施設の詳細設計の書類に同封されている建設および設置計画について報告書を送付すること。
4. 事業実施中の環境保護。
  - a/ 事業実施の過程において環境を保護する措置を講じ、同事業によって引き起こされる環境への負の影響を最小化し、承認済みの環境影響評価報告書において設定されている要求条件ならびに環境影響評価報告書を承認した決定において定められた他の要求条件に従って環境のモニタリングを実施すること。
  - b/ 事業の実施中には、承認または認可された内容および関連環境保護措置の（調整または変更が必要な場合は）調整または変更を提案し、承認または認可機関にそれらに関して報告書を送付し、当該機関の書面による承認を受領後これらの調整または変更を実施すること。
  - c/ もし事業の実施中および試運転中に環境汚染が発生した場合、直ちに事業の実施または試運転を中止し、同汚染に関する報告書を事業が実施されている現場の県レベルの自然資源環境部局および環境影響評価報告書を承認した機関に送付すること。
  - d/ 環境保護を担当する国の管理機関が事業の環境保護内容および措置の実施を監視、監督するのに協力し、好都合な状況を創出し、要請があれば、十分な関連情報およびデータを提供すること。
5. 環境処理施設の試運転。
  - a/ 環境処理施設の建設および設置が完了し、引き継ぎ完了後、これらの施設はその設計に比較して技術的環境的パラメータを検査するために試験的に運転されるものとする。

<sup>4</sup> 訳注：環境保護法第3条 10.では「廃棄物とは、生産・経営・サービス、日常生活、その他の活動から排出された固体、気体、液体物質である」と定義されており、固形廃棄物のみならず、排ガス、排水も含む。



- b/ 試運転計画を作成して、その監視および監督の準備のために環境影響評価報告書を承認した機関、省／市の自然資源環境サービス部門<sup>5</sup>ならびに事業が実施されている現場の管区の自然資源環境部局および住民共同体に送付すること。
- c/ もし自分で技術的環境的パラメータを測定、分析できない場合は、専門的で技術的に能力のある組織とかかる測定および分析を実施する契約を結ぶこと。
- d/ 試運転が完了後、環境処理施設の試運転の結果について認証を求める報告書を環境影響評価報告書を承認した機関に送付して認証を求めること。

#### 第15条 環境影響評価報告書を承認した後の国家機関の責任

1. 各省、省級の機関および政府の附属機関は環境影響評価報告書を承認した彼らのそれぞれの決定の原本を事業が実施される現場の省級の人民委員会に送付するものとする。
2. 省の人民委員会は環境影響評価報告書を承認した彼らの決定の写し、ならびに省、省級の機関および政府の附属機関の決定の写しを事業が実施される現場の県の人民委員会に送付するものとする。
3. 環境影響評価報告書を承認した後、管轄権のある国家機関は以下の責任を負うものとする。
  - a/ 環境処理施設の設計、建設および設置に関する書類を審査し、承認された環境影響評価報告書と比較して、もし環境影響評価報告書との矛盾点を発見した場合、書類および報告書を受領後7（七）就業日以内に書面でそのことを事業実施者に通知し、調整および／または補足を求めること。
  - b/ 事業の実施、建設の過程において、環境保護内容および措置に関して事業実施者、利害関係のある組織および個人の提案および勧告を受取り、処理すること。
  - c/ 環境保護内容および措置の実施を監視、監督することを計画し、実施すること、また彼らの権限に従って違反を処理するかまたは処理方法を提案すること。
  - d/ 事業実施者の試運転計画を受領後、事業実施者の環境処理施設の試運転を監督、管理すること。
  - e/ 環境処理施設の試運転の結果を審査し、認証すること。
  - f/ 事業実施者および関連のある機関および個人の送付する審査後の活動に関するすべての書類および文書を保存し管理すること。

#### 第16条 環境影響評価報告書を承認した決定において定められた要求条件の遵守について審査し認証する書類、順序および手順

1. 審査および認証を要請する書類は以下のもので構成される。
  - a/ 審査および認証の書面による要請。
  - b/ 環境影響評価報告書に明示されている環境保護施設および措置の書面による説明、これには設計の書類および環境保護施設および装置の技術的パラメータが組み込まれている。審査および認証の要請の提出に先立ち、環境保護および処理施設は専門的に調査済みでなければならない。
  - c/ 関連する認証および調査の証明書。
2. 事業実施者からの有効な書類の受領後15（十五）就業日以内に、環境影響評価報告書を承認する決定を発行した機関は調査のうえ、事業実施者が承認された環境影響評価報告書の内容を遵守していることを書面で認証しなければならない。調査にもっと時間を必要とする複雑な問題を含んでいる事業についてはこの期限は最大で10（十）就業日延長することができる。もし調査によって事業実施者が環境影響評価報告書の内容を十分にかつ適切に遵守していないことが判明した場合、事業実施者に十分にかつ適切に遵守するように要請し、遵守状況を、環境影響評価報告書を承認する決定を交付した機関に報告し、さらに審査および認証を求めるように要請する。
3. 各特定の事業については、調査し認証されるべき内容は承認済みの環境影響評価報告書の内容にかかっているが、以下の内容は特に審査する必要がある。

<sup>5</sup> 省及び中央直轄市に置かれている自然資源環境局（DONRE）を指すと考えられる。

- a/ 排水の収集および処理システム。
  - b/ 有害廃棄物を収集し保管する装置およびそれらを処理する方法。
  - c/ 通常の固形廃棄物を管理する方法。
  - d/ 排出された気体および煤塵を収集処理する方法および装置。
  - e/ 騒音および振動を低減する方法および装置。
  - f/ 環境事故の発生を防止し、発生した場合に対応するための計画、措置、および必要な条件。
4. 報告書および認証文書の様式および具体的内容は自然資源環境省の指導に従うものとする。

#### 第17条 書面による環境保護公約の登録

1. 完全で有効な書類の受領後、環境保護法第 26 条第 2 項に明示されている期限内に、県（district）レベルの人民委員会または権限委譲された社級の人民委員会は書面による環境保護公約の登録を要求される企業主体に証明書を交付するものとする。
2. 書面による環境保護公約の登録の証明書の様式および内容は自然資源環境省の指導に従うものとする。

### 第3節. 製造業、商業、およびサービス業の各活動における環境保護

#### 第18条 環境に優しい製造およびサービス施設および製品

1. 環境に優しい製造およびサービス企業および製品とは以下の要求条件を満たす施設および製品である。
  - a/ 環境保護に関する法律を厳格に守り、かつ環境基準達成の証明書を取得していること。
  - b/ 製品をライフサイクルの終わりまで管理し、廃棄物を法律の規定に従って管理し、廃棄物の全体量の 70% を再処理および／または再利用する政策を堅持していること。
  - c/ 環境管理を成功裡に実施し、かつ ISO 14001 の認証を取得していること。
  - d/ 通常の消費水準に比べて原材料、エネルギー、燃料、および水の 10% を超える節減を行うこと。
  - e/ 住民の意識を高め、住民の環境を保護する計画に積極的に参加し貢献すること。
  - f/ 環境に優しい施設の称号の認定が製造またはサービスの提供が行われる地域の住民に反対されないこと。
2. 環境に優しい製品とは以下の要求条件の一つを満たす製品である。
  - a/ 環境基準を満たしている、廃棄物から再加工された製品。
  - b/ 使用后自然の中で分解し易いこと。
  - c/ 自然の物質の代替品として製造され、汚染を引き起こさない製品であること。
  - d/ 有機的な農産物であること。
  - e/ 国の正式認可を受けた組織によってエコマークが付与されていること。
3. 環境に優しい製造およびサービス施設は法律の規定に従って国から高優先順位、優遇措置政策および支援を享受できるものとする。
4. 自然資源環境省は環境に優しい製造およびサービス施設の評価および審査、ならびに環境に優しい製造およびサービス施設、および製品の認定の手順について指導を提供するものとする。

#### 第19条 廃品の輸入、一次的輸入、国境間輸送、および通過における環境保護

1. 廃品を輸入する組織および個人が環境保護法第 43 条第 1 項および第 2 項の規定を遵守しない場合、彼らは、その違反の本質および重大性によっては、行政処分または刑法上の責任を追究されるものとする。もし損害を引き起こす場合は、法律の規定に従って損害を賠償するものとする。
2. 廃品の一次的輸入および国境間輸送は以下の要求条件を厳格に満たすものとする。
  - a/ ベトナムにおける輸送中または保管中には、廃品は開梱、利用、または分散してはならない。
  - b/ 廃品は性質および重量を変更してはならない。
  - c/ 廃品はすべてベトナムの国外に再輸出、または輸送しなければならない。

3. 廃品のベトナムの領土内の通過は環境保護法の第 42 条に通過商品について規定されている類似の環境保護の要求条件を満たすものとする。

#### 第 4 節. 廃棄物の管理

##### 第 20 条 国家機関の有害廃棄物管理に関する責任

1. 自然資源環境省は以下の責任を負うものとする。
  - a/ 有害廃棄物の最小化、統計の作成、宣言、および管理のプロセスを指導すること。
  - b/ 有害廃棄物の一覧表を発行すること。
  - c/ 二つ以上の省および中央の管理下にある都市において廃棄物管理に従事している組織に対して有害廃棄物管理の免許およびコードを付与すること。
  - d/ 国内に適切な処理技術または装置がない場合、ベトナムが締約国になっている国際条約に基づいて処理のために有害廃棄物を海外に輸送するのを指導すること。
2. 省／市の人民委員会は以下の責任を負うものとする。
  - a/ 省/市で発生する有害廃棄物について統計を作成し、評価して適切な管理措置を講ずること。
  - b/ 省/市における有害廃棄物の収集、処理および埋め立ての承認された計画に沿って、有害廃棄物の管理に必要な広さの土地を手配すること。
  - c/ 本条第 1 項 c に明示されている場合を除き、省/市で廃棄物の管理に従事している組織に対して有害廃棄物管理の免許およびコードを付与すること。

##### 第 21 条 使用済み製品または廃棄製品の回収および処分

1. 環境保護法第 67 条第 1 項において明示されている製品は廃品または消費者の廃棄した製品の回収および処分の責任および方法を決定するために有害レベルおよび再加工の可能性を示すコードが振られていなければならない。

輸入の場合、輸入する組織または個人は消費者の廃棄した製品の回収および処分の責任および方法を決定するために環境保護を担当する中央の国家管理機関に製品の数量および必要情報を登録しなければならない。
2. 各期間の実際の状況および環境保護要求条件に依存して、自然資源環境省は政府首相に期限切れまたは使用済み製品の回収および処分に関する規則を提出するものとする。

#### 第 5 節. その他の規定

##### 第 22 条 環境技術の審査・評価ならびに環境保護に利用されるバイオ製品 (bio-products) の管理

1. 審査・評価されるべき環境技術には以下が含まれる。
  - a/ 新規に発明された環境技術。
  - b/ 原産地不明の輸入された環境技術。
  - c/ 供給者、利用者、または管轄権を有する国家管理機関の要請のあるその他の環境技術。
2. 審査・評価された環境技術の公表、認証、および移転は科学技術に関する法律の規定に準拠するものとする。
3. 科学技術省が科学技術に関する法律および環境保護に関する法律の規定に従って環境技術の評価に関する具体的な指導提供をする一義的責任を負い、同職権において自然資源環境省と協力するものとする。
4. 自然資源環境省は廃棄物の防止、最小化および処理に利用できるバイオ製品の一覧表ならびに輸入禁止となっている汚染源となるバイオ製品の一覧表を発表するものとする。

##### 第 23 条 環境情報およびデータの公表

1. 環境保護法第 104 条第 1 項に定義されている環境情報およびデータの公表の責任は以下のとおり定める。
  - a/ 自然資源環境省が全国の環境に関する情報およびデータを公表する責任を負うものとする。

- b/ 各省、省級の機関、および政府の附属機関がそれぞれの管理下にある部門または領域の環境に関する情報およびデータを公表する責任を負うものとする。
  - c/ すべてのレベルの人民委員会の専門的環境保護機関が彼らの管理下にある地域の環境に関連する情報およびデータを公表する責任を負うものとする。
  - d/ 経済区域、工業団地、および輸出加工区域の運営委員会ならびに製造およびサービス施設の所有者が各々の管理下にある環境に関する情報およびデータを公表する責任を負うものとする。
2. 環境に関する情報およびデータの公表の様式は以下のとおり定める。
- a/ 本条第 1 項 a/および b/に明示されているケースについては書籍形式およびプレスによる報告ならびに各ユニットのウェブサイトによる広範な普及とする。
  - b/ 本条第 1 項 c/および d/に明示されているケースでは書籍形式、プレスによる報告、ユニットのウェブサイト（もしあれば）、人民委員会の会議における報告、地区住民の会議での発表、各ユニットおよびユニットが活動している社、地区(wards)、町(township)の人民委員会の本部での掲示による広範な普及とする。

### 第三章 実施規定

#### 第 24 条 実施の効力

- 1. 本政令は「コン・バオ（公報）」に公示後 15 日目に発効するものとする。
- 2. ここに以下の政令を無効とする。
  - a/ 1993 年の環境保護法の実施に関する 1994 年 10 月 18 日の政令 No.175/CP。
  - b/ 1993 年の環境保護法の実施を指導する 1994 年 10 月 18 日の政令 No.175/CP の第 14 条を修正補足する 2004 年 7 月 12 日付政令 No.143/2004/ND-CP。

#### 第 25 条 実施の責任

- 1. 自然資源環境大臣が本政令の実施を指導し、組織化する責任を負うものとする。
- 2. 大臣、省級の機関および政府の附属機関の長ならびに省／市の人民委員会の議長が本政令を実施する責任を負うものとする。

政府代表  
政府首相  
NGUYEN TAN DUNG

## 付属 I

## 環境影響評価報告書の作成が必要な事業リスト

政令 No. 80/2006/ ND-CP of August 9, 2006 の附属文書

	事業	規模
1	主要な国家事業	すべて
2	自然保護区域や国立公園、歴史的文化的記念地域、自然遺産、州/市の人民委員会の決定に基づき保護されている有名な景勝地の一部または全体を利用する事業	すべて
3	河川流域、沿岸地域、保護された生態系システムを有する地域における水資源に直接的及び深刻に影響を与える恐れのある事業	すべて
4	原子力発電プラントに関する事業	すべて
5	核融合発電プラントに関する事業	すべて
6	原子炉建設に関する事業	すべて
7	放射性物質を使用または放射性廃棄物を排出する生産、ビジネス、サービス施設の建設に関する事業	すべて
8	電気通信施設の建設に関する事業	すべて
9	都心または住宅地におけるインフラ建設に関する事業	すべて
10	工業団地、ハイテク団地、工場密集地、輸出加工区または貿易施設密集地におけるインフラ建設に関する事業	すべて
11	経済・商業区域におけるインフラ建設に関する事業	すべて
12	高速道路、I、II、III 級道路の建設、修理、改善に関する事業	すべて
13	IV 級道路の建設に関する事業	全長 50 km 以上
14	鉄道の建設、修復、改善に関する事業	全長 100 km 以上
15	常設道路及び鉄橋の建設に関する事業	全長 200m 以上 (連絡道路の長さを除く)
16	交通施設の建設、改善、修復に関する事業	2,000 人以上の移転が必要であるもの
17	船の建設、修理に関する事業	重量 1,000 トン以上の船舶
18	機関車及び自動車の建設、修理、部品組立てのプラントに関する事業	年間想定数 500 台以上
19	河港及び海港の建設、修復、改善に関する事業	重量 1,000 トン以上の船舶向けの港
20	空港及び滑走路	すべて
21	地下鉄及びトンネルの建設に関する事業	全長 500 メートル以上
22	高架鉄道の建設に関する事業	全長 2,000m 以上
23	石油・ガソリン開発に関する事業	すべて
24	石油化学精錬所に関する事業 (LPG の抽出及び潤滑油の精製に関する事業を除く)	すべて
25	石油・ガスパイプラインに関する事業	すべて
26	ガソリン貯蔵に関する事業	貯蔵量 1,000m <sup>3</sup> 以上
27	石油化学製品 (界面活性剤、可塑剤、メタノール) の製造に関する事業	すべて
28	大型船の清掃に関する事業	すべて
29	石油・ガソリン集積所の建設に関する事業	すべて
30	火力発電プラントに関する事業	50MW 以上
31	水力発電プラントに関する事業	貯水容量 100 万 m <sup>3</sup> 以上
32	高電圧送電線の建設に関する事業	全長 50 km 以上
33	鋼鉄及び非鉄金属圧延・精錬プラントに関する事業	年間想定生産量 5,000 ト

	事業	規模
		ン以上
34	プラスチック工場に関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
35	化学肥料プラントに関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
36	化学薬品及び農薬の倉庫に関する事業	許容量 10 トン以上
37	塗料及び基礎化学プラントに関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
38	合成洗剤及び添加剤プラントに関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
39	農薬プラントに関する事業	年間想定生産量 500 トン以上
40	ゴムラテックス加工プラントに関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
41	ゴム加工プラントに関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
42	薬剤及び化粧品プラントに関する事業	年間想定生産量 50 トン以上
43	自動車及びトラクターのタイヤ及びチューブ製造プラントに関する事業	年間想定生産量 5 万本以上
44	蓄圧タンクプラントに関する事業	年間想定許容量 5 万 kWh 以上
45	セメントプラントに関する事業	年間想定生産量 50 万トン以上
46	タイル及びレンガプラントに関する事業	年間想定生産量 2,000 万個
47	その他の建設資材の製造プラントに関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
48	本土における建設資材（土砂、砂利、岩）の開発に関する事業	年間想定生産量 5 万 m <sup>3</sup> 以上
49	河床からの建設資材（砂、砂利）の浚渫及び採取に関する事業	年間想定量 5 万 m <sup>3</sup> 以上
50	固形鉱物の開発（化学薬品を使用せず）に関する事業	年間の鉱物、廃棄土砂、岩の総量 10 万 m <sup>3</sup> 以上
51	有害物質を含むまたは化学薬品を使用する固形鉱物の開発・加工に関する事業	すべて
52	固体鉱物の加工に関する事業	年間想定量 5 万トン以上
53	地下水の開発に関する事業	毎昼夜の想定量 1,000m <sup>3</sup> 以上
54	地表水の開発に関する事業	毎昼夜の想定量 1 万 m <sup>3</sup> 以上
55	食品加工プラントに関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
56	冷凍水産物加工プラントに関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
57	砂糖プラントに関する事業	年間のサトウキビ想定量 2 万トン以上
58	アルコール及び蒸留酒プラントに関する事業	年間想定生産量 10 万リットル以上
59	ビール及び飲料プラントに関する事業	年間想定生産量 50 万リットル以上
60	グルタミン酸ナトリウム工場に関する事業	年間想定生産量 5,000 トン以上

	事業	規模
61	ミルク加工プラントに関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
62	コーヒー加工プラントに関する事業に関する事業	年間想定生産量 5,000 トン以上
63	タバコ工場に関する事業	年間想定生産量 5 万箱以上
64	食肉処理プラントに関する事業	一日当たりの想定蓄牛数 100 頭以上または家禽 1,000 羽以上
65	氷プラントに関する事業	毎昼夜想定生産量アイスバー 500 本以上または氷水 25,000 kg 以上
66	穀物加工工場に関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
67	でんぷん加工工場に関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
68	革なめし工場に関する事業	すべて
69	染色織物工場に関する事業	すべて
70	非染色織物工場に関する事業	年間織物生産量 1,000 万 m
71	機械・工学プラントに関する事業	年間想定生産量 1,000 トン以上
72	木材・合板加工プラントに関する事業	年間想定容量 10 万 m <sup>3</sup> 以上 <sup>6</sup>
73	電気・電子製品製造プラントに関する事業	年間想定製品数 1 万以上
74	電気・電子部品製造プラントに関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
75	美術品製造プラントに関する事業	年間想定生産量 100 万トン以上
76	貯水池及び灌漑用貯水池建設に関する事業	容量 100 万 m <sup>3</sup> 以上
77	灌漑及び塩水防御システム建設に関する事業	対象地域 500 ha 以上
78	海岸プログラデーション (Sea progradation) 堰に関する事業	すべて
79	水産養殖場に関する事業：集約／半集約養殖	地表水地域 50 ha 以上
80	大規模水産養殖に関する事業	地表水地域 50 ha 以上
81	砂上の水産養殖に関する事業	すべて
82	畜産農場に関する事業	蓄牛 100 頭以上
83	養鶏場に関する事業	家禽 1 万羽以上
84	飼料加工プラントに関する事業	年間想定生産量 1 万トン以上
85	植林及び森林開発に関する事業	広さ 1,000 ha 以上
86	キャッサバ及びサトウキビの集中栽培区域の建設に関する事業	広さ 100 ha 以上
87	コーヒー栽培区域の建設に関する事業	広さ 100 ha 以上
88	紅茶栽培区域の建設に関する事業	広さ 100 ha 以上
89	ゴム栽培区域の建設に関する事業	広さ 200 ha 以上
90	観光地・行楽地の建設に関する事業	広さ 5 ha 以上
91	ゴルフコース建設に関する事業	18 ホール以上
92	ホテル及び休暇施設建設に関する事業	50 部屋以上
93	病院建設に関する事業	患者用ベッド 50 以上
94	通常の固形廃棄物を再加工・処理施設に関する事業	すべて
95	産業用廃棄物処理施設建設に関する事業	すべて

<sup>6</sup> 原文は「m<sup>2</sup>」。

	事業	規模
96	有害廃棄物の処理施設建設に関する事業	100 世帯以上が対象？
97	産業団地、輸出加工区、ハイテク団地外部における産業廃水の集中処理システム建設に関する事業	毎昼夜想定排水量 1,000m <sup>3</sup> 以上
98	生活廃水の集中処理システム建設に関する事業	毎昼夜想定排水量 1,000m <sup>3</sup> 以上
99	焼却炉建設に関する事業	すべて
100	墓地建設に関する事業	広さ 15 ha 以上
101	源流保護林、防波堤森林、海岸プログラデーション (sea progradation) 森林または特別な目的のある森林地域の一部利用を含む事業	広さ 5 ha 以上
102	天然林地域の一部利用を含む事業に関する事業	広さ 50 ha 以上



## 付属書 II

### 自然資源環境省が審査・承認すべき分野をまたがるまたは省をまたがる事業リスト

(政令 No. 80/2006/ND-CP of August 9, 2006 と同時に公布)

1. 国立公園、自然保存区、生物圏保護区、世界遺産、国家級の歴史・文化遺跡区の土地の一部あるいは全部を使用する事業
2. 原子力発電所、熱核融合発電所、原子炉に関する事業
3. 都市および住宅地からの距離が 200 メートル未満の場所に位置する、設計量 300MW 以上 500MW 以下の火力発電所に関する事業。その他 500MW 以上の火力発電所に関する事業
4. 貯水量 1 億 $m^3$  以上、あるいは省および中央直轄市をまたがる地表水および地下水の水源に影響を及ぼす水力発電所および灌漑設備に関する事業
5. 上流の保護林、防波林あるいは 20 ヘクタール以上の特別な目的の森林を破壊する事業、あるいは、土地利用目的の転換に関する政府承認済みの計画に従った 200 ヘクタール以上のその他の天然林を破壊する事業
6. 100 ヘクタール以上の地域を砂で覆う水産養殖に関する事業
7. 石油化学精製に関する事業、年間生産量 20,000 トン以上の基礎的化学物质、薬品、洗剤、添加物、化学肥料の製造工場に関する事業、年間の設計量 300,000Wh の蓄圧工場に関する事業、年間生産量 1,200,000 トン以上のセメント工場に関する事業、放射性物質あるいは放射性廃棄物を含む工場あるいは作業場に関する事業
8. 石油・ガスの開発に関する事業、年間 500,000 $m^3$  の固形鉱物（土、廃棄岩を含む）の開発に関する事業、放射性金属鉱物や希土酸化物の開発に関する事業、一昼夜あたり (per day and night) 50,000 $m^3$  の地下水、また 1 日あたり 500,000 $m^3$  の地表水の開発に関する事業
9. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済区、200 ヘクタール以上の観光・娯楽施設におけるインフラ建設に関する事業。総重量 50,000 トン以上の船舶を収容可能な港の建設に関する事業、年間生産量 300,000 トン以上の鉄鋼精錬に関する事業
10. 有害廃棄物の再加工、処理に関する事業
11. 上記 1 から 10 までの事業のうち 1 つ以上の要素を含む事業
12. 付属書 1 に規定され、2 つ以上の省および中央直轄市にまたがるその他の事業

政府代表  
首相  
NGUYEN TAN DUNG

## 添付資料 3

**開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成、評価、承認、実施の各段階における環境保護のための政令**

---

**Decree No. 140/2006/ND-CP of November 22, 2006**

**Providing for the Environmental Protection at stages of elaboration, evaluation, approval and implementation of development strategies, planning, plans, programs and projects**

2006年11月22日付 政令 No.140/2006/ND-CP

開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成、評価、承認、  
実施の各段階における環境保護のための政令

政府は、  
2001年12月25日付政府組織法に準拠して、  
2005年11月29日付環境保護法に準拠して、  
環境保護法における複数の条項の実施について規定しその実施を指導する、政府2006年8月9日付  
政令 No. 80/2006/ND-CPに準拠して、  
環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する、政府の2006年8月9日付政令  
No.81/2006/ND-CPに準拠して、

計画投資大臣の提案により、  
以下の通り政令を定める。

第一章  
一般規定

第1条 適用範囲

1. 本政令は、開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業を作成・評価・承認・実施する各段階における環境保護について規定するものである。
2. 本政令に準拠する開発戦略には、国家と地域による社会経済開発戦略、国家と地域による、全国規模の分野あるいは部門開発戦略などがある。
3. 本政令に準拠する開発企画には、地域（特別領土、重要経済地域も含む。）、省、中央直轄市による社会経済開発に関する総合企画、全国規模の分野あるいは部門開発に関する企画などがある。
4. 本政令に準拠する開発計画には、国家、省あるいは市による社会経済開発計画、全国規模の分野あるいは部門開発に関する、国家、省あるいは市による計画などがある。
5. 本政令に準拠する開発プログラムとは、社会経済開発プログラムを意味する。
6. 本政令に準拠する開発事業には、ベトナム国民による投資事業、外国人による投資事業などがある。具体的には、以下の通りである。
  - a/ 重要な国営建造物の建設事業。
  - b/ 自然保護地区、国立公園、歴史的/文化的遺跡、自然遺産、景勝地、景観地にすでに分類されている場所における土地を一部利用して行われる事業、あるいは、上記のように分類されている場所に悪影響を与える事業。
  - c/ 河川流域、沿岸地、生態系保護地の水源に悪影響を与える可能性のある事業。
  - d/ 経済区域、工業団地、ハイテク団地、輸出加工区域、産業集積地域、家内工業村におけるインフラ建設事業。
  - e/ 新しい都市センターあるいは人口集積地域の建設事業。
  - f/ 地下水あるいは天然資源の大規模な開発、利用事業。
  - g/ その他、自然環境に悪影響を与える大きな危険性の可能性のある事業。

環境影響評価報告書を作成しなければならない事業を示す一覧は、環境保護法における複数の条項の実施について規定しその実施を指導する、政府の2006年8月9日付政令 No. 80/2006/ND-CPにおいて規定されている。

## 第2条 適用対象

本政令は、ベトナム社会主義共和国に居住して、開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施に関連する活動を実施しているベトナム国の機関、組織、個人および、国外の組織、個人に適用する。

ベトナム社会主義共和国が締約国である条約が本政令と異なる規定を有している場合、その条約の規定が優先する。

## 第3条-用語の解釈

本政令においては、以下の用語は、以下の通り解釈する。

1. 開発戦略とは、包括的、基本的、長期の国家社会経済開発事業の体系を、すなわち、開発に関する基本的見解、開発に関する基本的目的、長期国家社会経済開発の主要な手法およびその解決策から成る体系を反映した事業の体系を意味する。
2. 地域あるいは領土の社会経済開発に関する総合的企画とは、一定の期間内における一定の地域あるいは領土内合理的な社会経済開発と社会経済活動の場所について調査することを意味する。
3. 分野あるいは部門開発企画とは、分野あるいは部門を長期に渡り、ベトナム国全体と、各地域あるいは各領土において開発し、合理的に分布させる活動の選択肢について調査することを意味する。
4. 重要経済地域とは、開発にとって好ましい条件、要素と大きな経済的潜在力とを有し、ベトナム国家開発の推進力の役割を果たす複数の省あるいは市から成る、ベトナム国領土の一部を意味する。
5. 開発計画とは、具体的な社会経済開発活動を、設定された目的と目標に基づいて一定の時間内に一定の方法により決定することを意味する。1つの計画は、設定された目的を当該計画期間中に達成することを目指す目標、方策、仕組み、方針から成る。
6. 開発プログラムとは、一定の目的の達成を目指して、特定の計画に基づき投入された事物の組み合わせを意味する。1つの開発プログラムは、当該プログラムにおける共通目的を達成すべく、実施組織、運営、効果の点で密接に相互に関連付けた、複数の事業から成る。
7. 開発事業とは、特定の物的基盤を建設、拡張あるいは修復し、その結果、これらの基盤の数量を増し、面積を拡大し、質を低から高に引き上げ、構成体を単純なレベルから複雑なレベルに改良する各種資源を投下された事物を組み合わせることで、投下対象事物の数量の増大あるいは質の向上を一定時間内に達成することを意味する。

## 第4条 一般原則

開発の着想あるいは方向の発案後直ちに、さらに、戦略、企画、計画、プログラム、事業の作成、評価、承認、実施過程全体において、環境保護を重視し、検討し、評価し、そうすることで、ベトナム国の経済面、社会面、環境面で持続可能な開発を確実に実現することは、絶対に必要である。活動が直ちに利益をもたらすものの、環境に深刻で長期の結果をもたらす原因となる場合、このような活動を実施することは禁止されている。

## 第5条 実施責任

1. 自然環境の保護は、開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施に関連する活動をベトナム国領土で実施する組織と個人のすべてが負う義務、責任である。
2. 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の承認を決定する管理部門、投資者、機関は、この開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の実施過程における環境事故を防止、抑制、是正する具体的方策を採用するものとする。
3. ベトナム国居住者はすべて、環境保護から利益を受け、したがって、環境保護に参加する義務、意見を提出する義務、開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する法規を遵守しているか否かを検査、監督する義務を負う。

## 第二章

### 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施の各段階における環境保護に関する規定

#### 第6条 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成段階

##### 1. 開発戦略、開発企画、開発計画の場合

- a/ 作成された開発戦略、開発企画、開発計画は、社会経済開発の目的を環境保護の目的と確実に調和させたものでなければならない。開発目的の方向と環境保護目的の方向とは、持続可能な開発に関する判定基準に適合したものでなければならない。
- b/ 開発戦略、開発企画、開発計画が作成されたとき、環境影響評価と環境影響予測が行われており、さらに、環境保護に関する目標と方策とが作成されていなければならない。開発計画においては、環境管理・監督の手配を行う能力、環境汚染を防止、処理する能力、自然環境を改善、保護する能力の構築に投資する際の基準が存在しなければならない。環境目標は、各種段階における、開発計画の一連の目標の一部でなければならない。さらに、分野、部門あるいは地区の開発計画における社会経済目標と同時に作成しなければならない。
- c/ 開発戦略、開発企画あるいは開発計画の作成を課された機関は、戦略的環境評価報告書を、開発戦略、開発企画あるいは開発計画と同時に作成しなければならない。
- d/ 戦略的環境評価報告書に記載の事項は、環境保護法第 16 条の規定を遵守したものでなければならない。
- e/ 開発戦略、開発企画、開発計画の作成を検討するときには、関係を有する省、部局、地区、科学者、専門家の意見を収集しなければならない。特に、都市と地方の開発企画の作成を検討するときには、このような開発企画は、公表して、計画対象地域における居住者と人民委員会からコメントを募集しなければならない。

##### 2. 開発プログラムと開発事業の場合

- a/ 環境影響は、必ず当該の開発プログラムと開発事業の検討・作成段階において検討しなければならない。
- b/ 本政令第 1 条の 5 項、6 項に規定の開発プログラムと開発事業に投資する投資家は、環境影響評価報告書を、この開発プログラムや事業の実行可能性調査報告書と同時に作成した上、この環境影響評価報告書を管轄国家機関に提出して承認を求めなければならない。
- c/ 環境影響評価報告書に記載の事項は、環境保護法第 20 条の規定を遵守したものでなければならない。
- d/ 開発プログラムと開発事業に投資する投資家は、環境影響評価報告書を自己で作成するか、あるいは、コンサルタント業務組織を雇用してそれを作成させるかしなければならない。さらに、この環境影響評価報告書に記載された数字と情報について責任を負わなければならない。
- e/ 投資家は、プログラムと事業の規模、内容、実施期間、完了期限に変更があった場合、この変更について、当該の承認機関に対して説明するものとし、さらに、管轄当局から要請があるとき、追加の環境影響評価報告書を作成するものとする。
- f/ プログラムの作成段階における環境保護に関する規定は、当該プログラムの全体と、当該プログラムに基づく各事業とに適用するものとする。

#### 第7条- 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の評価・承認段階

##### 1. 開発戦略、開発企画、開発計画の場合

- a/ 開発戦略、開発企画、開発計画において評価する事項には、環境保護に関する事項も含んでいなければならない。
- b/ 要求された書類に加えて、戦略、企画、計画に関する評価対象書類一式には、戦略的環境評価報告書の、管轄当局による評価結果書も含んでいなければならない。
- c/ 戦略的環境評価報告書の評価は、環境保護法第 17 条の規定を遵守したものでなければならない。この戦略的環境評価報告書を評価する権限を有する機関は、評価結果を、戦略・企画・計

面の承認権限を有する機関の長に対して、報告して、この結果をこの戦略・企画・計画の承認の基礎として利用するよう求めなければならない。

d/ 戦略・企画・計画の評価を手配する権限は、法の現行規定を遵守したものでなければならない。

評価過程においては、権限を有する国家機関は、関係を有する省、部局、地区、コンサルタント業務組織、科学者に対して、当該の評価に参加するよう、当該評価の手配権限を有する機関との間で締結された契約に基づき招請しなければならない。さらに、この評価の結果について責任を負うものとする。

この評価を手配する機関は、評価に参加する省、部局、地区、組織の意見に基づき、当該の戦略、企画あるいは計画を提出した機関に対してこの戦略、企画あるいは計画の説明あるいは補完を要請できるものとする。

e/ 開発戦略、開発企画あるいは開発計画の評価期限は、当該の評価機関が完全で有効な書類一式を受け取った日の 45 日後とする。但し、この期限には、当該の書類一式の変更あるいは補完に要した期間は、算入しないものとする。

f/ 開発戦略、開発企画、開発計画を承認する権限は、法の現行規定を遵守したものでなければならない。

g/ 戦略・企画・計画を承認する権限を有する当局は、戦略・企画・計画に関する書類一式と、戦略・企画・計画の承認に関する提案書と、当該評価の手配を課された機関の評価報告書と、戦略的環境評価報告書の評価結果書とに基づき、この戦略・企画・計画を検討し、それを承認するか否かを決定するものとする。

承認決定書に記載の事項には、環境保護に関する事項も含めなければならない。

h/ 開発戦略、開発企画、開発計画の承認があった後、管轄国家管理機関は、それらを、報道機関を通じて公表し、国民に周知するものとし、その後、この開発戦略、開発企画、開発計画の実施を検査、監督するものとする。

## 2. 開発プログラム、開発事業の場合

a/ 開発プログラムと開発事業において評価する事項には、環境保護に関する事項も含んでいなければならない。

b/ 要求された書類に加えて、開発プログラムと開発事業に関する評価対象書類一式には、環境影響評価報告書を承認した、管轄当局の決定書も含んでいなければならない。

c/ 開発プログラムと開発事業における環境影響評価報告書の評価と承認は、環境保護法第 21 条、22 条の規定を遵守したものでなければならない。環境影響評価報告書を評価する協議会を設置する機関は、環境影響評価報告書の評価結果を、プログラムと事業の承認権限を有する機関の長に対して、報告して、この結果をこのプログラムと事業の承認の基礎として利用するよう求めなければならない。

d/ 開発プログラムと開発事業の評価を手配する権限は、法の現行規定を遵守したものでなければならない。

e/ 開発プログラムと開発事業を評価する権限を有する機関は、それに属する完全な能力を有する専門団体によりプログラムと事業の評価を手配するものとし、さらに、関係機関に対して評価協議会に参加するよう招請できるものとする。

開発プログラムと開発事業の評価を手配する機関は、それが評価した事項について法の下で責任を問われるものとする。

開発プログラムあるいは開発事業の評価期限は、法の現行規定を遵守したものでなければならない。

f/ 開発プログラムと開発事業を承認し、それに対する投資免許を交付する権限を有する当局は、プログラムと事業の評価報告書、環境影響評価報告書を承認する決定書、その他必要書類一式に基づき、このプログラムと事業を検討し、承認するか否かを決定するものとする。

本政令第 1 条の 5 項、6 項に規定の開発プログラムと開発事業は、その環境影響評価報告書の

承認があった後に限り、それに対する投資を承認され、免許を交付される。

承認決定書には、環境保護に関する事項も記載されていなければならない。

g/ プログラムの評価・承認段階における環境保護に関する規定は、当該プログラムの全体と、当該プログラムに基づく各事業とに適用するものとする。

#### 第8条- 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の実施段階

##### 1. 開発戦略、開発企画、開発計画の場合

a/ 開発戦略、開発企画、開発計画の実施過程においては、戦略的環境評価報告書に記載された環境保護に関する事項を完全に遵守しなければならない。

b/ 自然資源環境省は、開発戦略、開発企画、開発計画が環境保護に関する規定を遵守しているか否かの監督、調査、検査を実施する、主たる責任を負うものとし、さらに、計画投資省、直系管理各省、省/市の人民委員会と連携をとって、この監督、調査、検査を実施するものとする。この監督、調査、検査は、法の現行規定を遵守したものでなければならない。

c/ 省、部局、省/市の人民委員会は開発戦略、開発企画、開発計画の実施過程において、組織、個人からの、環境保護関連の不服と申し立てを自己の権限に基づき解決するか、あるいは、首相に対して、この不服を解決すると共に、この申し立てを処理するように提案するか、そのどちらかを行うものとする。

d/ 毎年、省、部局、省/市の人民委員会は、開発戦略、開発企画、開発計画が環境保護に関する規定を遵守しているか否かの調査、検査、監督に関する報告書を作成して、その後、この報告書を自然資源環境省に送付して、要約と首相への報告を求めるものとする。

e/ 開発戦略、開発企画、開発計画が環境保護に関する規定を遵守しているか否かの調査、検査、監督の対象事項は、戦略的環境評価報告書に記載の事項を遵守したものでなければならないものとする。

##### 2. 開発プログラム、開発事業の場合:

a/ 開発プログラムと開発事業の実施過程においては、このプログラムと事業の事業主は、環境保護法第 23 条 1 項に規定の環境影響評価報告書に記載の事項を完全に遵守するものとする。

b/ 環境影響評価報告書を承認する機関は、開発プログラムと開発事業が環境保護に関する事項を遵守しているか否か、また、環境保護措置を適用しているか否かの調査、検査、監督を指導、手配するものとする。さらに、この報告書を承認する機関は、進行中のプログラムと事業に関連のある環境問題に関する人民委員会の申し立てを自己の権限に基づき受け付け、処理するものとする。

c/ 開発プログラムと開発事業では、環境影響評価報告書を承認した決定書に記載の要件を充足したことを示す証明書を取得しなければならない。検査、証明に関する書類一式、手続、記載事項は、関連法律文書の現行規定を遵守すること。

d/ プログラムの実施段階における環境保護に関する規定は、当該プログラムの全体と、当該プログラムに基づく各事業とに適用する。

### 第三章

#### 機関の責任事項

#### 第9条 計画投資省の責任事項

1. ベトナム国全体とその領土内の各地域における社会経済の開発戦略、総合企画、総合計画と、さらに、長期計画、5 ヶ年計画、年次計画との作成において、環境保護に関する規定が確実に遵守されるようにすること。

2. 省 (ministries)、省レベル機関、政府付属機関、省(province)、中央直轄市に属する分野・地域開発企画の評価において、さらに、工業団地、輸出加工区に関する基本計画の評価において、さらに、国民議会、政府あるいは首相の管轄に属する開発プログラムと開発事業の評価において、環境保護に関する規定が確実に遵守されるようにすること。

3. 省、省レベル機関、政府付属機関、省/市の人民委員会と連携をとって、国民議会、政府あるいは首相の管轄に属する開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施において、環境保護に関する規定が確実に遵守されるようにすること。
4. 省、省レベル機関、政府付属機関、省/市の人民委員会と連携をとって、国民議会、政府あるいは首相の管轄に属する開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する規定を遵守しているか否かを監督、調査、検査すること。

#### 第10条 自然資源環境省の責任事項

1. 戦略的環境評価報告書、環境影響評価報告書の評価と承認とをベトナム国全体において一元管理すること、戦略的環境評価報告書の評価と、自然資源環境省の権限に属する戦略的環境評価報告書の評価、承認とを手配すること、戦略的環境評価報告書の作成を指導すること。
2. 国民議会、政府あるいは首相の管轄に属する開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する規定を遵守しているか否かの監督、調査、検査を実施する、主たる責任を負うこと、さらに、計画投資省、直系管理各省、省/市の人民委員会と連携をとって、この監督、調査、検査を実施すること、さらに、開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する規定を遵守しているか否かの監督、調査、検査に関して毎年、要約して、首相に対して報告すること。
3. 自然資源環境省の権限に属する分野あるいは部門開発企画と開発計画の作成・評価・承認・実施の各段階において環境保護に関する規定が確実に遵守されるようにすること。
4. 自然資源環境大臣は、開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する規定を遵守しているか否かの監督、調査、検査の方式について指導するものとし、さらに、遵守に関する報告方式について規定するものとする。

#### 第11条 省、省レベル機関、政府付属機関の責任事項

1. それぞれ自己の権限に属する分野あるいは部門の開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施の各段階において環境保護に関する規定が確実に遵守されるようにすること。
2. それぞれ自己の権限に属する分野あるいは部門の開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する規定を遵守しているか否かを監督、調査、検査すること、さらに、実施結果に関する年次報告書を作成し、自然資源環境省に送付すること。

#### 第12条-省/市の人民委員会の責任事項

1. それぞれ自己の権限に属する、地域の開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施の各段階において環境保護に関する規定が確実に遵守されるようにすること。
2. それぞれ自己の権限に属する、地域の開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業が環境保護に関する規定を遵守しているか否かを監督、調査、検査すること、さらに、実施結果に関する年次報告書を作成して、自然資源環境省に送付すること。

#### 第13条-違反の取り扱い

1. 開発戦略、開発企画、開発計画、開発プログラム、開発事業の作成・評価・承認・実施に関与している実務機関、組織、個人は、本政令の環境保護に関する規定に違反した場合、行政制裁を科せられるものとする。
2. 環境保護領域における行政義務違反行為、制裁形態、制裁限度、制裁権限、制裁手続、結果の是正措置は、環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する、政府の2006年8月9日付政令 No.81/2006/ND-CPの規定を遵守したものでなければならない。



**第四条  
実施規定**

**第14条-実施の効果**

本制令はコン・バオ（公報）に公示後 15 日目に発効するものとする。

**第15条-本政令に関して指導し、それを実施する責任**

計画投資大臣、自然資源環境大臣は、その権能、職務、権限の範囲内において、本政令の実施を指導、手配しなければならないものとする。

大臣、省級の機関および政府付属機関の長ならびに省／市の人民委員会の議長が本制令を実施する責任を負うものとする。

政府代表  
首相  
NGUYEN TAN DUNG

## **添付資料 4**

# **環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する政令**

---

**Decree No.81/2006/ND-CP of August 9, 2006**

**On Sanctioning of administrative violation in the domain of enviornmnetal protection**

**2006年8月9日付政令 No. 81/2006/ND-CP**  
**環境保護領域における行政義務違反に対する制裁<sup>1</sup>**

政府は、  
2001年12月25日付政府組織法に準拠して、  
2005年11月29日付環境保護法に準拠して、  
2002年7月2日付行政義務違反の取り扱いに関する行政命令に準拠して、  
自然資源環境大臣の提案によって、  
以下の通り政令を定める。

**第一章**  
**一般規定**

**第1条 規制の範囲**

1. 本政令は、環境保護領域における行政義務違反行為、制裁形態、制裁限度、制裁権限、制裁手続、是正措置について規定するものである。
2. 環境保護領域における行政義務違反とは、個人あるいは組織が故意の有無を問わず、環境保護領域において、国家管理に関する法規に違反する行為をおかすことである。この行為は、犯罪ではないため、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令および本政令に基づき、行政上で取り扱わなければならない。
3. 本政令に規定する、環境保護領域における行政義務違反には、以下の事項が含まれる。
  - a/ 環境保護公約と環境影響評価報告書に記載された事項の実現に関する法規、その他、環境保護に関する法規に対する違反。
  - b/ 環境汚染、環境枯渇、環境事故の防止、阻止、是正に関する法規に対する違反。
4. 本政令の関連政令に規定された環境保護領域における行政義務違反行為には、これらの関連政令の規定に基づき制裁措置が科されるものとする。

**第2条 制裁の対象者**

1. ベトナム国籍、外国籍の個人と組織（以下、個人、組織と総称する。）はすべて、環境保護領域において行政義務違反をおかした場合、本政令とその関連政令に基づき制裁を科せられるものとする。  
ベトナム社会主義共和国が締約国である条約に別段の規定がある場合、該当の条約の規定を適用するものとする。
2. 未成年者は、環境保護領域において行政義務違反をおかした場合、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第7条の規定に基づき制裁措置を科されるものとする。
3. 組織幹部と公務員は、環境保護関連の公務を履行中に、環境保護法に違反する行為をおかした場合、本政令に基づき行政制裁を科されることはないものの、組織幹部と公務員に関する法律の規定に基づき取り扱われるものとする。

**第3条 制裁に関する原則**

1. 環境保護領域における行政義務違反行為はすべて、遅滞なく発見し、制裁を科し、直ちに停止させなければならない。

---

<sup>1</sup> 本翻訳は2006年8月19日発行の『公報』（Công báo /Official Gazette）（nos 61-62）に記載された英訳の仮訳である。

制裁は、速やかに、公正且つ完全に実施しなければならない。行政義務違反行為が原因で環境に生じた結果はすべて、法の規定に厳格に基づき、是正しなければならない。

2. 個人と組織は、本政令と、その他、環境関連の行政義務違反に対する制裁を規定した政府政令とに規定された違反行為をおかしたときに限り、環境保護領域における行政義務違反を理由に制裁されるものとする。
3. 環境保護領域における単一の行政義務違反行為は、1回のみ行政制裁を科されるものとする。多数の人あるいは多数の組織が環境保護領域において行政義務違反行為を共同でおかした場合、これらの人あるいは組織はそれぞれ、制裁を科されるものとする。一個人あるいは組織が環境保護領域において多数の行政義務違反行為をおかした場合、この人あるいは組織は、これらの行為のそれぞれについて制裁を科されるものとする。
4. 環境保護領域における行政義務違反に対する制裁は、違反の性質、違反の程度、違反者の個別記録、酌量すべき情状、加重事由に基づき、しかるべき取り扱い形態と措置とを決定するものとする。
5. 制裁は、緊急状況においておかされた環境保護領域における行政義務違反に対しても、予想外の事故に対しても、精神病、その他、自己の行為を認識・制御する能力を奪う病気を患っている個人がおかした行政義務違反に対しても、科してはならないものとする。

#### 第4条 酌量すべき情況と加重事由

本政令第二章に規定の行政義務違反に対する制裁に適用する酌量すべき情況と加重事由とは、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第8条、第9条の規定と、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令における複数の条項の実施を規定した、2003年11月14日付政令 No.134/2003/ND-CP（以下、政令 No.134/2003/ND-CP と略記する）の規定とを遵守したものでなければならない。

#### 第5条 行政義務違反に対する制裁に関する時効期間

1. 環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する時効期間は、この行政義務違反の行為がおかされた日を起算日として2年間とする。この時効期間が経過した場合、制裁は、科してはならないものとする。但し、本政令第7条3項のa号、b号、c号、d号に規定の是正措置は、この時効期間にかかわらず、適用しなければならないものとする。
2. 刑事手続が開始された個人が、刑事手続に基づき公判に付するとすでに決定された事件において訴追された場合、あるいは、このような事件に関与した場合、その後、その事件の取調べを停止するとの決定がなされたときであっても、個人は、そのおかした行為に環境保護関連の行政義務違反を示す形跡がある場合、この行政義務違反について制裁を科されるものとする。このような場合、行政義務違反に対する制裁に関する時効期間は、法的能力を有する人が違反事件に関する停止決定書と一式書類を受け取った日を起算日として3ヶ月とする。
3. 本第5条の1項、2項に規定の期間内においては、個人あるいは組織が環境保護領域において新たな行政義務違反をおかした場合、あるいは、当該の制裁を回避もしくは妨害した場合、本第5条の1項、2項に規定の時効期間は、適用されないものとする。このような場合における行政義務違反に対する制裁の時効期間は、新たな行政義務違反をおかした時点、あるいは、当該制裁に対する故意の回避行為もしくは妨害行為の終了した時点起算日として、計算し直すものとする。

#### 第6条 行政義務違反を理由に制裁を科せられたことはまだないとみなされる場合の期限

個人と組織が環境保護領域において行政義務違反を理由にすでに制裁を科せられている場合において、制裁決定を完全に遵守した日あるいは制裁決定の満了日を起算日として1年間を経過しても再度このような違反をおかしていないとき、彼らは、このような行政義務違反を理由に制裁を科せられたことはまだないとみなされるものとする。

#### 第7条 制裁形態と是正措置

1. 環境保護領域における行政義務違反行為1件毎に、当該の違反個人あるいは違反組織は、以下の主たる制裁形態の1つのみに服すものとする。

- a/ 警告。
- b/ 罰金。

環境保護領域における単一の違反行為に対する罰金の最大限度は、VND70,000,000 とする。

2. 違反の性質と程度とに応じて、違反個人あるいは違反組織には、以下の追加制裁形態の 1 つあるいは 1 つ以上に服させることができる。
  - a/ 環境保護関連の環境基準遵守証明書と許可証（以下、環境許可証と総称する。）を利用する権利を一定期間あるいは不特定期間、剥奪すること。
  - b/ 環境保護領域における行政義務違反の遂行に利用された証拠物件と物的手段を没収すること。
3. 本第 7 条の 1 項、2 項に規定の制裁形態に加えて、個人と組織が環境保護領域における行政義務違反を犯した場合、この個人と組織には、以下の是正措置の一つ以上にも服させることができるものとする。
  - a/ 環境保護に関する法律の規定に基づき、一定の期限内において環境保護措置を強制的に適用させること。
  - b/ 当該の個人あるいは組織の違反が原因の環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。
  - c/ ベトナム国内に持ち込まれた汚染原因動産あるいは汚染原因物品を、ベトナム国領土から強制的に持ち出させること、あるいは、強制的に再輸出させること。
  - d/ 汚染原因動産あるいは汚染原因物品を強制的に破棄させること。
  - e/ 本第 7 条の第二章に規定の、その他是正措置。

## 第二章

### 環境保護領域における行政義務違反、制裁形態、制裁限度

#### 第 8 条 環境保護公約書に関する法規に対する違反

1. 環境保護公約に記載の事項を 1 件、不適切に実現する行為があった場合、警告あるいは VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 環境保護公約に記載の事項をすべて完全に実現することを怠る行為があった場合、VND1,000,000 から VND3,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 環境保護を担当する国家管理機関に環境保護公約を登録することを怠る行為があった場合、VND3,000,000 から VND5,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、環境保護公約の登録が義務付けられている場合に限る。
4. 是正措置
  - a/ 本第 8 条の 1 項、2 項に規定の違反があった場合、登録済み環境保護公約を強制的に実現させること。
  - b/ 本第 8 条の 3 項に規定の違反があった場合、行政義務違反に関する制裁決定書の受け取り後 15 就業日以内に環境保護公約を強制的に登録させ、実現させること。

#### 第 9 条 環境影響評価と戦略的環境評価とに関する法規に対する違反

1. 承認済み環境影響評価報告書に記載の事項、その他の環境影響評価報告書を承認した決定書における要件に記載の事項を一件、不適切に実現する行為があった場合、警告、あるいは、VND8,000,000 から VND10,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 承認済み環境影響評価報告書に記載の事項、その他の環境影響評価報告書を承認した決定書における要件に記載の事項を完全に実現することを怠る行為があった場合、VND11,000,000 から VND15,000,000 までの罰金を科せられるものとする。
3. 環境影響評価報告書なしに、建造物の建設を続行する行為、あるいは、建造物の操業を開始する行為があった場合、VND20,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、環境影響評価報告書が義務付けられている場合に限る。

4. 戦略的環境評価報告書の作成を怠る行為があった場合、VND30,000,000 から VND40,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、戦略的環境評価報告書が義務付けられている場合に限る。
5. 是正措置
  - a/ 本第9条の1項、2項に規定の違反があった場合、承認済み環境影響評価報告書に記載の事項と、その他、この環境影響評価報告書を承認した決定書における要件に記載の事項とを強制的に実現させること。
  - b/ 本第9条の3項に規定の違反があった場合、行政義務違反に関する制裁決定書の受け取り後45就業日以内に環境影響評価報告書を強制的に作成させた上、管轄国家機関へ提出させ承認を取得させること。但し、事業がまだ公式に開始されていない場合に限る。
  - c/ 本第9条の3項に規定の違反があった場合、行政義務違反に関する制裁決定書の受け取り後180就業日以内に環境要素を強制的に処理させた上、当該の設定基準を達成させること。但し、事業がすでに公式に開始されている場合に限る。
  - d/ 本第9条の4項に規定の違反があった場合、戦略的環境報告書を強制的に作成させた上、管轄国家機関へ提出させ承認を取得させること。
  - e/ 本第9条の1項、2項、3項に規定の違反があった場合、当該の環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第10条 排水の排出に関する法規に対する違反

1. 許容基準を2倍未満超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3$  /日未満(24時間)までのとき、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 許容基準を2倍未満超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量  $50 \text{ m}^3$  /日から  $5,000 \text{ m}^3$  /日未満までのとき、VND2,000,000 から VND5,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 許容基準を2倍未満超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3$  /日以上までのとき、VND6,000,000 から VND8,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 許容基準を2倍から5倍未満まで超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3$  /日未満までのとき、VND9,000,000 から VND11,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 許容基準を2倍から5倍未満まで超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3$  /日から  $5,000 \text{ m}^3$  /日未満までのとき、VND12,000,000 から VND14,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
6. 許容基準を2倍から5倍未満まで超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3$  /日以上までのとき、VND15,000,000 から VND17,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
7. 許容基準を5倍から10倍未満まで超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3$  /日未満までのとき、VND18,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
8. 許容基準を5倍から10倍未満まで超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3$  /日から  $5,000 \text{ m}^3$  /日未満までのとき、VND21,000,000 から VND23,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
9. 許容基準を5倍から10倍未満まで超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3$  /日以上までのとき、VND24,000,000 から VND26,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
10. 許容基準を10倍以上超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3$  /日未満までのとき、VND27,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

11. 許容基準を 10 倍以上超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  から  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND31,000,000 から VND33,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
12. 許容基準を 10 倍以上超える排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  以上のとき、VND34,000,000 から VND36,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
13. 許容基準を 2 倍未満超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND15,000,000 から VND18,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
14. 許容基準を 2 倍未満超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  から  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND19,000,000 から VND21,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
15. 許容基準を 2 倍未満超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  以上のとき、VND22,000,000 から VND24,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
16. 許容基準を 2 倍から 3 倍未満まで超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND25,000,000 から VND27,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
17. 許容基準を 2 倍から 3 倍未満まで超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  から  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND28,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
18. 許容基準を 2 倍から 3 倍未満まで超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  以上のとき、VND31,000,000 から VND33,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
19. 許容基準を 3 倍から 5 倍未満まで超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND34,000,000 から VND36,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
20. 許容基準を 3 倍から 5 倍未満まで超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  から  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND37,000,000 から VND39,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
21. 許容基準を 3 倍から 5 倍未満まで超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  以上のとき、VND40,000,000 から VND42,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
22. 許容基準を 5 倍以上超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  未満のとき、VND43,000,000 から VND45,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
23. 許容基準を 5 倍以上超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $50 \text{ m}^3/\text{日}$  から  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  未満までのとき、VND46,000,000 から VND49,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
24. 許容基準を 5 倍以上超える有害物質を含有する排水を排出する行為があった場合において、当該の排出水量が  $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$  以上のとき、VND50,000,000 から VND55,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
25. 自然環境を放射能で汚染する放射性物質を、許容基準を超えて含有する排水を排出する行為があった場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
26. 追加制裁形態と追加是正措置
  - a/ 本第 10 条の 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項、6 項に規定の違反があった場合、環境許可証を 90 就業日から 180 就業日までの間、剥奪すること。

本第 10 条の 7 項、8 項、9 項、10 項、11 項、12 項、13 項、14 項、15 項、16 項、17 項、18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、24 項、25 項に規定の違反があった場合、環境許可証を不特定期間剥奪すること。

b/ 本第 10 条の 7 項、8 項、9 項、19 項、20 項、21 項に規定の違反があった場合、必要な環境保護措置がすべて適用されるまで、操業を一時休止させること。

c/ 本第 10 条の 10 項、11 項、12 項、22 項、23 項、24 項、25 項に規定の違反があった場合、違反施設の操業を禁止すること、あるいは、違反施設を、住宅地から遠く離れ、しかるべき環境負担能力を有する場所へ強制的に移転させること。

d/ 本第 10 条に規定の行政義務違反が原因の環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。

### 第 11 条 排ガス、煤塵の排出に関する法規に対する違反

1. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 許容環境基準を 2 倍未満超える排ガスおよび/または煤塵を自然環境へ排出すること。
  - b/ 環境汚染制限装置を通過させることなく、強い悪臭あるいは悪臭を直接自然環境へ排出すること。
2. 許容基準を 2 倍から 5 倍未満まで超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の違反行為を行った場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満のとき、VND1,000,000 から VND3,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 許容基準を 2 倍から 5 倍未満まで超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間未満までのとき、VND4,000,000 から VND6,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 許容基準を 2 倍から 5 倍未満まで超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、VND7,000,000 から VND10,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 許容基準を 5 倍から 10 倍未満まで超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満までのとき、VND11,000,000 から VND13,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
6. 許容基準を 5 倍から 10 倍未満まで超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間未満までのとき、VND14,000,000 から VND16,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
7. 許容基準を 5 倍から 10 倍未満まで超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、VND17,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
8. 許容基準を 10 倍以上超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満のとき、VND21,000,000 から VND23,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
9. 許容基準を 10 倍以上超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間未満までのとき、VND24,000,000 から VND26,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
10. 許容基準を 10 倍以上超えて、本第 11 条 1 項 a 号に規定の行為を行った場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、VND27,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
11. 許容基準を 2 倍未満超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満のとき、VND15,000,000 から VND17,000,000 までの罰金が科せられるものとする。



12. 許容基準を 2 倍未満超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間未満までのとき、 VND18,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
13. 許容基準を 2 倍未満超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、 VND21,000,000 から VND24,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
14. 許容基準を 2 倍から 3 倍未満まで超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満のとき、 VND25,000,000 から VND27,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
15. 許容基準を 2 倍から 3 倍未満まで超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間未満までのとき、 VND28,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
16. 許容基準を 2 倍から 3 倍未満まで超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、 VND31,000,000 から VND34,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
17. 許容基準を 3 倍から 5 倍未満まで超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満のとき、 VND35,000,000 から VND37,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
18. 許容基準を 3 倍から 5 倍未満まで超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間までのとき、 VND38,000,000 から VND40,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
19. 許容基準を 3 倍から 5 倍未満まで超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、 VND41,000,000 から VND44,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
20. 許容基準を 5 倍以上超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間未満のとき、 VND45,000,000 から VND47,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
21. 許容基準を 5 倍以上超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>/時間から 20,000 m<sup>3</sup>/時間までのとき、 VND48,000,000 から VND50,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
22. 許容基準を 5 倍以上超える有害物質を含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合において、当該の排ガス量が 20,000 m<sup>3</sup>/時間以上のとき、 VND51,000,000 から VND54,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
23. 自然環境を放射能で汚染する放射性物質を、許容基準を超えて含有するガスあるいは煤塵を排出する行為があった場合、 VND55,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
24. 追加制裁形態と追加是正措置
  - a/ 本第 11 条の 2 項、3 項、4 項、11 項、12 項、13 項に規定の違反があった場合、環境許可証を 90 就業日から 180 就業日までの間、剥奪すること。  
本第 11 条の 5 項、6 項、7 項、8 項、9 項、10 項、14 項、15 項、16 項、17 項、18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項に規定の違反があった場合、環境許可証を不特定期間剥奪すること。
  - b/ 本第 11 条の 5 項、6 項、7 項、17 項、18 項、19 項に規定の違反があった場合、必要な環境保護措置がすべて適用されるまで、操業を一時休止させること。
  - c/ 本第 11 条の 8 項、9 項、10 項、20 項、21 項、22 項、23 項に規定の違反があった場合、違反施設の操業を禁止すること、あるいは、違反施設を、住宅地から遠く離れ、しかるべき環境負担能力を有する場所へ強制的に移転させること。

d/ 本第 11 条に規定の行政義務違反が原因の環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第12条 騒音に関する法規に対する違反

1. 許容環境基準を 1.5 倍未満超える騒音を 6:00 時から 22:00 時までの間において出す行為があった場合、VND200,000 から VND1,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 許容環境基準を 1.5 倍以上超える騒音を 6:00 時から 22:00 時までの間において出す行為があった場合、VND1,000,000 から VND3,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 許容環境基準を 1.5 倍未満超える騒音を任意日の 22:00 時から翌日 6:00 時前までの間において出す行為があった場合、VND5,000,000 から VND7,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 許容環境基準を 1.5 倍以上超える騒音を任意日の 22:00 時から翌日 6:00 時前までの間において出す行為があった場合、VND8,000,000 から VND12,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 是正措置

本第 12 条に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第13条 振動レベルに関する法規に対する違反

1. 建設活動における振動レベルに関する法規に対する違反
  - a/ 許容環境基準を超える振動レベルの原因となる行為があった場合、VND500,000 から VND2,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、当該振動レベルの発生時間が 7:00 時から 19:00 時までの間であり、発生場所が、特に静穏な環境を要する地区、住宅区域、ホテル、来客用宿舎、事務所であるとき、あるいは、発生時間が 6:00 時から 22:00 時までの間であり、発生場所が商業地区、サービス地区、製造地区が混在する住宅区域であるときに限る。
  - b/ 許容環境基準を超える振動の原因となる行為があった場合、VND5,000,000 から VND8,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、当該振動の発生時間が任意日の 19:00 時から翌日 7:00 時までの間であり、当該振動の発生場所が、特に静穏な環境を要する地区、住宅区域、ホテル、来客用宿舎であるとき、あるいは、発生時間が任意日の 22:00 時から翌日 6:00 時までの間であり、発生場所が商業地区、サービス地区、製造地区が混在する住宅区域であるときに限る。
2. 製造活動における振動レベルに関する法規に対する違反
  - a/ 許容環境基準を超える振動の原因となる行為があった場合、VND500,000 から VND2,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、当該振動の発生時間が 6:00 時から 18:00 時までの間であり、発生場所が、特に静穏な環境を要する地区、住宅区域、ホテル、来客用宿舎、事務所であるとき、あるいは、商業地区、サービス地区、製造地区が混在する住宅区域であるときに限る。
  - b/ 許容環境基準を超える振動の原因となる行為があった場合、VND5,000,000 から VND8,000,000 までの罰金が科せられるものとする。但し、当該振動の発生時間が任意日の 18:00 時から翌日 6:00 時までの間であり、発生場所が、特に静穏な環境を要する地区、住宅区域、ホテル、来客用宿舎であるとき、さらに、商業地区、サービス地区、製造地区が混在する住宅区域であるときに限る。
3. 是正措置

本第 13 条に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第14条 固形廃棄物の排出に関する法規に対する違反

1. 環境保護に関する法規に違反して固形廃棄物を排出する行為があった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 本第 14 条 1 項の規定に違反する行為があり、それが原因で環境汚染が生じた場合、VND2,000,000 から VND5,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

3. 本第 14 条 2 項に規定の違反行為があった場合において、排出固形廃棄物が許容基準を超える有害物質を含有しているとき、VND15,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 本第 14 条 1 項に規定の違反行為があった場合において、排出固形廃棄物が放射能で自然環境を汚染する放射性物質を、許容基準を超えて含有しており、したがって、人間、生物に影響を与えるととき、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 追加制裁形態と追加是正措置:
  - a/ 本第 14 条 2 項に規定の違反があった場合、環境許可証を 90 就業日から 180 就業日までの間、剥奪すること。  
本第 14 条の 3 項、4 項に規定の違反があった場合、環境許可証を不特定期間、剥奪すること。
  - b/ 本第 14 条に規定の行政義務違反を原因とする環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第15条 廃棄物の管理、輸送、処理に関する法規に対する違反

1. 環境保護に関する法規に違反して廃棄物、環境汚染物質を管理、輸送、処理する行為があった場合、VND500,000 から VND2,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 本第 15 条 1 項に規定の違反行為があり、それが原因で、環境汚染が生じた場合、VND2,000,000 から VND5,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 環境保護に関する法規に違反して、有害廃棄物、あるいは、放射性物質含有廃棄物を管理、輸送、処理する行為があった場合、VND5,000,000 から VND10,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 有害廃棄物発生の登録用書類一式を作成することを怠る行為があった場合において、関係書類一式の作成と省級の環境保護専門機関への登録とが義務付けられているとき、VND10,000,000 から VND15,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 有害廃棄物を不適切に管理、輸送、処理し、したがって、環境汚染の原因となる行為があった場合、VND20,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
6. 自然環境を放射能で汚染する放射性物質を、許容レベルを超えて含有する廃棄物を管理、輸送、処理する行為があった場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
7. 追加制裁形態と追加是正措置
  - a/ 本第 15 条 2 項に規定の違反があった場合、環境許可証を 90 就業日から 180 就業日までの間、剥奪すること。  
本第 15 条の 3 項、4 項、5 項に規定の違反があった場合、環境許可証を不特定期間、剥奪すること。
  - b/ 本第 15 条の 2 項、3 項、4 項、5 項に規定の行政義務違反を原因とする環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第16条 機械、設備、輸送手段、原材料、燃料、資材あるいは廃品の輸入に関する法規に対する違反

1. 環境保護に関する法の規定に相反して、機械、設備、輸送手段、原材料、燃料、資材あるいは廃品を輸入する行為があった場合、VND15,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、VND25,000,000 から VND40,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 本第 16 条 1 項の規定に違反し、それが原因で、環境汚染が生じること。
  - b/ 環境保護に関する法の規定に相反して、中古の機械、設備あるいは輸送手段を輸入すること。

3. 環境汚染、環境枯渇あるいは環境事故の原因となる可能性のある動産、設備あるいは手段を、環境保護を担当する国家管理機関による許可と環境検査とを受けずに、ベトナム国領土内で輸送する行為があった場合、VND30,000,000 から VND35,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 放射性物質、病原菌その他毒素で汚染されている機械、設備あるいは手段を、これらの物質等の除去がまだ行われていない状態で、あるいは、その除去が不可能であるにもかかわらず、輸入すること。
  - b/ 廃棄物をその形状を問わず輸入あるいは輸送すること。
  - c/ ベトナム社会主義共和国が締約国である条約によればオゾン層を破壊する可能性のある化合物を輸入すること。
5. 是正措置
  - a/ 環境基準を満たしていない機械、設備、輸送手段、原材料、燃料、資材あるいは廃品を強制的に再輸出あるいは破棄させること。
  - b/ 本第 16 条に規定の違反を原因とする環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第17条 生物学的安全性に関する法規に対する違反

1. 遺伝子組換え生物とその製品の研究、実験、製造、取引、利用、輸入、輸出、貯蔵、輸送を、法が規定する生物学的安全性に関する条件を完全には充足することなく、また、法が規定する手続を完了することなく、行う行為があった場合、VND5,000,000 から VND10,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、VND15,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 人間と生物の生物学的安全性の管理に関する法規の遵守を怠ること。
  - b/ 許可生物リストに掲載されていない生物を輸入あるいは輸送すること。
3. 本第 17 条の 1 項、2 項に規定の違反行為があり、それが原因で、環境汚染が生じた場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 追加制裁形態と追加是正措置
  - a/ 本第 17 条 1 項に規定の違反があった場合、環境許可証を 60 就業日から 180 就業日までの間、剥奪すること。  
本第 17 条の 2 項、3 項に規定の違反があった場合、環境許可証を不特定期間、剥奪すること。
  - b/ 強制的に破棄させること、あるいは、強制的に再輸出させること。
  - c/ 本第 17 条 3 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第18条 自然保護に関する法規に対する違反

1. 自然保全区、自然遺産、観光地、遺跡において環境に悪影響を与える原因となる行為があった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 環境保護に関する法規に相反して自然保全区を開発する行為があり、それが原因で環境枯渇が生じた場合、VND15,000,000 から VND25,000,000 が科せられるものとする。
3. 環境保護に関する法規に相反して国立公園、自然遺産を開発する行為があり、それが原因で環境枯渇が生じた場合、VND50,000,000 から VND60,000,000 が科せられるものとする。
4. 是正措置  
本第 18 条の 2 項、3 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第19条 石油とガスの探査、探鉱、開発、輸送における環境事故と、その他、石油の漏出、流出の防止、阻止に関する政令に対する違反

1. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、VND15,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

- a/ 石油の漏出、火災、爆発あるいは流出を管轄国家機関の定める法規に基づき防止、阻止する機器の装備を怠ること。
  - b/ 石油の漏出、火災、爆発あるいは流出を管轄国家機関の定める法規に基づき防止、阻止する計画の作成を怠ること。
2. 石油の漏出、火災、爆発あるいは流出の原因となる行為があった場合、VND25,000,000 から VND40,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  3. 本第 19 条 2 項に規定の違反行為があり、それが原因で、環境汚染が生じた場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  4. 是正措置

本第 19 条の 2 項、3 項に規定の違反行為が原因で生じた環境汚染を強制的に是正させること。

#### 第 20 条 可燃性物質あるいは爆発性物質の製造、輸送、取引、輸入、貯蔵および/または利用に関する法規に対する違反

1. 爆竹を使用する行為があった場合、VND500,000 から VND2,000,000 までの罰金を科せられるものとする。
2. 環境保護に関する法の規定に相反して、可燃性物質あるいは爆発性物質の製造、輸送、取引、貯蔵、使用を行う行為があった場合、その 1 つの行為について VND2,000,000 から VND5,000,000 までの罰金を科せられるものとする。
3. 可燃性物質あるいは爆発性物質の製造、輸送、貯蔵、使用を行う行為があり、それが原因で環境汚染が生じた場合、VND6,000,000 から VND15,000,000 までの罰金を科せられるものとする。
4. 爆弾、地雷、手榴弾、その他武器から抽出した各種爆薬を利用して爆竹を製造する行為があった場合、VND15,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 爆竹の製造、取引、輸送を行う行為があった場合、VND20,000,000 から VND25,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
6. 本第 20 条の 1 項、2 項、3 項に規定の違反行為があり、それが原因で環境事故が生じた場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
7. 追加制裁形態と追加是正措置
  - a/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された証拠物件と物的手段とを没収すること。
  - b/ 本第 20 条の 2 項、3 項、4 項、5 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第 21 条 土壌汚染に関する法規に対する違反

1. 環境保護に関する法の規定に違反して、汚染物質を土壌環境中に埋める行為あるいは排出する行為があった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
  2. 本第 21 条 1 項に規定の違反行為があり、それが原因で土壌汚染が生じた場合、VND5,000,000 から VND15,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  3. 本第 21 条 2 項に規定の違反行為があった場合において、汚染物質が許容基準を超える有害廃棄物含有しているとき、VND25,000,000 から VND35,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  4. 本第 21 条 2 項に規定の違反行為があった場合において、汚染物質が自然環境を放射能で汚染する放射性物質を、許容レベルを超えて含有しているとき、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  5. 是正措置
- 本第 21 条の 2 項、3 項、4 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第 22 条 水環境汚染に関する法規に対する違反

1. 許容基準を超える汚染物質を水環境中に排出する行為があった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。

2. 本第 22 条 1 項に規定の違反行為があり、それが原因で水汚染が生じた場合、VND5,000,000 から VND15,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 本第 22 条 2 項に規定の違反行為があった場合において、汚染物質が許容環境基準を超える有害廃棄物を含有している場合、VND20,000,000 から VND30,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 本第 22 条 2 項の規定に違反した場合において、汚染物質が自然環境を放射能で汚染する放射性物質を、許容レベルを超えて含有していること。
  - b/ 未試験の毒性化学物質、有害物質、廃棄物あるいは微生物、その他、人間と生物に有害な薬品を地下水源中へ排出すること。
  - c/ ベトナム社会主義共和国に属する海域中に廃棄物を投棄すること。
5. 是正措置  
本第 22 条の 2 項、3 項、4 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

### 第23条 大気汚染に関する法規に対する違反

1. 大気汚染の原因となる行為があった場合、VND5,000,000 から VND15,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 本第 23 条 1 項に規定の違反行為があった場合において、汚染物質が人間と自然に悪い結果をもたらす原因となる有害廃棄物を含有しているとき、VND20,000,000 から VND35,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 本第 23 条 1 項に規定の違反行為があった場合において、汚染物質が自然環境を放射能で汚染する放射性物質を、許容レベルを超えて含有しているとき、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 是正措置  
本第 23 条に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

### 第24条 住宅地と自然保全区からの環境安全距離に関する法規に対する違反

1. 施設が住宅地と自然保全区からの環境安全距離に関する法規の厳格な遵守を怠った場合、この施設に対しては、VND1,000,000 から VND3,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 以下の施設あるいは倉庫が住宅地内に所在している場合、この施設あるいは倉庫は、VND5,000,000 から VND10,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 可燃性物質あるいは爆発性物質を有している施設あるいは倉庫。
  - b/ 放射性物質あるいは強い放射線を発する物質を有する施設あるいは倉庫。
  - c/ 人間と家畜の健康に有害な物質を有する施設あるいは倉庫。
  - d/ 人間の健康に悪影響を与える臭いを発する施設あるいは倉庫。
  - e/ 許容基準を超えて、騒音、煤塵あるいは排気ガスを発生する施設あるいは倉庫。
  - f/ 感染症を治療する新築の病院あるいは医療施設。
3. 本第 24 条の 1 項と、2 項の d 号、f 号とに規定の違反行為の 1 つがあり、それが原因で環境汚染が生じた場合、VND30,000,000 から VND50,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 本第 24 条 2 項の a 号、b 号、c 号に規定の違反行為の 1 つがあり、それが原因で環境汚染が生じた場合、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 追加制裁形態と追加是正措置
  - a/ 本第 24 条の 1 項、2 項に規定の違反があった場合、環境許可証を 60 就業日から 180 就業日までの間、剥奪すること。  
本第 24 条の 3 項、4 項に規定の違反があった場合、環境許可証を不特定期間、剥奪すること。
  - b/ 住宅地と自然保全区からの環境安全距離に関する規定を強制的に遵守させること、あるいは、違反施設を住宅地と自然保全区から強制的に移転させること。

c/ 本第 24 条の 3 項、4 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第 25 条 - 環境事故への対応と、環境事故により生じた結果の是正に関する法規に対する違反

1. 以下の行為の 1 つがあった場合、VND200,000 から VND1,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 環境事故があったとき、それを発見し次第、環境保護を担当する最寄りの国家管理機関、その他、管轄国家機関へ速やかに通知することを怠ること。
  - b/ 速やかに環境事故を是正する措置を自己責任で適用することを怠ること。
  - c/ 環境事故の是正を目的とする、人員、資材、手段の緊急動員命令に、従うことを怠ること、あるいは、不適切に従うこと。
2. 環境事故の原因となる行為があった場合、VND20,000,000 から VND40,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 本第 25 条 2 項に規定の違反行為があった場合において、環境事故を是正しなかったとき、VND60,000,000 から VND70,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

#### 4. 是正措置

本第 25 条に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第 26 条 中古製品と中古包装資材の強制回収に関する法規に対する違反

1. 中古製品と中古包装資材の回収を怠る行為があった場合において、この中古製品と中古包装資材の回収が義務付けられているとき、VND5,000,000 から VND15,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 本第 26 条 1 項に規定の違反行為があり、それが原因で環境汚染が生じた場合、VND30,000,000 から VND50,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

#### 3. 是正措置

本第 26 条に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第 27 条 環境データと環境情報の収集、管理、開発、利用に関する法規に対する違反

1. 管轄国家機関によりすでに承認されている、環境データと環境情報の観測、収集、交換、開発、利用を妨害する行為があった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 以下の違反行為の 1 つがあった場合、VND500,000 から VND1,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 環境データと環境情報の処理に関する法規の遵守を怠ること。
  - b/ 権限を逸脱して、環境データ、環境情報を提供すること。
  - c/ 環境データ、環境情報の公表を怠ること。
3. 環境データ、環境情報の保存システムに不法アクセスする行為があった場合、VND1,000,000 から VND2,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
4. 管轄国家機関が発布した法規に基づき環境データ、環境情報を保存する機関に対して不十分な研究データ、調査データ、観察データ、その他関連文書を提出する行為があった場合、VND2,000,000 から VND3,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
5. 環境データ、環境情報を偽造あるいは削除する行為があった場合、VND3,000,000 から VND4,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
6. 環境データ、環境情報を保存する機関に対して虚偽の計算データ、研究結論、調査結論を提供した場合、VND4,000,000 から VND5,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
7. 情報を偽造する行為があり、それが原因で環境に悪影響が生じた場合、VND5,000,000 から VND7,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

#### 8. 是正措置

本第 27 条の 4 項、5 項、6 項、7 項に規定の違反行為が原因で生じた結果を強制的に是正させること。

#### 第28条 環境影響評価に関するコンサルタント業務あるいは審査業務の提供に関する法規に対する違反

1. 開業免許に相反して、環境影響評価に関するコンサルタント業務あるいは審査業務を営む行為があった場合、VND5,000,000 から VND10,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 以下の違反行為の1つがあった場合、VND15,000,000 から VND25,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
  - a/ 管轄国家機関の許可証なしに、環境影響評価に関するコンサルタント業務を営むこと。
  - b/ 開業免許に相反して、環境影響評価を審査すること。
3. 管轄国家機関の許可証なしに、環境影響評価に関する審査業務を営む行為があった場合、VND30,000,000 から VND40,000,000 までの罰金が科せられるものとする。

#### 第29条 環境現況の評価に関する法規に対する違反

1. 環境保護を担当する国家管理機関に対して環境現況について不正確な報告を行う行為があった場合、VND500,000 から VND2,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 環境保護に関する法の規定に基づき環境現況について報告することを怠る行為があった場合、VND3,000,000 から VND5,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 是正措置  
環境保護を担当する国家管理機関の要請により、強制的に報告を行わせること。

#### 第30条 環境改善用あるいは環境回復用の供託金の納付に関する法規に対する違反

1. 自然資源の開発活動において環境改善用あるいは環境回復用の供託金の納付を怠る行為があった場合、VND10,000,000 から VND20,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 是正措置  
法の規定に基づき、環境改善用あるいは環境回復用の供託金を強制的に納付させること。

#### 第31条 環境損害補償金支払い責任保険の購入に関する法規に対する違反

1. 個人あるいは組織が自然環境に大きな損害を与える原因となる可能性のある活動を行うものの、環境損害補償金支払い責任保険の購入を怠っている場合、VND10,000,000 から VND20,000,000 までの罰金がこの個人あるいは組織に対して科せられるものとする。
2. 是正措置  
環境損害補償金支払い責任保険を強制的に購入させること。

#### 第32条 国家による環境保護管理活動を妨害する行為

1. 環境現況の調査、研究、管理、評価を妨害する行為があった場合、警告、あるいは、VND100,000 から VND500,000 までの罰金が科せられるものとする。
2. 管轄権限を有する人あるいは国家管理機関が実施する、環境保護に関する検査と検討を妨害する行為があった場合、VND1,000,000 から VND4,000,000 までの罰金が科せられるものとする。
3. 是正措置  
環境保護を担当する国家管理機関の要請を強制的に遵守させること。

### 第三章

#### 制裁権限と制裁手続

#### 第33条 各レベルの人民委員会の長が行政義務違反に制裁を科す権限

1. 社/坊/市鎮における人民委員会の長は、以下の事項を行う権限を有する。
  - a/ 警告を科すこと。
  - b/ 最大 VND500,000 までの罰金を科すこと。
  - c/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された、最大 VND500,000 までと評価された証拠物件と物的手段とを没収すること。



- d/ 違反行為が原因の環境汚染あるいは環境枯渇を是正する措置を強制的に適用させること。
  - e/ 汚染原因動産と汚染原因物品を強制的に破棄させること。
2. 村区、市街区、町あるいは省市における人民委員会の長は、以下の事項を行う権限を有する。
- a/ 警告を科すこと。
  - b/ 最大 VND20,000,000 までの罰金を科すこと。
  - c/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された証拠物件と物的手段とを没収すること。
  - d/ 違反行為が原因の環境汚染を是正する措置を強制的に適用させること。
  - e/ 汚染原因動産と汚染原因物品を強制的に破棄させること。
3. 省/市における人民委員会の長は、以下の事項を行う権限を有する。
- a/ 警告を科すこと。
  - b/ 最大 VND70,000,000 までの罰金を科すこと。
  - c/ 省/市における自然資源環境省が交付した環境許可証を利用する権利を剥奪すること。
  - d/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された証拠物件と物的手段とを没収すること。
  - e/ 汚染原因動産と汚染原因物品を強制的に破棄させること。
  - f/ ベトナム国に持ち込まれた汚染原因動産と汚染原因物品をベトナム国領土から強制的に除去させること、あるいは、これらの動産と物品を強制的に再輸出させること。
  - g/ 違反行為が原因の環境汚染あるいは環境枯渇を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第34条 環境保護専門検査官が行政義務違反に制裁を科す権限

1. 省/市における自然資源環境庁の自然資源環境専門検査官と自然資源環境省の自然資源環境専門検査官は公務中、以下の事項を行う権限を有する。
- a/ 警告を科すこと。
  - b/ 最大 VND200,000 までの罰金を科すこと。
  - c/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された、最大 VND2,000,000 までと評価された証拠物件と物的手段とを没収すること。
  - d/ 汚染原因動産と汚染原因物品を強制的に破棄させること。
  - e/ 違反行為が原因の環境汚染あるいは環境枯渇を是正する措置を強制的に適用させること。
2. 省/市における自然資源環境庁の主任検査官は、以下の事項を行う権限を有する。
- a/ 警告を科すこと。
  - b/ 最大 VND20,000,000 までの罰金を科すこと。
  - c/ 検査官の権限に属する環境許可証を利用する権利を剥奪すること。
  - d/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された証拠物件と物的手段とを没収すること。
  - e/ 汚染原因動産と汚染原因物品を強制的に破棄させること。
  - f/ 違反行為が原因の環境汚染あるいは環境枯渇を是正する措置を強制的に適用させること。
3. 自然資源環境省の検査官総長は、以下の事項を行う権限を有する。
- a/ 警告を科すこと。
  - b/ 最大 VND70,000,000 までの罰金を科すこと。
  - c/ 検査官総長の権限に属する環境許可証を利用する権利を剥奪すること。
  - d/ 環境領域における行政義務違反の遂行に利用された証拠物件と物的手段とを没収すること。
  - e/ 汚染原因動産と汚染原因物品を強制的に破棄させること。
  - f/ ベトナム国に持ち込まれた汚染原因動産と汚染原因物品をベトナム国領土から強制的に除去させること、あるいは、これらの動産と物品を強制的に再輸出させること。
  - g/ 違反行為が原因の環境汚染あるいは環境劣化を是正する措置を強制的に適用させること。

#### 第35条 国家管理機関と国家専門検査官部が環境保護領域における行政義務違反に対して制裁を科す権限

本政令第 33 条、第 34 条に規定の、制裁を科す権限を有する人に加えて、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令の規定に基づく制裁を科す権限を有する人も、本政令に規定の行政義務違反

行為を発見した場合において、その行為が各自の管理領域と管理地域内に属するとき、行政義務違反に関する法の規定に厳格に準拠してこの違反行為に対して制裁を科することができるものとする。

### 第36条 行政義務違反に対して制裁を科す手続

1. 環境保護領域において行政義務違反行為を発見した場合、制裁権限を有する人は、この違反行為を直ちに停止するよう命令し、それと同時に、違反行為に関する記録書を作成しなければならない。但し、制裁が単純な手続に基づき科される場合はこの限りでない。当該の記録書は、法が設定した書式に基づき作成するものとし、また、この制裁は、上記の確定権限に基づき科するものとする。違反行為が記録書作成者の制裁権限に属さないものである場合、当該の記録書は、この違反行為に制裁を科す権限を有する人に送付しなければならない。
2. 行政義務違反に制裁を科す命令と手続とは、以下の通りとする。
  - a/ 警告あるいは最大 VND100,000 までの罰金に服さなければならない行政義務違反の場合、この違反に制裁を科す権限を有する人は、制裁決定書を即時発行するものとする。制裁決定書には、次の事項を明記しなければならない。すなわち、決定書発行の年月日、違反個人の正式な氏名と住所、あるいは、違反組織の正式な名称と住所、当該違反行為、当該違反の遂行地、制裁決定書発行者の正式な氏名と地位、関連法律文書の適用条項。この制裁決定書は、その1通を、制裁を科された個人あるいは組織に手渡さなければならない。罰金の場合、制裁決定書には、罰金の金額を明記しなければならない。違反個人は、あるいは、違反組織の代表者は、当該の罰金を、制裁権限を有する人に対して即時納付することができる。罰金の即時納付があった場合、罰金受領書を発行するものとする。
  - b/ 警告あるいは VND100,000 超の罰金に服さなければならない行政義務違反の場合、制裁権限を有する人は、行政義務違反に関する記録書を作成しなければならない。行政義務違反記録書には、次の事項を明記しなければならない。すなわち、記録書作成の日付と場所、記録書作成者の正式な氏名と地位、違反個人の正式な氏名、住所、職業あるいは違反組織の正式な名称と住所、違反行為、行政義務違反を防止させる措置、制裁を確実に科す措置（措置がある場合に限る。）、一時没収された動産および/または物品の状態、違反個人あるいは違反組織代表者の説明。証人、被害者、損害を受けた組織の代表者がいる場合、被害者の正式な氏名と住所を明記しなければならない。
3. 罰金を科された組織と個人は、制裁決定書に明記された財務省において罰金金額を納付しなければならない。その後、罰金領収書の発行を受けるものとする。  
遠隔地、遠方地、河川上、海上、出入り困難地、労働時間後においては、行政制裁を科された個人と組織は、制裁権限を有する人に対して罰金金額を納付することができる。制裁権限を有する人は、罰金金額を即時徴収した上、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第58条3項に規定の財務省に送金しなければならないものとする。制裁を科された人は、罰金領収書を交付されない場合、罰金金額の納付を拒絶できる。
4. 汚染原因動産および/または汚染原因物品を没収する場合、制裁権限を有する人は、この動産および/または物品に関する記録書を作成して、この記録書に、没収した動産および/または物品の名称、数量、状態、質を明記しなければならない。この記録書には、没収者、制裁を科された個人あるいは制裁を科された組織の代表者、証人が署名するものとする。汚染原因動産および/または汚染原因物品を密封する必要がある場合、この密封は、制裁を科された人あるいは制裁を科された組織の代表者と証人との立会いの下、実施しなければならない。
5. 制裁を科された個人と組織は、制裁決定書を手渡された後10日以内に制裁決定書を遵守しなければならない。この期限を経過した後においては、制裁を科された個人と組織は、制裁決定書を任意に遵守することを怠った場合、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第66条の規定と、政府の2005年3月18日付政令 No.37/2005/ND-CP、すなわち、行政義務違反に対する制裁決定

書の遵守を強制する措置の適用手続を定めた政令とに基づきその制裁決定書の遵守を強制されるものとする。

6. VND500,000 以上の罰金を科された個人は、著しい資金難に直面する場合、罰金の納付を延期することができる。罰金の納付延期の手続と期限とは、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第 65 条の規定を遵守したものでなければならない。

#### 第 37 条 許可証を利用する権利の剥奪

1. 環境保護を担当する国家管理機関から各種の環境許可証を交付されている個人と組織については、該当する個人と組織のすべてから、その行政義務違反が許可証の利用に関する規定に直接関係のあるものであるとき、その許可証を利用する権利を剥奪できるものとする。

許可証を利用する権利を剥奪する決定を行う場合、管轄権限を有する人は、この決定に関する記録書を作成し、この記録書に、許可証を利用する権利を行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第 59 条に基づき剥奪する理由を明記しなければならない。同時に、違反の停止を強制しなければならない。

許可証を利用する権利の剥奪は、その決定書が本政令の第 33 条 3 項、第 34 条 2 項、3 項に規定の、管轄権限を有する人から発行された後に限り、実行するものとする。

本政令第 33 条の 1 項、2 項、3 項に規定の、管轄権限を有する人は、環境許可証交付機関に対して、該当の許可証を回収するよう提案できるものとする。

2. 許可証を利用する権利の、定期間の剥奪は、是正可能な初回の違反に適用するものとする。制裁決定書に記載の期間が満了し次第、制裁権限を有する人は、許可証を利用する権利を有する組織あるいは個人に対して許可証を返還しなければならない。
3. 許可証を利用する権利の、不特定の期間剥奪は、以下の場合に適用するものとする。
  - a/ 許可証が権限を逸脱して、交付されている場合。
  - b/ 許可証に、環境保護に関する法規に反する事項が記載されている場合。
  - c/ 環境保護に関する法規に対する違反が極めて重大で、そのため、違反者の操業継続を許可することが不可能な場合。

#### 第 38 条 その他行政措置の適用に関する規定

1. 本政令の第 33 条、34 条、35 条に規定の、制裁権限を有する人は、法定規定と、行政義務違反行為が原因で生じた実際の損害とに基づいて、是正措置を適用するか否かを決定するものとし、さらに、自己の決定について法の下で責任を負うものとする。
2. 個人と組織は、是正措置を適用しなければならない場合、制裁決定書を受け取り後 10 日以内に、この是正措置による制裁形態を実行しなければならない。但し、法による別段の規定がある場合はこの限りでない。この制裁形態の実行を怠った場合、この個人と組織は、設定された期限内にこの制裁形態を実行するよう強制されるものとする。強制実行の費用は、この制裁形態の実行を強制された個人あるいは組織が納付するものとする。
3. 環境保護関連の行政義務違反に利用された証拠物件および/または物的手段が没収あるいは破棄されなければならない場合、この証拠および/または手段に関する記録書が、制裁決定書作成者、制裁を科された人、証人により作成、書名されなければならない。さらに、行政義務違反の証拠物件は、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第 60 条、第 61 条の規定に厳格に基づいて、取り扱うものとする。

### 第四章

#### 違反に関する不服、告発、取り扱い

#### 第 39 条 不服と告発

1. 環境保護領域における行政義務違反を理由に制裁を科された個人と組織、あるいは、その法律上の代理人は、管轄権限を有する人による制裁決定書に関して不服を申し立てることができる。

国民は、環境保護領域における行政制裁に関する違法行為を、管轄権限を有する国家機関に対して告発できる。

2. 不服と告発の申し立て手続と、不服と告発の解決手続とは、行政義務違反の取り扱いに関する行政命令第 118 条の規定を遵守して実施するものとする。
3. 環境保護領域における行政義務違反に制裁を加える決定書に対する訴訟の開始、さらに、環境保護領域における行政義務違反を防止させる措置とこの違反に対して確実に制裁を科す措置の適用に関する決定書とに対する訴訟の開始は、行政事件の解決手続に関する法の規定を遵守して実施するものとする。

#### 第 40 条 環境保護領域における行政義務違反に制裁を科す権限を有する人の取り扱い

環境保護領域における行政義務違反に制裁を科す権限を有する人は、賄賂を要求して他人を困惑させた場合、違反者を黙許した場合、違反者を隠蔽した場合、制裁を怠った場合、不適切な制裁を科した場合、速やかには制裁を科さなかった場合、自己の権限を越える制裁を科した場合、自己の違反の性質と程度に応じて、懲戒されるか、あるいは、刑事責任の有無を調査されるかとする。この人は、国家、国民あるいは組織に対して損害を与える原因となった場合、法の規定に基づき、この損害の補償金を納付しなければならない。

#### 第 41 条 行政義務違反で制裁を科された人が犯した違反の取り扱い

人が環境保護領域における行政義務違反を理由に制裁を科された場合において、勤務中の公務員に抵抗する行為をおかしたとき、当該制裁の実施を遅延させたとき、実施を回避したとき、その他違反行為をおかしたとき、この人は、自己の違反の性質と程度に応じて、行政義務違反を理由に取り扱われるか、あるいは、刑事責任の有無を調査されるかとする。損害の原因となった場合、この人は、法の規定に基づき、この損害の補償金を納付しなければならない。

### 第五条

#### 実施規定

#### 第 42 条 既存問題の解決

製造施設、商業施設あるいはサービス施設は、その事業を 2005 年環境保護に関する法律の発効日前にすでに開始していても、また、環境基準に準拠していることを管轄国家機関に証明され、それをすでに登録済みであっても、当該の環境保護に関する法律と本政令に違反する行為をおかした場合、環境保護公約を強制登録しなければならない製造施設あるいはサービス施設と同様に、制裁を科されるものとする。

#### 第 43 条 実施の効果

本政令はコン・バオ（公報）に公示後 15 日目に発効するものとする。

この発効の結果、環境保護領域における行政義務違反の制裁に関する、政府の 2004 年 5 月 12 日付政令 121/2004/ND-CP は、廃止されるものとする。

#### 第 44 条 指導と実施の責任

1. 自然資源環境大臣が本政令の実施を指導し、組織化する責任を負うものとする。
2. 大臣、省級の機関および政府の付属機関の長ならびに省／市の人民委員会の議長が本政令を実施する責任を負うものとする。

政府代表

首相

NGUYEN TAN DUNG

# 添付資料 5

## 大気環境基準

## 大気排出基準

## 産業排水基準

---

TCVN5937:2005 (大気環境基準)

TCVN5938:2005 (大気環境基準：大気環境中の有害物質の最大許容濃度)

TCVN5939:2005 (大気排出基準：無機物質とばいじんに対する産業排出基準)

TCVN5940:2005 (大気排出基準：有機物質に対する産業排出基準)

TCVN7440:2005 (大気排出基準：火力発電所の排出基準)

TCVN5945:2005 (産業排水基準)

ここでは、最近改定された主要な環境関連基準のうち、大気環境基準、排出基準、産業排水基準の越文和訳を収録する。翻訳はあくまで参考のために行った仮訳であることをお断りする。各環境基準、排出基準の原文及び一部の英文正訳は下記から入手することができる。

Vietnam Standards Centre (VSC)

Address: 8 Hoang Quoc Viet str, Cau Giay dist, Ha Noi, Viet Nam

Tel: (84-4) 7564269/7562807 Fax: (84-4)8361771

E-mail: [tcvn@hn.vnn.vn](mailto:tcvn@hn.vnn.vn)

**ベトナム標準規格**  
**TCVN5937:2005**  
**大気質—大気環境基準**  
 (仮訳)

序文

TCVN5937:2005 は TCVN5937:1995 に替わるものである。

TCVN5937:2005 は、TCVN/TC146 (ベトナム標準規格第 146 標準規格) 「大気質」標準規格技術班により編纂され、標準規格-度量衡-品質総局が提議し、科学技術省が施行したものである。

大気質—大気環境基準

1. 適用範囲

- 1.1 この基準は大気環境における二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素 (CO)、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、オゾン (O<sub>3</sub>)、浮遊粒子状物質及び PM<sub>10</sub> (粒子状物質≤10μm) 及び鉛 (Pb) の各基本数値の限界値を規定する。
- 1.2 この標準規格は大気質の評価及び大気汚染状況の監察のために適用する。
- 1.3 この標準規格は生産施設範囲内の大気質及び屋内大気質の評価のためには適用しない。

2. 限界値

大気環境中の基本数値の限界値は表 1 において規定される。

表 1：大気環境標準規格

単位：1 ノルマル立方メートルあたりのマイクログラム (μm/Nm<sup>3</sup>)

数値	1 時間 平均	8 時間 平均	24 時間 平均	年間平均	測定方法
SO <sub>2</sub>	350	-	125	50	溶液導電率法または紫外線蛍光法
CO	30,000	10,000	-	-	非分散型赤外分析計を用いる方法
NO <sub>x</sub>	200	-	-	40	オゾンを用いる化学発光法
O <sub>3</sub>	180	200	80	-	紫外線吸収法
浮遊粒子状物質 (TSP)	300	-	200	140	ハイボリュームエアサンプラーを用いた、ろ過捕集による重量濃度測定
PM <sub>10</sub>	-	-	150	50	重量濃度測定或いは相対濃度測定
Pb	-	-	1.5	0.5	ハイボリュームエアサンプラーによる試料採取後の原子吸光分析法
注釈：PM <sub>10</sub> は粒子系が 10 μm 以下であること。ハイフン記号 (—) は規定無し。					

## ベトナム標準規格

## TCVN5938:2005

## 大気質—大気環境中の有害物質の最大許容濃度

Air quality – Maximum allowable concentration of hazardous substances in ambient air

(仮訳)

序文

TCVN5938:2005はTCVN5938:1995に替わるものである。

TCVN5938:2005は、TCVN/TC146（ベトナム標準規格第146標準規格）「大気質」標準規格技術班により編纂され、標準規格-度量衡-品質総局が提議し、科学技術省が施行したものである。

## 1. 適用範囲

- 1.1 この基準は人間の活動により発生した大気質中の有害物質の許容最大濃度を規定する。
- 1.2 この基準は大気質の評価及び大気汚染状況の監察のために適用する。
- 1.3 この基準は生産施設範囲内の大気及び屋内大気の評価のためには適用しない。

## 2. 限界値

- 2.1 周辺大気中の有害物質の限界値は表1において規定される。
- 2.2 試料採取、分析、具体的な数値ごとの確定計算に関する方法は、相応するTCVNが規定する、或いは権限を有する機関が指定する方法に従う。

表1：大気環境の有害物質の最大許容濃度

単位：1立方メートルあたりのマイクログラム ( $\mu\text{m}/\text{m}^3$ )

番号	数値	化学式	平均時間	許可濃度
無機物質				
1	ヒ素及びヒ素化合物	As	1時間	0.033
			1年間	0.0055
2	アルシン（水素化ヒ素）	AsH <sub>3</sub>	1時間	0.33
			1年間	0.055
3	塩化水素	HCL	24時間	60
4	硝酸	HNO <sub>3</sub>	1時間	400
			24時間	150
5	硫酸	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	1時間	300
			24時間	50
			1年間	3
6	シリカを50%以上含有する粉じん		1時間	150
			24時間	50
7	アスベストを含む粉じん	Mg <sub>3</sub> Si <sub>2</sub> O <sub>5</sub> (OH) <sub>4</sub>	8時間	1本 <sup>1</sup> /m <sup>3</sup>
8	カドミウム及びカドミウム化合物	Cd	1時間	0.4
			8時間	0.17
			1年間	0.005
9	塩素	Cl <sub>2</sub>	1時間	100
			24時間	30
10	六価クロム	Cr	1時間	0.0067
			24時間	0.003

<sup>1</sup> 越語原文は「1 sợi」。

			1 年間	0.0023
11	ふっ化水素	HF	1 時間	20
			24 時間	5
			1 年間	1
12	シアン化水素	HCN	1 時間	10
			24 時間	10
13	マンガン及びその化合物	Mn/MnO <sub>2</sub>	1 時間	10
			24 時間	8
			1 年間	0.15
14	ニッケル (金属とその化合物)	Ni	24 時間	1
15	水銀 (金属とその化合物)	Hg	24 時間	0.3
			1 年間	0.3
有機物質				
16	アクロレイン	CH <sub>2</sub> =CHCHO	1 時間	50
17	アクリルニトリル	CH <sub>2</sub> =CHCN	24 時間	45
			1 年間	22.5
18	アニリン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> NH <sub>2</sub>	1 時間	50
			24 時間	30
19	アクリル酸	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> COOH	1 年間	54
20	ベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>6</sub>	1 時間	22
			1 年間	10
21	ベンジジン	NH <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NH <sub>2</sub>	1 時間	検出されないこと
			8 時間	検出されないこと
			24 時間	検出されないこと
			1 年間	検出されないこと
22	クロロフォルム	CHCl <sub>3</sub>	24 時間	16
			1 年間	0.043
23	炭化水素	C <sub>n</sub> H <sub>n</sub>	1 時間	5000
			24 時間	1500
24	ホルムアルデヒド	HCHO	1 時間	20
			1 年間	15
25	ナフタレン	C <sub>10</sub> H <sub>8</sub>	8 時間	500
			24 時間	120
26	フェノール	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> OH	1 時間	10
			24 時間	10
27	テトラクロロエチレン	C <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub>	24 時間	100
28	塩化ビニル (クロロエチレン)	ClCH=CH <sub>2</sub>	24 時間	26
悪臭物質				
29	アンモニア	NH <sub>3</sub>	1 時間	200
			24 時間	200
30	アセトアルデヒド	CH <sub>3</sub> CHO	1 時間	45
			1 年間	30
31	プロピオン酸	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH	8 時間	300
32	硫化水素	H <sub>2</sub> S	1 時間	42
33	メチルメルカプタン	CH <sub>3</sub> SH	1 時間	50
			24 時間	20
34	スチレン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub>	1 週間	260
			1 年間	190
35	トルエン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	30 分	1000
			1 時間	500
			1 年間	190
36	キシレン	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	1 時間	1000
			1 年間	950
注釈：年間平均値は数学的平均値である。				



## ベトナム標準規格

### TCVN5939:2005

#### (大気質～無機物質とばいじんに対する産業排出基準)

Air quality – Industrial emission standards – Inorganic substances and dusts

(仮訳)

#### 序文

TCVN5939:2005 は TCVN5939:1995 に替わるものである。

TCVN5939:2005 は、TCVN/TC146 (ベトナム標準規格第 146 標準規格) 「大気質」標準規格技術班により編纂され、標準規格-度量衡-品質総局が提議し、科学技術省が施行したものである。

#### 1 適用範囲

- 1.1 この標準規格は周辺大気に排出される産業排ガス中のばいじんおよび無機物質の最大許容濃度を規定する。本標準規格においていう産業排ガスとは、人間によって生産・経営・サービス及びそのほかの活動過程から作り出される排ガスである。
- 1.2 この標準規格は周辺大気に排出される産業排ガス中の濃度の制御のために適用する。

#### 2 限界値

- 2.1 周辺大気に排出される産業排ガス中のばいじんおよび無機物質のリスト及び限界値は表 1 において規定される。A 類型において規定する限界値は現在操業中の工場・施設に適用される。B 類型において規定する限界値は新規に建設する工場・施設に適用される。

#### 注釈：

- 1) 特定の生産・経営・サービス活動の、産業分野ごとの特殊性を持つ排ガス構成要素は、個別の標準規格において規定される。
  - 2) 現在操業中の工場・施設であっても、場合によっては B 類型において規定する限界値を適用し、環境管理機関が特定の排出源ごとに対して規定する限界値を適用することがある。
- 2.2 産業排ガス中のばいじんおよび無機物質の濃度値を測定するための試料採取、分析、具体的な数値ごとの測定計算に関する方法は、相応する TCVN が規定する、或いは権限を有する機関が指定する方法に従う。

表 1：産業排ガス中のばいじんおよび無機物質の許容限界値  
 単位：標準気体 1 立方メートル<sup>\*</sup>あたりのミリグラム (mg/Nm<sup>3</sup>)

番号	数値	最大許容濃度	
		A 類型	B 類型
1	ばいじん	400	200
2	シリカを含むばいじん	50	50
3	アンモニア及びアンモニア化合物	76	50
4	アンチモン及びアンチモン化合物	20	10
5	ヒ素及びヒ素化合物	20	10
6	カドミウム及びカドミウム化合物	10	5
7	鉛及び鉛化合物	10	5
8	一酸化炭素	1000	1000
9	塩化物	32	10
10	銅及び銅化合物	20	10
11	亜鉛及び亜鉛化合物	30	30
12	塩酸	200	50
13	ふっ化物、ふっ化水素或いはふっ化水素を基礎とするふっ化物	50	20
14	硫化水素	7.5	7.5
15	二酸化硫黄	1500	500
16	二酸化窒素を含む窒素化合物	1000	850
17	二酸化窒素を含む窒素化合物（酸の生産施設において）	2000	1000
18	三酸化硫黄を含む、硫酸あるいは三酸化硫黄ガス	100	50
19	二酸化窒素を含む、硝酸ガス（酸の生産施設において）	2000	1000
20	二酸化窒素を含む、硝酸ガス（その他の生産施設において）	1000	500

注釈：

<sup>\*</sup>この標準規格において標準気体 1 立方メートルとは、気温零度、絶対気圧 760 mm Hg における排ガス 1 立方メートルを指す。

## ベトナム標準規格

### TCVN5940:2005

#### (大気質～有機物質に対する産業排出基準)

Air quality – Industrial emission standards – Inorganic substances and dusts

(仮訳)

#### 序文

TCVN5940:2005 は TCVN5940:1995 に替わるものである。

TCVN5940:2005 は、TCVN/TC146 (ベトナム標準規格第 146 標準規格) 「大気質」標準規格技術班により編纂され、標準規格-度量衡-品質総局が提議し、科学技術省が施行したものである。

#### 1 適用範囲

- 1.1 この標準規格は周辺大気に排出される産業排ガス中の有機物質の最大許容濃度を規定する。本標準規格においていう産業排ガスとは、人間によって生産・経営・サービス及びそのほかの活動過程から作り出される排ガスである。
- 1.2 この標準規格は周辺大気に排出される産業排ガス中の有機物質の濃度の制御のために適用する。

#### 2 限界値

- 2.1 周辺大気に排出される産業排ガス中の有機物質の最大許容濃度は表 1 において規定される。

#### 注釈：

特定の生産・経営・サービス活動の、産業分野ごとの特殊性を持つ排ガス構成要素は、個別の標準規格において規定される。

- 2.2 産業排ガス中の有機物質の濃度値を測定するための試料採取、分析、具体的な数値ごとの測定計算に関する方法は、相応する TCVN が規定する、或いは権限を有する機関が指定する方法に従う。

表 1：産業排ガス中の有機物質の最大許容濃度

単位：標準気体 1 立方メートル<sup>\*</sup>あたりのミリグラム (mg/Nm<sup>3</sup>)

番号	名称	CAS 番号 2)	化学式	最大許容濃度
1	AcEthylene tetrabromide	79-27-6	CHBr <sub>2</sub> CHBr <sub>2</sub>	14
2	Acetaldehyd	75-07-0	CH <sub>3</sub> CHO	270
3	Acrolein	107-02-8	CH <sub>2</sub> =CHCHO	2.5
4	Amyl acetate	628-63-7	CH <sub>3</sub> COOC <sub>5</sub> H <sub>11</sub>	525
5	Aniline	62-53-3	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> NH <sub>2</sub>	19
6	Benzidin	92-87-5	NH <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NH <sub>2</sub>	検出されないこと
7	Benzene	71-43-2	C <sub>6</sub> H <sub>6</sub>	5
8	Benzyl chloride	100-44-7	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>2</sub> Cl	5
9	1,3 - Butadiene	106-99-0	C <sub>4</sub> H <sub>6</sub>	2200
10	n - Butyl acetate	123-86-4	CH <sub>3</sub> COOH <sub>4</sub> H <sub>9</sub>	950
11	Butyl amine	109-73-9	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> NH <sub>2</sub>	15
12	Cresol	1319-77-3	CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> OH	22
13	Clorobenzene	108-90-7	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> Cl	350
14	Cloroform	67-66-3	CHCl <sub>3</sub>	240
15	β- clopren	126-99-8	CH <sub>2</sub> =CClCH=CH <sub>2</sub>	90
16	Clopicrin	76-06-2	CCl <sub>3</sub> NO <sub>2</sub>	0.7
17	Cyclohexane	110-82-7	C <sub>6</sub> H <sub>12</sub>	1300
18	Cyclohexanol	108-93-0	C <sub>6</sub> H <sub>11</sub> OH	410
19	Cyclohexanone	108-94-1	C <sub>6</sub> H <sub>10</sub> O	400
20	Cyclohexen	110-83-8	C <sub>6</sub> H <sub>10</sub>	1350
21	Diethylamine	109-89-7	(C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> ) <sub>2</sub> NH	75
22	Difluordibromomethane	75-61-6	CF <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	860
23	o-dichlorobenzene	95-50-1	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub>	300
24	1,1 - Dichloroethane	75-84-3	CHCl <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	400
25	1,2 - Dichloroethylene	540-59-0	ClCH=CHCl	790
26	1,4 - Dioxan	123-91-1	C <sub>4</sub> H <sub>8</sub> O <sub>2</sub>	360
27	Dimethyl aniline	121-69-7	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> N(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	25
28	Dichlor ethyl ester	111-44-4	(ClCH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> O	90
29	Dimethyl formamide	68-12-2	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NOCH	60
30	Dimethyl sulfate	77-78-1	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	0.5
31	Dimethyl hydrazine	57-14-7	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NNH <sub>2</sub>	1
32	Dinitrobenzene	25154-54-5	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (NO <sub>2</sub> ) <sub>2</sub>	1
33	Ethyl acetate	141-78-6	CH <sub>3</sub> COOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	1400
34	Ethyl amine	75-04-7	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> NH <sub>2</sub>	45
35	Ethylbenzen	100-41-4	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub>	870
36	Ethylbromua	74-96-4	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> Br	890
37	Ethylendiamin	107-15-3	NH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> NH <sub>2</sub>	30
38	Ethylendibromua	106-93-4	CHBr=CHBr	190
39	Ethylacrilat	140-88-5	CH <sub>2</sub> =CHCOOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	100
40	Ethylen clohydrin	107-07-3	CH <sub>2</sub> ClCH <sub>2</sub> OH	16
41	Ethylen oxide	75-21-8	CH <sub>2</sub> OCH <sub>2</sub>	20
42	Ethyl ester	60-29-7	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> OC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	1200
43	Ethyl chloride	75-00-3	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> Cl	2600
44	Ethyl silicate	78-10-4	(C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> ) <sub>4</sub> SiO <sub>4</sub>	850
45	Ethanol amine	141-43-5	NH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> OH	45
46	Furandehyde	98-01-1	C <sub>4</sub> H <sub>3</sub> OCHO	20
47	Fomaldehyde	50-00-0	HCHO	20
48	Furfuryl (2-Furylmetanol)	98-00-0	C <sub>4</sub> H <sub>3</sub> OCH <sub>2</sub> OH	120
49	Flotriclomethane	75-69-4	CCl <sub>3</sub> F	5600
50	n - Heptane	142-82-5	C <sub>7</sub> H <sub>16</sub>	2000
51	n -Hexane	110-54-3	C <sub>6</sub> H <sub>14</sub>	450
52	Isopropylamine	75-31-0	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHNH <sub>2</sub>	12
53	n-butanol	71-36-3	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> OH	360
54	Methyl mercaptan	74-93-1	CH <sub>3</sub> SH	15
55	Methyl acetate	79-20-9	CH <sub>3</sub> COOH <sub>3</sub>	610
56	Methyl acrylate	96-33-3	CH <sub>2</sub> =CHCOOCH <sub>3</sub>	35

57	Methanol	67-56-1	CH <sub>3</sub> OH	260
58	Methyl acetylene	74-99-7	CH <sub>3</sub> C=CH	1650
59	Methyl bromide	74-83-9	CH <sub>3</sub> Br	80
60	Methylcyclohexane (Methylcyclohexane?)	108-87-2	CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>11</sub>	2000
61	Methylcyclohexanol (Methylcyclohexanol?)	25639-42-3	CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>10</sub> OH	470
62	Methylcyclohexanone (Methylcyclohexanone?)	1331-22-2	CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>9</sub> O	460
63	Methyl chloride	74-87-3	CH <sub>3</sub> Cl	210
64	Methylen chloride	75-09-2	CH <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub>	1750
65	Methyl chloroform	71-55-6	CH <sub>3</sub> CCl <sub>3</sub>	2700
66	Monomethyl aniline	100-61-8	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> NHCH <sub>3</sub>	9
67	Methanol anime	3088-27-5	HOCH <sub>2</sub> NH <sub>2</sub>	31
68	Naphthalene	91-20-3	C <sub>10</sub> H <sub>8</sub>	150
69	Nitrobenzene	98-95-3	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> NO <sub>2</sub>	5
70	Nitroethan	79-24-3	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> NO <sub>2</sub>	310
71	Nitroglycerine	55-63-0	C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> (ONO <sub>2</sub> ) <sub>3</sub>	5
72	Nitromethane	75-52-5	CH <sub>3</sub> NO <sub>2</sub>	250
73	2 - Nitropropane	79-46-9	CH <sub>3</sub> CH(NO <sub>2</sub> )CH <sub>3</sub>	1800
74	Nitrotoluen	1321-12-6	NO <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> CH <sub>3</sub>	30
75	2-Pentanon	107-87-9	CH <sub>3</sub> CO(CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	700
76	Phenol	108-95-2	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> OH	19
77	Phenylhydrazine	100-63-0	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> NHNH <sub>2</sub>	22
78	n-Propanol	71-23-8	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> OH	980
79	n-Propylacetate	109-60-4	CH <sub>3</sub> -COO-C <sub>3</sub> H <sub>7</sub>	840
80	Propylene	dichloride	CH <sub>3</sub> -CHCl-CH <sub>2</sub> Cl	350
81	Propylene oxide	75-56-9	C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> O	240
82	Pyridine	110-86-1	C <sub>5</sub> H <sub>5</sub> N	30
83	Pyrene	129-00-0	C <sub>16</sub> H <sub>10</sub>	15
84	p-Quinol	106-51-4	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> O <sub>2</sub>	0.4
85	Styrene	100-42-5	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub>	100
86	Tetrahydrofuran	109-99-9	C <sub>4</sub> H <sub>8</sub> O	590
87	1,1,2,2 - Tetrachloroethane	79-34-5	Cl <sub>2</sub> HCCHCl <sub>2</sub>	35
88	Tetrachloretylene	127-18-4	CCl <sub>2</sub> =CCl <sub>2</sub>	670
89	Tetrachlormethane	56-23-5	CCl <sub>4</sub>	65
90	Tetranitromethane	509-14-8	C(NO <sub>2</sub> ) <sub>4</sub>	8
91	Toluen	108-88-3	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	750
92	o-Toluidine	95-53-4	CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NH <sub>2</sub>	22
93	Toluene - 2,4 - diisocyanate	584-84-9	CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>3</sub> (NCO) <sub>2</sub>	0.7
94	Triethylamine	121-44-8	(C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> ) <sub>3</sub> N	100
95	1,1,2 - Trichlor ethane	79-00-5	CHCl <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> Cl	1080
96	Trichlor ethylene	79-01-6	ClCH=CCl <sub>2</sub>	110
97	Xylene	1330-20-7	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	870
98	Xylidine	1300-73-8	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>3</sub> NH <sub>2</sub>	50
99	Vinylchloride	75-01-4	CH <sub>2</sub> =CHCl	20
100	Vinyltoluene	25013-15-4	CH <sub>2</sub> =CHC <sub>6</sub> H <sub>4</sub> CH <sub>3</sub>	480

注釈：

1) この標準規格においていう標準気体 1 立方メートルとは、気温零度、絶対気圧 760 mm 水銀 (Hg) における排ガス 1 立方メートルを指す。

2) CAS 番号：化学物質の分定に使用される国際的な化学物質登録番号 (Chemical Abstracts Service Registry Number)。

# ベトナム標準規格

## TCVN7440:2005

### (火力発電所の排出基準)

Emission standards for thermal power industry

(仮訳)

#### 序文

TCVN7440:2005 は、TCVN/TC146 (ベトナム標準規格第 146 標準規格) 「大気質」標準規格技術班により編纂され、標準規格-度量衡-品質総局が提議し、科学技術省が施行したものである。

#### 1 適用範囲

1.1 この標準規格は化石燃料(石炭、石油、天然ガス)燃焼技術を使用する火力発電所が環境に排出を行う際の汚染数値の最大許容濃度を規定する。

この標準規格はまた新規に建設する火力発電所、或いは現在操業中の火力発電所の改修・拡張工事に対しても、環境要求に関する評価及び審査のために適用する。

1.2 この標準規格は化石燃料以外の燃焼技術を利用する火力発電所に対しては適用しない。

#### 2 適用文書

以下の標準規格が、この標準規格と共に適用するために用いられる。

TCVN 5939:2005 大気質—ばいじん及び無機物質に対する産業排出基準

TCVN 5940:2005 大気質—有機物質に対する産業排出基準

TCVN 5945:2005 産業排水—排出標準基準

TCVN 5977:1995 固定汚染源排出—ガス運搬ダクト中の粒子状物質の濃度及び流量の測定—グラヴィメトリック法マニュアル

TCVN 6750:2000 固定汚染源排出—二酸化硫黄の最大許容濃度の測定—イオン・クロマトグラフ法

TCVN 7172:2002 固定汚染源排出—二酸化窒素の最大濃度の測定—ナフチルエチレンディアミン法による吸光光度測定法

#### 3 技術用語と解析

##### 3.1 火力発電所 (Thermal Power Plant)

火力発電所は電力を生産するために化石燃料燃焼技術を使用する。

火力発電所は 1 組の発電機、或いは複数組の発電機からなる発電機集団によって構成される。

##### 3.2 粒子状物質

連続的なガスの混合に際して個別に集合せず分散するあらゆる形態・構造或いは数量の固体粉末。

(TCVN 5977:1995 に基づく)

#### 4 限界値

4.1 使用される燃料の種類ごとの火力発電所排気ガス中の  $\text{NO}_x$ 、 $\text{SO}_2$  及び粒子状物質など汚染要素の最大許容濃度は表 1 において規定される。この濃度値は標準条件において算出する。石炭燃料を用いる火力発電所に対しては、排気ガス中の残存酸素 ( $\text{O}_2$ ) 濃度は 6%とする。天然ガス・タービンに対しては、排気ガス中の残存酸素濃度は 15%とする。火力発電所の排気ガス中のその他の要素には TCVN 5939:2005 及び TCVN 5940:2005 を適用する。

注釈：表1に列記した数値は排出ガスを混合して薄めるための設備を持つ場合には適用されない。

4.2 火力発電所の排水にはTCVN 5945:2005を適用する。

4.3 火力発電所の固形廃棄物には現行の固形廃棄物に関する規定を適用する。

表1：火力発電所の排気ガス中のNO<sub>x</sub>、SO<sub>2</sub>及び粒子状物質粒子状物質の最大許容濃度

単位：標準排気ガス1立方メートルあたりのミリグラム (mg/Nm<sup>3</sup>)

数値	使用燃料の種類			測定方法
	石炭	石油	天然ガス	
粒子状物質	200	150	50	TCVN 5977:1995
NO <sub>x</sub>	650 (揮発物含有量>10%) 1000 (揮発物含有量≤10%)	600	250	TCVN 7172:2002
SO <sub>2</sub>	500	500	300	TCVN 6750:2000

## ベトナム標準規格

### TCVN5945:2005

#### 産業排水基準

Industrial waste water – Discharge standards

(仮訳)

#### 序文

TCVN5945:2005 は TCVN5945:1995 に替わるものである。

TCVN5945:2005 は、TCVN/TC147 (ベトナム標準規格第 147 標準規格) 「水質品質」標準規格技術班により編纂され、標準規格-度量衡-品質総局が提議し、科学技術省が施行したものである。

#### 1. 適用範囲

- 1.1 この標準規格は生産、加工、役務経営の施設からの排水（以下、「産業排水」と称す）の中の汚染物質の数値及び濃度の限界値を規定する。
- 1.2 この標準規格は生活用水目的を持つ水域、より低い品質を要求される用水目的を持つ水域、或いは他の排水を受け取る場所に排出される産業排水の品質を制御するために使用する。

#### 2. 限界値

- 2.1 各水域に排出される汚染物質の数値及び濃度の限界値は、表 1 において規定される値を超えてはならない。
- 2.2 汚染物質濃度が A 類型において規定される値以下の産業排水は、生活目的用水源として恒常的に使用される水域に排出することができる。
- 2.3 汚染物質濃度が A 類型において規定される値以上であるが、B 類型において規定される値以下の産業排水は、A 類型において規定される水域を除く他の排水を受け取る水域に排出することができる。
- 2.4 汚染物質濃度が B 類型において規定される値以上の濃度であるが、C 類型において規定される値以下の産業排水は、規定の各場所（個別に建設された排水貯水池、集中排水処理工場に至る送水管等）に排出することができる。
- 2.5 特定の生産・経営・サービス活動の、産業領域／分野ごとの特殊性を持つ排水については、個別の標準規格において規定される。
- 2.6 試料採取、分析、汚染物質の具体的な数値及び濃度ごとの計算、測定に関する方法は、現行の TCVN が規定し、或いは権限を有する機関が指定する。



表 1：産業排水中の汚染物質の数値及び最大許容濃度

番号	数値	単位	最大許容濃度		
			A 類型	B 類型	C 類型
1	温度	°C	40	40	45
2	pH	-	6~9	5.5~9	5~9
3	臭気	-	耐えられなくはない	耐えられなくはない	-
4	色彩、pH=7における Co-Pt <sup>2</sup>		20	50	
5	BOD <sub>5</sub> (20°C)	mg/l	30	50	100
6	COD	mg/l	50	80	400
7	SS	mg/l	50	100	200
8	砒素	mg/l	0.05	0.1	0.5
9	水銀	mg/l	0.005	0.01	0.01
10	鉛	mg/l	0.1	0.5	1
11	カドミウム	mg/l	0.005	0.01	0.5
12	六価クロム	mg/l	0.05	0.1	0.5
13	三価クロム	mg/l	0.2	1	2
14	銅	mg/l	2	2	5
15	亜鉛	mg/l	3	3	5
16	ニッケル	mg/l	0.2	0.5	2
17	マンガン	mg/l	0.5	1	5
18	鉄	mg/l	1	5	10
19	すず	mg/l	0.2	1	5
20	シアン化合物	mg/l	0.07	0.1	0.2
21	フェノール	mg/l	0.1	0.5	1
22	鉱物油	mg/l	5	5	10
23	動植物油	mg/l	10	20	30
24	残留塩素	mg/l	1	2	-
25	PCBs	mg/l	0.003	0.01	-
26	農薬化学物質：有機リン	mg/l	0.3	1	-
27	農薬化学物質：有機 Chloride	mg/l	0.1	0.1	-
28	硫黄化合物	mg/l	0.2	0.5	1
29	フッ素化合物	mg/l	5	10	15
30	Clorua	mg/l	500	600	1000
31	アンモニア性窒素	mg/l	5	10	15
32	全窒素	mg/l	15	30	60
33	全リン	mg/l	4	6	8
34	大腸菌群数	MPN/100ml	3000	5000	-
35	生物指標による測定		90%の魚が 100%排水溶液中で 96 時間生存		-
36	全アルファ線強度	Bq/l	0.1	0.1	-
37	全ベータ線強度	Bq/l	1	1	-

<sup>2</sup> (訳注) 精製水 1 リットル中にコバルト 0.5mg と白金 1mg を含む色相を色度 1 とする。

環境省請負事業

平成 18 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務

ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任

CSR in Asia

平成 19 年 (2007 年) 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

東京都港区虎ノ門 1-18-1 5F

TEL.03-3592-9735 FAX.03-3592-9737

[www.gef.or.jp](http://www.gef.or.jp)